

官報

号外 昭和三十七年四月二十三日

○第四十回 参議院會議録第十八号(その一)

昭和三十七年四月二十三日(月曜日)
午前十時五十四分開議

議事日程 第十七号

昭和三十七年四月二十三日

午前十時開議

第一 行政管理庁設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二 労働省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 経済企画庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 漁業法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五 水産業協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第六 畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第七 農業機械化促進法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第八 国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第九 外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による

所得税等の非課税に関する法律案(内閣提出)

第一〇 国有財産法第十三条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(衆議院送付)

第一一 臨時司法制度調査会設置法案(内閣提出、衆議院送付)

第一二 地方公務員共済組合法案(内閣提出)

第一三 地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法案(内閣提出)

○本日の會議に付した案件

一、当面する経済政策に関する緊急質問

一、日程第一 行政管理庁設置法等の一部を改正する法律案

一、日程第二 労働省設置法の一部を改正する法律案

一、日程第三 経済企画庁設置法の一部を改正する法律案

一、日程第四 漁業法の一部を改正する法律案

一、日程第五 水産業協同組合法の一部を改正する法律案

一、日程第八 国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

一、日程第九 外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律案

一、日程第十 国有財産法第十三条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件

一、日程第十一 臨時司法制度調査会設置法案

一、日程第十二 地方公務員共済組合法案

一、日程第十三 地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法案

○議長(松野國平君) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

去る十三日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 吉江 勝保君

同 塩見 俊二君

同 木村篤太郎君

同 野上 進君

同 高橋進太郎君

同 小沢久太郎君

同 吉江 勝保君

同 塩見 俊二君

同 奥 むめお君

同 小沢久太郎君

同 加藤 正人君

同 木村篤太郎君

同 野上 進君

同 高橋進太郎君

同 加藤 正人君

同 奥 むめお君

地方公営企業労働関係法の一部を改正する法律案

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを委員会に付託した。

同 高橋進太郎君

同 小沢久太郎君

同 吉江 勝保君

同 塩見 俊二君

同 奥 むめお君

同 小沢久太郎君

同 加藤 正人君

同 木村篤太郎君

同 野上 進君

同 高橋進太郎君

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを委員会に付託した。

同 高橋進太郎君

同 小沢久太郎君

同 吉江 勝保君

同 塩見 俊二君

同 奥 むめお君

同 小沢久太郎君

同 加藤 正人君

同 木村篤太郎君

同 野上 進君

同 高橋進太郎君

同 加藤 正人君

昭和三十一年四月二十三日 参議院會議第十八号(その一) 議長の報告

金の交付に関する件について現地の実情を調査する。

一、派遣委員

大森 創造 田中 清一

一、派遣地 山梨県

一、期間 四月十六日から同月十七日まで二日間

一、費用 概算 一三、二〇〇円

右本委員会の決議を経て、参議院規則第八十条の二により要求する。

昭和三十一年四月十日

決算委員長 相澤 重明

参議院議長松野鶴平殿

同日衆議院から、本院の回付した左の内閣提出案は、同院において本院の修正に同意した旨の通知書を受領した。

總理府設置法等の一部を改正する法律案

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案

同日衆議院から、左の議案は委員会において撤回を許可した旨の通知書を受領した。

国土調査促進特別措置法案(相川勝六君外二名提出)(衆議院第二七号)

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

道路整備特別措置法の一部を改正する法律案

日本国有鉄道法の一部を改正する法律案

モーターボート競走法の一部を改正する法律案

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律案

競馬法の一部を改正する法律案

商法の一部を改正する法律案

科学技術庁設置法の一部を改正する法律案

国民生活研究所法

自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律案

児童扶養手当法の一部を改正する法律案

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

總理府設置法等の一部を改正する法律案

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案

モーターボート競走法の一部を改正する法律案

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律案

競馬法の一部を改正する法律案

商法の一部を改正する法律案

科学技術庁設置法の一部を改正する法律案

国民生活研究所法

自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律案

科学技術庁設置法の一部を改正する法律案

国民生活研究所法

自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律案

児童扶養手当法の一部を改正する法律案

同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

道路整備特別措置法の一部を改正する法律案

日本国有鉄道法の一部を改正する法律案

モーターボート競走法の一部を改正する法律案

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律案

競馬法の一部を改正する法律案

商法の一部を改正する法律案

科学技術庁設置法の一部を改正する法律案

国民生活研究所法

自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律案

児童扶養手当法の一部を改正する法律案

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

總理府設置法等の一部を改正する法律案

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案

モーターボート競走法の一部を改正する法律案

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律案

競馬法の一部を改正する法律案

商法の一部を改正する法律案

科学技術庁設置法の一部を改正する法律案

国民生活研究所法

自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律案

児童扶養手当法の一部を改正する法律案

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

總理府設置法等の一部を改正する法律案

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案

モーターボート競走法の一部を改正する法律案

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律案

競馬法の一部を改正する法律案

商法の一部を改正する法律案

科学技術庁設置法の一部を改正する法律案

国民生活研究所法

自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律案

児童扶養手当法の一部を改正する法律案

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

總理府設置法等の一部を改正する法律案

地方行政委員 吉江 勝保君

文教委 大谷藤之助君

商工委 堀見 俊二君

建設委員 木村篤太郎君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員 大谷藤之助君

同 吉江 勝保君

同 堀見 俊二君

同 木村篤太郎君

同 野上 進君

同 田中 啓一君

同 高橋進太郎君

同 小沢久太郎君

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを農林水産委員会に付託した。

水産業協同組合法の一部を改正する法律案(角屋堅次郎君外十一名提出)

去る十六日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 山本伊三郎君

地方行政委員 占部 秀男君

文教委 温水 三郎君

予算委員 佐多 忠隆君

同 小酒井義男君

同 高橋進太郎君

決算委員 同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員 占部 秀男君

地方行政委員 山本伊三郎君

文教委 堀本 宜実君

予算委員 坂本 昭君

同 成瀬 幡治君

同 温水 三郎君

決算委員 去る十七日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員 湯澤三千男君

同 林田 正治君

同 湯澤三千男君

同 林田 正治君

同 湯澤三千男君

同 林田 正治君

同 湯澤三千男君

同 林田 正治君

同 湯澤三千男君

同 西田 隆男君

同 田中 啓一君

同 横山 フク君

同 佐藤 芳男君

同 永岡 光治君

同 村尾 重雄君

同 仲原 善一君

同 柴田 栄君

同 藤田 進君

同 奥 むめお君

同 森中 守義君

同 山田 節男君

同 加藤 正人君

同 武内 五郎君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

地方行政委員 柴田 栄君

同 横山 フク君

同 佐藤 芳男君

同 仲原 善一君

同 林田 正治君

同 西田 隆男君

同 森中 守義君

同 山田 節男君

同 田中 啓一君

同 湯澤三千男君

同 武内 五郎君

同 加藤 正人君

同 永岡 光治君

同 村尾 重雄君

同 奥 むめお君

同 藤田 進君

同日委員会において当選した理事は左の通りである。

地方行政委員会 理事 野上 進君(野上進君の補欠)

同 湯澤三千男君

同 林田 正治君

同 湯澤三千男君

同 林田 正治君

同 湯澤三千男君

同 林田 正治君

通信委員会 理事 新谷寅三郎君(手島栄君の補欠)

同日議員から左の議案が提出された。

よって議長は即日これを社会労働委員会に付託した。

労働基準法の一部を改正する法律案(阿部竹松君外九名発議)

じん肺法の一部を改正する法律案(阿部竹松君外九名発議)

炭鉱労働者遺族補償特例法案(阿具根登君外九名発議)

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを運輸委員会に付託した。

本船運送法の一部を改正する法律案

同日衆議院から、同院において修正議決した左の内閣提出案を受領した。

よって議長は即日これを委員会に付託した。

大蔵省設置法の一部を改正する法律案

内閣委員会に付託

財政法の一部を改正する法律案

農地開発機械公団法の一部を改正する法律案

農林水産委員会に付託

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

自動車保管場所の確保等に関する法律案

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。

中小企業基本法案(松平忠久君外二十六名提出)

中小企業組織法案(松平忠久君外二十六名提出)

中小企業省設置法案(松平忠久君外二十六名提出)

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。

中小企業基本法案(宮澤胤勇君外二百六十二名提出)

同日委員長から左の報告書が提出された。

漁業法の一部を改正する法律案可決報告書

水産業協同組合法の一部を改正する法律案可決報告書

畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書

同日衆議院から、本院の送付した左の内閣提出案は、同院においてこれを承認することを議決した旨の通知書を受領した。

航空業務に関する日本国とバキスタンとの間の協定の締結について承認を求めるの件

航空業務に関する日本国とイタリアとの間の協定の締結について承認を求めるの件

同日衆議院議長から、国会において承認することを議決した左の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

航空業務に関する日本国とバキスタンとの間の協定の締結について承認を求めるの件

同日衆議院議長から、国会において承認することを議決した左の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

航空業務に関する日本国とバキスタンとの間の協定の締結について承認を求めるの件

同日衆議院議長から、国会において承認することを議決した左の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

航空業務に関する日本国とバキスタンとの間の協定の締結について承認を求めるの件

同日衆議院議長から、国会において承認することを議決した左の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

航空業務に関する日本国とバキスタンとの間の協定の締結について承認を求めるの件

同日衆議院議長から、国会において承認することを議決した左の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

航空業務に関する日本国とバキスタンとの間の協定の締結について承認を求めるの件

同日衆議院議長から、国会において承認することを議決した左の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

航空業務に関する日本国とバキスタンとの間の協定の締結について承認を求めるの件

去る十八日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員 柴田 栄君

法務委員 横山 フク君

同 佐藤 芳男君

外務委員(国会法第四十二條第二項但書の規定によるもの)

文教委員 安井 謙君

社会労働委員 仲原 善二君

同 林田 正治君

同 西田 隆男君

同 阿具根 登君

同 山田 節男君

同 田中 啓一君

同 湯澤三千男君

同 榎 繁夫君

同 村尾 重雄君

同 山本 杉君

同 湯澤三千男君

同 林田 正治君

同 西田 隆男君

同 阿具根 登君

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを社会労働委員会に付託した。

医療法の一部を改正する法律案(藤本捨助君外六名提出)

同日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 吉江 勝保君

同 堀見 俊二君

同 鍋島 直昭君

同 西田 隆男君

同 西田 信一君

同 大川 光三君

同 佐野 廣君

同 北畠 教真君

同 堀本 宜実君

同 勝保 登君

同 鹿島 俊雄君

同 村山 道雄君

同 榎 繁夫君

同 柴田 栄君

同 木島 義夫君

同 古池 信三君

同 阿具根 登君

同日衆議院議長から、同院において修正議決した左の内閣提出案を受領した。

外務省設置法の一部を改正する法律案

同日衆議院議長から、本院の送付した左の内閣提出案を受領した。

同日衆議院議長から、本院の送付した左の内閣提出案を受領した。

同日衆議院議長から、本院の送付した左の内閣提出案を受領した。

同日衆議院議長から、本院の送付した左の内閣提出案を受領した。

同日衆議院議長から、本院の送付した左の内閣提出案を受領した。

同日衆議院議長から、本院の送付した左の内閣提出案を受領した。

同日衆議院議長から、本院の送付した左の内閣提出案を受領した。

同日衆議院議長から、本院の送付した左の内閣提出案を受領した。

同日衆議院議長から、本院の送付した左の内閣提出案を受領した。

同日衆議院議長から、本院の送付した左の内閣提出案を受領した。

同日衆議院議長から、本院の送付した左の内閣提出案を受領した。

同日衆議院議長から、本院の送付した左の内閣提出案を受領した。

同日衆議院議長から、本院の送付した左の内閣提出案を受領した。

同日衆議院議長から、本院の送付した左の内閣提出案を受領した。

同日衆議院議長から、本院の送付した左の内閣提出案を受領した。

同日衆議院議長から、本院の送付した左の内閣提出案を受領した。

同日衆議院議長から、本院の送付した左の内閣提出案を受領した。

同日衆議院議長から、本院の送付した左の内閣提出案を受領した。

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を運輸委員会に付託した。

自動車の保管場所の確保等に関する法律案

同日議長は、左の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

労働基準法の一部を改正する法律案(阿部竹松君外九名発議)

同日議長は、左の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

同日議長は、左の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

同日議長は、左の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

同日議長は、左の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

同日議長は、左の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

同日議長は、左の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

同日議長は、左の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

同日議長は、左の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

同日議長は、左の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

同日議長は、左の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

同日議長は、左の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

同日議長は、左の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

同日議長は、左の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

同日議長は、左の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

同日議長は、左の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

同日議長は、左の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

昭和三十三年四月二十三日 参議院會議第十八号(その一) 議長の報告 會議 当面する經濟政策に関する緊急質問

建築物用地下水の採取の規制に関する法律

同日内閣総理大臣から議長宛、人事院事務総局管理局長岡田勝二君、同職員局長大塚基弘君、労働省婦人少年局長谷野せつ君(去る十七日議長承認)を第四十四回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

去る二十日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員	銅島 直昭君
地方行政委員	堀見 俊二君
同	小柳 牧衛君
同	小幡 治和君
同	郡 祐一君
同	古池 信三君
同	井川 伊平君
同	曾根 益君
同	最上 英子君
同	田中 啓一君
同	鈴木 恭一君
同	西田 隆男君
同	仲原 善一君
同	田畑 金光君
同	佐野 廣君
同	北島 教真君
同	岸田 幸雄君
同	仲原 善一君
同	同日議長において、左の常任委員の補欠を左の通り指名した。
同	内閣委員
同	堀見 俊二君
同	銅島 直昭君
同	井川 伊平君
同	佐野 廣君
同	北島 教真君
同	西田 隆男君
同	小柳 牧衛君
同	田畑 金光君
同	小幡 治和君
同	同日議長において、左の常任委員の補欠を左の通り指名した。
同	内閣委員
同	堀見 俊二君
同	銅島 直昭君
同	井川 伊平君
同	佐野 廣君
同	北島 教真君
同	西田 隆男君
同	小柳 牧衛君
同	田畑 金光君
同	小幡 治和君

文教委員 仲原 善二君

農林水産委員 古池 信三君

同 田中 啓一君

同 曾根 益君

同 最上 英子君

同 鈴木 恭一君

同 永野 護君

同 草葉 隆圓君

同日議長から左の議案が提出された。

よって議長は即日これを社会労働委員

会に付託した。

牛乳等無償給与法案(藤原道子君外

八名発議)

同日衆議院から左の内閣提出案を受領

した。よって議長は即日これを委員会

に付託した。

恩給法等の一部を改正する法律案

内閣委員会に付託

災害対策基本法等の一部を改正する

法律案

地方行政委員会に付託

農地法の一部を改正する法律案

農業協同組合法の一部を改正する法

律案

農林水産委員会に付託

不当景品類及び不当表示防止法案

同 同日議長から予備審査のため左の議

案が送付された。よって議長は即日こ

れを委員会に付託した。

駐留軍関係離職者等臨時措置法の一

部を改正する法律案(石橋政嗣君外

二十一名提出)

都市の美観風致を維持するための樹

地方公務員共済組合法案可決報告

書

地方公務員共済組合法の長期給付に

関する施行法案可決報告書

一昨二十一日議長において、左の常任

委員の辞任を許可した。

内閣委員

勝俣 登君

同 井川 伊平君

同 佐野 廣君

同 北島 教真君

同 鹿島 俊雄君

同 小柳 牧衛君

同 田畑 金光君

同 小幡 治和君

同 郡 祐一君

同 西田 信一君

同 吉江 勝保君

同 手島 榮君

同 植竹 春彦君

同 島島徳次郎君

同 柴田 榮君

同 村山 道雄君

同 木島 義夫君

同 田上 松衛君

同 永野 護君

同 草葉 隆圓君

同日議長において、常任委員の補欠を

左の通り指名した。

内閣委員

吉江 勝保君

同 小柳 牧衛君

同 小幡 治和君

同 村山 道雄君

同 木島 義夫君

同 柴田 榮君

同 島島徳次郎君

同 手島 榮君

同 植竹 春彦君

同 田畑 金光君

同 岸田 幸雄君

同 仲原 善一君

同日議長は、左の議員提出案を予備審

査のため衆議院に送付した。

牛乳等無償給与法案(藤原道子君外

八名発議)

○議長(松野鶴平君) これより本日の

會議を開きます。

○木村福八郎君 この際、私は、当面

する經濟政策に関する緊急質問の動議

を提出いたします。

○議長(松野鶴平君) 私は、木村君の動議に

賛成をいたします。

○議長(松野鶴平君) 木村君の動議に

御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認

めます。よってこれより発言を許しま

す。木村福八郎君。

「木村福八郎君登壇、拍手」

○木村福八郎君 私は、日本社会党を

代表いたしました、最近の經濟情勢の

推移並びに今後の經濟の見通し、それ

と関連していわゆる藤山発言に関する

質問をいたしたいと思ひます。總理、

經濟企画庁長官、通産大臣に質問をい

たしたいと思ひます。

第一の質問は、三十七年度の予算の

編成の前提になりました經濟の見通し

が、その後非常に大きく狂つてきてお

るわけでありまふ。これに対して政府

はどういうふうに対処しようとしてお

られるか。これは總理大臣、經濟企画

庁長官、佐藤通産大臣にそれぞれ御質

問いたしますので、それぞれから御答

弁を願ひたいと思ひます。

その理由は、まず第一に、鉄工業生

産について見ますと、政府は、三十

七年度の國際収支を一億ドルの赤字に

とどめる、そのためには經濟成長率

五・四%、鉄工業生産五・五%、こ

ういうことを前提にしておるのであり

ます。そうして、特に鉄工業生産につ

きましては、昨年の十一月をピークと

しては、昨年の十一月をピークとして

年率九%で六月までこれが上がり、六

月以後年率一二%でこれが上昇して、

平均五・五%の前年度に対する増加率

というところになっておるわけであり

ます。ところが實際は、実績を見ます

と、そのとおりには推移していないの

であります。十二月にちよつと下がり

ましたけれども、一月はまた上がりま

して、そうして、一月は通産省の鉄工

業生産指数によりまして三〇・四をこ

えているのであります。二月はちよつと横

ばい、三月も横ばい程度であります。

これは、政府が最初予定しました一

三月、これは三八・七・四ぐらいにな

三十七年度予算の前提になつた経済見通しを大幅にここで修正しなければならぬ事態に迫り込まれてきているわけだ。

そこで、この修正についてどういう修正の方針をとるか。——これは二つしかないと思ひます。その一つは、景気調整の時期をずらすということ。三十七年度に一億ドルの赤字にとどめる、秋に収支均衡をとるという方針でございませうけれども、これは本年度内に収支均衡をとることはできません、このままでしたら、どうしてもこれをずらす、来年度までずらす、そういう調整の時期をずらすのか。あるいは、ずらさないといひたしますならば、成長率を三〇以下にしなければなりません。ものすごいデフレ政策をとらざるを得ないと思ひます。いずれを選ぶのであるか。この点についてまず第一に伺ひたいと思ひます。

鉱工業生産は狂つてきております。さらに物価についても、政府は二・八％の消費者物価の上昇を予定してありますが、もうすでにその後の上昇率を考へますと、四％は下りません。ここにおいてもまた、非常に大きな狂いが生じておるわけだ。また、設備投資につきましても、設備投資は、三十七年度は三兆六千九百億で、前年度よりこれは減らす予定になっております。ところが、実際に三十七年度の上期においては、三十六年度の上期より一六・二％ぐらゐ上回っているのです、もうすでに。したがつて、このまま推移するといひますならば、私の計算では、国際収支は一億ドルの赤字どころではありませぬ。三億五千ワドルくらい、あるいは四億ワドルくら

いになる見通しになります。大体鉱工業生産の見通しは、年率にしまして二％以上狂つておりますから、二％狂いますと、私の計算では、二億五千万ドルは輸入はよけいになります。それは、これから政府が予定するうちに、鉱工業生産が今後ダウンするとしてそのなんです。もしこれがずっと横ばいであつたら、その赤字はもっと大きくなります。これに対してどう対処されるか。それから、予算の前提となる経済見通しが大幅に狂つたのでありますから、予算の運営につきましても、当然これは変化がなければならぬはずだ。予算運営についてはどういふふうに処理するか。私は非常に遺憾でございませうが、こういう事態になることは、もうすでに予算審議の過程において明らかであつたのです。それなのに、予算の審議の過程においては、こういう問題について政府はほかおかりしてきたわけでありませう。そうして藤山発言によつて初めてこの事態が世間に明らかになつてきた。

そこで、私は、これに関連して藤山発言について御質問いたします。政府は、藤山企画部長官が去る四月十三日、経済同友会で、経済の現状の分析、将来の見通しについて発言されたことが世間に大きく報道せられて、非常な波紋を起しましたので、あわてて、表現は違ひけれども、考え方は藤山さんと総理その他池田内閣とは同じであるといふうちに、大平官房長官は発表しておられます。ところが、同じではないのであります。これから私が具体的に質問して参ります。

まず第一に、経済の今後の見通しであります。藤山長官のお考えは、新開の発表その他、きのう私はテレビの討論会で藤山氏から直接伺ひました。藤山氏のお考えはこういう考へであります。「日本経済は今非常にむずかしい時期に差しかかつてゐる。景気調整の現状について、何かたんなるような空気が出てゐるが、甘い見方は禁物である。もし甘い考えで進むならば、なしくずしの危機をすらし、最後には、たいへんな、どたんばに迫り込まれる。」こういうふう述べているわけだ。このことは、先ほど私が述べましたように、鉱工業生産がもうすでに政府の予定よりも大体二十ポイント狂つてゐる。年率二％狂つてゐる。それで、藤山長官の御意見は、「このまま行けば、これはずっと落ちないで、横ばいになつていくだろう。そうならば、将来非常なデフレ政策をとらざるを得なくなる、国際収支が赤字になつて。」そこで、藤山長官は、早目にここで調整をしなければ、将来のデフレ的な影響といふものはかなり深刻なものになる。これに対して池田総理の考へ方は、「もう少しこの事態を見なければわからない。大体鉱工業生産についても、四月ごろ、五月ごろの情勢を見れば、今までの引き締め政策がきいてきて、そうして時期は、ずれるけれども、これは、政府が予定したより下がる、そうして十、十一月ごろ一％くらいでまた上昇するだろう。特にここで再引き締め、そういう政策はとらなくても、このままでよろしい。」といふのが池田総理の考へなんでありませう。そうしますと、池田総理の考へは、このままほつておいても、四、五月ごろから鉱工業生産は下がり、や

がまた上昇するといふのです。藤山長官の考へはそうではないのです。何かたんなるような空気が景気調整の現状において出てゐる。だから、このままたんなる状態で手を打たなければ、鉱工業生産は下がらない。下がらないから、参議院選挙でも過ぎて、この秋あたりでも行けば、今度はものすごいデフレになる。こういうことなんです。池田総理の考へ方は、これからほつておいても下がつて、ある程度まで行つて上向きという。藤山企画部長官は、そうではない。逆にある時期まで行つたら非常なデフレになる。イスカのほしの食い違いで、食い違つてゐる。大きな食い違いでありませう。(拍手)この大きな食い違いは、これは私は重大な問題だと思ひます。これに対して、池田総理、企画部長官も答へを願ひたい。

さらに重大なことは、第二に、それならば、こういう経済見通しの上に立つて、今後どういふ景気調整策をとるかです。この景気調整策について、藤山長官のお考えと政府の考へは非常に大きな相違がございませう。藤山長官は、昨年九月ごろから金融引き締めを行なつてきましたけれども、それは、政府が買ひオペとかその他によつて金融をゆるめてしまつてゐる。いわゆるたんなる状態になつてゐる。政府の甘い見通しだ。引き締めになつておらないといふのです。藤山長官の御意見は、ですから、ここで急ブレーキをかけるべきだといふ御意見であります。急ブレーキをかければ、その影響は深刻であります。中小業者、労働者に大きな影響が出てくるでございませう。

また、池田総理に伺ひたいわけでありませうが、藤山長官は、この際、苦しくても、一時的に出血が出て、急ブレーキをかけるべきだ。今までの景気調整策は調整になつておらない。金融引き締めは緩和してしまつて、調整策になつておらないから、ここで昨年の行なつた金融引き締めその他の景気調整策を本格的にやれといふことです。本物になつてゐない。そこで、池田総理にその点は伺ひたいのです。これについては、金利引き上げその他の景気調整策も含まれておりますが、総理は今後の景気調整をどういふふうになされていくのであるか。藤山長官が言われるようにされていくのかどうか。これまでも政府の考へ方は、参議院選挙があるから、ここで何とかしつて、そうして参議院選挙後において再引き締めをやろうといひつてゐるのではないと思ひます。いわゆるタイミングが違ひます。時期が違ひます。このタイミングこそ非常に重要であります。タイミングが違ひるのでありますから、その点、総理に明確に伺ひたいといひます。

また、景気調整の時期について質問いたしますが、さらに具体的に、設備投資の抑制についても、藤山長官と政府の考へは違ひます。それで、佐藤通産大臣に特に伺ひたいのです。が、前に通産大臣は、新規投資についてはきびしく押さえる。——財界では、これは官僚統制の介入じゃないか、こういうふう理解してゐるのではないかと思ひます。財界は自主的な調整を

たい。急ブレーキをかけたとき、そのとき深刻な影響が出て参りますが、それに対してどういふ対策をお考えでございませうか。

また、池田総理に伺ひたいわけでありませうが、藤山長官は、この際、苦しくても、一時的に出血が出て、急ブレーキをかけるべきだ。今までの景気調整策は調整になつておらない。金融引き締めは緩和してしまつて、調整策になつておらないから、ここで昨年の行なつた金融引き締めその他の景気調整策を本格的にやれといふことです。本物になつてゐない。そこで、池田総理にその点は伺ひたいのです。これについては、金利引き上げその他の景気調整策も含まれておりますが、総理は今後の景気調整をどういふふうになされていくのであるか。藤山長官が言われるようにされていくのかどうか。これまでも政府の考へ方は、参議院選挙があるから、ここで何とかしつて、そうして参議院選挙後において再引き締めをやろうといひつてゐるのではないと思ひます。いわゆるタイミングが違ひます。時期が違ひます。このタイミングこそ非常に重要であります。タイミングが違ひるのでありますから、その点、総理に明確に伺ひたいといひます。

また、景気調整の時期について質問いたしますが、さらに具体的に、設備投資の抑制についても、藤山長官と政府の考へは違ひます。それで、佐藤通産大臣に特に伺ひたいのです。が、前に通産大臣は、新規投資についてはきびしく押さえる。——財界では、これは官僚統制の介入じゃないか、こういうふう理解してゐるのではないかと思ひます。財界は自主的な調整を

たい。急ブレーキをかけたとき、そのとき深刻な影響が出て参りますが、それに対してどういふ対策をお考えでございませうか。

また、池田総理に伺ひたいわけでありませうが、藤山長官は、この際、苦しくても、一時的に出血が出て、急ブレーキをかけるべきだ。今までの景気調整策は調整になつておらない。金融引き締めは緩和してしまつて、調整策になつておらないから、ここで昨年の行なつた金融引き締めその他の景気調整策を本格的にやれといふことです。本物になつてゐない。そこで、池田総理にその点は伺ひたいのです。これについては、金利引き上げその他の景気調整策も含まれておりますが、総理は今後の景気調整をどういふふうになされていくのであるか。藤山長官が言われるようにされていくのかどうか。これまでも政府の考へ方は、参議院選挙があるから、ここで何とかしつて、そうして参議院選挙後において再引き締めをやろうといひつてゐるのではないと思ひます。いわゆるタイミングが違ひます。時期が違ひます。このタイミングこそ非常に重要であります。タイミングが違ひるのでありますから、その点、総理に明確に伺ひたいといひます。

忘つてきましたから、財界にも責任があるわけでありませうけれども、財界では、これを契機として官僚統制が強まることを心配しています。通産省の考え方は、今後の設備投資は、ある一定の基準を設けて、だんだん官僚統制を強化していく方向にあるのではないかと申すのであります。あるいは自主調整とやらにやらせていくというところとも言われておりますが、とにかく官僚統制は強まる、強めざるを得ない、これは財界がだらしがないからと、こう言われている。これに対して藤山長官は、官僚統制、政府の権力的介入が行なわれたら、これはたいへんなことである、だから、これを排除するために、民間の自主調整が強力に行なわれるべきだ、こういうお考えだと思ふのです。この点について明確に答えて願ひたいと思ひます。これは総理からも、重要な問題ですからお答え願ひたい。

次に、物価対策について。これも非常に違つたわけですが、物価の問題については、物価値上りの影響について、まず藤山長官と池田総理との間に違ひがあるのではありません。総理は、物価が上がつても、それ以上に所得がふえていくから、家計を圧迫しないというところを言っているのではありません。藤山長官は、最近の情勢を見ると、物価値上りはかなり国民の生活を圧迫しているという考えに立っているわけですが、この点は明確に違ひます。また、物価騰貴の原因につきましても、池田総理は、高度成長政策をやれば物価は上がるのはやむを得ないという考え方を、総理は、卸売物価さえ上がらなければいい

のだ、消費者物価については、所得がそれ以上ふえているのだから、上がつても家計を圧迫しないから、いたし方ない、高度成長のもとではあたりまえであると考えている。ところが藤山長官は、この物価値上りは行き過ぎだ、高度成長政策そのものにあるのだ、池田内閣の高度成長政策というものをここで直さなければいけないという考えであります。根本的に違ひます。この点についても、総理並びに経済企画庁長官からお伺ひしたい。

また、物価対策につきましても違ひます。

○議長(松野鶴平君) 時間を。結論を急いで下さい。

○木村龍八郎君(統) 経済全体の均衡と円滑な発展が物価安定の条件であるというところを藤山長官は言われていて、ところが池田総理のほうは、これは、さつきお話ししたように、大體積極的に物価を押えるという考えは、うへはいいやうであります。成長政策をやればやむを得ない、消費者物価が上がつても所得がそれ以上ふえているから心配ない、こういう考えです。根本的に違つております。

それから金利政策についても、藤山長官は、金利機能を生かして金利を上げるといふ考えです。総理は、金利を上げても効果がない、むしろ資金の量的規制に重点を置くべきだといふ総理のお考えです。この点も食い違つております。

また、今後の経済の運営の姿勢につきましても、藤山長官は、これは高度成長政策に誤りがあったのだ、それで、いたすに成長率の数字にとらわれることは誤りだ。——総理は成長率

の数字にとらわれてきたわけですが、そこで、経済に対する姿勢をここで直さなければならぬ段階に來ているのです。この点についてお伺ひしたい。

時間がないようですが、最後に私の所見を述べます。

それは、これまで二カ年間にわたつて経済の見通しを誤つてきたわけですが、三十七年度は大失敗した。さらに三十七年度においてもまた、経済の見通しを大きく誤つてゐるのです。前科二犯であります。その責任は重大であります。その一つは、長期政策を立てるために財政、金融、産業、貿易について実質的年次計画がないのであります。そして、自由企業原則のもとに、利潤追求をもとにして、自由競争で長期の経済政策を出してありますから、当然、行き過ぎはあたりまえであります。計画的に運営しなければだめです。

計画的に運営しなければだめです。社会党がいう総合計画的なという考えをやらなければだめなんです。安定的経済はできません。

第二の原因は、この安保体制のもとでアメリカとの間にこの片貿易をやつてゐるわけですが、国際収支の大幅な赤字の七、八割が対米貿易の赤字であります。これは安保体制の問題がある。ですから、問題は、この矛盾を解決するために、国内で金融を引き締めたり景気を調整するといふ考えでは、そういう調整策をとつたら、この犠牲が中小企業、労働者に大幅に寄るのでありますから、前向きな形でこの問題を処理するためには、どうしても輸出をふやす必要があるのではありません。輸出をふやすためには、アメリカに對して片貿易をなくするように強硬に申し

入れるべきである。もう一つは、共産圏貿易に積極的なことと、つまり、単に経済政策だけでは問題の解決がつかない。外交政策で強力に、これはアメリカに對して片貿易を直すよう要求すべきである。共産圏との貿易についても積極的に努力を払うべきです。

○議長(松野鶴平君) 時間を。お考え下さい。

○木村龍八郎君(統) つまり、池田さんは政治の姿勢を直すと言ひましたが、政治の政策では足りないものであります。経済、外交の姿勢を根本的に直すなければ、この問題は、国民の犠牲にしないで安定的成長を達成するといふ問題は解決できない。私はそう思ひます。この点について明確な、また懇切な御答を願ひたい。(拍手)

〔国務大臣池田勇人君登壇、拍手〕
○国務大臣(池田勇人君) お答え申し上げます。

御質問の第一点は、経済の現状と將來の見通しでございます。お話のとおり、昭和三十七年度予算につきましては、昨年の十一月を基準として見通しを立てました。しこうして、その見通しにつきまして、今見通しどおりにいっていないことは、鉱工業生産が減つてゐると思つたのが、今のところ案外横ばいであると思つたので、そこで、この横ばいがいつ下降に向かつて、いつまた上昇に向かうかという、今が一番大切なところでございまして。お話のとおり、一月は低くなりましたが、二月、三月は上がつたり横ばい、これが今後、四月、五月、六月にどうなるかというところが、今後を左右する問題だと思ひます。ただいま政府はこれにつきまして

いろいろ検討を加えておるのでございしますから、あなたのおっしゃることに、今後、減らずに横ばいでいくか、あるいは上昇するかというところの結論を出すことは早うございします。もしばらく見なければならぬと思ひます。

そして次に、国際収支の見通しでございますが、信用状の見通しにつきましては、信用状の状況は予想しておつたとおりにございします。すなわち、大體信用状だけの点から言ひますれば、黒字が相当ふえてきております。ただ信用状なしの輸入につきましては、案外減らずにございします。したがつて、輸出入の状況から申しますると、輸出の四十七億ドルは非常にむずかしい、困難だ、ほとんど不可能だと言われておりましたが、私は、民間の努力によりまして大體四十七億ドルの輸出は達成できる。また、でかすように努力する。私はできるものと見ております。ただ、輸入の四十八億ドルにつきましては、国内の鉱工業生産の動向によりまして、四十八億ドルこえるかもわからぬし、また、様子によりましては、こえずにいづれにいたしまして、しかし、いづれにいたしまして、国際収支の面につきましては、私は、昨年の十一月に予想しておるところとあまり違ひはございせん。しこうして、今後におきましても、外国の日本に對する信用は決して落ちていない。私は、国際収支の点につきましては、あなたとは考え方を異にしております。次に消費者物価でございます。一月、二月、三月の消費者物価は、われわれの予想に反して、あまり下がらなせん。横ばいか、少しくらい上がつ

ている。したがって、昨年の十一月の二・八％の上昇というものは、この四月から消費者物価が横ばいになった場合におきましては、二・八％じやない。昨年で申しますと三・四％になりましよ。しかし、今後の政府の物価対策によりまして、私は相当下げていくと思ひますから、消費者物価につきましては、私は二・八％の予想を實行すべく努力をいたしたいと考えているのであります。したがって、先般御審議いただき、決定いたしました予算の實行につきましては、こういう状況を考へまして、消費者物価対策につきましては、私は予算の繰り上げ使用等をやります。しかし、物価に影響のあるものにつきましては、適切な措置をとることも考へなければならぬと思ひますが、今御審議を願ひました予算につきましてはどうするということとは、まだ早いです。申し上げ得ることとは、物価対策につきましては早急に繰り上げて使うことあるべしという考へでいるのであります。

次に、藤山発言につきましていろいろの御質問でございましたが、私は先にも申しましたごとく、実質的に何ら藤山君、佐藤君と変わっていないと思ひます。食い違ひがある、私が非常に経済を甘く見てゐると、こういうこととでございしますが、決して甘く見ておりません。昨年の九月の景気調整策、また先般の物価総合対策、そして去年の金融政策、ことに輸入規制、輸入担保率を上げると引き上げる等、いろいろな施策を講じて、経済の調整に踏み出しているのではありません。この点は、閣議で決定いたしました。みんなこれに賛成していつているのであります。

す。そしてまた、設備投資につきましても、通産大臣は、つとにその行き過ぎを抑えるべく発言いたしまして、業界を指導いたしているのではありません。私は経済の状況につきましての見方は変わっていない。衆議院で申しましたが、非常に危機に面している、こういうお話でございします。危機とは言えませんが、非常にむずかしい状態、誤りのないように、細心の注意をしていかなければならぬということとは、常に言っていることであります。決して樂觀したり甘く見てゐるのではありません。これをむずかしいからといって、経済自体にもよくないということとは、はっきり申し上げておきます。

次に金融の引き締めにつきましてでございますが、金融を引き締めたいのか、引き締めていないのか、この問題につきましては、専門家の木村さんはおわかりでございします。日本銀行の貸し出しが昨年の今ごろ五千七、八百億円だった。今一兆二千七、八百億円。七千億円の貸し出し増加になっております。これは金融を引き締めていないという証拠でございします。私は非常な金融の引き締めをしていない。七千億円も貸し出しが増加して、これを金融引き締めだといふのは、これいかん、こういうことになります。御承知のとおり、昭和三十三年、四年、五年、三カ年間に合わせて十億ドル以上の輸出超過によりまして、日本銀行から三、四千億円三年間で出ている。三十五年ににおきましても、二千五百億円の散布超過、国際収支から申しまして、それが、三十六年に、輸入がふえたために、前年の二千数百億円の散布

超過が、逆に二千数百億円の引き揚げ超過になった。したがって、国際収支から申しまして、五千億円の金詰まりということになる。そして、政府の租税収入の増加等によりまして二千数百億円の引き揚げ超過。三十五年に比べまして、三十六年度は七千億円の金融の引き締めをしておるのであります。それに、経済の膨大によりまして当然日本銀行の貸し出し増になるべきものを抑えておるという状態でございます。これが、貸し出しがふえまして、金融が非常に引き締めになりました。という証拠であります。これを直すにはどうするか。設備投資を抑えて、そして外資の導入をすること、早い話が、毎年七、八千億円の増資が行なわれておる、三兆数千億円の設備投資が行なわれておるときに、しかもまた、その設備投資の關係上、また貿易自由化の關係上、非常に合理化の金を要するときに、日本人の蓄積のみによつて――外国に比べますと、日本人の貯蓄性向、貯蓄率というものは非常に高うございします。ほかの国に比べればほとんど倍額近い貯蓄率を持っております。それにしても、日本の急速な設備投資、貿易自由化の対策を、ここで国内の蓄積だけによつてやろうということとは、なかなかむずかしい。したがって、私は常に申し上げておるのでございします。日本の生産拡充のため、将来の経済の基礎を強化するため、外資の導入というものは当然行なわれなければならぬことであります。これが手おくれいたしております。私はこういうことを考へまして、今の金融は相当引き締めていく。今の会社の

論するような問題じゃないと思ひます。私は今後もこの引き締め政策は続けて参ります。しかし、そこに日本全体として、この金融につきましての考へ方を、もっと積極的に正常化しながら、国際的のものにしていかなければならぬと考へております。

また、物価対策につきまして、私は物価が上がることをそのまま放任するといふわけじゃございません。ただ、国民生活がどうかというときに、高度成長をして国民の所得が急激にふえまると、消費者物価におきまして、サービス料の増加、生活内容の変化等によりまして、ある程度消費者物価の上がることは、いやでございますけれども、ある程度やむを得ないと考へております。ただ問題は、昭和三十年ごろから所得がどんとふえて参りました。個人の可処分所得もふえて参りましたが、いかにせん三十六年度に賃金の急激な上昇と相伴ひまして消費者物価が上がつたことは、まことに遺憾であります。したがって、これに對しましては、物価総合対策を立てまして、そしてこれを極力上がらないように、できれば下がるように、いろいろな各種の施策を今後していく考へておるのでございします。要は、私は、先般申し上げましたように、五・四％がいいか、これを今の状況によつて三％に下げるか、四％に下げるか、こういう数字のものであそばさる、日本の経済をほんとうに基礎を固めて、安定した成長に持つていくように各般の施策を講ずべき今が一番重要なところだと思ひます。(拍手)

〔國務大臣藤山愛一郎君登壇、拍手〕
○國務大臣(藤山愛一郎君) 御答弁申し上げます。

今後の経済見通しにつきましては、数字的には、すでに木村議員も御指摘になり、総理も言われたとおり、鉱工業生産というものが、私も予想いたしましたように、昨年の十一月を期として低下して参ると考へておりましたけれども、その点には現在推移いたしております。したがって、その点に關して、われわれはさらに今後の情勢を十分検討をいたしまして、そしてその起つております原因等を考へてみなければならぬと思ひます。したがって、當時予想いたしました、五・七月ぐらゐが最低であつて、それから徐々に上昇の傾向に向かうという時期は、私は、ずれるを得ないのではないかと考へております。したがって、そういう状況から、輸出貿易につきましては、割合に努力目標に達し得るような状況下でございしますけれども、輸入を四十八億ドルにとどめまことは、ただいまのような高水準の生産状況では、相当困難ではないかと思ひますので、これに對する対策を十分に打つて参らなければならぬと思つておるのでございします。したがって、今日この時期におきまして、われわれがまず第一に考へて参らなければならぬことは、昨年九月に作り出した総合対策といふものを、ゆるみなくこれを實施していくこととでございまして、十二月の危機が過ぎた、あるいは三月の危機が過ぎたというよりな状況だけから、安易な樂觀をいたして参ることはできないかと思ひます。同時

に、現在の状況を見ておられますと、生産が低下したくないその結果として、製品在庫が非常にふえておられますので、これが幸いに輸出に向かつて出てくれますれば、問題は適当な方向に進み得ると思ひますが、この製品在庫が、国内の刺激された消費のもとに出て参る、あるいは景気を調整する過程において、これが製品在庫としてかかえられますと、金融上にも大きな問題が出て参りますので、その辺の点につきましては、今後の経済運営の点にあたりまして、十分な配意をして進めて参らなければ、将来禍根を残すような事態が起こってくるのではないかと、私も経済の見通しをいたしておられます者の立場からは、そういうふうに考えておるのでございます。

また、設備投資の過大を招いたと申しますことは、何と申しましたも高度成長という勢いが強く、お互いの市場占拠率というものの競争が激しかった結果であるのでございまして、したがって、設備投資をスロー・ダウンいたしましたためには、やはり景気の基盤を安定的な成長に持つていかなければならぬと思ひます。そうして、民間自身の自衛によりまして、できるだけ今日の事態を民間の産業経営者の方々も把握して、そうして自分みずからそれに對して努力をされる必要であらうと思ひますので、国家の権力によりまして統制することは、私もいかがと思ひます。ただ、そのためには、政府が、民間の自主的な立場に立つてこれらの問題を考え得るだけの基盤を今日作つてあげていくことが必要でございまして、そういう意味にお

いて、政府もまた重要な設備投資過大化を防止する政策をとつて参らなければならぬと思ひますのでございまして。

また、物価の抑制に関する問題につきましては、われわれとしては、先般、物価問題に関する総合対策として十三の項目をきめまして、それぞれ関係各省にお願いをいたしまして、物価の騰貴を抑えていくようにいたして参りたいと思ひます。これは、二・八%の八の三十七年度の物価の上昇というものは、年間を通じての二・八%でございますから、したがって、現在の事情から申しますと、三月三十一日からの横ばいを持つていかなければならぬような状況でございまして、これを横ばいに持つて参りますためには、相当な努力が要ります。政府も相当な政策をいたさなければならぬと思ひますのでございまして、そのために先般物価の総合対策を立てて、そうして、できるだけこの点について、十分に持つてかつ適切な処置をとつて参りたい、こういうふうに考えておる次第でございまして。

なお、金融の操作につきまして、木村議員から、急ブレーキをかけた、しかし買いオペ等でもって金融が引き締まっていかなければならぬというお話がございましたが、その点、若干、私が申しましたこととちよつと違つておるのでございまして、急ブレーキをかけた結果として、その自動車の中に乗っている人が頭をぶつつけた、あるいは血を流したりする人ができてくれれば、それに対しては、当然やはりある程度の手当はして参らなければいけませんと思ひますので、したがって、

て、金融引き締めの方の中におきましても、そういう点について、必要があれば中小企業等の金融に対する買いオペをやることは、私はこれは当然やらなければならぬと思ひます。が、しかし、全体のワク自体を金融の正常化に持つて参りまして、そうして引き締めをやつて参りますことが必要でございまして、そういう意味において、この金融の基盤を今日確立して参ることが必要ではないかと思ひます。現状においては、金融の正常化というものは必ずしも私は達成せられておるのではないし、また、そのために、高度成長による影響が非常にこの面に大きく現れておるのではないかと思ひますので、今後園内にありまして、総理等にも、こういう点については十分進言をし、意見の交換もしながら、あやまらざる方向に話を調整して参りたい、こう存じております。私も、今日、経済の場面を担当いたしましたとして、案をいたすべき時期ではないということを考えておりますので、率直に国民の皆様とその点を申し上げて、御協力をいただきたいと思います、御協力をお願いいたします(拍手)

【国務大臣(佐藤栄作)答へ】私に對しましては二点のお尋ねであつたように思ひます。

第一は、今日の鉄工業生産、これがたいへん高い率だが、一体これはどうなるのか、大体いつ底をつくのかというの、第一のお尋ねであつたと思ひます。ただいま総理や企画庁長官から、いろいろお答えがございました。私も持つておりますデータは大体同じでございまして、別に違つたこと

を申すわけではございませんが、問題は、やはり経済の動向については、その状態を十分把握し、そうして正しい認識を持つて、しかるべくこれに對する適時適切な対策を講ずる、こういうことに実は尽きるのでないかと思ひます。で、鉄工業の生産は、御指摘のとおり、私も予想したよりやや時期がずれております。そういう意味におきまして、私も在来から計画いたしました対策をさらに時期を繰り上げた、さらにこれを一その効果あらしめるべく、ただいま努力いたしておる最中でございます。たとえば、設備投資の計画にいたしまして、あるいは貿易収支の改善にいたしまして、五月時分が大体政府の具体的案を立てる時期でございまして、繰り上げ、これは、これなども非常に繰り上げまして、大体近くこの設備投資について資金部会も開くつもりでおりますし、あるいは、もうすでに貿易の關係につきましては、各業種別にそれぞれ相談をいたしまして、本年の四十七億ドル輸出目標達成のための強力な態勢をたいた作りつつある最中でございます。で、鉄工業生産そのものにつきましても、一月以降は、御指摘のとおり、私も予想より実情が変わつておりますが、四月の電力消費状況などは相当鎮静するのじゃないか、かような実は考え方をいたしておりました。ただいま企画庁長官からお答えいたしましたように、製品在庫がふえて参りました、今日のようない金融状態が続くという事になりますと、当然、操短などの事態も起こつて参ります。もうすでに鉄鋼や繊維等においては操短現象が現れておりますし、あるいは

機械の受注が減少したりしておる。こういう事柄がやはり鎮静方向へ向かつておるものだ、かように私も考えておりますので、できるだけ所定の軌道を走つて行くようにいたしたいものと、かように考えますが、十一月をピークと考えた鉄工業生産がごとしにまたがつておる、そういうことを考えて参りますと、いわゆる調整の効果が出始めたとは言いがた、今日の状況で本年度の状態を判断するのはまだ早いように思ひます。これから先にも私が氣をつけないければならないことは、ただいまやつております諸政策、これらの効果がどういふように出てくるか、その生産鎮静の速度の問題が一つの問題だらうと思ひます。そういう意味で実情把握に一その力をいたしたい、かように考えております。

第二点の設備投資の問題、申すまでもなく、私も自由経済の基盤に立つておりますから、自主的な企業並びに金融機関の調整、これが本来の姿である、かように考えております。また、そういう方向で設備投資の抑制なども計画をいたしておるわけでございまして、いわゆる官制統制という言葉が、どういふ範囲を官制統制と言われまするか。——かつての物価統制とかというふうな事態ではもちろんございせんが、やはり行政の範囲、あるいはまた政治のあり方といたしまして、一つの土俵を作る、あるいは一つのルールを考える、これはもう当然やるべきことじゃないかと思ひます。ただいまこの設備投資につきまして、私も、産業合理化審議会の産業資金部会、これにお諮りをして、そして自主調整が十分効果をあげ得るよう努

力いたしておる最中でございますが、これらのことは、政府といたしまして、いわゆる官僚統制じゃなくて、行政本来の姿、指導のあり方ではないか、かように考えておる次第であります。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 日程第一、行政管理庁設置法等の一部を改正する法律案、

日程第二、労働省設置法の一部を改正する法律案、

日程第三、経済企画庁設置法の一部を改正する法律案、

(いずれも内閣提出、衆議院送付)以上三案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長河野謙三君。

審査報告書

行政管理庁設置法等の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年四月十三日

内閣委員長 河野 謙三

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、行政管理庁の行政監察に關連して行なう調査の対象に鉱害復旧事業団、石炭鉱業合理化事業団、日本蚕蠶事業団及び中小企業退職金共済事業団を加え、

同庁の定員を十人増加するとともに、北海道開発庁の定員を千二百九十七人増加しようとするものであつて、その措置は妥当と認めらる。

二、費用

本法律案に伴う経費は、昭和三十三年度において、約八百三十万円である。

行政管理庁設置法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年四月六日

衆議院議長 清瀬 一郎

参議院議長松野鶴平殿

(小字及び一は衆議院修正)

行政管理庁設置法等の一部を改正する法律案

行政管理庁設置法等の一部を改正する法律

(行政管理庁設置法の一部改正)

第一条 行政管理庁設置法(昭和二十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第十二号中「及び雇用促進事業団」を、「雇用促進事業団、鉱害復旧事業団、石炭鉱業合理化事業団、日本蚕蠶事業団及び中小企業退職金共済事業団」に改める。

第十号中「千六百五十四人」を「千六百六十四人」に改める。

(北海道開発法の一部改正)

第二条 北海道開発法(昭和二十五年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第十八条中「一万四千三十人」を「一万一千七百二十七人」に改める。

附則 公布の日

この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。ただし、行政管理庁設置法第十条の改正規定及び北海道開発法第十八条の改正規定は、昭和三十三年四月一日から適用する。

審査報告書

労働省設置法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年四月十九日

内閣委員長 河野 謙三

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、賃金に關する事務の円滑な遂行を期するため労働省労働基準局に賃金部を設置するとともに、労働省の定員を二百十七人増員しようとするものであつて、その措置は妥当と認めらる。

二、費用

本法律案に伴う経費は、約五千五百万円である。

労働省設置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年四月十三日

衆議院議長 清瀬 一郎

参議院議長松野鶴平殿

労働省設置法の一部を改正する法律案

労働省設置法の一部を改正する法律

労働省設置法(昭和二十四年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「労災補償部」の下に「及び賃金部」を加える。

第八条に次の一項を加える。

3 賃金部は、第一項第一号に掲げる事務のうち賃金に關するもの、同項第六号の四に掲げる事務及び同項第十一号に掲げる事務のうち最低賃金の施行に關するものをつかさどる。

第二十二条の表を次のように改める。

区 分		定 員
本省	中央労働委員会	三、三三人
公共企業体等労働委員会		八人
合 計		三、四一人

附則 公布の日

この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。ただし、第二十二条の改正規定及び附則第二項の規定は、昭和三十三年四月一日から適用する。

2 昭和三十三年九月三十日までの間は、改正後の第二十二条の表中「三、七三人」とあるのは「三、七三三人」と、「二、三、九三人」とあるのは「三、九四〇人」とする。

審査報告書

経済企画庁設置法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年四月十九日

内閣委員長 河野 謙三

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、水資源の総合的な開発及び利用の合理化を強力に推進するため、経済企画庁に水資源局を新設し、また、審議官の定数を二人減少するとともに、同庁の職員定員を三十二人増員しようとするものであつて、その措置は妥当と認めらる。

二、費用

本法律案に伴う経費は、昭和三十三年度において約千五百二十万円である。

経済企画庁設置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十七年四月二十三日 参議院會議録第十八号(その二) 行政管理庁設置法等の一部を改正する法律案外二件 漁業法の一部を改正する法律案外三件

昭和三十七年四月六日

衆議院議長 清瀬 一郎

参議院議長 松野鶴平殿

(小字及び一は衆議院修正)

経済企画庁設置法の一部を改正する法律案

経済企画庁設置法の一部を改正する法律

経済企画庁設置法(昭和二十七年法律第二百六十三号)の一部を次のように改正する。

第五條中「四局」を「五局」に、「総合開発局」を「水資源局」に改める。

第七條第十号を削る。

第九條第十三号及び第十四号を削り、同条の次に次の一条を加える。

(水資源局の事務)

第九條の二 水資源局においては、左の事務をつかさどる。

一 水資源の総合的な開発及び利用の合理化の促進に関すること。

二 水資源開発公団に関すること。

三 公共用水域の水質の保全に関する法律(昭和三十三年法律第百八十一号)の施行に関すること。

第十二條第一項中「五人以内」を「三人以内」に改める。

第十五條中「五百三十二人」を「五百六十四人」に改める。

附則

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、昭和三十七年四月一日から施行する。ただし、第十五條の改

正規定は、昭和三十七年四月一日から適用する。

〔河野謙三君登壇、拍手〕

○河野謙三君 たいたい議題となりました三法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

これら三法律案は、いずれも衆議院において施行期日について一部修正の上、本院に送付されたものであります。

まず、行政管理庁設置法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案の改正点は、第一に、行政管理庁設置法の一部を改正し、行政管理庁が行政監察に關連して行なう調査の対象に、鉱害復旧事業団等四事業団を追加するとともに、定員外職員を定員化により行政管理庁の定員を十人増員すること、第二に、北海道開発法の一部を改正し、北海道開発庁の定員を、定員外職員二百六十七人の定員化を含み二百九十七人増員すること

であります。

本委員会におきましては、各省庁の部局の増設に対する行政管理庁の方針並びに臨時行政調査会の任務との関係、審議会等に対する政府の態度、方針並びに委員の人数、公団、事業団等に対する行政監察の実施状況、今回の定員化より漏れた厚生関係職員に対する措置等について質疑応答が行なわれましたが、その詳細は會議録に譲りたいと存じます。

質疑を終わり、別に討論もなく、採決の結果、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、労働省設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案の改正点は、第一に、最近の賃金問題の重要性にかんがみ、賃金に関する事務の円滑な遂行を期するため、労働基準局に賃金部を設置すること、第二に、労働省の定員を、定員外職員六十六人の定員化を含み二百十七人増員することとあります。

本委員会におきましては、賃金部設置の趣旨とその具体的な事務内容、労働基準監督官及び職業安定所職員の定員配置並びにその処遇、労働基準協会等の団体の実態、労働争議防止対策等について質疑応答が行なわれましたが、その詳細は會議録に譲りたいと存じます。

質疑を終わり、別に討論もなく、採決の結果、多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、経済企画庁設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案の改正点は、第一に、経済企画庁に水資源局を新設すること、第二に、審議官の定数を二名削減して三人以内とするともに、職員、定員を、定員外職員七人の定員化を含み三十二人増員することとあります。

本委員会におきましては、東北開発株式会社に対する経済企画庁長官の責任並びに権限、水資源開発審議会の委員並びに水資源開発公団の役員の人選、水資源開発基本計画の内容と策定の時期、新産業都市建設の構想、離島振興行政の所管等について質疑応答が行なわれましたが、その詳細は會議録に譲りたいと存じます。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

まず、行政管理庁設置法等の一部を改正する法律案及び経済企画庁設置法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よって両案は可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 次に、労働省設置法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よって本案は可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 日程第四、漁業法の一部を改正する法律案、

日程第五、水産業協同組合法の一部を改正する法律案、

(いずれも内閣提出)

日程第六、畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案、

日程第七、農業機械化促進法の一部を改正する法律案、

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上四案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。まず、委員長長の報告を求めます。農林水産委員長松野鶴平君。

審査報告書

漁業法の一部を改正する法律案 右多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて、報告する。

昭和三十七年四月十七日

農林水産 委員長 梶原 茂嘉

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、最近における漁業の実態の変化に即応して漁場利用の合理化を図り、漁業生産力の向上に資するため、漁業権について、その分類を整理し、行使関係を通正にし、免許の優先順位を明確にし、抵当権の設定等の途をひろげ、また、大臣許可漁業について、指定漁業の制度を設け、許可方式を整備するとともに、漁業調整機構の改正等を行なうとするもので妥当な措置と認められる。

なお、別紙の通り附帯決議を行なつた。

二、費用

本法施行のための経費として七十五万二千元が、昭和三十一年度一般会計予算に計上されている。

附帯決議

政府は、この法律の施行にあつて、次の事項に關して遺憾なきを期すべきである。

一、漁業協同組合の管理漁業権の共同申請にかかる、規定の乱用を防ぎ組合の健全性の確保と漁業権の適正な行使をはかるため都道府県知事及び組合の指導に努めるとともに適当な措置を検討すること。

右
漁業法の一部を改正する法律案
昭和三十七年三月十六日
内閣総理大臣 池田 勇人
漁業法の一部を改正する法律案

貝養殖業、小割り式養殖業（網いけすその他のいけすを使用して行なう水産動物の養殖業をいう。）に改め、
「区画漁業権」の下に（以下「特定区画漁業権」という。）を加える。
第八条を次のように改める。

る総会の議決前に、その組合員（漁業協同組合連合会の場合には、その会員たる漁業協同組合の組合員。以下同じ。）のうち、当該漁業権に係る漁業の免許の漁業において当該漁業権の内容たる漁業を営む者（第一回定款第四頁の現三）

行使規則の変更又は廃止について準用する。この場合において、第三項中「当該漁業権に係る漁業の免許の際において当該漁業権の内容容たる漁業を営む者」とあるのは、「当該漁業権の内容たる漁業を営

一、指定漁業の許可又は起業の認可にあつて、漁業及び労働に関する法令の悪質な違反者に対しては原則として許認可しないことと

漁業法の一部を改正する法律
漁業法（昭和二十四年法律第二百
六十七号）の一部を次のように改正
する。

（組合員の漁業を営む権利）

第八条 漁業協同組合の組合員（漁業者又は漁業従事者であるものに限る。）であつて、当該漁業協同組合又は当該漁業協同組合を会員と

者(第十四条第六項の規定により資格性を有するものとして設定を受けた特定区画漁業権及び第一種共同漁業を内容とする共同漁業権については、当該漁業権に係る漁

「む者」を読み替えるものとする。

第十一条第一項中「共同漁業」を
定置漁業及び区画漁業については
その地元地区（自然的及び社会経済

し、また許認可後において悪質な違反をおかした場合は許認可を取消し、もつて水産資源の保護、漁業秩序の維持及び漁業従事者の労働条件の改善に資すること。

目次中「指定遠洋漁業」を「指定漁業」に、「第四百四十五条」を「第四百六条」に改める。

第六條第三項第一号中「海面」を「海面をいう。」に改め、「ます網漁業」「海面をいう。」に改め、「ます網漁業」「海面をいう。」に改め、

する漁業協同組合連合会がその有する各特定区域漁業権若しくは其同漁業権又は入漁権ごとに制定する漁業権行使規則又は入漁権行使規則で規定する資格に該当する者

場の区域が内水面（第八十四条第一項の規定により主務大臣が指定する湖沼を除く。第二十一条第一項を除き以下同じ。）以外の水面である場合にあつては沿岸漁業（総

と認められる地区をいう。)、共同漁業」に改め、同条第二項及び第四項中「関係地区」を「地元地区若しくは関係地区」に改める。

二、指定漁業の許可又は企業への認可の場合、船舶の総トン数が基準とされているが、これがため漁業調整上問題があるばかりでなく、海

「網漁業」を加え、同項第二号中「に
焼山崎から同県明神崎燈台に至る直
線及び陸岸によつて囲まれた海面を
いう」における落とし網漁業及びま
す網漁業」を加え、同項第二号中「に

は、当該漁業協同組合又は漁業協同組合連合会の有する当該特定区画漁業権若しくは共同漁業権又は入漁権の範囲内において漁業を営

トン數二十トン以上の動力漁船を使用して行なう漁業及び内水面における漁業を除いた漁業をいう。
以下同じを営む者、河川以外の

第十四条第二項中「ひび、建養殖
來、かき養殖業、内水面における魚
類養殖業又は第三種区画漁業たる目
録養殖業を内容とする区画漁業」

難の因をなし、人命及び船体の安全等の上からも問題があるので、速かに、合理的な方法について検討すること。

しん、いわし、さけ又はます（陸封性のますを除く。）を「さけ」に改め、同条第五項第二号中「定置漁業」の下に「及び第五号に掲げるもの」を

2 前項の漁業権行使規則又は入漁権行使規則（以下単に「漁業権行使規則」とは、入漁権行使規則」と）

内水面である場合にあつては当該内水面において漁業を営む者、河川である場合にあつては当該河川において水産動植物の採捕又は養

を「特定区画漁業権の内容たる区画漁業」に、「地元地区（自然的及び社会的経済的条件により、当該漁業の漁場が属すると認められる地区をい

一、中央漁業調整審議会の委員の任命については、漁業の実態を考慮し適当な数の漁業従事者代表を加えること。

加へ、同項第三号中「船ひき線漁業」の下に「(動力漁船(漁船法(昭和三十一年法律第七十八号)第二条第二項に規定する動力漁船をいう。以下同じ。))を使用するものを除く。))」

いう。）には、同項の規定による漁業を営む権利を有する者の資格に關する事項のほか、当該漁業権又は入漁権の内容たる漁業につき、

殖をする者）であつて、当該漁業権に係る第十一条に規定する地元地区（共同漁業権については、同条に規定する関係地区）の区域内

る地元地区（以下単に「地元地区」という。）に、「当該漁業権を「当該特定区域漁業権」に改め、「昭和三十

一、今回の改正において、区画漁業権は、その更新につき制度上の事
前が変更されたのであるが、特定
区画漁業権については、漁業権期

を加え、「しいらづけ漁業」を削り、「つきいそ漁業」の下に「第一号に掲げるものを除く。」であつて、第五号に掲げるもの以外のもの」を加

漁業を営むべき区域及び期間、漁業の方法その他当該漁業を営む権利を有する者が当該漁業を営む場合において遵守すべき事項を規定

に住所を有するものの三分の二以上の書面による同意を得なければならぬ。

「三年法律第二百四十二号」を削り、同項第一号中「漁業協同組合連合会の場合にはその会員たる漁業協同組合の組合員。以下同じ。」及び

間満了後の免許に際し、漁業協同組合の優先順位の確保は勿論、従前の漁業権及びその関係漁民の経営に慎重な考慮を払い、関係漁民

え、同項第四号中「島付とき釣漁業」の下に「であつて、次号に掲げるものの以外のもの」を加え、同項第五号中「以下第二十五条までにおいて同

3 漁業協同組合又は漁業協同組合連合会は、その有する特定区域漁業権又は第一種共同漁業を内容とするものとする。

規則は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第三項の規定は特定区画漁業権

には當該漁業の漁業従事者又は當該三種区画漁業たる貝類養殖業の場合漁業の目的たる水産動物の採捕を業

の経営の安定を図り不安なからしめるより適切な措置を講ずること。

右決議する。

じ。」を削り、「前四号」を「第一号」に改める。

第七条中「ひび、建養殖業」を「ひび、建養殖業、そり類養殖業、真珠母

する共同漁業権について漁業権行使規則を定めようとするときは、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）の規定によ

又は第一種共同漁業を内容とする共同漁業権に係る漁業権行使規則の変更又は廃止について、前項の規定は漁業権行使規則又は入漁権

とする者を含む。以下同じ。」を削り、同条第四項中「第二十七条第二項」を「第二十六条第一項」に改め、同条第六項及び第九項を削り、

同条第八項中「第十一條に規定する」を削り、「漁民」の下に「(漁業者又は漁業従事者たる個人をいう。以下同じ。)」を加え、同項を同条第十一項とし、同条第七項中「この場合において、」の下に「第三項及び第四項中」を加え、「当該漁業」を「当該漁業を営む者」、「三十日以上沿岸漁業」を「九十日以上沿岸漁業を営む者」に改め、同項を同条第十項とし、同条第五項の次に次の四項を加える。

6 第十一條第四項の規定により公示された特定区域漁業権の内容たる区域漁業に係る漁場の区域の全部が当該公示の日(当該区域漁業に係る漁場の区域について同項の規定による変更の公示がされた場合には、当該公示の日)以前一年間に当該区域漁業を内容とする特定区域漁業権の存しなかつた水面である場合における当該特定区域漁業権の内容たる区域漁業の免許については、地元地区の全部又は一部をその地区内に含む漁業協同組合又はその漁業協同組合を会員とする漁業協同組合連合会であつて当該特定区域漁業権の内容たる漁業を営まないものは、第一項及び第二項の規定にかかわらず、左に掲げるものに限り、適格性を有する。

一 その組合員のうち地元地区内に住所を有し一年に九十日以上沿岸漁業を営む者(河川以外の内水面における当該漁業の免許については当該内水面において一年に三十日以上漁業を営む者、河川における当該漁業の免許については当該河川において

一年に三十日以上水産動植物の採捕又は養殖をする者。以下同じ。の)属する世帯の数が、地元地区内に住所を有し一年に九十日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の数の三分の二以上であるもの

二 二以上共同して申請した場合において、これらの組合員のうち地元地区内に住所を有し一年に九十日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の総数が、地元地区内に住所を有し一年に九十日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の数の三分の二以上であるもの

7 第二項ただし書及び第三項から第五項までの規定は、前項の区域漁業の免許について準用する。この場合において、第三項及び第四項中「当該漁業を営む者」とあるのは、「一年に九十日以上沿岸漁業を営む者」と読み替へるものとす。

8 共同漁業の免許について適格性を有する者は、第十一條に規定する関係地区(以下単に「関係地区」という。)の全部又は一部をその地区内に含む漁業協同組合又はその漁業協同組合を会員とする漁業協同組合連合会(第二項ただし書に規定する漁業協同組合又は漁業協同組合連合会を除く。)であつて左に掲げるものとす。

一 その組合員のうち関係地区内に住所を有し一年に九十日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の数が、関係地区内に住所を有し一年に九十日以上沿岸漁業を

営む者の属する世帯の数の三分の二以上であるもの

二 二以上共同して申請した場合において、これらの組合員のうち関係地区内に住所を有し一年に九十日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の総数が、関係地区内に住所を有し一年に九十日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の数の三分の二以上であるもの

9 第二項各号、第六項各号又は前項各号の規定により世帯の数を計算する場合において、当該漁業を営む者が法人であるときは、当該法人の構成員若しくは社員又は当該法人の構成員若しくは社員たる当該漁業の漁業従事者である者の属する世帯の数により計算するものとする。

第十六條第五項第二号中「地元地区内に住所を有する漁民」の下に「(以下「地元漁民」という。)」を加え、同項第三号中「地元地区内に住所を有する漁民」を「地元漁民」に改め、同条第六項中「地元地区内に住所を有する漁民七人以上によつて構成される法人」を「地元漁民七人以上が構成員又は社員となつて法人」に改め、同項第二号及び第三号中「構成員」の下に「又は社員」を加え、同項第四号中「三分の二」を「二分の一」に改め、「構成員」の下に「又は社員」を加え、同項第五号中「構成員」の下に「又は社員」を加え、同項第六号を削り、同項第七号中「構成員」の下に「又は社員」を加え、同条を同項第六号とし、同条

第八項、第九項及び第十項を次のように改める。

8 左の各号の一に該当する者は、前七項の規定にかかわらず、第一順位とする。

一 地元地区の全部又は一部をその地区内に含む漁業協同組合であつて、次のすべてに該当するもの

イ 組合員(二以上共同して申請した場合に、これらの総組合員)のうち地元漁民である者の属する世帯の数が、地元漁民の属する世帯の数の七割以上であること。

ロ 組合員たる地元漁民が議決権及び出資額において過半を占めていること。

二 地元漁民が構成員又は社員となつて法人(漁業協同組合を除く。)であつて、次のすべてに該当するもの

イ 構成員又は社員(二以上共同して申請した場合に、その総構成員又は総社員)のうち地元漁民である者の属する世帯の数が、地元漁民の属する世帯の数の七割以上であること。

ロ 当該漁業に常時従事する者の二分の一以上が、その構成員若しくは社員であるか又はこれと世帯を同じくする者であること。

ハ 構成員又は社員が各自一個の議決権を有すること。

ニ 構成員又は社員たる地元漁民が議決権及び出資額において過半を占めていること。

三 第一号の漁業協同組合又は前号の法人が構成員又は社員となつて法人であつて、次のすべてに該当するもの

イ 当該漁業に常時従事する者の二分の一以上が、その構成員若しくは社員たる第一号の漁業協同組合若しくは前号の法人の構成員若しくは社員であるか又はこれと世帯を同じくする者であること。

ロ 構成員又は社員たる第一号の漁業協同組合又は前号の法人が議決権及び出資額において過半を占めていること。

9 前項第一号又は第二号の規定により世帯の数を計算する場合において、その構成員又は社員が法人であるときは、当該法人の構成員若しくは社員又は当該法人の構成員若しくは社員たる法人の構成員若しくは社員のうち地元漁民である者の属する世帯の数により計算するものとする。

10 地元漁民又は地元漁民が構成員若しくは社員となつて法人が第八項第一号の漁業協同組合又は同項第二号若しくは第三号の法人に加入を申し出た場合には、その申出を受けた者は、正当な事由がなければ、これを拒むことができない。地元地区の全部若しくは一部をその地区内に含む漁業協同組合又は地元漁民が構成員若しくは社員となつて法人が第八項第一号の漁業協同組合又は同項第二号の法人に対し当該漁業の免許を共同して申請することを申し出た場合も、同様とする。

第十六条第十二項中「第八項又は第九項を」又は第八項に改め、同条第十三項中「構成員」の下に「又は社員」を加え、同条第十五項を削る。

第十七条第一項中「ひび、建養殖業、かき養殖業、真珠養殖業、内水面における魚類養殖業及び第三種区画漁業たる貝類養殖業」を「真珠養殖業及び特定区画漁業の内容たる区画漁業」に改め、同条第六項第三号及び第四号中「地元地区内に住所を有する漁民」を「地元漁民」に改め、同条第七項中「及び第十三項から第十五項まで」を「第十三項及び第十四項に」、「第十六条第十一項を」同条第十三項中、「第十四項を」同条第十四項に改める。

第十八条第一項中「ひび、建養殖業、かき養殖業、内水面における魚類養殖業又は第三種区画漁業たる貝類養殖業の内容とする」を「特定区画漁業の内容たる」に改め、「第十四条第二項の下に」又は第六項を加え、同条第二項中「第十六条第六項から第八項まで、第十項、第十二項及び第十五項を」第十六条第六項から第十項まで及び第十二項に、「第十六条第六項中」を「同条第六項中」に、「及び第十六条第六項、第七項を」並びに第十六条第六項及び第七項に改める。

第十九条第五項中「前四項を」第一項から第三項まで及び前項に、「第十六条第十一項、第十三項、第十五項及び」第十六条第十一項及び第十三項並びに「に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「前

三項を」前四項に改め、同項第二号中「地元地区内に住所を有する漁民」を「地元漁民」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第十一條第四項の規定により公示された真珠養殖業の内容とする区画漁業に係る漁場の区域の全部が当該公示の日（当該区画漁業に係る漁場の区域について同項の規定による変更の公示がされた場合には、当該公示の日）以前一年間に真珠養殖業の内容とする区画漁業権の存しなかつた水面である場合における真珠養殖業の内容とする区画漁業の免許については、第十六条第八項第一号の漁業協同組合又は同項第二号若しくは第三号の法人は、第一項第一号、第二項第一号又は前項第一号に該当しない場合であつても、その構成員又は社員のうちに真珠養殖業の内容とする区画漁業に経験がある者がいる場合は、これに該当するものとみなす。この場合については、第十六条第九項、第十項及び第十二項の規定を準用する。

第二十條 削除
第二十一條 第一項を次のように改める。
第二十二條 漁業権の存続期間は、免許の日から起算して、真珠養殖業の内容とする区画漁業権、第六條第五項第五号に規定する内水面以外の水面における水産動物の養殖業の内容とする区画漁業権（特定区画漁業権及び真珠養殖業の内容とする区画漁業権を除く。）又は共同漁業

権にあつては十年、その他の漁業権にあつては五年とする。
第二十一條第二項から第四項までを削り、同条第五項中「第一項又は」を削り、同項を同条第二項とする。
第二十三條第二項中「ひび、建養殖業、かき養殖業、内水面における魚類養殖業又は第三種区画漁業たる貝類養殖業の内容とする区画漁業権」を「特定区画漁業権」に、「第二十四條から第二十八條まで」を「次条、第二十六條及び第二十八條」に改める。
第二十四條第二項を次のように改める。

2 定置漁業権又は区画漁業権を目的とする抵当権の設定は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。
第二十四條第三項中「定置漁業権」の下に「又は区画漁業権」を加える。

第二十五條の見出し中「区画漁業権」を「特定区画漁業権」に改め、同条第一項中「ひび、建養殖業、かき養殖業、内水面における魚類養殖業又は第三種区画漁業たる貝類養殖業の内容とする区画漁業権」を「特定区画漁業権」に、「これを」を「第二十八條第二項の通知を受けた漁業権者がこれを」に改める。
第二十六條の前の見出し中「又は禁止」を削り、同条第一項を次のように改める。

漁業権は、相續又は法人の合併による場合を除き、移転の目的となることができない。ただし、定置漁業権及び区画漁業権については、滞納処分による場合、先取特権者若しくは抵当権者がその権利

を実行する場合又は第二十八條第二項の通知を受けた者が譲渡する場合において、都道府県知事の認可を受けたときは、この限りでない。
第二十六條第二項中「又は第二項」を、「第二項又は第六項」に改める。
第二十七條を次のように改める。
第二十七條 削除
第二十八條第一項中「二箇月以内」の下に「その旨を」を加える。
第三十八條第三項中「第二十條を」第十九條に改める。

第三章 指定漁業
第五十二條を次のように改める。
第五十二條 船舶により行なう漁業であつて政令で定めるもの（以下「指定漁業」という。）を営もうとする者は、船舶ごとに（母船式漁業（製造設備、冷蔵設備その他の処理設備を有する母船及びこれと一体となつて当該漁業に従事する船舶その他の省令で定める船舶（以下「独航船等」という。）により行なう指定漁業をいう。以下同じ。）にあつては、母船及び独航船等ごとにそれぞれ、主務大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の政令は、水産動物の繁殖保護又は漁業調整のため漁業者及びその使用する船舶について制限措置を講ずる必要があり、かつ、政府間の取決め、漁場の位置その他の関係上当該措置を統一して講ずることが適当であると認められる漁業について定めるものとする。

3 第一項の政令を制定し又は改廃する場合には、政令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。
4 主務大臣は、第一項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、中央漁業調整審議会の意見をきかなければならない。
5 母船式漁業に係る第一項の許可は、母船にあつてはこれと一体となつて当該漁業に従事する独航船等（以下「同一の船団に属する独航船等」という。）を、独航船等にあつてはこれと一体となつて当該漁業に従事する母船（以下「同一の船団に属する母船」という。）を、それぞれ指定して行なうものとする。
6 主務大臣は、第一項の許可をしたときは、省令で定めるところにより、その者に対し許可証を交付する。

第五十四條中「指定遠洋漁業」を「指定漁業（母船式漁業を除く。）」に、「受けなければならない」を「受けることができる」に改め、同条に次の三項を加える。
2 母船式漁業の許可を受けようとする者であつて現に母船又は独航船等を使用する権利を有しないものは、母船若しくは独航船等の建造に着手する前又は母船若しくは独航船等を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他母船若しくは独航船等を使用する権利を取得する前に、母船及び独航船等ごとにそれぞれ、あらかじめ起業につき主務大臣の認可を受けることができる。

3 母船式漁業の認可を受けようとする者であつて現に母船又は独航船等を使用する権利を有するものは、当該母船と同一の船団に属する独航船等の全部について母船式漁業の認可が申請され、又は当該独航船等と同一の船団に属する母船について母船式漁業の認可が申請されている場合には、当該母船又は独航船等について、あらかじめ起業につき主務大臣の認可を受けることができる。

4 第五十二条第五項の規定は、前二項の認可に準用する。

第五十五条第一項中「指定遠洋漁業を指定漁業」に、「同一であるときを同一であり、かつ、当該認可に係る指定漁業の許可の有効期間中であるときに、」第五十六条各号の「一」を「次条第一項各号の「一」に改める。

第五十六条第一項中「指定遠洋漁業を指定漁業」に改め、同項第一号中「第五十七条を」を「次条」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 申請者が当該申請に係る母船と同一の船団に属する独航船等又は当該申請に係る独航船等と同一の船団に属する母船について、現に許可若しくは起業の許可を受けており又は受けようとする者と異なる場合において、その申請につきその者の同意がないとき。

第五十七条の見出し中「許可」の下に「又は起業の認可」を加え、同条第一項中「指定遠洋漁業」を「指定漁業」に改め、同項第三号中「船舶」の下に

「(母船式漁業にあつては、母船又は独航船等)」を加える。

第五十八条を次のように改める。

(公示)

第五十八条 主務大臣は、指定漁業の許可又は起業の認可をする場合には、第五十五条第一項、第五十九条及び第五十九条の二第一項の規定による場合を除き、当該指定漁業につき、あらかじめ、水産動植物の繁殖保護又は漁業調整その他の公益に支障を及ぼさない範囲内において、かつ、当該指定漁業を営む者の数、経営その他の事情を勘案して、その許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数別、隻数又は総トン数別及び操業区域別若しくは操業期間別の隻数(母船式漁業にあつては、母船の総トン数別、隻数又は総トン数別及び操業区域別若しくは操業期間別の隻数並びに各母船と同一の船団に属する独航船等の種類別及び総トン数別の隻数)並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を定め、これを公示しなければならない。

2 前項の許可又は起業の認可を申請すべき期間は、三箇月を下ることができない。ただし、省令で定める緊急を要する特別の事情があるときは、この限りでない。

3 主務大臣は、第一項の規定により公示すべき事項を定めようとするときは、中央漁業調整審議会の意見をきかなければならない。ただし、前項の省令で定める緊急を要する特別の事情があるときは、この限りでない。

4 主務大臣は、一の指定漁業につきその許可をし又は起業の認可をしても水産動植物の繁殖保護又は漁業調整その他の公益に支障を及ぼさないと認めるときは、当該指定漁業につき第一項の規定による公示をしなければならない。

5 中央漁業調整審議会は、前項の公示に関し主務大臣に意見を述べることができる。

第五十八条の次に次の一条を加える。

(公示に基づく許可等)

第五十八条の二 前条第一項の規定により公示した許可又は起業の認可を申請すべき期間内に許可又は起業の認可を申請した者の申請に對しては、同項の規定により公示した事項の内容と異なる申請である場合及び第五十六条第一項各号の「一」に該当する場合を除き、許可又は起業の認可をしなければならない。ただし、当該申請が母船式漁業に係る場合において、当該申請が前条第一項の規定により公示した事項の内容に適合する場合及び第五十六条第一項各号の「一」に該当しない場合であつても、当該申請に係る母船と同一の船団に属する独航船等について申請の全部又は当該申請に係る独航船等と同一の船団に属する母船について申請が前条第一項の規定により公示した事項の内容と異なる申請である場合及び第五十六条第一項各号の「一」に該当するときは、この限りでない。

2 前項の規定により許可又は起業の認可をしなければならない申請に係る船舶の隻数(母船式漁業にあつては、母船の数。以下この項から第四項までにおいて同じ)が前条第一項の規定により公示した船舶の隻数をこえる場合には、前項の規定にかかわらず、主務大臣は、少なくとも左に掲げる事項を勘案して(母船式漁業にあつては、同一の船団に属する母船及び独航船等について左に掲げる事項を勘案して)許可又は起業の認可の基準を定め、これに従つて許可又は起業の認可をしなければならない。

一 当該指定漁業の経営の安定又は合理化を図ること。

二 水産動植物の繁殖保護若しくは漁業調整のため又は沿岸漁業の経営の改善に資するため当該指定漁業への転換を図ること。

三 当該指定漁業の従事者が当該指定漁業の漁業者としてその自立を図ること。

3 主務大臣は、第一項の規定により許可又は起業の認可をしなければならない申請に係る船舶の隻数が前条第一項の規定により公示した船舶の隻数をこえる場合において、その申請のうち現に当該指定漁業の許可又は起業の認可を受けている者(当該指定漁業の許可の有効期間の満了日が前条第一項の規定により公示した許可又は起業の認可を申請すべき期間の末日以前である場合にあつては、当該許可の有効期間の満了日において当該指定漁業の許可又は起業の認可を受けていた者)が当該指定漁業の許可の有効期間(起業の認可

を受けており又は受けていた者にあつては、当該起業の認可に係る指定漁業の許可の有効期間)の満了日の到来のため当該許可又は起業の認可に係る船舶と同一の船舶についてした申請(母船式漁業にあつては、同一の船団に属する母船及び独航船等の全部について、当該許可又は起業の認可に係る母船又は独航船等と同一の母船又は独航船等についてした申請)があるときは、前項の規定にかかわらず、その申請に對して、他の申請に優先して許可又は起業の認可をしなければならない。

4 主務大臣は、前項の規定により許可又は起業の認可をしなければならない申請に係る船舶の隻数が前条第一項の規定により公示した船舶の隻数をこえる場合には、前項の規定にかかわらず、少なくとも左に掲げる事項を勘案して(母船式漁業にあつては、同一の船団に属する母船及び独航船等について左に掲げる事項を勘案して)許可又は起業の認可の基準を定め、これに従つて許可又は起業の認可をしなければならない。

一 前項の規定により許可又は起業の認可をしなければならない申請に係る船舶(母船式漁業にあつては、母船又は独航船等)の申請において同じ)の申請者別隻数

二 当該指定漁業の操業状況

三 各申請者が当該指定漁業に依存する程度

5 左の各号の「一」に該当する場合における措置その他前四項の規定の

適用に關し必要な事項は、政令で定める。

一 当該指定漁業の許可又は起業の認可の申請をした後において、当該申請に係る船舶が滅失し又は沈没した場合

二 当該指定漁業について従前の許可又は起業の認可を受けている船舶が、前条第一項の許可又は起業の認可を申請すべき期間の満了日の前六箇月以内に滅失し又は沈没した場合

三 当該指定漁業の許可又は起業の認可の申請に係る船舶について、次条各号の規定により許可又は起業の認可の申請をし、これに対する許可若しくは起業の認可又は申請の却下を受けていない場合

四 当該指定漁業の許可又は起業の認可の申請をした者が、その申請をした後において死亡し又は解散した場合

六 主務大臣は、第二項又は第四項の基準を定めようとするときは、中央漁業調整審議会の意見をきかなければならない。

第五十九条の見出しを「許可等の特例」に改め、同条各号列記以外の部分中「第五十六各号の一」を「第五十六各号第一項各号の一」に、「指定遠洋漁業」を「指定漁業」に改め、同条第一号を削り、同条第二号中「指定遠洋漁業の許可を受けた者が」を「指定漁業の許可を受けた者が、その許可の有効期間中に、一に、船舶による漁業」を「船舶（母船式漁業にあつては、母船又は独航船等。以下この号及び次号において同じ。）を

昭和三十七年四月二十三日 参議院會議録第十八号（その一） 漁業法の一部を改正する法律案外三件

当該指定漁業に使用すること」に改め、同条を同条第一号とし、同条第三号中「指定遠洋漁業」を「指定漁業」に改め、「六箇月以内」の下に「（その許可の有効期間中に限る。）」を加え、同条を同条第二号とし、同条の次に次の一号を加え、同条第四号、第五号及び第六号を削る。

三 母船式漁業について第一号又は前号の規定により許可又は起業の認可が申請された場合において、従前の母船若しくは独航船等を当該母船式漁業に使用することを廃止し、又は従前の母船若しくは独航船等が滅失し若しくは沈没したため従前の母船と同一の船舶に属する独航船等又は従前の独航船等と同一の船舶に属する母船に属する母船式漁業の許可又は起業の認可がその効力を失つたことにより、その許可又は起業の認可を受けていた者が、当該許可若しくは起業の認可に係る独航船等若しくは母船又はこれに代えて他の独航船等若しくは母船を当該申請に係る母船と同一の船舶に属する独航船等又は当該申請に係る母船として許可又は起業の認可を申請したとき。

第五十九条の次に次の一条を加える。

第五十九条の二 指定漁業の許可を受けた者から、その許可の有効期間中に、許可を受けた船舶（母船式漁業にあつては、母船又は独航船等。以下この項において同じ。）を譲り受け、借り受け、その返還

を受け、その他相続又は合併以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該指定漁業を営もうとする者が、当該船舶について指定漁業の許可又は起業の認可を申請した場合において、その申請が次のいずれかの場合に該当し、かつ、その申請の内容が従前の許可を受けた内容と同一であるときは、第五十六各号第一項各号の一に該当する場合を除き、指定漁業の許可又は起業の認可をしななければならない。

一 指定漁業の許可を受けた者が、当該指定漁業の経営の安定又は合理化を図るため、その経営組織を変更して、他の漁業者若しくは漁業従事者と共同して当該指定漁業を営む場合又はその者若しくはその者の当該指定漁業に従事する者を主たる構成員若しくは社員とする法人として当該指定漁業を営む場合その他これらに準ずる場合

二 指定漁業の許可を受けた者が、その許可に係る船舶の合計総トン数が省令で定める規模に達しない場合において、その規模に達するため、他の船舶をあわせ使用しようとするとき。

三 その許可又は起業の認可を申請した者が、水産動植物の繁殖保護若しくは漁業調整のため又は沿岸漁業の経営の改善に資するため緊急に転換を図る必要があると認められる漁業であつて省令で定めるものを営み若しくはこれに従事する者又はこれら

を主たる構成員若しくは社員とする法人である場合

四 当該指定漁業の従事者が自立して当該指定漁業を営もうとする場合

二 主務大臣は、前項第二号若しくは第三号の省令を定め、又はこれを変更しようとするときは、中央漁業調整審議会の意見をきかななければならない。

第六十条第一項中「指定遠洋漁業の許可の期間」を「指定漁業の許可の有効期間」に、「前条第四号又は第六号」を「第五十九条又は前条第一項」に改め、同条第二項中「漁業調整」を「水産動植物の繁殖保護又は漁業調整」に改め、「限度において」の下に「、中央漁業調整審議会の意見をきいて、」を加え、「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の有効期間は、同一の指定漁業については同一の期日に満了するようにならなければならない。

第六十一条及び第六十二条を次のように改める。

（変更の許可）

第六十一条 指定漁業の許可又は起業の認可を受けた者が、その許可又は起業の認可を受けた船舶（母船式漁業にあつては、母船又は独航船等。以下この条において同じ。）について、その船舶の総トン数を増加し、又は操業区域その他の省令で定める事項を変更しようとするときは、主務大臣の許可を受けなければならない。

（相続又は合併）

第六十二条 指定漁業の許可又は起業の認可を受けた者が死亡し又は解散したときは、その相続人（相続人が二人以上ある場合においてその協議により指定漁業を営むべき者を定めたときは、その者）又は合併後存続する法人若しくは合併によつて成立した法人は、当該指定漁業の許可又は起業の認可を受けた者の地位を承継する。

2 前項の規定により指定漁業の許可又は起業の認可を受けた者の地位を承継した者は、承継の日から二箇月以内にその旨を主務大臣に届け出なければならない。

第六十二条の次に次の二条を加える。

（許可等の失効）

第六十二条の二 左の各号の一に該当する場合は、当該指定漁業の許可又は起業の認可は、その効力を失ふ。

一 指定漁業の許可を受けた船舶（母船式漁業にあつては、母船又は独航船等。次号及び第三号において同じ。）を当該指定漁業に使用することを廃止したとき。

二 指定漁業の許可又は起業の認可を受けた船舶が滅失し又は沈没したとき。

三 指定漁業の許可を受けた船舶を譲渡し、貸し付け、返還し、その他その船舶を使用する権利を失つたとき。

左の各号の一に該当する場合は、当該母船と同一の船舶に属する独航船等の全部又は当該独航船

五九七

昭和三十七年四月二十三日 参議院會議第十八号(その一) 漁業法の一部を改正する法律案外三件

等と同一の船団に属する母船に係る母船式漁業の許可又は起業の認可は、その効力を失う。

一 母船式漁業の許可を受けた母船又は同一の船団に属する独航船等の全部を当該母船式漁業に使用することを廃止したとき。

二 母船式漁業の許可又は起業の認可を受けた母船又は同一の船団に属する独航船等の全部が滅失し又は沈没したとき。

三 母船式漁業の許可を受けた母船又は同一の船団に属する独航船等の全部を譲渡し、貸し付け、返還し、その他その母船又は独航船等の全部を使用する権利を失つたとき。

四 母船又は同一の船団に属する独航船等の全部に係る母船式漁業の許可又は起業の認可が第六十三条において準用する第三十八条第一項又は第三十九条第二項の規定により取り消されたとき。

(許可証の書換えと交付等)

第六十二条の三 許可証の書換えと交付、再交付及び返納に關し必要な事項は、省令で定める。

第六十三条中「指定遠洋漁業」を「指定漁業」に、「第三十四条第一項、第四項」を「第三十四条第一項及び第四項」に、「第三十七条第一項、第二項、第四項」を「第三十七条第一項、第二項及び第四項」に、「第三十八条第一項、第五項」を「第三十八条第一項及び第五項」に、「第三十九条第一項、第二項、第四項から第十四項まで(漁業権の取消)を」第三十九条第一項、第二項、第四項から第九項

まで及び第十二項から第十四項まで(漁業権の取消)を並びに水産資源保護法(昭和二十六年法律第三百十三号)第二十一条漁業従事者に対する措置に、「同条第四項(第三十七条第四項、第三十八条第五項及び第三十九条第四項、第十三項において準用する場合を含む)を」同条第四項中「海区漁業調整委員会を、前項の申請をしようとするときは」とあるのは「主務大臣は、許可又は起業の認可後において第一項の処分をしうとするときは」と、第三十七条第四項、第三十八条第五項並びに第三十九条第四項及び第十三項において準用する第三十四条第四項に、「第十四条」を「第十四条に規定する適格性を有する者でなくなつたとき」に、「第五十七条」を「第五十六条第一項第一号又は第二号に該当することとなつたとき」に、「第三十九条第七項中」を「第三十九条第一項中「漁業調整」とあるのは「水産動植物の繁殖保護、漁業調整」と、同条第七項中」に、「第三十四条第二項、第四項」を「第三十四条第二項及び第四項」に改め、「第三十四条第四項」の下に、「水産資源保護法第十二条中「第十條第五項」とあるのは「漁業法第六十三条において準用する同法第三十九条第一項」と、「同条第四項の告示の日」とあるのは「その許可の取消の日」とを加える。

第六十四条を次のように改める。
(中央漁業調整審議会に対する報告)
第六十四条 主務大臣は、毎年少なくとも一回、中央漁業調整審議会

に對し、指定漁業の許可及び起業の認可の状況を報告するものとす。

第六十五条第一項第一号中「採捕」の下に「又は処理」を加え、同条第七項中「当該都道府県の区域に沿う海面につき定められたるすべての海区の区域を合した海区に設置した連合海区漁業調整委員会(当該都道府県の区域に沿う海面につき定められたる海区の数が一である場合に於ては当該海区の海区漁業調整委員会)」を「関係海区漁業調整委員会」に改め、「第六十七条に規定する」を削る。

第六十六条を削り、第六十六条の二第一項中「又は瀬戸内海機船及び網漁業を、瀬戸内海機船及び網漁業又は小型さけ、ます流し網漁業を営もうとする者に、」を、営んではならないを「ならない」に改め、同条第二項中「六十トン」を「四十トン」に、「第六十五条第一項の規定による省令に基いて主務大臣の許可を必要とする漁業」を「指定漁業」に、「スクリーンを備える船舶」を「動力漁船」に、「漁業をいう」を「漁業をいひ、小型さけ、ます流し網漁業」とは、総トン数三十トン未満の動力漁船により流し網を使用してさけ又はますをとる漁業(母船式漁業を除く)をいうに改め、同条第四項中「及び中央漁業調整審議会」を削り、同条を第六十六条とする。

第六十七条の見出し中「海区漁業調整委員会」を「漁業調整委員会」に改め、同条第三項中「瀬戸内海連合海区漁業調整委員会」の下に、玄海連合海区漁業調整委員会を加える。

第八十二条第二項中「瀬戸内海連合海区漁業調整委員会」の下に、玄海連合海区漁業調整委員会を加える。

第八十五条第三項第一号中「第八十六条を」次条に、「七人(北海道の海区漁業調整委員会に於ては十一人)を」九人(主務大臣が指定する海区に設置される海区漁業調整委員会に於ては、六人)に改め、同項第二号中「二人」を「四人(前号に規定する海区漁業調整委員会に於ては、三人)に、「一人」を「二人(前号に規定する海区漁業調整委員会に於ては、一人)に改める。

第八十八条中「北海道の海区漁業調整委員会に於ては同法同条に規定する市町村の選挙管理委員会」を削る。

第九十二条第二項中「北海道の海区漁業調整委員会に於ては市町村の選挙管理委員会。以下同じ。」を削り、「第九十三条第二項」を「次条第二項」に改める。

第九十八条第一項中「二年」を「四年」に改める。

第一百六条第四項中「半数」を「三分の二」に改める。

6 玄海連合海区漁業調整委員会の委員は、左に掲げる者をもつて充てる。

一 玄海の区域内に設置された海区漁業調整委員会の委員が県ごとに互選した者各一人

二 学識経験がある者の中から主務大臣が選任した者二人

第一百九条第四項第二号中「四人」を「六人」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の規定において「玄海」とは、左に掲げる直線及び陸岸によつて囲まれた海面をいう。
一 福岡県西浦岬から東経百三十三度の線と北緯三十四度の線との交点に至る直線
二 北緯三十四度の線
三 長崎県津崎鼻から二神島の東端を経て北緯三十四度の線に至る直線

第一百九条に次の一項を加える。
10 第五項第一号、第六項第一号又は第七項第一号の規定により互選した者をもつて充てられた委員は、海区漁業調整委員会の委員でなくなつたときは、その職を失ふ。

第一百十条中「瀬戸内海」の下に「玄海」を、「瀬戸内海連合海区漁業調整委員会」の下に、玄海連合海区漁業調整委員会を加える。

第一百十一条中「第一百九条第四項第二号」を「第一百九条第五項第二号の委員、玄海連合海区漁業調整委員会に於ては同条第六項第二号に、「同条第五項第二号」を「同条第七項第二号」に、「瀬戸内海連合海区漁業調整

委員会及び「瀬戸内海連合海区漁業調整委員会、玄海連合海区漁業調整委員会及び」に改める。

第百三十三条第一項中「会長及び委員」を「委員二十五人」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 中央漁業調整審議会に会長を置く。会長は、委員が互選する。

第百三十三条第三項第一号中「十二人」を「十五人」に改め、同項第二号中「十二人」を「十人」に改める。

第百三十六条第三項中「瀬戸内海連合海区漁業調整委員会」の下に、「玄海連合海区漁業調整委員会」を加える。

第百三十七条中「瀬戸内海連合海区漁業調整委員会」の下に、「玄海連合海区漁業調整委員会」を加える。

第百三十七條中「(第八十四條第一項の規定により主務大臣が指定する湖沼を除く。以下同じ。)」を削る。

第百二十九条を次のように改める。

(遊漁規則)

第百二十九条 内水面における第五種共同漁業の免許を受けた者は、当該漁場の区域においてその組合員以外の者のする水産動植物の採捕(以下「遊漁」という。)について制限をしようとするときは、遊漁規則を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 前項の遊漁規則(以下単に「遊漁規則」という。)には、左に掲げる事項を規定するものとする。

一 遊漁についての制限の範囲

二 遊漁料の額及びその納付の方法

法

昭和三十三年四月二十三日 参議院會議録第十八号(その一) 漁業法の一部を改正する法律案外三件

- 三 遊漁承認証に関する事項
- 四 遊漁に際し守るべき事項
- 五 その他省令で定める事項
- 3 遊漁規則を変更しようとするときは、都道府県知事の認可を受けなければならない。
- 4 第一項又は第三項の認可の申請があつたときは、都道府県知事は、内水面漁場管理委員会の意見をきかなければならない。
- 5 都道府県知事は、遊漁規則の内容が左の各号に該当するときは、認可をしなければならない。
- 一 遊漁を不当に制限するものでないこと。
- 二 遊漁料の額が当該漁業権に係る水産動植物の増殖及び漁場の管理に要する費用の額に比して妥当なものであること。
- 6 都道府県知事は、遊漁規則が前項各号の一に該当しなくなつたと認めるときは、内水面漁場管理委員会の意見をきいて、その変更を命ずることができる。
- 7 都道府県知事は、第一項又は第三項の認可をしたときは、漁業権者の名称その他の省令で定める事項を公示しなければならない。
- 8 遊漁規則は、都道府県知事の認可を受けなければならない。その効力を生じない。その変更についても、同様とする。

六条第一項に、「違反した者を」違反して漁業を営んだ者に改める。

第百三十九条を次のように改める。

第百三十九条 第六十七條第七項の規定に基づく命令に違反した者は、一年以下の懲役若しくは五万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

第百四十一条中第一号から第三号までを削り、第四号を第一号とし、第五号から第八号までを三号ずつ繰り上げる。

第百四十二条中「前条第一号から第四号まで」を「前条第一号」に改める。

第百四十五条の次に次の一条を加える。

第百四十六条 第二十八條第一項又は第六十二條第二項の規定による届出を怠つた者は、一万円以下の過料に処する。

附則中第四項から第八項までを削り、第九項を第四項とし、第十項から第十四項までを五項ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第六十七條第三項、第八十二條第二項、第八十五條第三項、第八十八條、第九十二條第二項、第九十八條第一項、第九十六条第四項、第九九条、第一百零一条、第一百一十條、第一百六条第三項及び第一百七條の改正規定並びに附則第十二條の規定

は、昭和三十三年八月十五日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に存する漁業権及びこれについて現に存し又は新たに設定される入漁権については、当該漁業権又は入漁権の存続期間中は、なお従前の例による。

第三条 改正後の漁業法(以下「新法」という。)第六十六條の規定の適用については、当分の間、法人以外の団体は、法人とみなす。

第四条 改正前の漁業法(以下「旧法」という。)第五十二條第一項の規定により若しくは旧法第六十五條第一項の規定に基づく省令の規定により又は旧法第六十六條の二第一項の規定により主務大臣又は都道府県知事の許可を要する漁業のうち新法第五十二條第一項の指定漁業となつたもの(以下「代替指定漁業」という。))についてした許可又は起業の認可であつてこの法律の施行の際現に効力を有するものは、それぞれ新法第五十二條第一項又は第五十四條第一項の規定によりしたものとみなす。この場合において、母船式漁業の許可にあつては、この法律の施行の際現にその漁業に使用することについて主務大臣の承認を受けている母船及び独航船等は、母船についてこれと同一の船舶に属する独航船等と、独航船等についてはこれと同一の船舶に属する母船をそれぞれ指定してその許可を受けたものとみなす。

2 前項の規定により新法第五十二條第一項の規定によりしたものとみなされる許可の有効期間は、新法第六十六條の規定にかかわらず、代替指定漁業ごとに、この法律の施行の日から五年を超えない範囲内において、かつ、その残存期間の最も長い許可の有効期間の満了日以後において政令で定める日に満了するものとする。

3 旧法第六十五條第一項の規定に基づく都道府県規制により都道府県知事がした小型さけ・ます流し網漁業の許可であつてこの法律の施行の際現に効力を有するものは、その有効期間の満了日まで、新法第六十六條第一項の規定によりしたものとみなす。

第五條 新法第五十八條第一項の規定による公示に関する手続は、この法律の施行の日よりも前に行なうことができる。

第六條 附則第四條に規定するもののほか、旧法又はこれに基づく省令の規定により主務大臣又は都道府県知事のした処分が新法又はこれに基づく省令に相当する規定があるものは、それぞれその相当する規定によつてしたものとみなす。

第七條 漁業調整委員会及び中央漁業調整審議会の委員であつて、昭和三十三年八月十四日に現に在任するものの任期は、その任期の定めにかかわらず、その日に満了する。

2 昭和三十三年八月十五日以後最初に海区漁業調整委員会の選挙による委員となる者の選挙については、その日前であつても、新法第

昭和三十七年四月二十三日 参議院會議録第十八号(その二) 魚業法の、一部を改正する法律案外三件

八十五條、第八十八條及び第九十二條第二項の規定を適用する。

第八條 この法律の施行の際現に第五種共同漁業の免許を受けている者であつてその組合員以外の者のする水産動植物の採捕について制限をしているものは、この法律の施行の日から三月以内に新法第二百九条第一項の遊漁規則を定め、都道府県知事の認可を申請しなければならぬ。

2 前項の期間内に同項の認可を申請した者については、その認可をする旨又はしない旨の処分があるまでの間は、新法第二百二十九条の規定は適用しない。

第九条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（漁業財団抵当法の一部改正）
 第十条 漁業財団抵当法（大正十四
 年法律第九号）の一部を次のよう
 に改正する。

第一條中「ヒビ建養殖業、カキ養殖業、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六條第五項第五号ノ規定ニヨリ主務大臣ノ指定スル湖沼以外ノ内水面ニ於ル魚類養殖業又ハ第三種区画漁業タル貝類養殖業ヲ内容トスル区画漁業権」を「漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第七條ニ規定スル特定区画漁業権」に改める。

第二條第二項中「權利」の下に「〔定置漁業権及區區漁業権ヲ除ク〕」を加え、同條に次の二項を加ふる。

パ之ヲ漁業財団ニ属セシムルコ
トヲ得ズ

都道府県知事ハ当該漁業ノ經營ニ必要ナル資金ノ融通ノ爲已ムヲ得ザル場合ニ非ザレバ前項ノ認可ヲ爲スコトヲ得ズ

第三条の次に次の一條を加え

第三條ノ二 定置漁業權又ハ區區漁業權ニ付設定シタル漁業財団ヲ目的トスル抵当權ノ設定ハ都道府県知事ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ効力ヲ生ゼズ

前條第四項ノ規定ハ前項ノ認可之ヲ準用ス

第五條中「ヒビ建養殖業、カキ

殖業、漁業法第六條第五項第五ノ規定ニヨリ主務大臣ノ指定スル湖沼以外ノ内水面ニ於ル魚類養殖業又ハ第三種区圃漁業タル貝類殖業ヲ内容トスル区圃漁業権」漁業法第七條ニ規定スル特定圃漁業権」に改める。

水産業協同組合法の一部改正）

二條 水産業協同組合法（昭和

第八十八條第一項の表中

における漁業調整を行なうこと。

会
瀬戸内海における漁業調整
玄海における漁業調整を行
「瀬戸内海連合海区漁業調整委員
会」を加える。

二十三年法律第二百四十二号)の
一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「第百二十七条」を「第八条第三項」に改める。

第四十二条第一項中「議事録」の下に「並びに漁業法第八条第一項の漁業権行使規則若しくは入漁権行使規則（以下単に「漁業権行使規則」といふ）」を挿入する。

る。又は同法第二百二十九条第一項の遊漁規則（以下単に「遊漁規則」という。）を定めたときはこれらの規則」を加える。

第四十八条第一項に次の一号を加える。

十 漁業権行使規則若しくは入漁権行使規則又は遊漁規則の

制定、変更及び廃止
第五十条に次の一号を加える。
五 漁業権行使規則又は入漁権
行使規則の制定、変更及び廃
止
(農林省設置法の一部改正)
第十二条 農林省設置法(昭和二十
四年法律第百五十三号)の一部を
次のように改正する。

連合海区漁業調整委員会

瀬戸内

瀬戸内海連合海区漁業調整委

なうこと。
こと。

に改め、同条第二項

（水路業務法の一部改正）
第十三条 水路業務法（昭和二十五

年法律第百二號）の一部を次のよ
うに改正する。

第十九条第二項中「同法第六十
六条第一項本文の規定に基き」を
「同法第六十五條第一項の規定に
基づく都道府県規則により」に改
める。

（水道法（原案）第六十一條改正）

第十四条 水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第七項中「当該都道府県の区域に沿う海面につき定められたるすべての海区の区域を合した海区に設置した連合海区漁業調整委員会（当該都道府県の区域に沿う海面につき定められたる海区の数が

一である場合にあつては、当該海区漁業調整委員会」を「関係海区漁業調整委員会」に、「同法第二百七十七条（内水面における第五種共同漁業の免許）」を「同法第八条第三項（内水面の定義）」に改める。

第九条第二項中「漁業法第五十二条（指定遠洋漁業）の指定遠洋漁業又は同法を『漁業法』に改める。

第十三条第一項中「漁業法第五

十二條の指定遠洋漁業又は同法」を「漁業法」に改める。

第十五条第三項中「同法第二百一十七條」を「同法第八條第三項」に

改める。

第二十五条中「漁業法第二百二十七条を「漁業法第八條第三項」に改める。

(漁業協同組合整備促進法の一部改正)

第十五条 漁業協同組合整備促進法（昭和三十五年法律第六十一号）の

一部を次のように改正する。
第十五条を次のように改める。
(合併の場合の漁業権行使規則の特例)
第十五条 前条第一項の勧告により第一種共同漁業を内容とする共同漁業権を共有している漁業協同組合が相互に又はその他の

漁業協同組合と合併した場合に
おいて、合併後存続する漁業協
同組合又は合併によつて成立し
た漁業協同組合が当該共同漁業
権の存続期間中において当該共
同漁業権に係る漁業権行使規則
を変更し又は廃止しようとする
ときは、漁業法（昭和二十四年
法律第二百六十七号）第八条第
五項において準用する同条第三
項の規定による三分の二以上の

者のうちには、当該共同漁業権を共有していた漁業協同組合の当該合併の際における組合員であつた者がそれぞれ当該漁業協同組合ごとに三分の二以上いなければならぬ。

審査報告書

水産業協同組合法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議

決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十七年四月十七日
農林水産
委員長
梶原 茂嘉

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律業は、最近における漁業事情の推移に即応して水産業協

同組合の健全な発達を図るため、漁業協同組合、漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合の組合員又は会員の資格を改め、漁業生産組合の一組合員が保有できる出資口数の制限を廃止し、漁業協同組合及び漁業生産組合が自営する漁業に対する組合員の従事要件を緩和し、漁業協同組合連合会の事業を拡大し、水産業協同組合の役員及び責任を明確にし、その組織及び運営を合理化するとともに、行政の監督に関する規定を整備する等を主な内容とするものであつて、妥協な措置と認められる。

なお、別紙の通り附帯決議を行なつた。

二、費用
本法施行のため、特に費用を要しない。

附帯決議

政府は、沿岸漁業の経営安定のため、速かに漁業共済制度の確立を図り特に養殖についての共済制度の整備充実を期すべきである。

右決議する。

国会に提出する。

昭和三十七年三月十六日

内閣総理大臣 池田 勇人

水産業協同組合法の一部を改正する法律案

水産業協同組合法の一部を改正する法律案

水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)の一部を次のように改正する。

第七條第一項中「左の組合以外の組合」を「組合」に改め、同項各号及び同條第二項を削る。

第十一條第一項第十号中「技術の向上及び」を「経営及び技術の向上並びに」に改める。

第十七條第一項中「三分の二」を「二分の一」に改め、同條第二項中「漁業協同組合」を「組合」に改める。

第十八條を次のように改める。

(組合員たる資格)

第十八條 組合の組合員たる資格を有する者は、左に掲げる者とする。

一 組合の地区内に住所を有し、かつ、漁業を営み又はこれに従事する日数が一年を通じて九十日から百二十日までで定款で定める日数をこえる漁民

二 組合の地区内に住所又は事業場を有する漁業生産組合

三 組合の地区内に住所又は事業場を有する漁業を営む法人(組合及び漁業生産組合を除く)であつて、その常時使用する従業員の数が三百人以下であり、かつ、その使用する漁船(漁船法(昭和二十五年法律第七十八号)第二條第一項に規定する漁船をいう。以下同じ。)の合計総トン数が三百トン以下であるもの

住所を有し、かつ、漁業を営み若しくはこれに従事し、又は河川において水産動植物の採捕若しくは養殖をする日数が一年を通じて三十日から九十日までで定款で定める日数をこえる個人は、組合の組合員たる資格を有する。

三 組合(河川において水産動植物の採捕又は養殖をする者を主たる構成員とする組合を除く。次項において同じ)は、定款の定めるところにより、第一項第一号又は前項の規定により組合員たる資格を有する者を漁業を営む者であつてその営む日数が一年を通じて九十日から百二十日まで(内水面組合にあつては、三十日から九十日まで)の間で定款で定める日数をこえるものに限定することができる。

四 組合の地区が市町村又は特別区の区域をこえるものにあつては、定款の定めるところにより、前三項の規定により組合員たる資格を有する者を特定の種類の漁業を営む者に限定することができる。

五 組合は、前四項に規定する者のほか、左に掲げる者であつて定款で定めるものを組合員たる資格を有する者とすることができる。

一 前四項の規定により当該組合の組合員たる資格を有する者以外の漁民又は河川において水産動植物の採捕若しくは養殖をする者

二 組合の地区内に住所又は事業場を有する漁業を営む法人(組合及び第一項第二号若しくは第三号又は前項の規定により当該組合の組合員たる資格を有する法人を除く)であつて、その常

時使用する従業員の数が三百人以下であり、かつ、その使用する漁船の合計総トン数が千トン(前項の規定により組合員たる資格を有する者を特定の種類の漁業を営む者に限る組合(以下「業種別組合」という。))以下であるもの

三 組合の地区内に住所又は事業場を有する水産加工業者又は常時使用する従業員の数が四十人以下である水産加工業者を営む法人

四 組合の地区の全部又は一部を地区とする組合

第二十一條第一項中「第十八條第三項」を「第十八條第五項」に改め、同條第二項中「第四十一條第三項」の下に「(第四十四條の二第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同條第四項本文中「二人」を「三人」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、組合員(准組合員を除く)の総数が千人をこえる組合にあつては、三人までの組合員を代理することができる。

第二十八條の次に次の一条を加える。

(脱退者の払込義務)

第二十八條の二 事業年度の終りにあたり、出資組合の財産をもつてその債務を完済するに足りないときは、その出資組合は、定款の定めるところにより、その年度内に脱退した組合員に対して、未払出資額の全部又は一部の払込みを請求することができる。

第二十九條に見出しとして「(時効)」を附し、同條中「前条」を「前二条」に改める。

第三十條に見出しとして「(持分払戻しの停止)」を附する。

第三十一條第二項中「第二十八條及び第二十九條を」第二十八條から第二十九條まで」に改める。

第三十四條第七項中「組合員(准組合員を除く。)」を「准組合員以外の組合員(法人にあつては、その役員)」に、「設立の同意を申し出た漁民」を「組合員(准組合員を除く。)」たる資格を有する者であつて設立の同意を申し出たもの(法人にあつては、その役員)」に改め、同條第八項を削る。

第三十五條の次に次の一条を加える。

(理事の忠実義務)

第三十五條の二 理事は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款、規約及び総会の決議を遵守し、組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

2 理事がその任務を怠つたときは、その理事は、組合に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる。

3 理事がその職務を行なうにつき悪意又は重大な過失があつたときは、その理事は、第三者に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる。

重要事項につき第四十三條第一項に掲げる書類に虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたときも、また同様とする。

第四十一條第三項中「十日」を「一週間」に改める。

第四十四條第四項中「これを総会の議に」を「その請求のあつた日から二十日以内に総会を招集し、その議に」に改め、同條に次の一項を加える。

6 第四十条の規定は、第四項の場合について準用する。
第四十四条の次に次の一条を加える。

(行政庁による仮理事の選任又は総会の招集)

第四十四条の二 役員職務を行なう者がないため遅滞により損害を生ずるおそれがある場合において、組合員その他の利害関係人の請求があつたときは、行政庁は、仮理事を選任し、又は役員を選挙するための総会を招集して役員を選挙させることができる。

2 第四十一条の規定は、前項の総会の招集について準用する。
第四十五条を次のように改める。

(役員に関する民法及び商法の準用)

第四十五条 商法第二百五十四條第三項、第二百五十六條第三項及び第二百五十八條第一項の規定は理事及び監事に、民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四條第一項、第五十二條第二項、第五十三條から第五十五條まで及び第六十一條第一項の規定は理事に、第三十五條の二、民法第五十九條及び商法第二百七十八條の規定は監事に準用する。

第四十八條第一項第八号中「訴訟」を「漁業権又は入漁権に関する訴訟」に改め、同項第九号中「若しくはこれに関する物権又は不動産(総トン数二十トン以上の船舶を含む)に関する物権」を「又はこれに関する物権」に改める。
第五十一条を次のように改める。

(総会に関する民法及び商法の準用)

第五十一条 民法第六十四條及び第六十六條並びに商法第二百四十三條及び第二百四十四條の規定は、総会に準用する。この場合において、民法第六十四條中「第六十二條」とあり、又は商法第二百四十三條中「第二百三十二條」とあるのは、「水産業協同組合法第四十一条第三項」と読み替へるものとする。
第五十二条第二項を次のように改める。

2 総代は、定款の定めるところにより、組合員(准組合員を除く。)のうちからこれを選挙する。

第五十二条第四項中「第三十四條第三項から第六項まで」を「第三十四條第四項及び第五項」に改め、同条第五項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第二十一条第四項中「三人」とあるのは、「二人」と読み替へるものとする。

第五十二条第七項中「組合」の下に「(内水面組合を除く。)」を加え、同項を同条第八項とし、同条第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 総代会においては、前項の規定にかかわらず、役員若しくは総代を選挙し、第七十条第一項の規定による設立委員を選任し、又は第五十条各号に掲げる事項について議決することができない。

第五十六條第二項中「年五分」を「年八分以内において政令で定める割合」に改める。
第五十九條中「二十人以上の漁民」

を「組合員(准組合員を除く。)」となろうとする者二十人(業種別組合にあつては、十五人以上)に改める。
第六十一条第一項中「漁民を」組合員(准組合員を除く。))となろうとする者」に改め、同条第二項中「二十人」の下に「(業種別組合にあつては、十五人)」を加え、同条第三項中「漁民を」組合員(准組合員を除く。))となろうとする者」に改める。
第六十二条第六項を次のように改める。

6 第二十一条第一項、第四十九條第二項及び第三項、民法第六十六條並びに商法第二百四十三條及び第二百四十四條の規定は、創立総会に準用する。この場合において、商法第二百四十三條中「第二百三十二條」とあるのは「水産業協同組合法第六十二条第一項」と、同法第二百四十四條第二項中「取締役」とあるのは「発起人」と読み替へるものとする。

第六十四条を次のように改める。
第六十四条 行政庁は、前条第一項の認可の申請があつたときは、左の各号の一に該当する場合を除き、設立の認可をしなければならぬ。

一 設立の手續又は定款若しくは事業計画の内容が、法令又は法令に基づいてする行政庁の処分と違反するとき。

二 事業を行なうために必要な経営的基礎を欠く等その事業の目的を達成することが著しく困難であると認められるとき。

第六十六條の次に次の一条を加える。

(設立の認可の取消し)

第六十六條の二 組合が第六十三條第一項の認可があつた日から九十日を経過しても設立の登記をしないときは、行政庁は、その認可を取り消すことができる。

第六十八條第一項第五号中「第二百四十四條第二項」を「第二百四十四條第二項」に改め、同条第三項中「第六十四條」を「第六十四條第一号」に改め、同条第四項中「二十人」の下に「(業種別組合にあつては、十五人)」を加える。

第七十条第二項中「及び第八項」を削る。

第七十七條中「第三百三十六條第一項」を「第三百三十六條」に改める。
第八十一条中「三分の二」を「二分の一」に改める。

第八十二条第二項を削り、第三項を第二項とする。

第八十六条第二項中「第三十四條第一項から第七項まで、第三十五條を削り、同条第三項中「二十人」を「二十人(業種別組合にあつては、十五人)」に改め、同条第四項中「二十人」を「二十人(業種別組合にあつては、十五人)」に改め、第七十条第二項中「第三十四條第七項本文及び第八項」とあるのは「第三十四條第七項本文」とを削り、同項を「第七十条第二項」に改める。

第八十七條第一項十一号中「技術の向上及び」を「経営及び技術の向上並びに」に改め、同条第五項中「前項」を「第四項」に、「又は」を「若しくは」に、「取り立てることができる。」を「取り立て、又は農林中央金庫その他の主務大臣の指定する金融機関の

業務の代理をすることができ。」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 前項の連合会は、連合会を間接に構成する者であつて定款で定めらるるものにつき、事業若しくは生活に必要な資金の貸付け又は貯金若しくは定期積金の受入れをすることができ。

第八十八條に次の一号を加える。
四 第一号の組合又は連合会が主たる出資者又は構成員となつて

いる法人(第一号及び前号に掲げる者を除く。)

第九十二条第二項中「第十八條第三項」を「第十八條第五項」に改め、第八十八條第三号の下に「及び第四号」を加え、「及び同条」を削り、同条第三項後段を次のように改める。

この場合において、第三十四條第七項中「准組合員以外の組合員」とあるのは「所屬員(准組合員、准組合員及びこれらを構成する者を除く。)」と、「組合員(准組合員を除く。)」たる資格を有する者であつて設立の同意を申し出たもの」とあるのは「(會員(准組合員を除く。))たる資格を有する者であつて設立の同意を申し出たもの又はこれを直接若しくは間接に構成する者(准組合員、准組合員及びこれらを構成する者を除く。))」と、第三十六條の二中「(当該組合の組合員の営み又は従事する漁業及び当該組合の所屬する漁業協同組合連合会の行事事業を除く。)」とあるのは「(当該連合会の所屬員たる組合及び連合会並びに当該連合会の所屬する連合会の

行なり事業を除く。」と、第五十二條第八項中「組合(内水面組合を除く。）」とあるのは「連合会」と読み替えるものとする。

第九十二條第四項中「第六十一條第一項及び第三項中「漁民」とあるのは「組合、漁業生産組合又は連合会の理事」と、」を削り、「同条第二項中「二十人」を「第六十一條第二項中「二十人」業種別組合にあつては、十五人」に、「第十八條第三項」を「第十八條第五項」に改め、同条第五項後段を次のように改める。

この場合において、第六十八條第四項中「二十人(業種別組合にあつては、十五人)未満」とあるのは「一人」と、第七十條第二項において準用する第三十四條第七項本文中「准組合員以外の組合員」とあるのは「所屬員(准組合員、准組合員及びこれらを構成する者を除く。）」と読み替えるものとする。

第九十三條第一項中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結
第九十四條を次のように改める。

(組合員たる資格)

第九十四條 組合の組合員たる資格を有する者は、左に掲げる者であつて定款で定めるものとする。

一 組合の地区内に住所又は事業場を有する水産加工業者
二 組合の地区内に住所又は事業場を有する水産加工工業を営む法人であつて、その常時使用する従業員の数が四十人以下であるもの

第九十六條第一項中「第十五條」を「第十六條」に改め、「第九十三條」の下に、「第十六條第一項中「第十一條第一項第十一号」とあるのは「第九十三條第一項第九号」とを加え、同条第二項中「及第二十條」を「第二十條、第二十一條第一項本文及び第二項から第五項まで並びに第二十二條」に改め、同項後段を削り、同条第三項中「第三十三條、第三十四條第一項から第七項まで及び第三十五條を削り、同条第四項中「二十人」を「二十人(業種別組合にあつては、十五人)に改め、同条第五項後段を次のように改める。

この場合において、第六十八條第四項中「二十人(業種別組合にあつては、十五人)未満」とあるのは「十人」と読み替えるものとする。

第九十七條第一項中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 所屬員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結
第一百條第一項中「第十五條」を「第十六條」に改め、「第九十七條」の下に、「第十六條第一項中「第十一條第一項第十一号」とあるのは「第九十七條第一項第十号」とを加え、同条第二項中「第十八條第三項」を「第十八條第五項」に改め、同条第三項中「第三十三條、第三十四條第一項から第七項まで及び第三十五條」を削り、同項後段を次のように改める。

この場合において、第三十四條第七項中「准組合員以外の組合員」とあるのは「所屬員(准組合員及びこれを構成する者を除く。）」と、「組合員(准組合員を除く。）」たる資格を有する者であつて設立の同意を申し出たもの」とあるのは「會員(准組合員を除く。）」たる資格を有する者であつて設立の同意を申し出たもの又はこれを直接若しくは間接に構成する者(准組合員及びこれを構成する者を除く。）」と、第三十六條の二中「当該組合の組合員の営み又は従事する漁業及び当該組合の所屬する漁業協同組合連合会の行い事業を除く。）」とあるのは「当該連合会の所屬員の営む水産加工工業並びに当該連合会の所屬員たる組合及び連合会並びに当該連合会の所屬する連合会の行い事業を除く。）」と読み替えるものとする。

第九十八條第一項中「第六十一條第一項及び第三項中「漁民」とあるのは「組合又は連合会の理事」と、」を削り、「同条第二項中「二十人」を「第六十一條第二項中「二十人」業種別組合にあつては、十五人」に、「第十八條第三項」を「第十八條第五項」に改め、同条第五項後段を次のように改める。

この場合において、第六十八條第四項中「二十人(業種別組合にあつては、十五人)未満」とあるのは「一人」と、第七十條第二項において準用する第三十四條第七項本文中「准組合員以外の組合員」とあるのは「所屬員(准組合員、准組合員及びこれらを構成する者を除く。）」と読み替えるものとする。

第九十九條第一項中「第六十一條第一項及び第三項中「漁民」とあるのは「組合又は連合会の理事」と、」を削り、「同条第二項中「二十人」を「第六十一條第二項中「二十人」業種別組合にあつては、十五人」に、「第十八條第三項」を「第十八條第五項」に改め、同条第五項後段を次のように改める。

この場合において、第六十八條第四項中「二十人(業種別組合にあつては、十五人)未満」とあるのは「一人」と、第七十條第二項において準用する第三十四條第七項本文中「准組合員以外の組合員」とあるのは「所屬員(准組合員、准組合員及びこれらを構成する者を除く。）」と読み替えるものとする。

この場合において、第六十八條第四項中「二十人(業種別組合にあつては、十五人)未満」とあるのは「一人」と、第七十條第二項において準用する第三十四條第七項本文中「准組合員以外の組合員」とあるのは「所屬員(准組合員、准組合員及びこれらを構成する者を除く。）」と読み替えるものとする。

この場合において、第六十八條第四項中「二十人(業種別組合にあつては、十五人)未満」とあるのは「一人」と、第七十條第二項において準用する第三十四條第七項本文中「准組合員以外の組合員」とあるのは「所屬員(准組合員、准組合員及びこれらを構成する者を除く。）」と読み替えるものとする。

この場合において、第六十八條第四項中「二十人(業種別組合にあつては、十五人)未満」とあるのは「一人」と、第七十條第二項において準用する第三十四條第七項本文中「准組合員以外の組合員」とあるのは「所屬員(准組合員、准組合員及びこれらを構成する者を除く。）」と読み替えるものとする。

員若しくは総代」とあるのは「総代」と読み替えるものとする。

この場合において、第六十二條第六項において準用する第二十一條第一項ただし書中「第十八條第五項の規定による組合員(以下本章及び第四章において「准組合員」といふ。）」とあるのは、「准組合員」と読み替えるものとする。

この場合において、第六十九條第三項中「第六十三條第二項、第六十四條及び第六十五條」とあるのは「第六十三條第二項及び第六百條の十二」と、第七十條第二項において準用する第三十四條第七項本文中「准組合員以外の組合員」とあるのは「會員たる水産業協同組合又はこれを直接若しくは間接に構成する者(第十八條第五項の規定による組合員及びこれを構成する者並びに第十八條第三号若しくは第九十八條第二号の規定による組合員及びこれを構成する者を除く。）」と読み替えるものとする。

この場合において、第六十九條第四項において準用する場合並びに第八十六條第三項を「第六十九條第四項(第八十六條第四項、第九十二條第五項、第九十六條第五項及び第九十條第五項において準用する場合を含む。」、第八十六條第二項」に改め、「同条同項を」を削る。

この場合において、第六十九條第四項において準用する場合並びに第八十六條第三項を「第六十九條第四項(第八十六條第四項、第九十二條第五項、第九十六條第五項及び第九十條第五項において準用する場合を含む。」、第八十六條第二項」に改め、「同条同項を」を削る。

この場合において、第六十九條第四項において準用する場合並びに第八十六條第三項を「第六十九條第四項(第八十六條第四項、第九十二條第五項、第九十六條第五項及び第九十條第五項において準用する場合を含む。」、第八十六條第二項」に改め、「同条同項を」を削る。

昭和三十七年四月二十三日 参議院會議録第十八号(その一) 漁業法の一部を改正する法律案外三件

(報告の徴収)

第二百二十二条 行政庁は、組合から、当該組合が法令、法令に基づいて行政庁の処分若しくは定款、規約若しくは共済規程を守つてゐるかどうかを知るために必要な報告を徴し、又は組合に対し、その組合員、役員、使用人、事業の分量その他組合の一般的状況に関する資料であつて組合に関する行政を適正に処理するために特に必要なものの提出を命ずることが出来る。

第二百二十三条第三項中「(漁業生産組合を除く。)」の下に「又は共済会」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 行政庁は、第十一條第一項第二号、第八十七條第一項第二号、第九十三條第一項第二号若しくは第九十七條第一項第二号の事業を行なう組合又は共済会の事業の健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、何時でも、当該組合又は共済会の業務又は会計の状況を検査することが出来る。

第二百二十三條の次に次の一條を加える。

(行政庁の監督上の命令)
第二百二十三條の二 行政庁は、第十一條第一項第二号、第八十七條第一項第二号、第九十三條第一項第二号若しくは第九十七條第一項第二号の事業を行なう組合又は共済会に対し、その事業の健全な運営を確保し、又は組合員を保護するため、当該組合若しくは共済会の業務若しくは財産の状況又は事情の変更によつて必要があると認め

るときは、当該事業に関し、定款、規約若しくは共済規程の変更、業務執行の方法の変更、業務の全部若しくは一部の停止若しくは財産の供託を命じ、又は財産の処分を禁止し、若しくは制限し、その他監督上必要な命令をすることが出来る。

第二百二十四條第一項中「前条」を「第二百二十三條」に改め、「当該組合に対し」の下に「期間を定めて」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 組合が前項の命令に従わないときは、行政庁は、期間を定めて、業務の全部若しくは一部の停止又は役員の変更を命ずることが出来る。

第二百二十四條の次に次の一條を加える。

(行政庁による解散命令)
第二百二十四條の二 左の場合には、行政庁は、当該組合の解散を命ずることが出来る。

一 組合が法律の規定に基づいて行なうことが出来る事業以外の事業を行なつたとき。

二 組合が、正当な理由がないのに、その成立の日から一年を経過してもなおその事業を開始せず、又は一年以上事業を停止したとき。

三 組合が法令に違反した場合において、行政庁が前条第一項の命令をしたにもかかわらず、これに従わないとき。

四 漁業生産組合が第八十條、第八十一條又は第八十二條第二項の規定に違反するとき。

2 行政庁は、前項の規定による命令をしようとするときは、当該組合に対し、あらかじめ、命令をしようとする理由を通知し、かつ、弁明する機会を与えなければならぬ。

第二百二十五條第一項中「第十八條第三項又は第九十四條第二項」を「第十八條第五項」に改め、「第八十八條第三号」の下に「若しくは第四号」を加える。

第二百二十六條中「第九十三條第二項」を「第九十二條第二項」に改める。

第二百三十條第七号中「又は第四十條」を「第四十條又は第四十四條第四項」に改め、「準用する場合」の下に「並びに第四十條の規定を第四十四條第六項(第八十六條第二項、第九十二條第三項、第九十六條第三項、第九十七條第三項及び第九十八條第三項)において準用する場合を含む。」において準用する場合」を加え、同条中第二十二號を第二十三號とし、第二十一號の次に次の一号を加える。

二十二 第二百二十三條の二の規定による命令に従わなかつたとき。

附則
1 この法律は、公布の日から起算して九十日を経過した日から施行する。

2 この法律の施行の際現に存する漁業協同組合又は水産加工業協同組合でその組合員たる資格に関する定款の規定が改正後の水産業協同組合法第十八條又は第九十四條の規定に適合しないこととなつたもの(以下「旧資格組合」といふ。)

の組合員たる資格については、この法律の施行の日から起算して二年を経過する日(その日までに次の申請に対し認可の通知を受けた旧資格組合にあつてはその通知を受けた日、その日までに当該申請に対し認可又は不認可の通知を受けなかつた旧資格組合にあつてはその通知を受ける日又はその認可があつたとみなされる日)までは、なお従前の例による。

の旧資格組合に対し、解散を命じなければならぬ。

6 旧資格組合は、前項の規定による解散の命令によつて解散する。この場合には、水産業協同組合法第十五條第三項の規定を準用する。

7 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)の一部を次のように改正する。

第十四條第二項ただし書中「第十八條第二項の規定により組合員の資格を限る」を「第十八條第四項の規定により組合員たる資格を有する者を特定の種類の漁業を営む者に限る」に改める。

8 漁業用海岸局を開設運用する漁業協同組合及び漁業協同組合連合会に対する水産業協同組合法の適用の特例に関する法律(昭和二十五年法律第二百五十三号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「法第十八條第三項(准組合員の資格)に規定する者」を「法第十八條(組合員の資格)の規定により組合の組合員たる資格を有する者」に、「同項」を「同条第五項(准組合員の資格)」に改める。

8 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)の一部を次のように改正する。

第十四條第二項ただし書中「第十八條第二項の規定により組合員の資格を限る」を「第十八條第四項の規定により組合員たる資格を有する者を特定の種類の漁業を営む者に限る」に改める。

9 町村合併促進法(昭和二十八年法律第二百五十八号)の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「第十八条第二項」を「第十八条第四項」に、「漁民」を「者」に改め、「又はこれに従事する者」を削り、同条第二項を削る。

10 改正前の水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十八条第二項の規定により組合員たる資格を制限している漁業協同組合についての改正後の町村合併促進法第十九条（新市町村建設促進法（昭和三十一年法律第六十四号）第二十八条第四項（第二十九号）第二十八号第四項（第二十九号）第七項（同条第八項において準用する場合を含む。）若しくは第三十号第二項又は第二十九号の二第二項において準用され又は適用される場合を含む。）及び市の合併の特例に関する法律（昭和三十一年法律第三号）第三十三条第一項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定の適用については、水産業協同組合法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第三号）附則第二項に規定する期間内は、同条中「特定の種類の漁業を営む者」とあるのは、「特定の種類の漁業を営む者又はこれに従事する者」とする。

11 漁業協同組合整備促進法（昭和三十一年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「第十八条第三項」を「第十八条第五項」に改める。

第十条を次のように改める。

第十条 削除

審査報告書

畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十一年四月十七日

農林水産 梶原 茂嘉
委員長
参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、畜産及びその関連産業の健全な発達を促すため、畜産振興事業団の業務に新たに畜産の振興に資するための事業に対する助成等の業務を加え、政府は、畜産振興事業団に対し、これらの業務に要する経費の財源に充てるため交付金を交付する等について規定したものであつて妥当な措置と認められる。

なお、別紙の通り附帯決議を行なつた。

二、費用

この法律施行のため、畜産振興事業団に対し交付する交付金に要する経費として十億円が昭和三十一年度一般会計予算に計上されている。

附帯決議

政府は速かに次の事項の実現を図るべきである。

一、畜産物の増給の見通し及び価格の決定等を的確ならしめるため、必要な統計資料を整備すること。

二、牛乳及び豚肉等畜産物の流通及び価格形成の実態を徹底的に究明

し、これが改善のため抜本的な対策を講ずること。

三、政府及び畜産振興事業団等において行なう畜産振興助成事業の調整を図り、助成体系に混乱を来すことなくその効率的な運用に努めること。

右決議する。

畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十一年四月六日

衆議院議長 清瀬 一郎
参議院議長 松野鶴平殿

（小字及び一は衆議院修正）

畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案

畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案

畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案

畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案

畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案

畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案

畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案

畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案

畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案

第三十八条第一項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 国内産の牛乳を学校給食の用に供する事業についてその経費を補助し、及び主要な畜産物の流通の合理化のための処理若しくは保管の事業、畜産の経営若しくは技術の指導の事業その他の畜産の振興に資するための事業で農林省令で定めるもの（以下第四十五条の二において「指定助成対象事業」という。）についてその経費を補助し、又は当該事業に出資すること。

第三十八条第三項中「及び第五号に規定する業務」を、「第五号及び第六号の業務」に改める。

第四十五条の次に次の一条を加える。

（補助等の額の限度）

第四十五条の二 第三十八条第一項第六号の業務については、事業団が毎事業年度指定助成対象事業についての補助に要する経費並びに同号の業務の管理及び同号の業務に附帯する業務に要する経費として支出することができ、額は、通じて、第五十四条の三第一項の資金の運用によつて生ずる前事業年度の事業団の収入の額又はその見込額を基準として農林省令で定めるところにより算出される額を限度とする。

第四十六條第一項に次の一号を加える。

三 第三十八条第一項第六号の業務（補助金の交付及び出資の決定を除く。）については、都道府

県その他農林大臣の指定する者 第四十八条第一項中「（これに附帯する業務を含む。）を（これに附帯する業務を含む。）以下同じ。」及び同項第六号の業務（これに附帯する業務を含む。）以下同じ。」に改め、「政令で定めるところにより」の下に「それぞれを加える。」

第四十八条第二項中「前項の特別の勘定」を「第三十八条第一項第五号の業務に係る前項の特別の勘定」に改める。

第五十条第二項中「第四十八条第一項の特別の勘定」を「第三十八条第一項第五号の業務に係る第四十八条第一項の特別の勘定」に改める。

第五十一条中「六月三十日」を「五月三十一日」に改める。

第五十二条第一項中「第四十八条第一項の特別の勘定」を「第三十八条第一項第五号の業務に係る第四十八条第一項の特別の勘定」に改める。

第五十四条の二 政府は、予算の範囲内、事業団に対し、第三十八条第一項第六号の業務に必要な経費の財源に充てるため交付金を交付することができる。

（資金）

第五十四条の三 事業団は、前条の規定により交付を受けた交付金を第三十八条第一項第六号の業務に必要な経費の財源に充てるための資金として管理しなければならぬ。当該資金の運用によつて生じた利子等の運用利益金その他当該

昭和三十一年四月二十三日 参議院會議録第十八号(その一) 漁業法の一部を改正する法律案外三件

資金の運用又は使用に伴い生ずる収入についても同様とする。

2 前項の資金は、次条の規定により運用する場合のほか、第三十八條第一項第六号の業務に必要な経費に充てる場合に限り、運用し、又は使用することができる。

第五十六條の次に次の一条を加える。

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用)

第五十六條の二 事業団が第三十八條第一項第六号の業務として交付する補助金については、事業団を国とみなし、当該補助金を国が国以外の者に対して交付する補助金とみなして、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)の規定(第二十三條の規定及びこれに係る罰則を除き、その他の罰則を含む。)を準用する。この場合において、同法(第二條第七項を除く。)中「各省各庁」とあるのは「畜産振興事業団」と「各省各庁の長」とあるのは「畜産振興事業団の理事長」と読み替へるものとする。

第六十二條第一項中「これを」の下に「政令で定めるところにより」当該残余財産の額のうち第三十八條第一項第六号の業務に係る第四十八條第一項の特別の勘定に属する額に相当する額まで国庫に納付し、なお残余があるときは、その残余を」を加える。

第六十三條第一号中「第三十八條第一項第四号、第四十二條各号」を「第三十八條第一項第四号若しくは

第六号、第四十二條各号、第四十五條の二」に改める。

第六十八條第七号の次に次の一号を加える。

七の二 第五十四條の三第二項の規定に違反して、同条第一項の資金を運用し、又は使用したとき。

附則第十一條中「当分の間、」の下に「第三十八條第一項第五号の業務に係る」を加え、「第三十八條第一項第五号の業務(これに附帯する業務を含む。)」を「第三十八條第一項第五号及び第六号の業務」に改める。

附 則

1 この法律は、^{公布の日}昭和三十一年四月一日から施行する。

2 畜産振興事業団の昭和三十一年度については、改正後の第四十五條の二中「第五十四條の三第一項の資金の運用によつて生ずる前事業年度の事業団の収入の額又はその見込額を基準として農林省令で定めるところにより算出される額」とあるのは、「五千万円」とする。

3 酪農振興法(昭和二十九年法律第百八十二号)の一部を次のように改正する。

第二十四條の四第一項中、「酪農経営改善計画の実施及び第二十四條の三の学校給食に係る措置の実施」と及び酪農経営改善計画の実施」に改める。

審査報告書

農業機械化促進法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十一年四月十九日

農林水産 梶原 茂嘉
委員長
参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由
この法律案は、農業機械化の促進に資するため、農機具に関する試験研究体制の整備及び農機具の検査制度の確立を期し、国と民間との共同出資による農業機械化研究所の設立及びこれが機構、業務、運営等について規定するとともに、農機具の検査に関する規定に所要の改正を加えあわせて法律の体係を整備しようとするものであつて、妥協な措置と認められる。

二、費用
この法律施行のため、農業機械化研究所に対する出資及び運営費補助に要する経費二億二千五百万円等が昭和三十一年度一般会計予算に計上されている。

農業機械化促進法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和三十一年四月十二日

衆議院議長 清瀬 一郎
参議院議長 松野鶴平殿

農業機械化促進法の一部を改正する法律案

農業機械化促進法の一部を改正する法律

農業機械化促進法(昭和二十八年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を附する。

目次

第一章 総則(第一條―第五條)

第二章 農機具の検査(第六條―第十四條の三)

第三章 農業機械化審議会(第十五條)

第四章 農業機械化研究所

第一節 総則(第十六條―第二十五條)

第二節 役員等(第二十六條―第三十八條)

第三節 業務(第三十九條―第四十條)

第四節 財務及び会計(第四十一條―第五十條)

第五節 監督(第五十一條―第五十二條)

第六節 雑則(第五十三條―第五十五條)

第五章 罰則(第五十六條―第六十條)

附 則

第一章 総則

第一條中「農機具の検査、必要な資金の確保その他必要な措置を講じて」を「農機具の検査に関する制度、農機具についての試験研究体制の整備その他必要な資金の確保等の措置について定めて」に改める。

第二條第一項中「耕り、整地」を「耕り、整地、は種」に、「家畜家きん

の飼養管理」を「家畜又は家きんの飼養管理、収獲」に改める。

第三條中「研修会、共進会」を「農業機械化のための研修、指導、試験研究及び農機具の導入事業」に改め、同条に次の一項を加える。

2 国又は都道府県は、農業機械化の促進に有効な事項を行なうに当たつては、農業者の自主的な努力を助長し、これを補完して農業構造の改善に資することとなるように配慮しなければならない。

第五條を次のように改める。

(国の援助)

第五條 国は、都道府県に対し、その農業機械化のための研修、指導、試験研究及び農機具の導入事業その他農業機械化の促進に有効な事項の実施につき、経費の補助その他適切な援助を行なうよう努めるものとする。

第五條の次に次の章名を附する。

第二章 農機具の検査

第六條から第八條までを次のように改める。

(検査)

第六條 国は、農業機械化の促進に資するため、この法律の規定により、農機具の検査を行なう。

2 前項の検査は、依頼による農機具の型式についての検査(以下「型式検査」という。)及びその成果を確保するための事後の検査(以下「事後検査」という。)とする。

3 型式検査の実施は、農業機械化研究所に行なわせるものとする。

(型式検査)

第七條 農林大臣は、毎年度、当該年度において型式検査を行なう農

農具の種類を定めて公示しなければならない。

2 型式検査は、前項の規定による公示に係る種類に属する農具につき、型式検査を依頼する者（以下「依頼者」という。）が提出した型式の農具の性能、構造、耐久性及び操作の難易（以下「性能等」という。）について行なうものとする。

3 型式検査の主要な実施方法及び基準は、農林大臣が定める。

4 農林大臣は、前項の実施方法及び基準を定めたときは、遅滞なく、これを公示しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

5 型式検査を依頼するため提出する農具は、通常製造されたもののうちから抽出されたものでなければならない。

（依頼の手続）

第八条 型式検査の依頼は、農業機械化研究所に対し検査依頼書を出してするものとする。

2 依頼者は、前項の規定により検査依頼書提出する際、農業機械化研究所が業務方法書で定める額の手数料を農業機械化研究所に対し納付しなければならない。

第八条の次に次の一条を加える。

（検査成績）

第八条の二 農業機械化研究所は、型式検査を実施した結果、その検査に供した農具の型式につき、第七条第三項の基準に適合する場合に検査合格証及び検査成績表を、その他の場合には検査成績表を添えて、その依頼者に合格又は

不合格を通知するとともに、その農具の型式名、検査成績及び依頼者の氏名又は名称並びに合格を通知する場合にあつては合格番号を農林大臣に報告しなければならない。

2 農林大臣は、前項の規定により合格に係る農具の型式についての報告を受けたときは、その農具の型式名、検査成績の概要、合格番号及び依頼者の氏名又は名称を公示しなければならない。

第九条中「検査に合格した農具の依頼者は、当該銘柄及び型式の農具に検査に合格した」を「依頼に係る農具の型式が型式検査に合格し、前条第一項の規定により合格の通知を受けた者又はその一般承継人（これらの者から当該型式の農具の製造、販売等の事業に係る営業の譲渡を受けたことその他の特別の理由により農林大臣の承認を受けた場合には、その承認を受けた者又はその一般承継人とする。）は、当該型式の農具に型式検査に合格した」に改め、同条ただし書を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合には、当該農具に、農林大臣の定める方法により、当該型式の農具に係る前条第一項の検査成績表の写しをあわせて附さなければならない。

2 農林大臣は、前項本文の承認をしたときは、その旨を公示しなければならない。

3 検査合格証票の様式は、農林大臣が定めて公示する。

第十条を次のように改める。

第十条 農林大臣は、第七条第三項の基準を変更した場合において、すでに型式検査に合格した型式の農具について、変更後の基準に基づいて型式検査を行なうとすればこれに合格する見込みがなく、かつ、これを放置すれば農業機械化の促進に支障を与えると認めるときは、当該型式の農具について、前条第一項の規定により検査合格証票を附することができ、これに對し、当該証票を附することができない期間を限定することができる。

2 前項の規定による処分があつた場合には、その処分を受けた者は、その限定された期間内では、前条第一項の規定による検査合格証票の添附をすることができない。

3 農林大臣は、第一項の規定により検査合格証票を附することができない期間を限定したときは、その期間を公示しなければならない。

3 農林大臣は、第一項の規定により検査合格証票を附することができない期間を限定したときは、その期間を公示しなければならない。

3 農林大臣は、第一項の規定により検査合格証票を附することができない期間を限定したときは、その期間を公示しなければならない。

3 農林大臣は、第一項の規定により検査合格証票を附することができない期間を限定したときは、その期間を公示しなければならない。

3 農林大臣は、第一項の規定により検査合格証票を附することができない期間を限定したときは、その期間を公示しなければならない。

2 第九条第一項の規定により検査合格証票を附することができる者が死亡し又は合併した場合には、当該相続人又は当該合併によつて設立若しくは当該合併後存続する法人は、遅滞なく、農業機械化研究所に対し、その旨を届け出ることにし、その事項が第八条の二第一項の検査合格証又は検査成績表の記載事項の変更に係るときは、これらの書類を提出してその書換交付を求めなければならない。

3 第九条第一項の農林大臣の承認を受けた者は、遅滞なく、農業機械化研究所に対し、その旨を届け出るとともに、当該型式の農具に係る第八条の二第一項の検査合格証及び検査成績表の交付を求めなければならない。

4 農業機械化研究所は、前三項の規定による請求があつた場合には、請求に係る第八条の二第一項の検査合格証又は検査成績表の書換交付又は交付を行なうとともに、第一項又は第二項の規定による請求の場合には当該届出に係る変更事項を農林大臣に報告しなければならない。

5 農林大臣は、前項の規定による報告を受けたときは、その旨を公示しなければならない。

6 第一項から第三項までの規定による請求をする者は、農業機械化研究所が業務方法書で定める額の手数料を農業機械化研究所に対し納付しなければならない。

6 第一項から第三項までの規定による請求をする者は、農業機械化研究所が業務方法書で定める額の手数料を農業機械化研究所に対し納付しなければならない。

6 第一項から第三項までの規定による請求をする者は、農業機械化研究所が業務方法書で定める額の手数料を農業機械化研究所に対し納付しなければならない。

6 第一項から第三項までの規定による請求をする者は、農業機械化研究所が業務方法書で定める額の手数料を農業機械化研究所に対し納付しなければならない。

農林大臣は、必要があると認めるときは、検査合格証票を附した農具につき、随時、事後検査を行なうことができる。

第十二条第二項中「前項の検査」を「事後検査」に、「同項の農具につき」を「第九条第一項の検査を依頼した農具に検査合格証票を附すること」に、「当該農具を」を「当該農具若しくはその部品を検査させ」に改め、同条第三項中「関係者の請求があつたときは、これを」を「これを関係人に」に改める。

第十二条第一項中「前条第一項の規定による検査」を「事後検査」に、「同項の農具が検査基準」を「前条第一項の農具の性能等が第七条第三項の基準」に、「当該農具について」を「当該農具の型式について」に、「当該農具の型式について」を「当該農具の型式について」に改め、同条第二項中「前項の取消」を「前項の規定による処分」に、「当該農具の依頼者」を「当該農具の型式につき第九条第一項の規定により検査合格証票を附すること」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第一項の規定による処分があつた場合には、当該処分を受けた者は、当該処分に係る型式の農具につき、第九条第一項の規定による検査合格証票の添附をすることができない。

3 第一項の規定による処分があつた場合には、当該処分を受けた者は、当該処分に係る型式の農具につき、第九条第一項の規定による検査合格証票の添附をすることができない。

3 第一項の規定による処分があつた場合には、当該処分を受けた者は、当該処分に係る型式の農具につき、第九条第一項の規定による検査合格証票の添附をすることができない。

3 第一項の規定による処分があつた場合には、当該処分を受けた者は、当該処分に係る型式の農具につき、第九条第一項の規定による検査合格証票の添附をすることができない。

3 第一項の規定による処分があつた場合には、当該処分を受けた者は、当該処分に係る型式の農具につき、第九条第一項の規定による検査合格証票の添附をすることができない。

(検査合格証票等の表示に関する制限)

第十二条の二 何人も、この章の規定により農機具に検査合格証票の添附をすることが出来る場合を除き、農機具に、検査合格証票又はこれに紛らわしい表示を附してはならない。

第十三条 第一項中「第八条第一項の検査成績又は前条第一項の取消」を「第八条の二第一項の規定による通知に係る検査成績又は第十条第一項若しくは第十二条第一項の規定による処分」に改める。

第十四条 第一号中「第七条第二項」を「第七条第二項に、「検査を実施する農機具の種類及び検査の時期を決定する」を「型式検査を行なう農機具の種類を定める」に改め、同条第二号中「同条第三項の検査基準を指定する」を「第七条第三項の規定により型式検査の実施方法又は基準を定め又は変更する」に改め、同条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同条の次に次の二条を加える。

(報告の徴収)
第十四条の二 農林大臣は、第七条第一項の規定により型式検査を行なう農機具の種類を定め、又は同条第三項の規定により型式検査の実施方法若しくは変更するため必要とときは、農機具の製造業者又は販売業者に對し、その製造又は販売に係る農機具の種類、型式又は数量に關し必要な報告を求めることができる。

(農林省令への委任)
第十四条の三 この章に規定するもののほか、型式検査の手続その他この章の規定を実施するため必要な事項は、農林省令で定める。

第十五条 第二項中「前条各号」を「第十四条各号」に改め、同条の前に次の章名を附する。

第三章 農業機械化審議会
第十六条を削り、第十五条の次に第四章及び第五章として次のように加える。

第四章 農業機械化研究所
第一節 総則
(目的)
第十六条 農業機械化研究所は、農業機械化の促進に資するため、農機具の改良に關する試験研究及び調査並びに農機具についての検査の業務を総合的かつ効率的に行ない、その試験研究及び調査の成果の普及を図ることを目的とする。

(法人格)
第十七条 農業機械化研究所(以下「研究所」という。)は、法人とする。

(事務所)
第十八条 研究所は、主たる事務所を埼玉県に置く。

2 研究所は、必要な地に從たる事務所を置くことができる。

4 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、研究所に追加して出資することができる。

(持分の払い戻し等の禁止)
第二十条 研究所は、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。

2 研究所は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

(持分の譲渡等)
第二十一条 政府以外の出資者(第五十三条第二項及び第五十四条の規定を除き、以下単に「出資者」という。)は、その持分を譲り渡すことができる。

2 出資者の持分の移転は、取得者の氏名又は名称及びその住所を出資者名簿に記載した後でなければ、これをもつて研究所その他の第三者に對抗することができない。

(定款)
第二十二条 研究所は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 事務所の所在地
- 四 資本金、出資及び資産に関する事項
- 五 役員及び運営審議会に関する事項
- 六 業務及びその執行に関する事項
- 七 財務及び会計に関する事項
- 八 公告に関する事項
- 九 定款の変更に関する事項

2 定款の変更は、農林大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(登記)
第二十三条 研究所は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に對抗することができない。

(名称の使用制限)
第二十四条 研究所でない者は、農業機械化研究所という名称を用いてはならない。

(民法の準用)
第二十五条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、研究所に準用する。

第二節 役員等
(役員)
第二十六条 研究所に、役員として、理事長一人、理事二人以内及び監事一人を置く。

2 研究所に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事二人以内を置くことができる。

3 監事は、研究所の業務を監査する。

(役員任命)
第二十八条 理事長及び監事は、農林大臣が任命する。

2 理事長は、理事長が農林大臣の認可を受けて任命する。

(役員任期)
第二十九条 理事長及び理事の任期は、三年とし、監事の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができ

(役員欠格条項)
第三十条 国会議員、国家公務員(審議会、協議会等の委員その他これに準ずる地位にある者で、非常勤のものを除く)、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長若しくは常勤の職員は、役員となることができない。

(役員解任)
第三十一条 農林大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 農林大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するときは、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、農林大臣の認可を受けなければならない。

(役員等の兼職禁止)

第三十二条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、非常勤の役員にあつては、農林大臣が役員としての職務の執行に支障がないものと認めて許可した場合は、この限りでない。

(代表権の制限)

第三十三条 研究所と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が研究所を代表する。

(代理人の選任)

第三十四条 理事長は、理事又は研究所の職員のうちから、研究所の従たる事務所の業務に關し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)

第三十五条 研究所の職員は、理事長が任命する。

(運営審議会)

第三十六条 研究所に運営審議会を置く。

2 運営審議会は、理事長の諮問に應じ、研究所の業務の運営に關する重要事項を調査審議する。

3 運営審議会は、前項の事項に關し、理事長に意見を述べることが出来る。

4 運営審議会は、委員十人以上で組織する。

5 委員は、研究所の業務に關し學識経験を有する者のうちから、農林大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

6 委員の任期は、二年とする。

7 第二十九条第一項ただし書及び第二項並びに第三十一条第二項及び第三項の規定は、委員について準用する。

(役員等の秘密保持義務)

第三十七条 研究所の役員若しくは職員若しくは運営審議会の委員又はこれらの職にあつた者は、その職務に關して知り得た秘密をもらし、又は盗用してはならない。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第三十八条 研究所の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三節 業務

(業務の範囲)

第三十九条 研究所は、第十六条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 農業機械化の促進に資するためにする農機具の改良に關する試験研究及び調査を行なうこと。
二 型式検査の実施等第二章の規定によりその業務に關せられた事項を処理すること。

三 農機具の鑑定を行なうこと。
四 第一号に掲げる業務に係る成果を普及すること。

五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行なうこと。
(業務方法書)

第四十条 研究所は、業務の開始の際、業務方法書を作成し、農林大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、この法律に規定するもののほか、農林省令で定める。

第四節 財務及び会計
(事業年度)

第四十一条 研究所の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(予算等の認可)

第四十二条 研究所は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、農林大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表)

第四十三条 研究所は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」といふ)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に農林大臣に提出してその承認を受けなければならない。

2 研究所は、前項の規定により財務諸表を農林大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に關する監事の意見書を添えなければならない。

(書類の送付)
第四十四条 研究所は、第四十二条の認可又は前条第一項の承認を受けたときは、遅滞なく、当該認可又は承認に係る予算、事業計画及び資金計画を記載した書類又は財務諸表を出資者に送付しなければならない。

(利益及び損失の処理)
第四十五条 研究所は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

2 研究所は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(短期借入金)

第四十六条 研究所は、農林大臣の認可を受けて、短期借入金を行うことができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、農林大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(余裕金の運用)

第四十七条 研究所は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 銀行その他農林大臣の指定する金融機関への預金
二 国債その他農林大臣の指定する有価証券の取得
三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託
(財産の処分等の制限)

第四十八条 研究所は、農林省令で定める重要な財産を貸し付け、譲り渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、農林省令で定める場合を除き、農林大臣の認可を受けなければならない。

(給与及び退職手当の支給の基準)
第四十九条 研究所は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定め、又はこれを変更しようとするときは、農林大臣の承認を受けなければならない。

(農林省令への委任)

第五十条 この法律に規定するもののほか、研究所の財務及び会計に關し必要な事項は、農林省令で定める。

第五節 監督
(監督)

第五十一条 研究所は、農林大臣が監督する。

2 農林大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、研究所に対して、その業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第五十二条 農林大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、研究所に対して報告を求め、又はその職員に、研究所の

事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六節 雑則

(出資者名簿)

第五十三条 研究所は、出資者名簿を備えて置かなければならない。

2 出資者名簿には、各出資者について次の事項を記載しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 出資の引受け及び払込みの年月日

三 出資額

3 出資者は、出資者名簿の閲覧を求めることができる。

(解散)

第五十四条 研究所は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額に応じて分配しなければならない。

2 前項の規定により各出資者に分配することができる額は、その出資額を限度とする。

3 前二項に規定するもののほか、研究所の解散については、別に法律で定める。

(大蔵大臣との協議)

第五十五条 農林大臣は、次の場合には、大蔵大臣と協議しなければならない。

一 第十九条第三項、第二十二條第二項、第四十條第一項、第四十二條、第四十六條第一項若しくは第二項ただし書又は第四十八條の規定による認可をしようとするとき。

二 第四十條第二項、第四十八條又は第五十條の規定により農林省令を定めようとするとき。

三 第四十三條第一項又は第四十九條の規定による承認をしようとするとき。

四 第四十七條第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。

第五章 罰則

第五十六条 第三十七條の規定に違反してその職務に関して知り得た秘密をもらし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第五十七条 第十二條の二の規定に違反して農機具に検査合格証票又はこれに紛らわしい表示を附した者は、五万円以下の罰金に処する。

第五十八条 第五十二條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした研究所の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第五十九条 次の各号の一に該当する場合においては、その違反行為をした研究所の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により農林大臣の認可又は承認を受けなければ

ならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第二十三條第一項の政令の規定に違反して登記することを怠つたとき。

三 第三十九條に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第四十七條の規定に違反して、業務上の余裕金を運用したとき。

五 第五十一條第二項の規定による農林大臣の命令に違反したとき。

六 第五十三條第一項の規定に違反して出資者名簿を備えて置かず、同条第二項の規定に違反して出資者名簿に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに出資者名簿の閲覧を拒んだとき。

第六十条 第二十四條の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和三十三年八月一日から施行する。

(研究所の設立)

第二条 農林大臣は、農業機械化研究所(以下「研究所」という。)の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、研究所の成立の時に於いて、農業機械化促進法の規定により、それぞ

れ理事長又は監事に任命されたものとする。

3 農林大臣は、設立委員を命じて、研究所の設立に関する事務を処理させる。

4 設立委員は、定款を作成して、農林大臣の認可を受けなければならない。

5 第五十五条の規定は、前項の認可をしようとする場合に準用する。

6 設立委員は、第四項の認可を受けたときは、政府以外の者に対し研究所に対する出資を募集しなければならない。

7 設立委員は、前項の規定による募集が終わつたときは、農林大臣に対し設立の認可を申請しなければならない。

8 設立委員は、前項の認可を受けたときは、政府及び出資の募集に応じた政府以外の者に対し、出資金の払込み又は出資の目的たる財産の給付を求めなければならない。

9 設立委員は、出資金の払込み又は出資の目的たる財産の給付があつた日において、その事務を第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

10 第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

11 研究所は、前項の規定による設立の登記をすることによつて成立する。

(土地等その目的とする出資)

第三条 政府は、当分の間、必要があると認めるときは、第十九條第二項又は第四項の規定にかかわらず、国が農機具の改良に関する試験研究又は農機具の検査の用に供している土地、建物その他土地の定着物又は物品を出資の目的として、研究所に出資することができ

る。

2 前項の規定により出資の目的とする同項の財産の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

3 前項の評価委員その他同項の規定による評価に関し必要な事項は、政令で定める。

(非課税)

第四条 前条第一項の規定により政府から出資される場合における当該出資の目的とする不動産の当該出資に係る取得については、不動産取得税を課することができない。

(経過規定)

第五条 改正後の第二章の規定は、昭和三十三年九月一日から十月一日までの範囲内において政令で定める日までは、適用しない。

第六条 農林大臣は、前条の政令で定める日までは、改正前の第七條第一項の規定の例により、引き続き、農機具の検査を行なうものとする。

2 前項の規定による検査及びその検査を受けた型式の農機具についての当該検査に係る検査成績等次

条に規定する事項に關しては、改正前の第七條第二項から第四項まで及び第八條から第十六條までの規定の例による。

第七條 この法律の施行前に改正前の第七條第一項の規定による検査を受けた型式の農機具についての当該検査に係る検査成績、当該検査に合格したものに係る検査合格証票の添附、事後検査、合格の取消し、異議の申立て及び農業機械化審議会からの意見の聴取並びに検査依頼者の氏名若しくは名称又は当該農機具の型式名、形状等の変更の場合の届出に關しては、なお従前の例による。

第八條 附則第六條第二項又は前條に規定する検査に合格した型式の農機具につき、これらの規定によりその例によるものとされる改正前の規定により当該検査に係る合格の決定が取り消されたとき、又は指定された検査合格証票を附することができず期間が満了したときは、当該型式の農機具に係る検査合格証票の添附については、附則第六條第二項又は前條の規定は、その時以後は、適用しない。

第九條 この法律の施行の際に農業機械化研究所という名称を使用している者は、この法律の施行後六月以内にその名称を変更しなければならぬ。

第十條 研究所の最初の事業年度は、第四十一條の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和

三十八年三月三十一日に終わるものとする。

第十一條 研究所の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第四十二條中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「研究所の成立後遅滞なく」とする。

（登録税法の一部改正）

第十二條 登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九條第七号中「アジア経済研究所」の下に、「農業機械化研究所」を、「アジア経済研究所」の下に、「農業機械化促進法」を加える。

第十三條 所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三條第一項第十号中「アジア経済研究所」の下に、「農業機械化研究所」を加える。

第十四條 法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第五條第一項第六号中「及びアジア経済研究所を」、「アジア経済研究所及び農業機械化研究所」に改める。

第十五條 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十三條の四第一項第六号の次に次の一号を加える。

六の二 農業機械化研究所が直接農機具の改良に關する試験研究の用に供する不動産

【梶原茂嘉君登壇 拍手】

梶原茂嘉君 たいだいま議題となりました法律案四件について、委員会における審査の経過と結果を報告いたします。

まず、漁業法の一部を改正する法律案は、第一に、漁業権制度について、漁業権の分類と内容を整理し、組合管理漁業権の行使方法を改め、また、定置漁業、組合管理区漁業及び真珠養殖業の漁業権免許の優先順位の規定を改正し、さらに、区画漁業権の存続期間を改めるとともに、その延長制度を廃止し、

第二は、漁業許可制度について、従来の指定遠洋漁業の制度を改めて、指定漁業の制度を設け、これが許可方式、指定基準及びその事務処理を法定し、さらに、いわゆる大臣ワク知事許可漁業の種類を変更し、

第三は、漁業調整機構について、海区漁業調整委員会の委員の定数、構成及び任期等を改正し、また、玄海連合海区漁業調整委員会を設置することとした等であります。

次に、水産業協同組合法の一部を改正する法律案は、漁業協同組合、同連合会及び水産加工業協同組合の組合員または会員の資格の改正、漁業協同組合及び漁業生産組合が漁業を自営する

場合の組合員の漁業従事条件の緩和、漁業生産組合の組合員が保有できる出資口数の制限の廃止、漁業協同組合連合会の事業の拡大、水産業協同組合の管理及び運営方法の改正、独占禁止法の適用の全面除外及び行政庁の監督規定の整備等であります。

委員会におきましては、これら兩法案を一括して審議し、漁業の現況、水産政策の基本方針、漁業権免許の方針、区画漁業権存続期間延長制度廃止の当否、漁業権、特に組合管理漁業権の行使方法、許可漁業、漁業調整方針、水産業協同組合の現況及びそのあり方等の問題について、いろいろな角度から質疑検討が行なわれましたが、これが詳細は会議録によつて御了承をお願いいたします。

質疑を終わり、討論に入り、まず漁業法の一部を改正する法律案を問題とし、森委員から、区画漁業権の存続期間の延長制度の復活を内容とする修正案が提案せられ、修正部分を除く原案には賛成の意見が述べられ、天田委員から、森委員提案の修正案に賛成し、政府原案に反対の意見が述べられ、清澤委員から、政府原案に反対の意見が述べられ、採決の結果、森委員提案の修正案は、賛成少数で否決され、この法律案は、多数をもって原案どおり可決すべきものと決定されました。

続いて、天田委員から、この法律案の運用の適正と、近い機会の改正を期待し、組合管理漁業権の共同申請の規定の乱用の防止、指定漁業の許可認可の場合における関係法令の悪質な違反者に対する措置及び船舶総トン数基準制の検討並びに中央漁業調整審議会の委員に漁業従事者代表を加えること等について政府の善処を求める内容の附帯決議案が提案され、次いで、森委員から、修正案の否決に對処して、特定区画漁業権の漁業権期間満了後の免許に際し、関係漁民の経営の不安を除くため、政府の適切な措置を求める趣旨の附帯決議案が提案され、これらの附帯決議案は、いずれも委員会の決議とすることに異議なく決定され、これに對し、中野農林政務次官から、趣旨を尊重し、知事が漁場計画を立てないときまたは漁業調整等の理由で免許しない場合には、あらかじめ農林大臣にその事情を報告させ適当な措置をとる等、善処する旨の発言がありました。

続いて、水産業協同組合法の一部を改正する法律案を問題にし、藤野委員から、漁業共済制度の確立、特に養殖漁業の共済制度の整備充実について政府の善処を求める趣旨の附帯決議案を付して原案に賛成、森委員から、原案及び藤野委員提案の附帯決議案に賛成、清澤委員から原案に反対の意見が述べられたのであります。採決の結果、この法律案は、多数をもって原案どおり可決すべきものと決定されました。

次に、藤野委員提案の附帯決議案は、委員会の決議とすることに異議なく決定され、これに對し、中野農林政務次官から、趣旨を尊重して善処する旨の発言がありました。

次に、畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案は、畜産

員に漁業従事者代表を加えること等について政府の善処を求める内容の附帯決議案が提案され、次いで、森委員から、修正案の否決に對処して、特定区画漁業権の漁業権期間満了後の免許に際し、関係漁民の経営の不安を除くため、政府の適切な措置を求める趣旨の附帯決議案が提案され、これらの附帯決議案は、いずれも委員会の決議とすることに異議なく決定され、これに對し、中野農林政務次官から、趣旨を尊重し、知事が漁場計画を立てないときまたは漁業調整等の理由で免許しない場合には、あらかじめ農林大臣にその事情を報告させ適当な措置をとる等、善処する旨の発言がありました。

続いて、水産業協同組合法の一部を改正する法律案を問題にし、藤野委員から、漁業共済制度の確立、特に養殖漁業の共済制度の整備充実について政府の善処を求める趣旨の附帯決議案を付して原案に賛成、森委員から、原案及び藤野委員提案の附帯決議案に賛成、清澤委員から原案に反対の意見が述べられたのであります。採決の結果、この法律案は、多数をもって原案どおり可決すべきものと決定されました。

次に、藤野委員提案の附帯決議案は、委員会の決議とすることに異議なく決定され、これに對し、中野農林政務次官から、趣旨を尊重して善処する旨の発言がありました。

次に、畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案は、畜産

員に漁業従事者代表を加えること等について政府の善処を求める内容の附帯決議案が提案され、次いで、森委員から、修正案の否決に對処して、特定区画漁業権の漁業権期間満了後の免許に際し、関係漁民の経営の不安を除くため、政府の適切な措置を求める趣旨の附帯決議案が提案され、これらの附帯決議案は、いずれも委員会の決議とすることに異議なく決定され、これに對し、中野農林政務次官から、趣旨を尊重し、知事が漁場計画を立てないときまたは漁業調整等の理由で免許しない場合には、あらかじめ農林大臣にその事情を報告させ適当な措置をとる等、善処する旨の発言がありました。

続いて、水産業協同組合法の一部を改正する法律案を問題にし、藤野委員から、漁業共済制度の確立、特に養殖漁業の共済制度の整備充実について政府の善処を求める趣旨の附帯決議案を付して原案に賛成、森委員から、原案及び藤野委員提案の附帯決議案に賛成、清澤委員から原案に反対の意見が述べられたのであります。採決の結果、この法律案は、多数をもって原案どおり可決すべきものと決定されました。

昭和三十三年四月二十三日 参議院會議録第十八号(その一)

漁業法の一部を改正する法律案外三件 法律の一部を改正する法律案外二件

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する

六二二

振興事業団が、国内産牛乳の学校給食事業の補助、並びにもな畜産物の流通の合理化のための処理または保管の事業、及び畜産物の経営または技術の指導その他畜産振興のための事業に補助または出資を行ない、事業団のこれらの業務に必要な経費の財源として、政府は事業団に交付金を交付することができるとし、さらに、これが経理の方法その他事業団の役員及び事業団が行なう補助事業の適正化等について規定したものであります。

委員会におきましては、事業団の業務、畜産振興の具体的措置、牛乳その他畜産物の需給、品質の保全、貯蔵、加工、流通並びに段階別価格等の問題について質疑検討が行なわれたのであります。これが詳細は会議録によつて御了承いただきたいと存じます。

質疑を終わります。討論に入り、櫻井委員から、畜産物の流通及び価格の形成、生産費等、必要な資料の整備、及び畜産振興助成事業の効率化に對し政府の善処を求める趣旨の附帯決議案を付して原案に賛成、安田委員から、原案に反対、天田委員及び森委員から、それぞれ原案及び附帯決議案に賛成の意見が述べられました。採決の結果、この法律案は、多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

また、櫻井委員提案の附帯決議案は、全会一致をもって委員会の決議とすることに決定され、これに對し、中野農林政務次官から、趣旨を尊重して善処したい旨、発言がありました。

次に、農業機械化促進法の一部を改正する法律案は、農機具の改良に関する試験、研究調査及びその成果の普及

並びに農機具の型式検査を行なうため、国と民間との共同出資による農業機械化研究所を設立することとし、これが組織、業務、運営、財務会計、監督、設立手続及び税法の特例等について規定し、また、農機具の検査制度を改め、検査は型式検査と事後検査とし、これらの手続及び実施方法を規定し、さらに、農業機械化のための国及び都道府県の義務並びに都道府県に対する国の援助に関する規定を整備した等であります。

委員会におきましては、農業経営と農業機械化、構造改善事業と農業機械化、農機具導入の助成措置、研究所の資金計画、役員の性質、研究員及び運営方針、農機具の生産改良方針、関係普及職員、農機具の検査の実施方法等が問題になったのであります。これが詳細は会議録に譲ることになります。

質疑を終わります。討論に入り、清澤委員から、研究所の施設の拡充を要望して原案に賛成の意見が述べられ、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

右報告いたします。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

まず、漁業法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 次に、農業機械化促進法の一部を改正する法律案全部

を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 次に、水産業協同組合法の一部を改正する法律案及び畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よつて両案は可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 日程第八、国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

日程第九、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律案、(いづれも内閣提出)

日程第十、国有財産法第十三条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(衆議院送付)

以上三案を一括して議題とすること御異議ございませんか。

〔異議なしと仰る者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。まず、委員長長の報告を求めます。大蔵委員長棚橋小虎君。

審査報告書

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

右多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年四月十五日

大蔵委員長 棚橋 小虎
参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、国際通貨基金からの国際通貨基金協定に基づく本邦通貨の借入れの要望に應ずるため、大蔵大臣が同基金に對し外国為替資金に属する現金を貸し付けることができることとし、よりとするものであつて、適当な措置と認める。

二、費用

本法律案のため、別に費用を要しない。

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

昭和三十三年二月十九日

内閣総理大臣 池田 勇人

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

第十一条第四号中「ものの外、大蔵大臣の指定する」を「取引に類する」に改め、同条に次の一項を加える。

2 大蔵大臣は前項各号に掲げるもののほか、基金に對し、国際通貨基金協定第七條第二項(1)に規定する貸付けを行なうことができる。

第十二條第一項中「前條第一号」を「前條第一項第一号」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 外国為替資金特別会計法(昭和二十六年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

第五條中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 外国為替資金に属する現金は、国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律(昭和二十七年法律第九十一号)第十一條第二項の規定による貸付けに充てることができる。

審査報告書
外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律案

右多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年四月十九日

大蔵委員長 棚橋 小虎
参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における国際運輸業の状況にかえり、外国企業等の航空機の運輸から生ずる所得についても相互主義により所得税、法人税等を課さないことが出来ることとする等外国企業の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による非課税制度を整備するため、外国船舶の所得税等免除に関する法律の全部を改正しようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律案

右
国会に提出する。

昭和三十七年三月十二日

内閣総理大臣 池田 勇人

外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律案

外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律案

外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律案

外国人船舶の所得税等免除に関する法律(大正十三年法律第六号)の全部を改正する。

(所得税又は法人税の非課税)

第一条 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)第一条第一項に規定する個人(以下「日本の居住者」という。)又は法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)第一条第一項第一号に掲げる法人(以下「内国法人」という。)で国際航路又は国際航空路における船舶又は航空機の運輸の事業(以下「国際運輸業」という。)を営むものの当該事業に係る所得で外国において生じたもの(外国の法令によりその国において生じたものとされるものを含む。以下同じ。)について当該外国が所得税又は法人税に相当する税を課さない場合には、当該外国(政令で指定するものに限る。)の居住者たる個人又は法人(当該居住者たる個人又は法人(当該外国に住所を有する個人、当該外国に本店若しくは主たる事務所を有する法人又はこれらに準ずる者で、政令で定めるものをいう。以下同じ。)で国際運輸業を営むもの)の当該事業に係る所得で所得税法又は法人税法の施行地に源泉があるものに對しては、その所得税又は法人税に相当する税を課さない条件に於いて、所得税又は法人税を課さない。

第二条 日本国の居住者又は内国法人で国際運輸業を営むものの当該

事業に係る所得で外国において生じたもの(所得以外のものとして外国の事業税に相当する税の課税標準とされているものを含む。)について当該外国において道府県民税(道府県民税たる都民税を含むものとし、所得割又は法人税割に限るものとする。以下同じ。)事業税又は市町村民税(市町村税たる都民税を含むものとし、所得割又は法人税割に限るものとする。以下同じ。)に相当する税を課されない場合には、都道府県又は市町村は、当該外国(政令で指定するものに限る。)の居住者たる個人又は法人で国際運輸業を営むものの当該事業に係る所得で地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の施行地に源泉があるものに對しては、その道府県民税、事業税又は市町村民税に相当する税を課されない条件に於いて、道府県民税、事業税又は市町村民税を課することができない。

(政令への委任)

第三条 前二条に規定するもののほか、この法律の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正前の外国船舶の所得税等免除に関する法律(以下「旧法」という。)により所得税又は法人税及び

事業税の免除を受けることができた所得で、改正後の外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律を適用するものとした場合にこれらの税を課されることとなるものについては、旧法の規定は、各関係国につき、政令で定める日までは、この法律の施行後においても、なおその効力を有する。

審査報告書

国有財産法第十三条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十七年四月十九日

大蔵委員長 細橋 小虎

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本件は、葉山御用邸附屬邸の暖房設備の新設、皇居内生物学研究所の標本室の新築及び皇居附屬庭園施設整備計画による建物の新築を行ない、これらを皇室用財産として取得するため、国有財産法第十三条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めたものであつて、適当な措置と認める。

二、費用

本件施行のため、昭和三十七年度予算に、葉山御用邸附屬邸関係に七百四十三万三千円、皇居内生物学研究所関係に七百六十万七千円、皇居附屬庭園施設整備計画関係に八千四百七十九万八千円がそれぞれ計上されている。

国有財産法第十三条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件

右は本院において可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十七年四月六日

衆議院議長 清瀬 一郎

参議院議長松野鶴平殿

国有財産法第十三条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件

次の財産を皇室用財産として取得することについて、国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第十三条第二項の規定に基づき、国会の議決を求める。

一 葉山御用邸附屬邸暖房設備の新設

(一) 所在地 神奈川県三浦郡葉山町一色

(二) 口座名 葉山御用邸

(三) 取得する財産の区分、種目、数量及び価格

二 皇居内生物学御研究所標本室の新築
(一) 所在地 東京都千代田区一番(皇居吹上地区)
(二) 口座名 皇居
(三) 取得する財産の区分、種目、数量及び価格

区分	種目	数量	予定価格	事由	備	考
工作物	暖房装置	一個	七三、〇〇〇円	新設	機械工事費 電気工事費 建築工事費	六、四八、〇〇〇円 二四、〇〇〇円 一、〇〇、〇〇〇円
建物	倉庫建	延坪四〇坪	七〇六、七〇〇円	新築	鉄筋コンクリート造二階建 屋根アスファルト防水	
建物	雑屋建	延坪一坪				
工作物	照明装置 消火装置 雑工作物	三個	五〇、〇〇〇円	新設		
計			七五六、七〇〇円			

三 皇居附属庭園施設整備計画による建物の新築
(一) 所在地 東京都千代田区一番(皇居東側地区)
(二) 口座名 皇居東部
(三) 取得する財産の区分、種目、数量及び価格

区分	種目	数量	予定価格	事由	備	考
建物	事務所建	延坪四五坪	六、九〇、〇〇〇円	新築	既設事務所 鉄筋コンクリート造二階建	
建物	倉庫建	延坪一〇〇坪	六、一〇〇、〇〇〇円		馬糧倉庫 鉄骨造	
建物	雑屋建	延坪四七坪 延坪四七坪	四、一五〇、〇〇〇円 五、二二〇、〇〇〇円		馬車庫及び既設 鉄筋コンクリート造及び鉄骨造	
工作物	小計					
工作物	雑工作物	二個	九、五〇〇、〇〇〇円	新設	ガス及び排水設備	
計			六、九五〇、〇〇〇円			

〔棚橋小虎君登壇、拍手〕

○棚橋小虎君 たいま議題となりまして、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、國際通貨基金及び國際復興開發銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

一九五八年末、西欧諸國通貨の交換性が回復されたことにより、短期資本の國際移動は大幅に自由となりました。このため、短期資本の移動により、國際収支上の困難に直面し、その國の通貨信用が危険にさらされるといふ問題が生じて参りました。このような事態に対処するため、國際通貨基金においては、その資金的基礎を充実に

し、その機能を一層強化するための検討がなされ、その結果、國際通貨基金の資金の補充が必要と考えられる場合に、主要工業國十カ國が一定金額を限度として自國通貨を基金に貸し付けることを約束するという取りきめが決議されました。

本案は、この取りきめにわが國が参加することに伴い必要となる國內措置を講じようとするものであります。

その内容を申し上げますと、大蔵大臣は、基金に対して補足資金の貸付を行なうことができることとするともに、外國為替資金に属する現金を基金に對する貸付に充てることができることとし、その他、所要の規定整備を行なおうとするものであります。

委員会の審議におけるおもな質疑応答を申し上げますと、「わが國の外貨準備高の状況からして、今回の取りきめによる貸付をすることが適當であるかどうか」の質疑に対し、「外貨保有適正量を数字的にきめることにはいろいろと議論があり、そのときどきの状況から判断して保有量をきめ、外貨の運用をはかるべきで、現在におけるわが國の外貨保有量からすれば、今回の取りきめにより貸付に應ずる余裕はない」との答弁がなされ、「わが國では、アメリカの市中銀行より外貨借り入れを行ない、一方においては、外貨を外國の銀行へ預金し、また、証券による運用をしているが、金利面から見ると不合理ではないか」との質疑に対し、「國內問題、海外信用等を勘案して、外貨準備の

減少による外貨不安等の起こらないように適當な措置として行なっているものである」との答弁がなされ、また、「今後の景氣調整策と國際収支の見通しはどうか」の質疑に対し、「生産の下降が予想より小さく、現在その実態調査をしているが、その検討を待つて今後の政策と計画をきめていく考えで、國際収支についても、大體計画と違わない推移をしていくものと思う」との答弁がなされました。

その他、國際通貨基金の資金補充が必要になった理由と、それに対する政府の見解、同基金の使途に関する制限の問題、ドル危機の根本的原因と國際通貨制度等について質疑応答がありましたが、詳細は會議録によつて御承知願いたいと存じます。

かくて質疑を終了し、討論に入りましたところ、木村委員より「第一に、今回の國際通貨基金における借り入れ取りきめの趣旨は、世界主要國通貨の交換性が回復され、短期資本の移動によつて生じた國際収支の危機を救済するためのもので、具体的にはアメリカのドル危機に對処するものであるが、ドル危機の根本原因であるアメリカの軍事援助、經濟援助政策のため生ずる國際収支の赤字を解決するものではなく、また、金とドルの關係を改善し、國際通貨制度上の金不足を解決する措置でもなく、根本的對策を回避しようとするものである。第二に、國際通貨基金の資金の供与は、原則として經常取引による支払いに限られているが、アメリカは、規約の拡大解釈により、

ホットマネーの移動による国際収支の赤字補てんもできるとして、資金の運用をはかりとして、かかる場合は、当然規約を改正すべきである。第三に、現在のわが国の外貨事情からすれば、基金に對し貸付をする余裕はなく、この取りきめに参加すべきではない。第四に、借入れ取りきめにあたり、わが国としての意見を開陳することなく、協定違反でないという理由のみ参加することにしているが、いかにも自主性のないものである。以上の諸点より本案に反対する。この意見が述べられ、次いで、須藤委員より、「今回の国際通貨基金強化策の根本原因は、アメリカの戦争政策からくるドル危機の問題と、ドルの減価にかかわらず、金一オンス三十五ドルの管理価格を維持していること、しかも、このドル危機を西歐諸国及び日本の犠牲によって回避しようとするにある。また、この強化策は、ドル危機再現のもとでは全く効果はなく、世界通貨安全の根本的解決にはならない。かかるアメリカの政策に同調することは危険なものである。日本としてはなすべきでない。」との反対意見が述べられ、採決の結果、多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、外国人等の国際運輸業に係る所得に對する相互主義による所得税等の非課税に關する法律案について申し上げます。

本案は、最近における航空機の国際運輸の著しい発展など国際運輸業の実情にかんがみ、外国企業の国際運輸業にかかる所得に對する相互主義による非課税制度を整備するため、外国船舶

の所得税等免除に關する法律の全文を改正しようとするものであります。

以下、本案の概要について申し上げます。船舶の運輸から生ずる所得につきましても、従来の制度では、船舶主義により、相手国に船舶のある船舶にかかる所得のみが免税の対象とされてきたのであります。今後は、企業主義により、船舶のいかんを問わず、相手国にある企業が運輸する船舶にかかる所得について非課税とし、航空機の運輸から生ずる所得についても、船舶の場合と同様に、新たに非課税とすることとしたしております。

また、地方税につきましても、従来は、事業税についてのみ免税の規定を置き、住民税については、国税の免除に應じて免除されておりました。事業税のほか、道府県民税及び市町村民税をも含めて相互主義により非課税とすることができるところを明らかにしております。

委員会の審議におきましては、外国航空会社及び日本航空の相互の進出状況、この相互主義非課税制度の利害得失、租税条約との非課税制度との関係、並びにこの非課税制度の前提として、相互主義による国際航空路の乗り入れを確保することが必要ではないか等の諸点につきましても、質疑応答がなされましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

最後に、国有財産法第十三条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件について申し上げます。

本件は、葉山御用邸付属暖房設備の新設外二件について、皇室用財産として取得する必要があり、いずれもその価額が三百万円以上となりますので、国有財産法第十三条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めたものであります。

委員会における審議の詳細は、会議録に載ることを御了承願います。

質疑を終わり、討論、採決の結果、多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

まず、国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に關する法律の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 次に、外国人等の国際運輸業に係る所得に對する相互主義による所得税等の非課税に關する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 次に、国有財産法第十三条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件全部を問題に供します。委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よつて本件は委員長報告のとおり可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 日程第十一、臨時司法制度調査会設置法案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。法務委員長松野孝一君。

審査報告書

臨時司法制度調査会設置法案
右全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十七年四月十九日

法務委員長 松野 孝一

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、司法制度の運営の適正を確保するため、主として法曹一元の制度に關する事項その他裁判官及び檢察官の任用制度及び給与制度に關する事項に關する緊急に必要な基本的かつ総合的な施策について調査審議する機關として、内閣に臨時司法制度調査会を設置しようとするものであつて、適當な措置と認める。

二、費用
本法施行に要する費用は、事務経費として二百六十七万三千円、調査会費として百九十四万七千

円、特別経費として二百十八万五千円であつて合計六百六十六万八千円は、昭和三十七年度予算に計上されている。

臨時司法制度調査会設置法案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十七年四月十三日
衆議院議長 清瀬 一郎
参議院議長松野鶴平殿

臨時司法制度調査会設置法案(設置)

第一条 内閣に、臨時司法制度調査会(以下調査会といふ)を置く。(所掌事務)

第二条 調査会は、司法制度の運営の適正を確保するため、主として、次の各号に掲げる事項に關する緊急に必要な基本的かつ総合的な施策について調査審議する。

- 一 法曹一元の制度(裁判官は弁護士となる資格を有する者で裁判官としての職務以外の法律に關する職務に従事したもののうちから任命することを原則とする制度をいう)に關する事項
- 二 前号に掲げるもののほか、裁判官及び檢察官の任用制度及び給与制度に關する事項
- 三 調査会は、前項の答申又は意見を内閣から国会に報告するより

に、内閣に申し出ることができ
る。

(組織)
第三条 調査会は、委員二十人以内
で組織する。

(委員)
第四条 委員は、次の各号に掲げる
者について、内閣が任命する。

一 衆議院議員のうちから衆議院
が指名する者 四人

二 参議院議員のうちから参議院
が指名する者 三人

三 裁判官 三人

四 検察官 三人

五 弁護士 三人

六 学識経験のある者 四人以内
の内閣は、前項第五号及び第六号
の委員の任命については、あらか
じめ両議院の同意を得なければな
らない。

3 第一項第五号及び第六号の委員
について欠員を生じた場合におい
て、国会の閉会又は衆議院の解散
のために両議院の同意を得ること
ができないときは、内閣は、前項
の規定にかかわらず、これらの委
員を任命することができる。

4 前項の場合においては、任命後
最初の国会で両議院の承認を得な
ければならない。この場合におい
て、両議院の承認を得られないと
きは、内閣は、直ちにその委員を
罷免しなければならない。

5 内閣は、第一項第五号及び第六
号の委員について、心身の故障の
ため職務の執行ができないと認め
る場合又は職務上の義務違反その
他委員たるに適しない非行がある
と認める場合においては、両議院

の同意を得て、これを罷免するこ
とができる。

6 委員は、非常勤とする。
7 裁判官である委員が特別職の職
員の給与に関する法律(昭和二十
四年法律第二百五十二号)第九条
の規定により受けるべき手当に関
しては、同法第十四条の規定の例
による。

(会長)
第五条 調査会に、会長一人を置
き、委員の互選によつてこれを定
める。

2 会長は、会務を総理する。
3 会長に事故があるときは、あ
らかじめその指名する委員が、その
職務を代理する。

(専門委員)
第六条 調査会に、専門の事項を調
査させるため、専門委員を置くこ
とができる。

2 専門委員は、学識経験のある者
のうちから、会長の推薦により、
内閣総理大臣が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に
関する調査が終了したときは、解
任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。
(幹事)
第七条 調査会に、幹事を置く。

2 幹事は、学識経験のある者及び
関係機関の職員のうちから、内閣
総理大臣が任命する。

3 幹事は、調査会の所掌事務につ
いて、委員を補佐する。

4 幹事は、非常勤とする。
(資料提出の要求等)
第八条 調査会は、その所掌事務を
遂行するため必要があると認める

ときは、行政機関、裁判所並びに
日本弁護士連合会及び弁護士会に
対して、資料の提出、意見の開
陳、説明その他必要な協力を求め
ることができる。

2 調査会は、この所掌事務を遂行
するため特に必要があると認める
ときは、前項に掲げる者以外の者
に対しても、必要な協力を依頼す
ることができる。

(事務局)
第九条 調査会の事務を処理させる
ため、調査会に、事務局を置く。

2 事務局に、事務局長、事務局事
務官その他所要の職員を置く。

3 事務局長は、内閣総理大臣が任
命する。

4 事務局長は、会長の命を受け
て、事務局の事務を掌理し、部内
の職員の任免、進退を行ない、か
つ、その服務につき、これを監督
する。

5 事務官は、命を受け、事務を整
理する。

6 事務局長を除くほか、事務局に
恒常的に置く必要がある職に充て
るべき常勤の職員の定員は、四人
とする。

(主任の大臣)
第十条 調査会に係る事項について
は、内閣法(昭和二十二年法律第
五号)にいう主任の大臣は、内閣
総理大臣とする。

(委任規定)
第十一条 この法律で定めるものの
ほか、調査会に関し必要な事項
は、政令で定める。

附則

(施行期日)
1 この法律は、昭和三十一年九月
一日から施行する。ただし、附則
第二項の規定は、公布の日から施
行する。

2 この法律の施行前における指名
及び同意)
3 第四条第一項第一号及び第二号
の指名並びに同条第二項の同意
は、この法律(前項ただし書に係
る部分を除く。)の施行前において
も、これを行うことができる。

(国家公務員法の一部改正)
3 国家公務員法(昭和二十二年法
律第二十号)の一部を次のよう
に改正する。

第二条第三項中第十一号の三を
第十一号の四とし、第十一号の二
の次に次の一号を加える。

十一の三 臨時司法制度調査会
の委員

(法務省設置法の一部改正)
4 法務省設置法(昭和二十二年法
律第九十三号)の一部を次のよ
うに改正する。

附則第十七条の次に次の一条を
加える。

第十八条 法務大臣は、臨時司法
制度調査会設置法(昭和三十
七年法律第 号)第二条第一項
に規定する施策については、臨
時司法制度調査会が置かれてい
る間は、法制審議会に諮問しな
いものとする。

(特別職の職員の給与に関する法
律の一部改正)
5 特別職の職員の給与に関する法
律の一部を次のように改正す
る。

第一条第十七号の二の次に次の
一号を加える。
十七の三 臨時司法制度調査会
の委員

(この法律の失効)
6 この法律は、昭和三十一年八
月三十一日限り、その効力を失
う。

○松野孝一君登壇、拍手
した臨時司法制度調査会設置法案に
関する法務委員会における審議の経過並
びに結果について御報告いたします。

この法案は、最近における訴訟事件
の激増と事件内容の複雑化に伴う訴訟
遅延の現象、並びにこれに伴う裁判官
等の確保の必要性にかんがみ、法曹一
元の制度を基調とする司法制度等、裁
判官、検察官の任用及び給与制度等を、
総合的、抜本的に、かつ、緊急に調査
審議するための機関として、司法制度
調査会を臨時に内閣に設置しようとする
ものであります。調査会の構成は、
委員二十名以内、会長はその互選と
し、なお、専門委員若干名及び事務局
を置くこととし、さらに、この法律
は、本調査会設置の趣旨にかんがみ、
早急に答申案をまとめあげる必要上、
施行の日より二年を経過した日にその
効力を失うこととしたのであります。

法務委員会においては、二月二十七
日提案理由の説明を聴取した後、各委
員から、臨時司法制度調査会を特に内
閣に置いた理由、及びその予定する機
構をもつて十分に目的を達し得るかど
うか、この法案と最高裁判所裁判官の
任命制度との関係及びいわゆる法曹一
元制度の採否の点その他について熱心

な質疑がありました。その詳細は会議録に譲ります。

四月十九日質疑を終了して、討論、採決の結果、全会一致をもって原案とおりの可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よって本案は可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 日程第十二、地方公務員共済組合法案、

日程第十三、地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法案、

(いずれも内閣提出)

以上両案を一括して議題とすること、に御異議ございませんか。

〔異議なしと称する者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員長小林武治君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

地方公務員共済組合法案

右

国会に提出する。

昭和三十七年三月八日

内閣総理大臣 池田 勇人

地方公務員共済組合法案

〔本号(その二)に掲載〕

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法案

右

国会に提出する。

昭和三十七年三月二十日

内閣総理大臣 池田 勇人

地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法案

〔本号(その三)に掲載〕

〔小林武治君登壇、拍手〕

○小林武治君 ただいま議題となりました二法案について、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。まず、地方公務員共済組合法案について申し上げます。

本法の趣旨は、地方公務員の病、災害、退職、死亡等またはその被扶養者のこれらの事故に關して給付を行なうため、国家公務員の場合に準じて、相互救済を目的とする統一的な共済組合の制度を設け、もって地方公務員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上及び公務の能率増進をはかろうとするものであります。その内容は、

一、組合の組織は、地方公共団体及び職種の別により、地方職員共済組合等七種に区分し、そのうち、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合については、それぞれ全国組織の連合会を設ける。

二、すべての地方公務員は、いずれかの組合の組合員となるものとし、地方公務員共済組合または国家公務員共済組合の組合員期間は通算する。

三、長期給付は、退職給付、廃疾給付及び遺族給付とし、その内容は国家公務員のそれに準ずる。

四、短期給付及び福祉事業については、国家公務員共済組合に準ずる。

五、組合の給付に要する費用は、組合員の掛金及び地方公共団体の負担金をもって充てるものとし、負担割合は、短期給付については掛金百分の五十、負担金百分の五十、長期給付については、掛金百分の四十五、負担金百分の五十五とし、組合の事務費は全額地方公共団体の負担とする等のことを骨子とするほか、

現行の地方議会議員互助年金法附則の規定に基づき、同法を廃止して、地方議会議員の年金制度に關する規定を本法案の中に統合するといふものであります。

次に、地方公務員共済組合法の長期給付に關する施行法案は、地方公務員共済組合法の施行に伴い、長期給付に關する経過措置等を定めることを内容とするものであります。

地方行政委員会におきましては、これら法案の重要性にかんがみ、五名の参考人より意見を聴取し、また、特に池田総理大臣の出席を求めたほか、安井自治、水田大蔵、荒木文部等の各大臣、その他当局との間に、減額退職年金制度と恩給の若年停止との比較関係、長期給付の掛金率の算出基礎、恩給方式から共済組合方式へ移行の真意、共済組合に対する国庫負担の関係等、多くの問題点について、きわめて熱心に質疑応答を重ね、終始慎重審査を行なったのであります。その詳細については会議録によつて御承知願いたいと思ひます。

四月二十日質疑を終局し、討論に入りましたところ、鍋島委員は自由民主党を代表して、「本法案は、地方公務

員の退職年金制度について複雑な現状を改め、国家公務員の制度に準じて統一的な共済組合制度を設け、もって地方公務員の福祉の向上に資する趣旨のものであるから、本法案に賛成である」と述べられ、次いで附帯決議案を提出されました。附帯決議案の内容は、

附帯決議(案)
本法は地方公務員の福祉の根本に關するものであるから、その実施に當り、政府は左の諸点について検討し、適当に措置すべきものと認め

一、減額退職年金は、本法施行後すみやかに再検討し、これが緩和について適当な措置を講ずること。

一、制度の本質にかんがみ、事務費、給付費および追加費用について、国庫負担その他、万全の財源措置を講ずること。

一、長期給付の掛金率の引下についてあらゆる施策を検討すること。

一、運営審議会、組合会の民主的な運営をはかること。

一、組合等の資産の運用に當っては組合員の福祉の向上に万全を期すること。

一、外地にあった南滿州鉄道株式会社等に勤務していた職員について本法による通算措置を検討してその実現に努めること。

員についても共済制度を設けること。

右決議する。

山本委員は、日本社会党を代表して、本法案に反対の旨を述べられ、反対の理由として、掛金率が恩給の納付金の二倍以上に引き上げられても、これに伴うほどの給付の向上は期待できない。また、財源率の計算が適正でない等の点をあげられ、また、附帯決議案に對しては、賛同すべき点もあるが、法案との関係上賛成できない旨を述べられました。

かくて両法案について採決の結果、いずれも多数をもって原案とおりの可決すべきものと決定いたしました。次いで、附帯決議案については、多数をもってこれを委員会の決議とすることに決定した次第であります。

この附帯決議に對し、安井自治、荒木文部等の各大臣より、決議の趣旨に對し慎重に善処したい旨を述べられました。

以上御報告申し上げます。(拍手)
○議長(松野鶴平君) 両案に對し、討論の通告がございませう。発言を許します。山本伊三郎君。

〔山本伊三郎君登壇、拍手〕
○山本伊三郎君 私は、日本社会党を代表いたしました。ただいま議題となりました地方公務員共済組合関係二法案につきましても、反対の態度を表明するものであります。

御存じのとおり、今回の地方公務員共済制度は、明治初年にわが国の文官に對して施行されてきた恩給制度を共済制度に變革する歴史的な改革であります。池田総理初め、自治、文部両大臣

は、地方行政委員会に出席をして、常にこういふことを口をそろえて言っております。今日、すでに恩給制度はもう時代にそぐわない、近代的な年金制度としては、共済制度でなければならぬと、口をそろえて言っておられます。なるほど戦後民主主義に根ざす新憲法ができて、かつて天皇の官吏であった公務員は国民全体の奉仕者になった、こういう意味において、公務員自身もその点を理解しておると思ふものであります。また、一般国民から見ますと、この特権的な制度には、とかくの批判をされておるといふのも、公務員諸君も知っておるものであります。しかし、政府がそれほど恩給制度がいけないんだ、悪いのだと言われるならば、われわれのほうにも言い分があるものであります。しからば、昭和二十八年になぜ軍人恩給を復活したかというものであります。私は、ここで軍人恩給についてとやかく論じようとはいたしません。しかし、何かしらん、公務員の諸君の中には割り切れないものがあるのではないかと考えるのであります。

さて、わが党が本案に反対する理由は、恩給制度が共済制度に変わったという形式的なものではありません。以下、数点についてわが党の反対する主要な点を述べたいと存じます。

まず第一に、今回の制度の変更によりまして、掛金が二倍以上に激増したことでありまして、従来は俸給の二％程度でありましたが、今回の改革で四・四％、二倍以上に増加したのであります。大臣の側近の高級公務員については、この程度の増額ではあるいは生活に支障はないかもしれませんが、地方公務員の中には、御存じのように、町村、末端の職場に行きますと、いまだ一万円程度の給与で、家族三人、四人の生活を支えている地方公務員のあつたことを、忘れてもらつては困るのであります。そのような低給な地方公務員、市町村職員だけではありません。今回の二倍以上の掛金の増額は、一般の地方公務員にとつては非常な苦痛であります。政府は昨年十月に人事院勧告を尊重するといつて、七・一％の公務員のベース・アップをいたしましたが、しかし、昨年一年においてすでに物価は一〇％上がつておるといふことであります。公務員の生活は決して楽ではありません。その上、しかも、今回共済制度への移行によりまして掛金が倍増するのであります。公務員の生活の実情を考えまして、わが党は、この点において反対するわけであります。

次に、給付の内容であります。政府は今回の改革で、退職年金の給付、特に退職年金については改善をしたのだというのを再々言われておられます。なるほどこれも一般的に見まして、掛金の増額されたという要素を除けば、あるいは長期勤続者については有利になつておることは認められます。また、廃疾年金も改善されたことも認められます。しかし、その掛金の増加率と内容の改善率を比較いたしますと、政府の主張は当たらないのであります。本会議は時間の制限がございますので、委員会のように入項と数字をあげて説明のできないことは残念でありますけれども、大まかな「はかり」ではかつた数字だけ申し上げます。今回の恩給制度から共済制度に改革されることにより、年間の所要費用が約五百億円といわれております。これをかりに、元の制度の比率で掛金を考えますと、組合員いづゆる地方公務員の負担部分は二％ですから百億であります。地方公共団体、国の負担するものが四百億に当たります。しかし、今回の共済制度に移行いたしますと、組合員の負担が二倍以上、二百二十五億、地方公共団体の負担が二百七十五億ですから、ほとんど半額にひたし負担が組合員の肩にのしかかつてくるのであります。その比率を考えますと、今回の改善の内容ではわれわれは納得できないのであります。

次に、組合運営の問題であります。今申し述べましたように、従来のような大部分の費用を地方自治団体あるいは国が負担をして恩給制度のときには、一方的な運営というものは許されませんけれども、今回のように負担の割合がほとんど折半であります。すると、民主主義の原則からいいますと、他のこの種組合の運営から見ても、当然その組合を運営する代表者は、半数を組合員から選んで、民主的に運営するのが当然であります。しかし、今回の法の内容を見ますと、市町村に属する組合については、あるいはこの点を若干入れておられますけれども、公立学校の共済組合、あるいは地方職員共済組合、(これは道府県の職員が構成する組合であります)また警察職員共済組合においては、一方的な大臣の任命であります。掛金は半分を負担しながら、この運営に対する発言権は、大臣が選んだ運営審議会委員を通じてのみしか組合員の意思が反映しないという、これが今日の民主主義の時代に許せるかどうかという問題であります。

次に、資金の運用の問題であります。この共済制度の長期給付の運営資金は、さきに申し上げましたように、年間五百億円あります。これが本法施行による退職年金の資格が発生する二十年後まで累積いたしますと、年利五分五厘のいわゆる複利として計算いたしますと、一兆八千億の金が累積されます。しかもこの莫大なる資金が、政府の資金運用部資金、または地方公共団体の起債の資源とされるのであります。一部はなるほど組合員の福祉資金に回されますけれども、きわめて少額な限定されたものであります。これがわが党の反対する第三点であります。

最後に、御存じのように本案の長期給付は、さきに制定された厚生年金保険法、あるいは国民年金法とひとしく、緻密な保険数理によつてのみこれが給付に見合う掛金率が決定するのであります。したがって、正確な統計数字なくしては、この数理の結果は出ないものであります。しかるに、地方行政委員会の審議の過程では、出された資料がきわめて不十分であります。一々数字はあげませんけれども、きわめて不十分であります。しかも市町村に關しては、何らの統計数字が出されておらないのであります。この法案が本院を通過して、衆議院でかりにこれが成立して公布された場合に、その後、保険数理によつて市町村の各組合の保険料率が政府の約束する百分の四・四を上回る場合には、一体だれが責任を持つのですか。組合員の負担の不確定な法律案が、本院でこれが通過するといふことについては、わが党としても絶対反対であります。

以上がわが党の反対の主たる問題点でございます。

最後に一言つけ加えますが、本案審議にあたりまして、与党の地方行政委員の諸君も非常に真摯な態度で本案に取り組まれ、最後に自民党独自で、先ほど委員長報告のとおり、附帯決議をつくられました。これについては敬意を表します。しかし、その附帯決議の内容といえども、わが党の主張から見ればほど遠いものがありますので、わが党は附帯決議に対しても反対の態度を表明するものであります。

以上、私の反対討論を終わります。(拍手)

○議長(松野鶴平君) これにて討論の通告者の発言は終了いたしました。討論は終局したものと認めます。これより採決をいたします。両案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。(賛成者起立)

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よつて両案は可決せられました。次会の議事日程は、決定次第、公報をもつて御通知いたします。本日はこれにて散会いたします。午後零時三十七分散会

出席者は左の通り。

議長 松野 鶴平君
副議長 平井 太郎君
議員 杉山 昌作君 石田 次男君
谷口 慶吉君 森 八三三君
櫻井 志郎君 村山 道雄君
大泉 寛三君 大竹平八郎君

昭和三十三年四月二十三日 参議院會議録第十八号(その一)

中尾 辰義君	原島 宏治君
佐藤 芳男君	奥 むめお君
白木義一郎君	小平 芳平君
三木與吉郎君	田中 啓一君
高瀬莊太郎君	佐藤 尚武君
辻 武壽君	市川 房枝君
村松 久義君	藤野 繁雄君
村上 義一君	北條 雋八君
黒川 武雄君	泉山 三六君
野上 進君	山本 杉君
天竺 良吉君	米田 正文君
島島徳次郎君	岸田 幸雄君
北島 教真君	金丸 富夫君
川上 為治君	徳永 正利君
仲原 善一君	手島 栄君
石谷 憲男君	前田佳都男君
勝保 稔君	佐野 廣君
鍋島 直紹君	最上 英子君
岩沢 忠恭君	岡崎 真一君
武藤 常介君	杉浦 武雄君
新谷寅三郎君	木内 四郎君
石原幹市郎君	宮澤 喜一君
吉武 恵市君	永野 護君
林屋次郎君	小林 英三君
寺尾 豊君	加藤 武徳君
木島 義夫君	村上 春蔵君
鹿島 俊雄君	植垣弥一郎君
赤岡 文三君	青田源太郎君
松村 秀逸君	松野 孝一君
井川 伊平君	上林 忠次君
梶原 茂嘉君	高橋 衛君
前田 久吉君	河野 謙三君
平島 敏夫君	小林 武治君
大谷 養雄君	井上 清一君
柴田 栄君	高橋進太郎君
小沢久太郎君	西郷吉之助君
木暮武太夫君	青木 一男君
木村篤太郎君	津島 壽一君
野田 俊作君	大森 創造君

千葉千代世君	山本伊三郎君
鶴岡 哲夫君	阿部 竹松君
岡村文四郎君	森 元治郎君
鯛木 亨弘君	重政 庸徳君
亀田 得治君	大和 与一君
大倉 精一君	西川甚五郎君
下村 定君	小笠原三男君
中田 吉雄君	荒木正三郎君
高田なほ子君	米田 勲君
湯澤三千男君	植竹 春彦君
加藤シヅエ君	清澤 俊英君
吉田 法晴君	木村福八郎君
阿具根 登君	永岡 光治君
松澤 兼人君	野坂 参三君
須藤 五郎君	永末 英一君
安田 敏雄君	田上 松衛君
田畑 金光君	木下 友敬君
秋山 長造君	片岡 文重君
山口 重彦君	椿 繁夫君
天田 勝正君	岡 三郎君
佐多 忠隆君	藤原 道子君
千葉 信君	近藤 信一君
羽生 三七君	内村 清次君
松本治一郎君	山田 節男君
赤松 常子君	棚橋 小虎君
内閣総理大臣	池田 勇人君
文部大臣	荒木萬壽夫君
通商産業大臣	佐藤 榮作君
労働大臣	福永 健司君
自治大臣	安井 謙君
国務大臣	藤山愛一郎君
政府委員	大平 正芳君
内閣官房長官	岡崎 英城君
行政官	田中 正巳君
政務次官	
北海道開発	
政務次官	

大蔵政務次官 天野 公義君
農林政務次官 中馬 辰猪君

〔第十五号参照〕
審査報告書
所得税法の一部を改正する法律案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年三月三十日
大蔵委員長 棚橋 小虎
参議院議長松野鶴平殿

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、今次の税制改正の一環として、最近における租税負担の状況にかえり、所得税について基礎控除額及び配偶者控除額の引き上げ、税率の緩和等によりその負担を軽減するとともに、国と地方公共団体との間の税源配分の適正化を図るため、所得税の収入の一部を道府県民税の収入として移譲する措置として、所得税の税率及び道府県民税の税率を調整し、さらに生命保険料控除の限度額の引き上げ、寄附金控除制度の創設及び非居住者に対する課税の合理化を図り、その他所要の規定の整備を行なうとするものである。よつて、適当な措置と認める。

二、費用
本法律案のため、別に費用を要しないが、本法律案に伴う租税減収見込額は初年度約六百五十六億円、平年度約七百一十一億円である。

審査報告書
物品税法案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年三月三十日
大蔵委員長 棚橋 小虎
参議院議長松野鶴平殿

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、最近における課税物品の生産、取引及び消費の実情にかんがみ、課税の廃止、税率の引き下げ等を行なうとともに、自動車、冷蔵庫等について新たに課税を行なうこととするほか、申告納税制度を採用する等所要の規定の整備を図るため、全文改正をしようとするもので、適当な措置と認める。

二、費用
本法律案のため、別に費用を要しないが、昭和三十三年度において約百七十二億円の租税減収額が見込まれている。

審査報告書
酒税法等の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和三十三年三月三十日
大蔵委員長 棚橋 小虎
参議院議長松野鶴平殿

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、今次の間接税改正

の一環として、酒税の負担状況等にかんがみ、税率を引き下げ、取引の実情に即するよう酒税の種類等の区分を改善するほか、納税方法を申告納税方法に改める等税法体系について所要の整備合理化を図ろうとするものであつて、適当な措置と認める。

二、費用
本法律案のため別に費用を要しないが、昭和三十三年度約三百九億九千万円、平年度約三百七十一億九千八百万円の減収が見込まれている。

審査報告書
租税特別措置法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年三月三十日
大蔵委員長 棚橋 小虎
参議院議長松野鶴平殿

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、昭和三十三年度の税制改正の一環として、現下の経済情勢にかえり、貯蓄奨励、輸出振興等に必要な特別措置の新設、適用期限の延長をはかることともに、防災建築街区の造成、ならびに一般住宅事情の緩和に資する等のために所要の改正を行なうとするものである。よつて、適当な措置と認める。

二、費用
本法律案のため別に費用を要しない。

昭和三十七年四月二十三日 参議院會議第十八号(その一)

審査報告書

法人税法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十七年三月三十一日

大蔵委員長 棚橋 小虎
参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、今次の税制改正の一環として、法人税について所得税及び法人税を通ずる退職年金に關する税制の整備を図るための措置として、退職年金に關する信託又は保険の業務を行なう法人の退職年金積立金につき課税を行なうこととする。同時に、外国税額控除制度の拡充及び外国法人に対する課税の合理化を図り、その他所要の規定の整備を行なうとするものである。よつて要領書を添えて、報告する。

二、費用

本法律案は、別な費用を要しないが、本法律案に伴う租税減収見込額は初年度約七億円、平年度約二十億円で、報告する。

審査報告書

關稅定率法及び關稅暫定措置法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十七年三月三十一日

大蔵委員長 棚橋 小虎
参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、貿易自由化の機上げ等に対処して、關稅率について所要の調整を行なうとともに、石油化学等特定の用途に供される石油の關稅につき暫定的に還付措置を講じようとするもので、適當な措置と認める。

二、費用

本法律案は、別な費用を要しないが、昭和三十七年度において約五十五億円の増収額が見込まれている。

審査報告書

豪雪地帯対策特別措置法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十七年三月三十一日

商工委員長 武藤 常介
参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、積雪が特に甚だしいため、産業の発展が停滞的で、かつ、住民の生活水準の向上が阻害されている豪雪地帯について、雪害の防除その他積雪により劣っている産業等の基礎条件の改善に關する総合的な対策を樹立し、その実施を推進することにより豪雪地帯の産業の振興と民生の

安定向上に寄与しようとするものである。よつて、適當な措置と認めた。

二、費用

本法律案は、別な費用は、約百万円である。

審査報告書

中小企業団体の組織に關する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十七年三月三十一日

商工委員長 武藤 常介
参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、商工組合の設立について不況事象の存在を要しないこととしてその設立を容易にする。同時に、商工組合が不況克服のための調整事業を行なうほか、新たに経営合理化のための調整事業等をも行なえるようその事業内容を拡充することとし、あわせて商工組合の地域の明確化、事業活動規制命令違反者に対する制裁の強化等の措置を講じようとするものである。よつて、商工組合が同業組合の組織化を促進するため、適當な措置と認めた。

二、費用

本法律案は、別な費用を要しない。

審査報告書

工業用水法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十七年三月三十一日

内閣委員長 河野 謙三
参議院議長松野鶴平殿

要領書

本法律案は、地下水を工業用水に供することによつて生ずる地盤沈下を防止するため、(一)規制の対象となる井戸の範圍の拡大、(二)指定地域における既設の井戸及び許可井戸に対する規制の強化、(三)緊急必要時における通商産業大臣の地下水の採取制限命令、(四)工業用水道への転換に必要な施設の設置及び改善のための資金のあつせん等を内容とする改正を行なうとするものである。よつて、適當な措置と認めた。

審査報告書

工業用水法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十七年三月三十一日

商工委員長 武藤 常介
参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、地下水を工業用水に供することによつて生ずる地盤沈下を防止するため、(一)規制の対象となる井戸の範圍の拡大、(二)指定地域における既設の井戸及び許可井戸に対する規制の強化、(三)緊急必要時における通商産業大臣の地下水の採取制限命令、(四)工業用水道への転換に必要な施設の設置及び改善のための資金のあつせん等を内容とする改正を行なうとするものである。よつて、適當な措置と認めた。

二、費用

本法律案は、別な費用を要しない。

審査報告書

運輸省設置法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十七年三月三十一日

内閣委員長 河野 謙三
参議院議長松野鶴平殿

要領書

本法律案は、港灣關係の技術研究を促進するため、港灣技術研究所を、海員の需要の増大に対処して海員の養成を行なうため、海員学校を、また、海運会社の企業基盤の強化のための整備計画について調査審議させるため海運企業整備計画審議會をそれぞれ本省の附屬機關として新設することともに、定員を千三百三十八人増員し、よつて要領書を添えて、報告する。

二、費用

本法律案は、別な費用を要しない。

審査報告書

義務教育諸学校の教科用図書無償制度調査会を設けること等を規定

一、委員会の決定の理由
本法律案は、港灣關係の技術研究を促進するため、港灣技術研究所を、海員の需要の増大に対処して海員の養成を行なうため、海員学校を、また、海運会社の企業基盤の強化のための整備計画について調査審議させるため海運企業整備計画審議會をそれぞれ本省の附屬機關として新設することともに、定員を千三百三十八人増員し、よつて要領書を添えて、報告する。

二、費用
本法律案は、別な費用を要しない。

三、費用
本法律案は、別な費用を要しない。

四、費用
本法律案は、別な費用を要しない。

五、費用
本法律案は、別な費用を要しない。

六、費用
本法律案は、別な費用を要しない。

七、費用
本法律案は、別な費用を要しない。

八、費用
本法律案は、別な費用を要しない。

九、費用
本法律案は、別な費用を要しない。

十、費用
本法律案は、別な費用を要しない。

十一、費用
本法律案は、別な費用を要しない。

十二、費用
本法律案は、別な費用を要しない。

十三、費用
本法律案は、別な費用を要しない。

十四、費用
本法律案は、別な費用を要しない。

十五、費用
本法律案は、別な費用を要しない。

十六、費用
本法律案は、別な費用を要しない。

十七、費用
本法律案は、別な費用を要しない。

十八、費用
本法律案は、別な費用を要しない。

十九、費用
本法律案は、別な費用を要しない。

二十、費用
本法律案は、別な費用を要しない。

二十一、費用
本法律案は、別な費用を要しない。

二十二、費用
本法律案は、別な費用を要しない。

二十三、費用
本法律案は、別な費用を要しない。

二十四、費用
本法律案は、別な費用を要しない。

二十五、費用
本法律案は、別な費用を要しない。

二十六、費用
本法律案は、別な費用を要しない。

二十七、費用
本法律案は、別な費用を要しない。

二十八、費用
本法律案は、別な費用を要しない。

二十九、費用
本法律案は、別な費用を要しない。

三十、費用
本法律案は、別な費用を要しない。

三十一、費用
本法律案は、別な費用を要しない。

三十二、費用
本法律案は、別な費用を要しない。

三十三、費用
本法律案は、別な費用を要しない。

三十四、費用
本法律案は、別な費用を要しない。

三十五、費用
本法律案は、別な費用を要しない。

三十六、費用
本法律案は、別な費用を要しない。

三十七、費用
本法律案は、別な費用を要しない。

三十八、費用
本法律案は、別な費用を要しない。

三十九、費用
本法律案は、別な費用を要しない。

四十、費用
本法律案は、別な費用を要しない。

四十一、費用
本法律案は、別な費用を要しない。

四十二、費用
本法律案は、別な費用を要しない。

四十三、費用
本法律案は、別な費用を要しない。

四十四、費用
本法律案は、別な費用を要しない。

四十五、費用
本法律案は、別な費用を要しない。

四十六、費用
本法律案は、別な費用を要しない。

四十七、費用
本法律案は、別な費用を要しない。

四十八、費用
本法律案は、別な費用を要しない。

四十九、費用
本法律案は、別な費用を要しない。

五十、費用
本法律案は、別な費用を要しない。

五十一、費用
本法律案は、別な費用を要しない。

五十二、費用
本法律案は、別な費用を要しない。

五十三、費用
本法律案は、別な費用を要しない。

五十四、費用
本法律案は、別な費用を要しない。

五十五、費用
本法律案は、別な費用を要しない。

五十六、費用
本法律案は、別な費用を要しない。

五十七、費用
本法律案は、別な費用を要しない。

五十八、費用
本法律案は、別な費用を要しない。

五十九、費用
本法律案は、別な費用を要しない。

六十、費用
本法律案は、別な費用を要しない。

六十一、費用
本法律案は、別な費用を要しない。

六十二、費用
本法律案は、別な費用を要しない。

六十三、費用
本法律案は、別な費用を要しない。

六十四、費用
本法律案は、別な費用を要しない。

六十五、費用
本法律案は、別な費用を要しない。

六十六、費用
本法律案は、別な費用を要しない。

六十七、費用
本法律案は、別な費用を要しない。

六十八、費用
本法律案は、別な費用を要しない。

六十九、費用
本法律案は、別な費用を要しない。

七十、費用
本法律案は、別な費用を要しない。

七十一、費用
本法律案は、別な費用を要しない。

七十二、費用
本法律案は、別な費用を要しない。

七十三、費用
本法律案は、別な費用を要しない。

七十四、費用
本法律案は、別な費用を要しない。

七十五、費用
本法律案は、別な費用を要しない。

七十六、費用
本法律案は、別な費用を要しない。

七十七、費用
本法律案は、別な費用を要しない。

七十八、費用
本法律案は、別な費用を要しない。

七十九、費用
本法律案は、別な費用を要しない。

八十、費用
本法律案は、別な費用を要しない。

八十一、費用
本法律案は、別な費用を要しない。

八十二、費用
本法律案は、別な費用を要しない。

八十三、費用
本法律案は、別な費用を要しない。

八十四、費用
本法律案は、別な費用を要しない。

八十五、費用
本法律案は、別な費用を要しない。

八十六、費用
本法律案は、別な費用を要しない。

八十七、費用
本法律案は、別な費用を要しない。

八十八、費用
本法律案は、別な費用を要しない。

八十九、費用
本法律案は、別な費用を要しない。

九十、費用
本法律案は、別な費用を要しない。

九十一、費用
本法律案は、別な費用を要しない。

九十二、費用
本法律案は、別な費用を要しない。

九十三、費用
本法律案は、別な費用を要しない。

九十四、費用
本法律案は、別な費用を要しない。

九十五、費用
本法律案は、別な費用を要しない。

九十六、費用
本法律案は、別な費用を要しない。

九十七、費用
本法律案は、別な費用を要しない。

九十八、費用
本法律案は、別な費用を要しない。

九十九、費用
本法律案は、別な費用を要しない。

一百、費用
本法律案は、別な費用を要しない。

参議院會議録第十三号中正誤		参議院會議録第十五号(その二)中正誤	
ベジ段 行 誤 正	三六 五 終り〇短期 付 短期給付	ベジ段 行 誤 正	四四一 三 公率 公平
二五〇 五 八一九に出かかる にかかる	二五八 四 五 失跡 失踪	四四二 二 六 付に本託 に本付託	四四三 三 終り三 決案 法案
参議院會議録第十五号(その二)中正誤		四四四 四 五 岸間正男委 員 岩間正男委 員	四四五 四 二〇二 給度 給付
四四六 一 二 である旨 である旨	四四七 二 三 諸問題 諸問題	四四八 二 四 片ま 片や	四四九 二 終り四 誤らない 誤らない
四五〇 二 終り六 まことは まことに	四五一 四 六 するもの するもの	四五二 三 五 三 あげこての あげてこの	四五三 一 八 配慮 配慮
四五四 二 三 急務 急務	四五五 二 七 予算おきま 予算におき	四五六 三 四 配慮せねば 配慮をせね	四五七 四 一 二 あるいかは あるいは
四五八 四 二 二 といった	四五九 四 一 二 二 といった	四五〇 四 一 二 二 といった	五六一 四 一 二 二 といった

官報 号外

昭和三十七年四月二十三日

○第四十回 参議院會議録第十八号(その二)

〔本号(その二)参照〕

地方公務員共済組合法案

地方公務員共済組合法

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 組合及び連合会

第一節 組合(第三条・第二十六
六条)

第二節 連合会(第二十七条・
第三十八・三十九条)

第三章 組合員(第三十九条・第
四十一・四十二条)

第四章 給付

第一節 通則(第四十二・四十三
五十二・五十三条)

第二節 短期給付

第一款 通則(第五十三・五十四
五十五・五十六条)

第二款 保健給付(第五十六
五十七・五十八・五十九条)

第三款 休業給付(第六十
六十一・六十二・六十三条)

第四款 災害給付(第七十二
七十三・七十四・七十五条)

第三節 長期給付

第一款 通則(第七十四・七十五
七十六・七十七・七十八条)

第二款 退職給付(第七十八
七十九・八十条)

第三款 療養給付(第八十一
八十二・八十三条)

第四款 遺族給付(第九十三
九十四・九十五条)

第五款 地方公共団体の長に
対する長期給付の特
例(第一百条・第一百
零一条)

第四節 給付の制限(第八十
八条・第九十一条)

第五章 福祉事業(第九十二
九十三条)

第六章 費用の負担(第九十三
九十四・九十五条)

第七章 審査請求(第九十七
九十八条)

第八章 地方公務員共済組合審議
会(第九十九条・第一百
零一条)

第九章 雑則(第一百零二条・第
百零三条)

第十章 罰則(第一百四十七・第
百四十八・第一百四十九
百五十条)

第十一章 地方議会議員の年金制
度(第一百五十一・第
百五十二条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、地方公務員の
病氣、負傷、出産、休業、災害、
退職、廃疾若しくは死亡又はその
被扶養者の病氣、負傷、出産、死
亡若しくは災害に關して適切な
給付を行なうため、相互救済を目
的とする共済組合の制度を設け、
その行なうこれらの給付及び福祉
事業に關して必要な事項を定め、
もつて地方公務員及びその遺族の
生活の安定と福祉の向上に寄与す
ることも、公務の能率的運営に
資することを目的とし、あわせて
地方議會議員の年金制度に關して
定めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の
共済組合の健全な運営と発達に關
するものとする。

(定義)

第二条 この法律(第十一章を除
く。)において、次の各号に掲げる
用語の意義は、それぞれ当該各号
に定めるところによる。

一 職員 常時勤務に服すること
を要する地方公務員(地方公務

員法(昭和二十五年法律第二十
六十一号)第二十七条第二項に
規定する休職の処分を受けた
者、同法第二十九条第一項に規
定する停職の処分を受けた者、
法律又は条例の規定により職
務に専念する義務を免除された
者及び常時勤務に服することを
要しない地方公務員のうちその
勤務形態が常時勤務に服するこ
とを要する地方公務員に準する
者で政令で定めるものを含むも
のとする。)をいう。

二 被扶養者 次に掲げる者で主
として組合員の収入により生計
を維持するものをいう。

イ 組合員の配偶者(届出をし
ていないが、事実上婚姻關係
と同様の事情にある者を含む。
以下同じ。)、子、父母、
孫、祖父母及び弟妹
ロ 組合員と同一世帯に属する
三親等内の親族で前号に掲げ
る者以外のもの
ハ 組合員の配偶者で届出をし
ていないが、事実上婚姻關係
と同様の事情にあるものの父
母及び子並びに当該配偶者の
死亡後におけるその父母及び
子で、組合員と同一の世帯に
属するもの

三 遺族 組合員又は組合員であ
つた者の配偶者、子、父母、孫
及び祖父母で、組合員又は組合
員であつた者の死亡の当時主と
してその収入により生計を維持
していたものをいう。

四 退職 職員が死亡以外の事由
により職員でなくなること(職
員でなくなつた日又はその翌日
に再び職員となる場合における
その職員でなくなることを除
く。)をいう。

五 給料 地方公務員法第二十五
条第二項第一号に規定する給料
表に掲げる給料で月額をもつて
支給されるもの又はこれに相当
する給手で政令で定めるものを
いう。

2 前項第二号又は第三号の規定の
適用上、主として組合員の収入に
より生計を維持することの認定に
關し必要な事項は、政令で定める。

3 第一項第三号の規定の適用につ
いては、子又は孫は、十八歳未満
でまだ配偶者がいない者又は組合員
若しくは組合員であつた者の死亡
の当時から引き続き別表第四の上
欄に掲げる程度の療疾の状態にあ
る者に限るものとし、組合員又は
組合員であつた者の死亡の当時胎
児であつた子が出生した場合に
は、その子は、これらの者の死亡
の当時主としてその収入によつて
生計を維持していたものとみな
す。

昭和三十七年四月二十三日 参議院會議録第十八号(その二) 地方公務員共済組合法案

第二章 組合及び連合会

第一節 組合

(設立)

第三条 次の各号に掲げる職員(以下「組合員」という。)を以て、当該各号に掲げる職員(以下「組合」という。)を設ける。

一 道府県の職員(次号及び第三号に掲げる者を除く。)

二 公立学校の職員並びに都道府県教育委員会及びその所管に属する教育機関(公立学校を除く。)の職員

三 都道府県警察の職員

四 都の職員(特別区の職員を含み、第二号及び前号に掲げる者を除く。)

五 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市(以下「指定都市」という。)の職員(第二号に掲げる者を除く。)

六 指定都市以外の市及び町村の職員(第二号に掲げる者を除く。)

2 この法律の施行の日の前日において、旧市町村職員共済組合法(昭和二十九年法律第二百四号)の規定の全部の適用を受けていなかった指定都市以外の市(以下この項において「市」という。)の職員(前項第二号に掲げる者を除く。)

3 地方自治法第二百八十四条に規定する一部事務組合、全部事務組合及び役場事務組合(以下この項において「一部事務組合等」という。)の職員は、政令で定めるところにより、当該一部事務組合等を組織する地方公共団体の職員を組合員とする組合のうちいずれか一の組合の組合員となるものとする。

(法人格)

第四条 組合は、法人とする。

2 組合の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

(定款)

第五条 組合は、定款をもつて次に掲げる事項を定めなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所の所在地

四 運営審議会又は組合会に関する事項

五 役員に関する事項

六 組合員の範囲その他組合員に関する事項

七 給付に関する事項

八 掛金に関する事項(市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、第二十八条第一項第七号に掲げる事項を除く。)

九 資産の管理その他財務に関する事項

十 その他組織及び業務に関する重要事項

2 前項各号に掲げるもののほか、地方職員共済組合、公立学校共済組合及び警察共済組合(以下「地方職員共済組合等」という。)並びに都職員共済組合及び指定都市職員共済組合(以下「都職員共済組合等」という。)の定款にあつては、地方公務員共済組合審査会に関する事項を定めなければならない。

3 定款の変更(政令で定める事項に係るものを除く。)は、主務大臣の認可を受けなければならない。

の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

4 主務大臣は、第一項第八号に掲げる事項について、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、自治大臣に協議しなければならない。

5 自治大臣は、地方職員共済組合等に係る前項の協議を受けたときは、大蔵大臣の意見をきかなければならない。

6 主務大臣は、第一項各号(第八号を除く。)及び第二項に掲げる事項について、第三項の認可をしたときは、遅滞なく、これを自治大臣に通知しなければならない。

7 組合は、第三項に規定する政令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なく、これを主務大臣に報告しなければならない。

8 主務大臣は、前項の報告を受けたときは、遅滞なく、これを自治大臣に通知しなければならない。

9 組合は、定款の変更について第三項の認可を受けたとき、又は同項に規定する政令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なく、これを公告しなければならない。

(運営審議会及び組合会の設置)
第六条 地方職員共済組合等に運営審議会を、都職員共済組合等、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合に組合会を置く。

村職員共済組合及び都市職員共済組合に組合会を置く。

(運営審議会)

第七条 運営審議会は、委員十人以上で組織する。

2 委員は、主務大臣がその組合の組合員のうちから命ずる。

3 主務大臣は、前項の規定により委員を命ずる場合には、組合の業務その他組合員の福祉に関する事項について広い知識を有する者のうちから命ずるものとし、一部の者の利益に偏することのないように、相当の注意を払わなければならない。

第八条 次に掲げる事項は、運営審議会の議を経なければならない。

一 定款の変更

二 運営規則の作成及び変更

三 毎事業年度の事業計画並びに予算及び決算

四 重要な財産の処分及び重大な債務の負担

2 運営審議会は、前項に定めるもののほか、理事長の諮問に応じて組合の業務に関する重要事項を調査審議し、又は必要と認める事項につき理事長に建議することができる。

(組合会)

第九条 組合会は、二十人以上の職員をもつて組織する。ただし、政令で定める場合に該当する市町村

職員共済組合の組合会にあつては、二十人を超え、三十人以内の議員をもつて組織することができ

2 都職員共済組合等の組合会の議員は、それぞれ半数を、都知事若しくは指定都市の市長が組合員のうちから任命し、又は組合員が組合員のうちから選挙する。

3 市町村職員共済組合の組合会の議員は、市町村長及び市町村長以外の組合員がそれぞれのうちからそれぞれ同数を選挙する。

4 一の市の職員をもつて組織する都市職員共済組合の組合会の議員については、第二項の規定を準用する。

5 二以上の市の職員をもつて組織する都市職員共済組合の組合会の議員の選任については、当該都市職員共済組合に係る市の数が当該組合の組合会の議員の定数の半数に満たない場合は第二項の規定を、当該組合の組合会の議員の定数の半数以上である場合は第三項の規定を準用するものとする。この場合において、第二項中「都知事若しくは指定都市の市長」とあるのは、「当該都市職員共済組合に係る市の市長が協議して定める市長」と読み替へるものとする。

6 議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 市町村長である議員が市町村長の職を離れたとき、又は市町村長

以外の組合員である議員が組合員の資格を失つたときは、議員の職を失う。

8 組合会は、理事長が招集する。

組合会の議員の定数の三分の一以上の者が会議に付議すべき事件を示して組合会の招集を請求したときは、理事長は、組合会を招集しなければならない。

9 組合会に議長を置く。議長は、理事長をもつて充てる。

10 議長は、組合会の会議を総理する。議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、第十二条第一項後段の規定により理事長の職務を代理し、又はその職務を行なう者がその職務を行なう。

11 前各項に定めるもののほか、組合会の招集及び議事の手続に関し必要な事項は、政令で定める。

第十条 次に掲げる事項は、組合会の議決を経なければならない。

一 定款の変更

二 運営規則の作成及び変更

三 毎事業年度の事業計画並びに予算及び決算

四 重要な財産の処分及び重大な債務の負担

五 その他組合の業務に関する重要事項で定款で定めるもの

2 理事長は、組合会が成立しないとき、又は理事長において組合会を招集する暇がないと認めるときは、組合会の議決を経なければならない事項で臨時急務を要するものを処分することができる。

3 理事長は、前項の規定による処置については、次の組合会においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。

4 組合会は、監事に対し、組合の業務に関する監査を求め、その結果の報告を請求することができ

る。

(役員)

第十二条 組合に、役員として理事長、理事若干人及び監事三人を置く。

(役員職務)

第十二条 理事長は、組合を代表し、その業務を執行する。理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、地方職員共済組合等にあつては理事のうちから、都職員共済組合等、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては次条第六項各号に掲げる組合の議員である理事のうちから、その職務を代理し、又はその職務を行なう。

2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して組合の業務を執行する。

3 監事は、組合の業務を監査する。

(役員任命又は選挙)

第十三条 地方職員共済組合等の理事長及び監事は、主務大臣が任命する。

2 地方職員共済組合等の理事は、理事長が、主務大臣の認可を受けて任命する。

3 都職員共済組合等の理事長は、第六項第一号に掲げる組合会の議員の選挙した理事のうちから、理事が選挙する。

4 市町村職員共済組合の理事長は、第六項第二号に掲げる組合会の議員の選挙した理事のうちから、理事が選挙する。

5 都市職員共済組合の理事長は、次項第三号に掲げる組合会の議員の選挙した理事のうちから、理事が選挙する。

6 都職員共済組合等、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合の理事は、次の各号に掲げる組合会の議員及び当該各号に掲げる組合の議員以外の組合会の議員がそれぞれのうちからそれぞれ同数を選挙する。

一 都職員共済組合等 都知事又は指定都市の市長が任命した組合会の議員

二 市町村職員共済組合 市町村長が選挙した組合会の議員

三 都市職員共済組合 市長が任命した組合会の議員又は市長が選挙した組合会の議員

7 都職員共済組合等、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合の監事は、組合会において、学識経験を有する者、前項各号に掲げる

組合会の議員及び当該各号に掲げる組合会の議員以外の組合会の議員のうちからそれぞれ一人を選挙する。

(役員任期等)

第十四条 役員任期は、二年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 都職員共済組合等、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合の役員が組合会の議員の職を失つたときは、役員の職を失う。

3 都職員共済組合等、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合の役員は、その任期が満了しても、後任の役員が就職するまでの間は、なお、その職務を行なう。

4 組合は、役員が就職し、又は退職したときは、遅滞なく、これを公告しなければならない。

(地方職員共済組合等の役員解任)

第十五条 主務大臣又は地方職員共済組合等の理事長は、それぞれの任命に係る役員が次の各号の一に該当するときは、その他役員たるに適用し、認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

2 地方職員共済組合等の理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

(理事長の代表権の制限)

第十六条 組合と理事長(第十二条第一項の規定により理事長の職務を代理し、又はその職務を行なう者を含む。以下この項において同じ。)又は理事長がその長である市町村との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合においては、監事が組合を代表する。

(運営規則)

第十七条 組合は、組合の業務を執行するために必要な事項で主務省令で定めるものについて、運営規則を定めるものとする。

2 組合は、運営規則を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを主務大臣に報告しなければならない。

3 主務大臣は、前項の報告を受けたときは、遅滞なく、これを自治大臣に通知しなければならない。

(地方公共団体の便宜の供与)
第十八条 地方公共団体の機関は、組合の運営に必要な範囲内において、その所属の職員その他地方公共団体に使用される者をして組合の業務に従事させることができる。

2 地方公共団体の機関は、組合の運営に必要な範囲内において、その管理に係る土地、建物その他の施設を無償で組合の利用に供することができる。

(組合の役員及び事務職員の公務員たる性質)
第十九条 組合の役員及び組合に使用され、その事務に従事する者は、刑法(明治四十年法律第四十

五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(事業年度)

第二十条 組合の事業年度は、毎年四月一日より始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(事業計画及び予算)

第二十一条 組合は、毎事業年度、事業計画及び予算を作成しなければならない。

2 組合は、事業計画及び予算を作成し、又は変更したときは、遅滞なく、これを主務大臣に報告しなければならない。

3 主務大臣は、前項の報告を受けたときは、遅滞なく、これを自治大臣に通知しなければならない。

(決算)
第二十二条 組合は、毎事業年度の決算を翌事業年度の五月三十一日までに完結しなければならない。

2 組合は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作成しなければならない。

3 組合は、前項の書類を作成したときは、遅滞なく、これを主務大臣に報告し、あわせてこれを事務所に備え付け、組合員の閲覧に供しなければならない。

4 主務大臣は、前項の報告を受けたときは、遅滞なく、これを自治大臣に通知しなければならない。

(借入金金の制限)
第二十三条 組合は、市町村職員共済組合又は都市職員共済組合が市町村職員共済組合連合会又は都市職員共済組合連合会から借り入れる場合を除き、借入金をしてはな

らない。ただし、組合の目的を達成するため必要な場合において、主務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

2 主務大臣は、前項の承認をしたときは、遅滞なく、これを自治大臣に通知しなければならない。

(責任準備金の積立て)

第二十四条 組合は、政令で定めるところにより、長期給付に充てるべき積立金(以下「責任準備金」という。)を積み立てなければならない。

(資金の運用)
第二十五条 組合の業務上の余裕金は、政令で定めるところにより、事業の目的及び資金の性質に応じ安全かつ効率的な方法により、かつ、組合員の福祉の増進又は地方公共団体の行政目的の実現に資するように運用しなければならない。

この場合において地方職員共済組合等にあつては、政令で定めるところにより、都道府県ごとに、業務上の余裕金の運用計画を作成するものとし、当該運用計画を作成し、又は変更しようとするときは、当該都道府県知事の意見をきくものとする。

2 公立学校共済組合は、その責任準備金のうち、公立の義務教育費国庫負担法(昭和二十七年法律第三十三号)第二条に規定する義務教育諸学校並びに養護学校の小学校及び中学部に係る市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第三十五号)第一条に掲げる職員である組合員に係る部分については、当該組合が当該組合員に

対し厚生年金保険法(昭和二十九法律第五十五号)の規定による保険給付を行なうものとした場合に必要となるべき積立金の額に相当する金額の範囲内において、政令で定める金額を、政令で定めるところにより、資金運用部に預託して運用しなければならない。

(主務省令への委任)
第二十六条 この節に規定するもののほか、組合の財務その他その運営に關して必要な事項は、主務省令で定める。

第二節 連合会

(連合会)

第二十七条 市町村職員共済組合又は都市職員共済組合の業務の適正かつ円滑な運営を図るため、すべての市町村職員共済組合をもつて組織する市町村職員共済組合連合会及びすべての都市職員共済組合をもつて組織する都市職員共済組合連合会を置く。

2 市町村職員共済組合連合会及び都市職員共済組合連合会(以下「連合会」という。)は、次に掲げる事業を行なう。

一 組合の業務に關する技術的及び専門的な知識、資料等を組合に提供すること。

二 組合の給付、給付に要する財源の計算及び資産の管理が適切に行なわれるように、組合の事務の指導を行なうこと。

三 組合の長期給付に係る掛金と組合員の給料との割合を定めること。

四 長期給付積立金及び災害給付積立金を管理すること。

五 福祉事業を行なうこと。

六 その他その目的を達成するために必要な事業

3 連合会は、法人とする。

4 連合会は、主たる事務所を東京に置く。

(定款)
第二十八条 連合会は、定款をもつて次に掲げる事項を定めなければならない。

一 目的

二 名称

三 事業

四 事務所の所在地

五 総会に關する事項

六 役員に關する事項

七 組合の長期給付に係る掛金と組合員の給料との割合に關する事項

八 長期給付積立金及び災害給付積立金に關する事項

九 経費の分賦及び会計に關する事項

十 地方公務員共済組合審査会に關する事項

十一 その他組織及び業務に關する重要事項

2 定款の変更は、自治大臣の認可を受けなければならない。

(登記)
第二十九条 連合会は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(総会)

- 第三十条 連合会に、総会を置く。
- 2 総会は、各組合の理事長である議員及び市町村長が選挙した組合会の議員の選挙した各組合の理事(市長が任命した組合会の議員の選挙した理事を含む。次項において同じ。)以外の各組合の理事が互選する議員九人をもつて組織する。
- 3 前項の規定により互選された議員の任期は、その者の当該組合における理事の任期による。ただし、その者が、組合の理事の職を失つたときは、議員の職を失う。

(総会の招集)

第三十一条 総会は、理事長が招集する。総会の議員の定数の三分の一以上の者が会議に付議すべき事件を示して総会の招集を請求したときは、理事長は、総会を招集しなければならない。

(総会の権限)

第三十二条 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

- 一 定款の変更
- 二 運営規則の作成及び変更
- 三 毎事業年度の事業計画並びに予算及び決算
- 四 重要な財産の処分及び重大な債務の負担
- 五 その他連合会の業務に関する重要事項で定款で定めるもの

理事長は、総会が成立しないとき、又は理事長において総会を招集する暇がないと認めるときは、総会の議決を経なければならない事項で臨時施設を要するものを処分することができる。

(役員)

- 3 理事長は、前項の規定による処置については、次の総会においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。
- 4 総会は、監事に対し、連合会の業務に関する監査を求め、その結果の報告を請求することができる。

第三十三条 連合会に、役員として理事長、理事十一人及び監事三人を置く。

- 2 理事長は、各組合の理事長である理事のうちから理事が互選する。
- 3 理事は、総会の議員が互選する。ただし、理事のうち二人は、各組合の理事長である総会の議員以外の総会の議員でなければならない。
- 4 監事は、総会において、学識経験を有する者、各組合の理事長である総会の議員及び各組合の理事の議員のうちからそれぞれ一人を選挙する。

5 役員は、二年とする。ただし、補欠の役員は、前任者の残任期間とする。

6 役員が総会の議員の職を失つたときは、役員の職を失う。

7 役員は、その任期が満了しても、後任の役員が就任するまでの間は、なお、その職務を行なう。

(役員職務)

第三十四条 理事長は、連合会を代表し、その業務を執行する。理事長に事故があるときは、又は理事長が欠けたときは、理事長のあら

はじめ指定する理事がその職務を代理し、又はその職務を行なう。

- 2 理事長は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して連合会の業務を執行する。
- 3 監事は、連合会の業務を監査する。
- 4 連合会と理事長(第一項後段の規定により理事長の職務を代理し、又はその職務を行なう者を含む。以下この項において同じ。)又は理事長がその長である市町村との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合においては、監事が連合会を代表する。

(借入金金の制限)

第三十五条 連合会は、借入金をしてはならない。ただし、連合会の目的を達成するため必要な場合において、自治大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(長期給付積立金及び災害給付積立金)

第三十六条 長期給付の円滑な実施を図るため長期給付積立金を、災害給付(これに係る附加給付を含む。第三項において同じ。)の円滑な実施を図るため災害給付積立金を、それぞれ連合会に設ける。

2 組合は、前項の積立金に充てるため、政令で定めるところにより、一定の金額を連合会に払い込むものとする。

3 連合会は、政令で定めるところにより、組合の請求に基づき、その長期給付に要する資金を長期給付積立金から、その災害給付に要する資金を災害給付積立金から組合に交付するものとする。

- 4 第一項の積立金は、政令で定めるところにより、事業の目的及び資金の性質に応じ、安全かつ効率的な方法により、かつ、組合員の福祉の増進又は市町村の行政目的の実現に資するように運用しなければならない。

(資料の提出の請求)

第三十七条 連合会は、その業務に關して必要があると認めるときは、組合に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

(準用規定)

第三十八条 第五項第九項、第十四条第四項、第十七条第一項及び第二項、第十八条、第二十条、第二十一条第一項及び第二項、第二十二條第一項から第三項まで、第二十五條第一項前段並びに第二十六條の規定は連合会について、第九條第九項から第十一項までの規定は総会について、第十九條の規定は連合会の役員及び連合会に使用され、その事務に従事する者について準用する。この場合において、第五條第九項中「第三項」とあるのは「第二十八條第二項」と、第九條第十項中「第十二條第一項後段」とあるのは「第三十四條第一項後段」と読み替へるものとする。

2 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条、第五十条及び第五十四条の規定は、連合会について準用する。

第三十九條 職員となつた者は、その職員となつた日から、それぞれ第三條第一項各号又は第二項に規定する組合の組合員の資格を取得する。

第三章 組合員

(組合員の資格の得喪)

第三十九條 職員となつた者は、その職員となつた日から、それぞれ第三條第一項各号又は第二項に規定する組合の組合員の資格を取得する。

- 2 組合員は、死亡したとき、又はは退職したときは、その翌日から組合員の資格を喪失する。
- 3 一の組合の組合員が他の組合を組織する職員となつたときは、その日から前の組合の組合員の資格を喪失し、後の組合の組合員の資格を取得する。

(組合員期間の計算)

第四十条 組合員である期間(以下「組合員期間」という。)の計算は、組合員の資格を取得した日の属する月からその資格を喪失した日の前日の属する月までの期間の年数による。

2 組合員が引き続き他の組合の組合員の資格を取得したときは、もとの組合の組合員期間は、その者が新たに組合員の資格を取得した組合の組合員期間とみなす。

3 組合員がその資格を喪失した後再びもとの組合又は他の組合の組合員の資格を取得したときは、前後の組合員期間を合算する。ただし、通算退職年金、退職一時金又は遺族一時金の基礎となるべき組合員期間を計算する場合には、前に通算退職年金又は退職一時金の基礎となつた組合員期間(通算退職年金又は退職一時金を受ける権利を取得するに至らなかつた組合

員期間)を計算する場合に、前に通算退職年金又は退職一時金の基礎となつた組合員期間(通算退職年金又は退職一時金を受ける権利を取得するに至らなかつた組合

員期間)を計算する場合に、前に通算退職年金又は退職一時金の基礎となつた組合員期間(通算退職年金又は退職一時金を受ける権利を取得するに至らなかつた組合

員期間)を計算する場合に、前に通算退職年金又は退職一時金の基礎となつた組合員期間(通算退職年金又は退職一時金を受ける権利を取得するに至らなかつた組合

昭和三十七年四月二十三日 参議院會議録第十八号(その二) 地方公務員共済組合法案

六二八

員期間を含む。については、この限りでない。

4 前二項の場合において、同じ月が前後の組合員期間に属するとき、その月は、後の組合員期間には算入しない。

(責任準備金の移換)

第四十一条 組合員(組合員であつた者で退職年金又は廃疾年金を受ける権利を有するものを含む)が他の組合の組合員の資格を取得した場合に、もとの組合は、その者に係る責任準備金に相当する金額を当該他の組合に移換しなければならない。

2 前項の規定により移換すべき責任準備金の計算については、政令で定める。

第四章 給付

第一節 通則

(組合の給付)

第四十二条 組合は、この法律で定めるところにより、組合員の病気、負傷、出産、死亡、休業若しくは災害又は被扶養者の病気、負傷、出産、死亡若しくは災害に關し、第五十三条に規定する短期給付を行なうほか、第五十四条に規定する短期給付を行なうことができるものとし、また、組合員の退職、廃疾又は死亡に關し、長期給付を行なうものとする。

(給付の決定及び支払)

第四十三条 給付を受ける権利は、その権利を有する者の請求に基づいて、組合が決定する。

2 組合は、給付の原因である事故が公務により生じたものであるかどうかを認定するに当たつては、

公務上の災害に対する補償の実施機関の意見をきかなければならぬ。

(給付額の算定の基準となる給料)

第四十四条 短期給付(第五十三条及び第五十四条に規定する短期給付をいう。以下同じ。)の給付額の算定の基準となるべき給料は、給付事由が生じた日(給付事由が退職後に生じた場合には、退職の日。以下この条において同じ。)の属する月の掛金の標準となつた給料(第五十四条第二項及び第三項の規定により掛金の標準となつた給料をいう。以下この条において同じ。)とし、その二十五分の一に相当する金額をもつて給料日額とする。

2 長期給付の給付額の算定の基準となるべき給料は、給付事由が生じた日の属する月以前の組合員であつた期間三年間における掛金の標準となつた給料の総額を三十六(当該三年間における組合員期間の月数が三十六に満たないときは、その組合員期間の月数)で除して得た額とし、その十二倍に相当する金額をもつて給料年額とし、その三十分の一に相当する金額をもつて給料日額とする。

(遺族の順位)

第四十五条 給付を受けるべき遺族の順位は、第二條第一項第三号に規定する順序とする。

2 前項の場合において、父母については養父母、実父母の順とし、祖父母については養父母の養父母、養父母の実父母、実父母の養

父母、実父母の実父母の順とする。

3 先順位者となることができる者が後順位者より後に生じ、又は同順位者となることのできる者がその他の同順位者である者より後に生じたときは、その先順位者又は同順位者となることのできる者については、前二項の規定は、その生じた日から適用する。

(同順位者が二人以上ある場合の給付)

第四十六条 前条の規定により給付を受けるべき遺族に同順位者が二人以上あるときは、その給付は、その人数によつて等分して支給する。

(支払未済の給付の受給者の特例)

第四十七条 この法律に基づく給付を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その者が支給を受けることができた給付でその支払を受けなかつたものがあるときは、前二條の規定に準じて、これをその者の遺族(弔慰金、遺族年金又は遺族一時金については、これらの給付に係る組合員であつた者の他の遺族)に支給し、支給すべき遺族がないときは、当該死亡した者の相続人に支給する。

(給付金からの控除)

第四十八条 組合員が第百五條第三項の規定により掛金に相当する金額を組合に払い込むべき場合において、その者に支給すべき給付金(家族埋葬料に係る給付金を除く)があり、かつ、その者が同項の規定により払い込まなかつた金額があるときは、当該給付金からこれを控除することができる。

2 組合員が組合員の資格を喪失した場合において、その者又はその遺族若しくは相続人に支給すべき給付金(埋葬料及び家族埋葬料に係る給付金を除く)があり、かつ、その者が組合に対して支払うべき金額があるときは、当該給付金からこれを控除する。

第四十九条 偽りその他不正の行為により組合から給付を受けた者がある場合には、組合は、その者から、その給付に要した費用に相当する金額(その給付が療養の給付であるときは、第五十七條第二項の規定により支払つた一部負担金に相当する額を控除した金額)の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の場合において、第五十七條第一項第三号に規定する保険医療機関において診療に従事する保険医(第六十條に規定する保険医をいう。)が組合に提出されるべき診断書に虚偽の記載をしたため、その給付が行なわれたものであるときは、組合は、その保険医に対して、給付を受けた者と連帯して前項の規定により徴収すべき金額を納付させることができる。

(損害賠償の請求権)

第五十条 組合は、給付事由(第七十二條又は第七十三條の規定による給付に係るものを除く)が第三者の行為によつて生じた場合には、当該給付事由に対して行なつた給付の価額の限度で、給付を受ける権利を有する者(当該給付事由が当該組合員の被扶養者について生じた場合には、当該被扶養者を含む。次項において同じ。)が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

2 前項の場合において、給付を受ける権利を有する者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、組合は、その価額の限度で、給付をしないことができる。

(給付を受ける権利の保護)

第五十一条 この法律に基づく給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。ただし、年金である給付を受ける権利を国民金融公庫に担保に供する場合及び退職給付又は休業手当金を受ける権利を国税滞納処分(その例による処分を含む)により差し押える場合は、この限りでない。

(公課の禁止)

第五十二条 租税その他の公課は、組合の給付として支給を受ける金額を標準として、課することができない。ただし、退職給付及び休業手当金については、この限りでない。

第二節 短期給付

第一款 通則

(短期給付の種類)

第五十三条 この法律による短期給付は、次のとおりとする。

- 一 療養の給付及び療養費
- 二 家族療養費
- 三 出産費
- 四 配偶者出産費

- 五 育児手当金
- 六 埋葬料
- 七 家族埋葬料
- 八 傷病手当金
- 九 出産手当金
- 十 休業手当金
- 十一 弔慰金
- 十二 家族弔慰金
- 十三 災害見舞金

(附加給付)

第五十四条 組合は、政令で定めるところにより、前条各号に掲げる給付にあわせて、これに準ずる短期給付を行なうことができる。

(被扶養者に係る届出及び給付)

第五十五条 新たに組合員となつた者に被扶養者の要件を備える者がある場合又は組合員について次の各号の一に該当する事実が生じた場合には、その組合員は、主務省令で定める手続により、その旨を組合に届け出なければならない。

- 一 新たに被扶養者の要件を備える者が生じたこと。
- 二 被扶養者がその要件を欠くに至つたこと。

2 被扶養者に係る給付は、新たに組合員となつた者に被扶養者となるべき者がある場合にはその者が組合員となつた日から、組合員に前項第一号に該当する事実が生じた場合にはその事実が生じた日から、それぞれ行なうものとする。

ただし、同項(第二号を除く。)の規定による届出がその組合員となつた日又はその事実が生じた日から三十日以内にされない場合には、その届出を受けた日から行なうものとする。

第二款 保健給付

(療養の給付)

第五十六条 組合は、組合員の公務によらない病気又は負傷について次に掲げる療養の給付を行なう。

- 一 診察
- 二 薬剤又は治療材料の支給
- 三 処置、手術その他の治療
- 四 病院又は診療所への収容
- 五 看護
- 六 移送

2 前項第五号又は第六号に掲げる療養の給付は、組合が必要と認める場合に限り、行なうものとする。

(療養の機関及び費用の負担)

第五十七条 組合員は、前条第一項第一号から第四号までに掲げる療養の給付を受けようとするときは、次に掲げる医療機関又は薬局から受けるものとする。

- 一 組合の経営する医療機関又は薬局
- 二 組合員(他の法律に基づく共済組合で療養の給付に相当する給付を行なうものの組合員を含む。)のための療養を行なうことを目的とする医療機関又は薬局で組合員の療養について組合が契約しているもの
- 三 保険医療機関又は保険薬局(健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条第三項第一号に規定する保険医療機関又は保険薬局をいう。以下同じ。)

2 前項の規定により同項第二号又は第三号に掲げる医療機関から療養の給付を受ける者は、その給付を受ける際、健康保険法第四十三条ノ八の規定の例により算定した一部負担金(以下「一部負担金」という。)に相当する金額を当該医療機関に支払うものとする。ただし、同項第二号に掲げる医療機関から療養の給付を受ける場合には、組合は、運営規則で定めるところにより、一部負担金を減額し、又はその支払を要しないものとすることができる。

3 組合員が第一項の規定により療養の給付を受けた場合には、組合は、同項第一号の医療機関又は薬局については、その費用を負担し、同項第二号又は第三号の医療機関又は薬局については、療養に要する費用から組合員が支払つた一部負担金に相当する金額を控除した金額を当該医療機関又は薬局に支払うものとする。

4 前項に規定する療養に要する費用の額は、健康保険法第四十三条ノ九第二項の規定に基づき厚生大臣が定めたとおるにより算定した金額(当該金額の範囲内において組合が第一項第二号又は第三号の医療機関又は薬局との契約により別段の定めをした場合には、その定めたとおるにより算定した金額)とする。

(療養費)

第五十八条 組合は、前条の規定により療養の給付をすることが困難であると認めたとおるとき、又は組合員が緊急その他やむを得ない事情により前条第一項各号に掲げる医療機関及び薬局以外の病院、診療所、薬局その他の療養機関から診療、手当若しくは薬剤の支給を受けた場合において、組合が必要と認めたとおときは、療養の給付に代えて、療養費を支給することができる。

2 組合は、組合員が前条第一項第二号又は第三号の医療機関又は薬局から第五十六条第一項第一号から第四号までに掲げる療養を受け、緊急その他やむを得ない事情によりその費用をこれらの医療機関又は薬局に支払つた場合において、組合が必要と認めたとおときは、療養の給付に代えて、療養費を支給することができる。

3 被扶養者が第五十七条第一項第一号に掲げる医療機関又は薬局から療養を受けた場合において、組合がその被扶養者の支払うべき療養に要した費用のうち家族療養費として組合員に支給すべき金額に相当する金額の支払を免除したときは、組合員に対し家族療養費を支給したものとみなす。

4 被扶養者が第五十七条第一項第二号又は第三号に掲げる医療機関又は薬局から療養を受けた場合には、組合は、療養に要した費用のうち家族療養費として組合員に支給すべき金額に相当する金額を、組合員に代わり、これらの医療機関又は薬局に支払うことができる。

5 前項の規定による支払があつたときは、組合員に対し家族療養費を支給したものとみなす。

第六 第五十六条、第五十七条第一項及び第四項並びに前条の規定は、家族療養費の支給について準用する。この場合において、同条第三項中「療養に要する費用から一部負担金に相当する金額を控除した金額」とあるのは、「療養に要する費用の百分の五十に相当する金額」と、「現に療養に要した費用の額」とあるのは、「現に療養に要した費用の百分の五十に相当する金額」と読み替へるものとする。

(家族療養費)

第五十九条 被扶養者が第五十七条第一項各号に掲げる医療機関又は薬局から療養を受けたときは、その療養に要した費用につき、組合員に家族療養費を支給する。

2 家族療養費の額は、療養に要する費用の百分の五十に相当する金額とする。ただし、現に当該療養に要した費用の百分の五十に相当する金額をこえることができる。

(保険医療機関の療養担当等)

第六十条 保険医療機関若しくは保険薬局又はこれらにおいて診療若しくは調剤に従事する保険医若しくは保険薬剤師(健康保険法第四十三条ノ二に規定する保険医又は

保険業判師をいふ)は、健康保険法及びこれに基づく命令の規定の例により、組合員及びその被扶養者の療養並びにこれに係る事務を担当し、又は診療若しくは調剤に当たらなければならない。

(療養の給付期間)

第六十一条 療養の給付、療養費及び家族療養費は、同一人に係る同一の病氣又は負傷及びこれらにより生じた病氣(以下「傷病」といふ)に関しては、これらの給付(他の法律に基づく共済組合の給付でこれらの給付に相当するものを含む)の支給開始後三年を経過したとき以後は、支給しない。

2 組合員の資格を喪失した日の前日まで引き続き一年以上組合員であつた者(以下「一年以上組合員であつた者」といふ)が退職した際に療養の給付、療養費又は家族療養費を受けている場合には、その者が退職しなかつたとしたならば前項の規定により受けることができる期間、継続してこれらの給付を支給する。ただし、その期間内に他の組合の組合員(他の法律に基づく共済組合でこれらの給付に相当する給付を行なうもの)の組合員その他健康保険又は船員保険の被保険者を含む。次項及び第六十三条第二項ただし書において同じ)の資格を取得したとき(家族療養費については、その被扶養者がその期間内に当該組合の組合員又はその被扶養者となつたときを含む)は、その日以後は、この限りでない。

3 一年以上組合員であつた者が死亡した際に家族療養費を受けている場合には、その者が死亡しなかつたとしたならば第一項の規定により受けることができる期間、継続してこれを当該組合員であつた者の被扶養者として現に療養を受けている者に支給する。ただし、その期間内に当該組合若しくは他の組合の組合員又はこれらの被扶養者となつたときは、その日以後は、この限りでない。

(他の法令による療養との調整)

第六十二条 他の法令の規定により国又は地方公共団体の負担において療養又は療養費の支給を受けたときは、その受けた限度において、療養の給付又は療養費若しくは家族療養費の支給は、行なわれない。

(出産費及び配偶者出産費)

第六十三条 組合員が出産したときは、出産費として、給料の一月分に相当する金額を支給する。ただし、その金額が六千円に満たない場合には、六千円とする。

2 前項の規定は、一年以上組合員であつた者が退職後六月以内に出生した場合について準用する。ただし、退職後出生するまでの間に他の組合の組合員の資格を取得したときは、もとの組合は、出産費を支給しない。

3 被扶養者である配偶者(前項本文の規定の適用を受ける者を除く)が出産したときは、配偶者出産費として、給料の半月分に相当する金額を支給する。ただし、その

の金額が三千円に満たない場合には、三千円とする。

(育児手当金)

第六十四条 組合員又はその被扶養者である配偶者(次項の規定の適用を受ける者を除く)が出産したとき(引き続きその生まれた子を育てないときを除く。次項において同じ)は、育児手当金として、二千四百円を支給する。

2 前項の規定は、一年以上組合員であつた者が退職した場合において、その者がその退職後六月以内に出生したときについて準用する。この場合においては、前条第二項ただし書の規定を準用する。

(埋葬料及び家族埋葬料)

第六十五条 組合員が公務によらないうで死亡したときは、その死亡の当時被扶養者であつた者が埋葬を行なうものに対し、埋葬料として、給料の一月分に相当する金額を支給する。ただし、その金額が六千円に満たない場合には、六千円とする。

2 前項の規定により埋葬料の支給を受けるべき者がない場合には、埋葬を行なつた者に対し、同項に規定する金額の範囲内で、埋葬に要した費用に相当する金額を支給する。

3 被扶養者(次条第一項の規定の適用を受ける者を除く)が死亡したときは、家族埋葬料として、第一項の規定による埋葬料の金額の百分の五十に相当する金額を支給する。

第六十六条 第六十一条第二項の規定により療養に関する給付を受け

ている者(当該給付が家族療養費である場合には、療養を受けている被扶養者であつた者。以下この項において「継続療養受給者」といふ)が死亡したとき、継続療養受給者であつた者がその給付を受けなくなつた日(組合員が死亡したときは、退職後三月以内に死亡したとき、又は組合員であつた者が退職後三月以内に死亡したときは、前条の規定に準じて埋葬料又は家族埋葬料を支給する)。

2 第六十一条第二項ただし書の規定は、前項の場合について準用する。

(日雇労働者健康保険法による給付との調整)

第六十七条 家族療養費、配偶者出産費又は家族埋葬料は、同一の病氣、負傷、出産又は死亡に關し、日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第二百七号)の規定により療養の給付又は分べん費若しくは埋葬料の支給があつた場合には、その限度において、支給しない。

第三款 休業給付

(傷病手当金)

第六十八条 組合員が公務によらないうで病氣にかかり、又は負傷し、療養のため引き続き勤務に服することができない場合には、傷病手当金として、勤務に服することができなくなつた日以後三日を経過した日から、その後における勤務に服することができない期間一日につき給料日額の百分の八十に相当する金額を支給する。

2 組合員で被扶養者のないものが病院又は診療所に収容されている

場合に支給すべき傷病手当金の額は、前項の規定にかかわらず、給料日額の百分の六十に相当する金額とする。

3 傷病手当金の支給期間は、同一の傷病については、第一項に規定する勤務に服することができなくなつた日以後三日を経過した日(同日において第七十一条の規定により傷病手当金の全部を支給しないときは、その支給を始めた日)から通算して六月間(結核性の病氣については、三年間)とする。

4 第六十一条第二項の規定は、傷病手当金の支給について準用する。

5 第三項の場合又は前項において準用する第六十一条第二項の場合において、傷病手当金の支給期間中に療養の給付又は療養費の支給期間が経過したときは、傷病手当金の支給期間は、これらの規定にかかわらず、当該傷病手当金の支給を始めた日から当該療養の給付又は療養費の支給期間が経過した日の前日までの期間とする。

6 傷病手当金は、次条の規定により出産手当金を支給する場合に、その期間は、支給しない。

(出産手当金)

第六十九条 組合員が出産した場合に、出産手当金として、出産の日前四十二日以内及び出産の日以後四十二日以内において勤務に服することができなかつた期間一日につき給料日額の百分の八十に相当する金額を支給する。

2 前項の規定は、一年以上組合員であつた者が退職後六月以内に出生した場合について準用する。

3 第六十三条第二項ただし書の規定は前項の場合について、前条第二項の規定は出産手当金の支給について、それぞれ準用する。この場合において、第六十三条第二項ただし書中「出産費」とあるのは、「その資格を取得した日以後の期間に係る出産手当金」と読み替へるものとする。

4 一年以上組合員であつた者が退職した際に出産手当金を受けているときは、その給付は、第一項に規定する期間内は、引き続き支給する。この場合においては、第六十一條第二項ただし書の規定を準用する。

(休業手当金)

第七十条 組合員が次の各号の一に掲げる事由により欠勤した場合に、休業手当金として、その期間(第二号から第四号までの各号については、当該各号に掲げる期間内においてその欠勤した期間)一日につき給料日額の百分の六十に相当する金額を支給する。ただし、傷病手当金又は出産手当金を支給する場合には、その期間内は、この限りでない。

- 一 被扶養者の病氣又は負傷
- 二 組合員の配偶者の出産
- 三 組合員の公務によらない不慮の災害又は被扶養者に係る不慮の災害
- 四 組合員の婚姻、配偶者の死亡又は二親等内の血族若しくは一

親等の姻族で主として組合員の収入により生計を維持するもの若しくはその他の被扶養者の婚姻若しくは葬祭

親等の姻族で主として組合員の収入により生計を維持するもの若しくはその他の被扶養者の婚姻若しくは葬祭

五 前各号に掲げるもののほか、運営規則で定める事由

則で定める期間

(給料との調整)

第七十一条 傷病手当金、出産手当金又は休業手当金は、その支給期間に係る給料の全部又は一部を受ける場合には、その受ける金額を基準として政令で定める金額の限度において、その全部又は一部を支給しない。

第四款 災害給付

(弔慰金及び家族弔慰金)

第七十二条 組合員又はその被扶養者が水災火災その他の非常災害により死亡したときは、組合員については給料の一月分に相当する金額の弔慰金をその遺族に、被扶養者については給料の半月分に相当する金額の家族弔慰金を組合員に支給する。

(災害見舞金)

第七十三条 組合員が前条に規定する非常災害によりその住居又は家財に損害を受けたときは、災害見舞金として、別表第一に掲げる損害の程度に應じ、同表に定める月数を給料に乘じて得た金額を支給する。

第三節 長期給付

第一款 通則

(長期給付の種類)

第七十四条 この法律による長期給付は、次のとおりとする。

- 一 退職年金

二 減額退職年金

三 通算退職年金

四 退職一時金

五 返還一時金

六 療養一時金

七 療養一時金

八 遺族年金

九 遺族一時金

十 死亡一時金

(年金の支給期間及び支給期月)

第七十五条 年金である給付は、その給付事由が生じた日の属する月の翌月からその事由のなくなった日の属する月までの分を支給する。

2 年金である給付は、その支給を停止すべき事由が生じたときは、その事由が生じた日の属する月の翌月からその事由がなくなった日の属する月までの分の支給を停止する。ただし、これらの日が同じ月に属する場合には、支給を停止しない。

3 年金である給付の額を改定する事由が生じたときは、その事由が生じた日の属する月の翌月分からその改定した金額を支給する。

4 年金である給付は、毎年三月、六月、九月及び十二月において、それぞれの前月までの分を支給する。ただし、その給付を受ける権利が消滅したとき、又はその支給を停止すべき事由が生じたときは、その支給期月にかかわらず、その際、その月までの分を支給する。

(退職給付と療養給付との調整)

第七十六条 療養年金と退職年金又は減額退職年金とを支給すべき事由に該当するときは、当該給付を受ける者に有利ないずれかの給付を行なうものとする。

2 療養年金を受ける権利を有する者には、通算退職年金及び退職一時金は、支給しない。

3 退職年金又は減額退職年金を受ける権利を有する者には、療養一時金は、支給しない。

(年金受給者の書類の提出等)

第七十七条 組合は、年金である給付の支給に必要と認められる範囲内において、その支給を受ける者に対して、身分関係の移動及び療養の状態に関する書類その他の物件の提出を求めることができる。

2 組合は、前項の要求をした場合において、正当な理由がなくこれに応じない者があるときは、その者に對しては、これに應ずるまでの間、年金である給付の支払を差し止めることができる。

第二款 退職給付

(退職年金)

第七十八条 組合員期間が二十年以上である者が退職したときは、その者が死亡するまで、退職年金を支給する。

2 前項の退職年金の額は、給料年額の百分の四十に相当する金額(組合員期間が二十年をこえるときは、その金額にそのこえる年数(二年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数。以下この節及び附則第二十条第二項において同じ。)一年につき給料年額の百分の一・五に相当する金額を加えた金額)とする。ただし、その額が三万五千五百二十円より少ないときは、三万五千五百二十円とし、その額が給料年額の百分の七十に相当する金額をこえるときは、当該金額とする。

3 退職一時金又は療養一時金の支給を受けた者(第八十三条第一項ただし書の規定の適用を受けた者を含む。第八十条第二項、第八十条第一項、第八十五条第一項、第八十七條第三項、第九十条第六項、第九十三條第三項及び第九十九條第一項において同じ。)でその後再び組合員となつたものに退職年金を支給する場合に、第一項の退職年金の額は、前項の規定により算定した金額からそれぞれ第一号又は第二号に掲げる金額を控除した金額とする。

一 当該退職一時金の基礎となつた期間の年数一年につき、給料年額の百分の一・四に相当する金額

二 当該療養一時金の給付事由が生じた月の翌月から再び組合員となつた月までの月数を四で除して得た月数(一月未満の端数があるときはこれを一月とし、十二月をこえるときは十二月とする。)を十二から控除した月数を当該療養一時金の額の算定の基礎となつた給料の額に乘じて得た額の十五分の一に相当する金額

(退職年金の停止)

第七十九条 退職年金を受ける権利を有する者が再び組合員となつたときは、組合員である間、退職年金の支給を停止する。

2 退職年金は、前項の規定による場合のほか、これを受ける権利を有する者が五十五歳未満であるときは、五十五歳未満である間、その支給を停止する。

3 退職年金を受ける権利を有する者が五十五歳未満であつても、その者が別表第四の上欄に掲げる程度の廃疾の状態にあるときはその状態にある間、前項の規定による停止は、行なわれない。

(退職年金の額の改定)

第八十条 前条第一項の規定により退職年金の支給を停止されている者が退職したときは、前後の組合員期間を合算して退職年金の額を改定する。この場合において、その改定額が改定前の退職年金の額(当該退職年金の額について第七十八条第二項ただし書の規定の適用があつた場合にあつては、当該規定を適用しないとした場合の額とする。)に前後の組合員期間を合算した期間の年数から改定前の退職年金の基礎となつた組合員期間の年数を控除した年数一年につき再退職に係る給料年額の百分の一・五に相当する額を加えた額より少ないときは、その加えた額をもつて改定額とする。

2 前項後段の規定による改定額が、改定前の退職年金の額の算定の基礎となつた給料年額の百分の七十に相当する金額(退職一時金又は廃疾一時金の支給を受けた者にあつては、その額から改定前の退職年金の額の算定において控除することとされた第七十八条第三項第一号又は第二号の額に相当する額を控除した金額とする。)をこえるときは、第七十八条第二項ただし書(給料年額の百分の七十に相当する金額とする部分に限る。)の規定にかかわらず、当該金額をもつて、改定額とする。

第八十一条 退職年金を受ける権利を有する者が五十五歳に達する前に年金である給付を受けることを希望することを組合に申し出たときは、その者が死亡するまで、減額退職年金を支給する。この場合においては、退職年金は、支給しない。

2 減額退職年金の年額は、退職年金の年額から、その額の百分の四に相当する金額に、五十五歳と当該減額退職年金の支給を開始する月の前月の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数を乗じて得た金額を減じた金額とする。

3 第七十九条第一項及び前条第一項前段の規定は、減額退職年金について準用する。

4 前項において準用する前条第一項前段の規定により改定した減額退職年金の額は、改定前の減額退職年金の額その算定の基準となつた給料年額に対する割合に、前後の組合員期間を合算した期間の年数から改定前の減額退職年金の基礎となつた組合員期間の年数を控除した年数一年につき百分の一・五を加え、これを再退職に係る給料年額に乘じて得た金額とする。この場合においては、前条第一項後段及び第二項の規定を準用する。

5 再び退職した日において五十五歳未満である者に対する前項の規定の適用については、同項及び同項において準用する前条第一項後段の規定中「百分の一・五」とあるのは、「百分の一・五に五十五歳と再び退職した月の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき百分の四を乗じて得た割合を百分の一・五から減じた割合とする。」

(通算退職年金)

第八十二条 通算退職年金に關しては、この法律によるほか、通算年金通則法(昭和三十六年法律第百八十一号)の定めるところによる。

2 組合員期間一年以上二十年未満の者が退職し、次の各号の一に該当するときは、その者が死亡するまで、通算退職年金を支給する。

一 通算対象期間を合算した期間が、二十五年以上であるとき。
二 国民年金以外の公的年金制度に係る通算対象期間を合算した期間が、二十年以上であるとき。
三 他の公的年金制度に係る通算対象期間が、当該制度において定める老齢・退職年金給付の受給資格要件たる期間に相当する期間以上であるとき。

四 他の制度に基づき老齢・退職年金給付を受けることができるとき。

3 通算退職年金の額は、次の各号に掲げる金額の合算額を二百四十で除し、これに前項の退職に係る退職一時金の基礎となつた組合員期間の月数を乘じて得た額とする。

一 二万四千元
二 給料の千分の六に相当する額に二百四十を乗じて得た額
4 前項の場合において、その者に係る次条第二項第二号に掲げる金額(以下この項において「控除額」という。)が、同項第一号に掲げる金額をこえるときは、通算退職年金の額は、前項の規定にかかわらず、同条第二項第一号に掲げる金額を控除額で除して得た割合を前項の例により算定した額に乘じて得た額とする。

5 前二項の場合において、第二項の規定に該当する退職が二回以上あるときは、通算退職年金の額は、その退職に係る組合員期間、これらの退職についてそれぞれ前二項の規定により算定した額の合算額とする。

6 第七十九条第一項及び第二項の規定は、通算退職年金について準用する。この場合において、同項中「五十五歳」とあるのは、「六十歳」と読み替へるものとする。

(退職一時金)

第八十三条 組合員期間一年以上二十年未満の者が退職したときは、退職一時金を支給する。ただし、次項の規定により計算した金額がないときは、この限りでない。

2 退職一時金の額は、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額とする。

一 給料日額に、組合員期間に応じ別表第二に定める日数を乘じて得た金額
二 前条第三項に定める通算退職年金の額に、退職の日における

年齢に応じ別表第三に定める率を乘じて得た金額
3 六十歳に達した後に第一項の規定に該当する退職をした者が、前条第二項各号の一に該当しない場合において、退職の日から六十日以内に、退職一時金の額の計算上前項第二号に掲げる金額の控除を受けたいことを希望する旨を組合に申し出たときは、前二項の規定にかかわらず、前項第一号に掲げる金額を退職一時金として支給する。

4 前項の規定による退職一時金の支給を受けた者の当該退職一時金の基礎となつた組合員期間は、前条第三項に規定する組合員期間に該当しないものとする。

(返還一時金)

第八十四条 前条第二項の退職一時金の支給を受けた者が、再び組合員となつて退職した場合において、退職年金又は廃疾年金を受け権利を有する者となつたときは、返還一時金を支給する。

2 返還一時金の額は、その退職した者に係る前条第二項第二号に掲げる金額(その額が同項第一号に掲げる金額をこえるときは、同号に掲げる金額。以下次条第一項及び第九十九条第二項において同じ。)に、その者が前に退職した日の属する月の翌月から後に退職した日(退職の後に廃疾年金を受け権利を有することとなつた者については、そのなつた日)の属する月の前月までの期間に応ずる利子に相当する額を加えた額とする。

3 前項に規定する利子は、複利計算の方法によるものとし、その利率は、政令で定める。

4 第八十二条第五項の規定は、前条第二項の退職一時金の支給に係る退職が二回以上ある者の返還一時金の額について準用する。

5 前条第四項の規定は、廃疾年金を受ける権利を有する者となることにより返還一時金の支給を受けた者について準用する。

第八十五条 第八十三条第二項の退職一時金の支給を受ける者が、退職した後に六十歳に達した場合又は六十歳に達した後に退職した場合（退職年金、通算退職年金又は廃疾年金を受ける権利を有する者となつた場合を除く。）において、六十歳に達した日（六十歳に達した後に退職した者については、当該退職の日）から六十日以内に、同項第二号に掲げる金額に相当する金額の支給を受けることを希望する旨を組合に申し出たときは、その者に返還一時金を支給する。

2 前条第二項から第五項までの規定は、前項の返還一時金について準用する。この場合において、同条第二項中「後に退職した日（退職の後に廃疾年金を受ける権利を有することとなつた者については、そのなつた日）」とあるのは「六十歳に達した日又は後に退職した日」と、同条第五項中「廃疾年金を受ける権利を有する者となることにより返還一時金」とあるのは「返還一時金」と読み替えるものとする。

第三款 廃疾給付

（廃疾年金）

第八十六条 次の各号に掲げる者が当該各号の場合に当該するときは、その者が死亡するまで、廃疾年金を支給する。

一 公務により病状にかかり、又は負傷した組合員 其の公務による傷病（以下「公務傷病」という。）の結果として、退職の時に別表第四の上欄に掲げる程度の廃疾の状態にあるとき、又は退職の時から五年以内に同欄に掲げる程度の廃疾の状態になつた場合において、その期間内にその者の請求があつたとき。

二 組合員となつて一年以上経過した後、公務により病状にかかり、又は負傷した者 其の傷病の結果として、退職の時に別表第四の上欄に掲げる程度の廃疾の状態にあるとき、又は退職の時から五年以内に同欄に掲げる程度の廃疾の状態になつた場合において、その期間内にその者の請求があつたとき。

2 前項各号中「退職の時」とあるのは、同項第一号の規定による廃疾年金（以下「公務による廃疾年金」という。）については、公務傷病について労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第七十五条の規定による療養補償若しくはこれに相当する補償又は労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第十二条第一項第一号に規定する療養補償若しくは同条第三項に規定する療養の給付を退職の際に受けている者にあつては、「公務

務傷病がなつた時又は労働基準法第八十一条の規定による切迫補償若しくはこれに相当する補償を受けた時」とし、前項第二号の規定による廃疾年金（以下「公務による廃疾年金」という。）については、第六十一条第二項の規定により療養の給付又は療養費を受けている者にあつては、「療養の給付又は療養費を受けることができる期間内になつた時又はなおらないがその期間を経過した時」とする。

3 廃疾の状態になつた時又は請求の時が第一項第一号に規定する期間を経過した後であつても、組合が地方公務員共済組合審査会の議に付することを適当と認め、かつ、地方公務員共済組合審査会においてその廃疾が公務傷病によることが顕著であると議決したときは、そのときから廃疾年金を支給する。

（廃疾年金の額）

第八十七条 公務による廃疾年金の額は、廃疾の程度に応じ給料年額に別表第四の中欄に掲げる率を乗じて得た金額（組合員期間が二十年をこえるときは、そのこえる年数一年につき給料年額の百分の一・五に相当する金額を加えた金額）とする。ただし、その額が同表の下欄に掲げる金額より少ないときは、当該金額とし、その額が給料年額に相当する金額をこえるときは、当該金額とする。

2 公務によらない廃疾年金の額は、廃疾の程度に応じ給料年額に別表第四の中欄に掲げる率を乗

じて得た金額（組合員期間が十年をこえるときは、その二十年に達するまでの期間についてはそのこえる年数一年につき給料年額の百分の一に相当する金額を、二十年をこえる期間についてはそのこえる年数一年につき給料年額の百分の一・五に相当する金額を加えた金額）とする。この場合において、前項ただし書の規定を準用する。

3 退職一時金又は廃疾一時金の支給を受けた者でその後に廃疾年金を支給すべき事由が生じたものに、廃疾年金を支給する場合には、前二項の規定により算定した廃疾年金の額から、それぞれ第七十八条第三項第一号又は第二号に掲げる金額を控除した金額を廃疾年金の額とする。

（廃疾の程度が変つた場合の年金額の改定等）

第八十八条 廃疾年金を受ける権利を有する者の廃疾の程度が減退したとき、又は退職の時から五年以内に増進した場合において、その期間内にその者の請求があつたときは、その減退し、又は増進した後において該当する別表第四の上欄に掲げる廃疾の程度に応じ、その廃疾年金の額を改定する。

2 第八十六条第二項の規定は前項に規定する退職の時について、同条第三項の規定は前項の規定による廃疾年金の額の改定について、それぞれ準用する。

3 廃疾年金を受ける権利を有する者が別表第四の上欄に掲げる程度の廃疾の状態に該当しなくなつた

ときは、その権利は、消滅する。

4 組合員期間二十年未満で廃疾年金を受ける権利を有する者が前項の規定により廃疾年金の支給を受けなくなり、又は死亡した場合（遺族年金を支給する場合を除く。）において、既に支給を受けた廃疾年金の総額が、その者の退職の際第八十三条第一項の規定を適用するものとした場合に退職一時金の額の算定の基礎となつた同条第二項第一号に掲げる金額（公務によらない廃疾年金にあつては、給料十二月分を加算した金額）より少ないときは、その者又はその遺族にその差額に相当する金額を支給する。

5 前項の規定により支給された差額に相当する金額は、長期給付に関する規定（第八十二条、第八十四条、第八十五条及び第九十九条の規定を除く。）の適用については、公務によらない廃疾年金に係る場合にあつては、給料十二月分に達するまでの金額については廃疾一時金と、その残額については退職一時金と、公務による廃疾年金に係る場合にあつては、退職一時金と、それぞれみなす。

6 前項の規定により退職一時金又は廃疾一時金とみなされる金額の支給を受けた者に対する第七十八条第三項、前条第三項及び第九十三条第三項の規定の適用については、第七十八条第三項第一号中「当該退職一時金の基礎となつた期間」とあるのは「第八十八条第五項の規定により退職一時金とみなされる金額を給料月額で除して得

た数に相当する日数(その日数が別表第二の下欄に掲げる日数と一致しないときは、同欄の直近の少ない日数)に応じ同表の上欄に掲げる期間と、同項第二号中「十二月から控除」とあるのは「第八十八条第五項の規定により廃疾一時金とみなされる金額を当該金額に係る給料の額で除して得た数に相当する月数(一月未満の端数があるときは、これを切り捨てた月数)から控除」とする。

(二)以上の廃疾がある場合の取扱

第八十九条 組合員又は組合員であつた者について同時に二以上の廃疾があるときは、第八十六条第一項各号の病状又は負傷によらないものを除き、公務による廃疾年金と公務によらない廃疾年金との別に応じ、これらの廃疾を併合した廃疾の程度を前三条に規定する廃疾の程度として、これらの規定を適用する。

2 組合員又は組合員であつた者について、公務傷病による廃疾と公務傷病によらない廃疾とがあるときは、公務によらない廃疾年金については、次に定めるところによる。

一 当該年金の基礎となるべき廃疾の程度は、公務傷病による廃疾を公務によらないものとみなし、これらを併合した廃疾の程度による。

二 当該年金の第八十七条第二項の規定による額は、同項の規定にかかわらず、公務傷病による廃疾を公務傷病によらないものと

とみなし、これらを併合して算定した廃疾年金の額(当該公務傷病による廃疾の程度が別表第四の上欄に掲げる廃疾の程度に該当する場合には、当該廃疾が公務傷病によらないものであるとしたならば当該廃疾について支給されるべき廃疾年金の額を控除した金額)とする。

3 前項の場合において、第八十七条第三項の控除は、公務によらない廃疾年金の額から行ない、なお残額がある場合に、公務による廃疾年金の額から行なうものとする。

(再就職した場合の廃疾年金の停止等)

第九十条 廃疾年金を受ける権利を有する者が再び組合員となつたときは、組合員である間、廃疾年金の支給を停止する。

2 前項の規定により廃疾年金の支給を停止された組合員が、再び退職した場合において、その退職の時に別表第四の上欄に掲げる程度の廃疾の状態にあるときは、前後の組合員であつた期間を合算し、その廃疾の程度に応じて廃疾年金の額を改定する。

3 第八十六条第二項の規定は、前項に規定する退職の時に準用する。

4 前二項の規定により廃疾年金の額を改定した場合において、当該廃疾年金が公務による廃疾年金であるときその改定額が、改定前の廃疾年金の額(改定廃疾年金の基礎となる廃疾の程度が改定前の廃疾年金の基礎となつた廃疾の程度

より低い場合には、改定前の廃疾年金の基礎となつた廃疾の程度が改定廃疾年金の基礎となる廃疾の程度に相当する程度であつたものとみなして算定した金額とし、改定前の廃疾年金の額について第八十七条第一項ただし書の規定の適用があつた場合に於ては、当該規定を適用しないとした場合の額とする。以下この条において同じ。)に前後の組合員期間を合算した期間の年数から改定前の廃疾年金の基礎となつた組合員期間の年数(当該年数が二十年未満であるときは二十年)を控除した年数一年につき再退職に係る給料年額の百分の一・五に相当する額を加えた額をもつて、改定額とする。

5 第二項及び第三項の規定により廃疾年金の額を改定した場合において、当該廃疾年金が公務によらない廃疾年金であるときその改定額が、次の各号に掲げる場合に於て当該各号に掲げる額より少ないときは、当該各号に掲げる額をもつて、改定額とする。

一 前後の組合員期間を合算した期間の年数が十年に達しない場合において、その改定額が、改定前の廃疾年金の額より少ないとき 改定前の廃疾年金の額

二 前後の組合員期間を合算した期間の年数が十年以上二十年未満の場合において、その改定額が、改定前の廃疾年金の額に当該合算した期間の年数から前の組合員期間の年数(当該年数が十年未満であるときは、十年)

を控除した年数一年につき再退職に係る給料年額の百分の一に相当する額を加えた額より少ないとき その加えた額

三 前後の組合員期間を合算した期間の年数が二十年をこえ、前の組合員期間の年数が二十年未満である場合において、その改定額が、改定前の廃疾年金の額に、当該合算した期間の年数のうち、二十年に達するまでの年数については前号の規定により加えるべき額を、二十年をこえる年数についてはその一年につき再退職に係る給料年額の百分の一・五に相当する額を、それぞれ加えた額より少ないとき その加えた額

四 前後の組合員期間を合算した期間の年数が二十年をこえ、前の組合員期間の年数が二十年以上である場合において、その改定額が、改定前の廃疾年金の額に、当該合算した期間の年数から前の組合員期間の年数を控除した年数一年につき再退職に係る給料年額の百分の一・五に相当する額を加えた額より少ないとき その加えた額

6 前二項の改定額が、改定前の廃疾年金の額の算定の基礎となつた給料年額に相当する金額(退職一時金又は廃疾一時金の支給を受けた者にあつては、改定前の廃疾年金の額からその額の算定において控除することとされた第七十八条第三項第一号又は第二号の額に相当する額を控除した金額とする。)をこえるときは、第八十七条第一

項ただし書(給料年額に相当する金額とする部分に限る。)の規定にかかわらず、当該年金をもつて改定額とする。

(公務による廃疾年金と障害補償との調整)

第九十一条 公務による廃疾年金は、労働基準法第七十七条の規定による障害補償若しくはこれに相当する補償又は労働者災害補償保険法第十二条第一項第三号の規定による障害補償を支給する事由が生じた月の翌月から六年間、次の各号に掲げる者の区分により、その額のうち、その算定の基礎となつた給料年額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た金額に相当する金額の支給を停止する。

一 別表第四の上欄の一級に該当する者 百分の三十
二 別表第四の上欄の二級に該当する者 百分の二十
三 別表第四の上欄の三級に該当する者 百分の十

(廃疾一時金)

第九十二条 一年以上組合員であつた者で公務によらない病状にかかり、又は負傷したものが退職した場合において、その退職の時(第六十一条第二項の規定により療養の給付又は療養費を受けている場合には、これを受けることができる期間内になつた時)に、その傷病の結果として、別表第五に掲げる廃疾の状態にあるときは、廃疾一時金として、給料の十二分を支給する。

2 一年以上組合員であつた者で組合員となつて一年を経過する前に

公務によらないで病氣にかかり、又は負傷した者に対する前項の規定の適用については、「別表第五に掲げる廃疾の状態にあるとき」とあるのは、「別表第四又は別表第五に掲げる廃疾の状態にあるとき(当該療養の給付又は療養費を受けている場合には、これを受けることができる期間内になおらないでその期間を経過した時に、その傷病の結果として、別表第四に掲げる廃疾の状態にあるときを含む。)」とする。

3 同時に二以上の廃疾があるときは、前二項の傷病によらないものを除き、これらの廃疾を併合した廃疾の状態を前二項に規定する廃疾の状態として、これらの規定を適用する。

第四款 遺族給付

(遺族年金)

第九十三条 次の各号の一に該当するときは、当該各号に規定する者の遺族に、当該各号に掲げる額の遺族年金を支給する。

一 組合員が公務傷病により、組合員である間に、又は退職後に死亡した場合、給料年額の百分の四十に相当する金額(組合員期間が二十年をこえるときは、そのこえる年数一年につき給料年額の百分の一・五に相当する金額を加えた金額)

二 組合員期間が二十年以上である者が公務傷病によらないで死亡した場合、その者が受ける権利を有していた退職年金(退職年金を受ける権利を有していなかつた者については、減額退職

年金若しくは廃疾年金を支給しなかつたものとした場合において支給すべきであつた退職年金又はその死亡を退職とみなした場合において支給すべきこととなる退職年金)の額の百分の五十に相当する金額

三 組合員期間が十年以上二十年未満である者が公務傷病によらないで組合員である間に死亡した場合又は組合員期間が十年以上二十年未満である者が廃疾年金を受ける権利を有するものが公務傷病によらないで死亡した場合、給料年額の百分の十に相当する金額(組合員期間が十年をこえるときは、そのこえる年数一年につき給料年額の百分の一に相当する金額を加えた金額)

四 組合員期間十年未満の者が公務による廃疾年金を受ける権利を有するものが公務によらないで死亡した場合、給料年額の百分の十に相当する金額

2 前項の規定による遺族年金の額が二万一千三百六十円に満たないときは、これを二万一千三百六十円とし、同項第一号の規定による遺族年金の額が給料年額の百分の七十に相当する金額をこえるときは、当該金額とする。

一 第一項第一号に規定する者前二項の規定により算定した遺族年金の額からその者に係る第七十八条第三項各号に掲げる金額を控除した金額

二 第一項第二号に規定する者同号に掲げる金額(その額が二万一千三百六十円からその者に係る第七十八条第三項各号に掲げる金額の百分の五十に相当する金額を控除した金額に満たないときは、当該金額)

三 第一項第三号又は第四号に規定する者 前二項の規定により算定した遺族年金の額からその者に係る第七十八条第三項各号に掲げる金額の百分の五十に相当する金額を控除した金額

(遺族年金の停止)

第九十四条 夫、父母又は祖父父母に対する遺族年金は、その者が五十五歳に達するまでは、その支給を停止する。ただし、その者が別表第四の上欄に掲げる程度の廃疾の状態にある場合には、その状態にある間は、この限りでない。

第九十五条 遺族年金を受ける権利を有する者が一年以上所在不明である場合には、同順位者があるときは次順位者の申請により、その所在不明である間、当該権利を有する者の受けるべき遺族年金の支給を停止することができる。

2 前項の規定により年金の支給を停止した場合に、その停止している期間、その年金は、同順位者から申請があつたときは同順位者

に、次順位者から申請があつたときは次順位者に支給する。

(遺族年金の失権)

第九十六条 遺族年金を受ける権利を有する者は、次の各号の一に該当するに至つたときは、その権利を失う。

一 死亡したとき。

二 婚姻したとき(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者となつたときを含む。)

三 三親等内の親族以外の者の養子となつたとき。

四 死亡した組合員であつた者との親族関係が離縁によつて終了したとき。

五 子又は孫で別表第四の上欄に掲げる程度の廃疾の状態にある者以外の者が十八歳に達したとき。

六 別表第四の上欄に掲げる程度の廃疾の状態にあるため遺族年金を受けていた者につき、その事情がなくなつたとき。

(公務による遺族年金と遺族補償との調整)

第九十七条 第九十三条第一項第一号の規定による遺族年金は、労働基準法第七十九条の規定による遺族補償若しくはこれに相当する補償又は労働者災害補償保険法第十二条第一項第四号に規定する遺族補償を支給する事由が生じた時から六年間、その額のうち、その算定の基礎となつた給料年額の百分の二十に相当する金額の支給を停止する。

(遺族一時金)

第九十八条 組合員期間が一年以上十年未満である組合員が公務傷病によらないで死亡したときは、その者の遺族に遺族一時金を支給する。

2 遺族一時金の額は、給料日額に、組合員期間に応じて別表第二に定める日数を乗じて得た金額とする。

(死亡一時金)

第九十九条 第八十三条第二項の退職一時金の支給を受けた者が、通算退職年金又は返還一時金の支給を受けることなく死亡したときは、その者の遺族に死亡一時金を支給する。

2 死亡一時金の額は、その死亡した者に係る第八十三条第二項第二号に掲げる金額に、その者が退職した日の属する月の翌月からその死亡した日の属する月の前月までの期間に應ずる利子に相当する金額を加えた額とする。

3 第八十四条第三項及び第四項の規定は、死亡一時金の額について準用する。

第五款 地方公共団体の長に対する長期給付の特例

(地方公共団体の長)

第一百条 都道府県知事又は市町村長である組合員(以下「地方公共団体の長」といふ。)に対する長期給付に関する規定を適用する場合の特例については、次条から第一百七

条までに定めるところによる。

給するその他の給付に係る支払未済の給付を含む。以下この項及び第二百二十六条第三項において同じ。）を受けるべき者が組合員、組合員であつた者又は遺族給付を受ける者を故意の犯罪行為により、又は故意に死亡させた場合には、その者には、当該遺族給付は、行なわれない。組合員又は組合員であつた者の死亡前に、その者の死亡によつて遺族給付を受けるべき者を故意の犯罪行為により、又は故意に死亡させた者についても、同様とする。

3 この法律により給付を受けるべき者が、重大な過失により、若しくは正当な理由がなく、療養に関する指示に従わなかつたことにより、病氣、負傷、廃疾若しくは死亡若しくはこれらの直接の原因となつた事故を生じさせ、その病氣若しくはその回復を妨げ、又は故意にその廃疾の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げた場合には、その者には、当該病氣、負傷、廃疾又は死亡に係る給付の全部又は一部を行なわず、また、当該廃疾については、第八十八条第一項の規定による改定を行なわず、又はその者の廃疾の程度が現に該当する級以下の級に該当するものとして同項の規定による廃疾年金の額の改定を行なうことができる。

次に掲げる事業を行なうことができる。

- 一 組合員の保健、保養若しくは宿泊又は教養のための施設の經營
- 二 組合員の利用に供する財産の取得、管理又は貸付け
- 三 組合員の貯金の受入れ又はその運用
- 四 組合員の臨時の支出に対する貸付け
- 五 組合員の需要する生活必需品の供給
- 六 その他組合員の福祉の増進に資する事業で定款で定めるもの

五年ごとに再計算を行なうものとする。

- 一 短期給付に要する費用については、当該事業年度におけるその費用の予想額と当該事業年度における短期給付に係る次項の掛金及び負担金の額とが等しくなるように定める。
- 二 長期給付に要する費用については、その費用の予想額と長期給付に係る次項の掛金及び負担金の額並びにその予定運用収入の額の合計額とが、将来にわたつて財政の均衡を保つことができるように、かつ、毎事業年度の同項の掛金及び負担金の額が平準的になるように定める。

する費用 地方公共団体の負担金百分の百

- 四 福祉事業に要する費用 掛金百分の五十、地方公共団体の負担金百分の五十
- 五 組合の事務（福祉事業に係る事務を除く。）に要する費用 地方公共団体の負担金百分の百

前項第五号の規定により組合の事務に要する費用に充てられる地方公共団体の負担すべき金額は、毎年度、地方公共団体の予算をもつて定める。

4 地方公務員法第五十二条の職員団体（教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十五条の六の職員団体を含む。）又は地方公務員法第五十二条（昭和二十七年法律第二十八号）第五十二条同法附則第四項において準用する場合を含む。）の労働組合（以下「職員団体」と総称する。）の事務にもつぱら従事する職員である組合員に係る第二項に規定する費用については、同項各号列記以外の部分中「及び地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法第一号又は第二号の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条、第百三十六条第一項、第百三十四条、第百三十六条第二項及び第百三十九条において同じ。）の負担金をもつて充てる。

3 禁錮以上の刑に処せられてその刑の執行を受ける者に支給すべきその組合員期間に係る年金である給付（通算退職年金を除く。）は、その刑の執行を受ける間、その支給を停止する。

3 禁錮以上の刑に処せられてその刑の執行を受ける者に支給すべきその組合員期間に係る年金である給付（通算退職年金を除く。）は、その刑の執行を受ける間、その支給を停止する。

3 組合は、第一項各号に掲げる事業を行なうに当たつては、他の組合と共同して行なう等組合員の福祉を増進するための事業が総合的に行なわれるように努めなければならない。

2 組合の事業に要する費用で次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる割合により、組合員の掛金及び地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法第一号又は第二号の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条、第百三十六条第一項、第百三十四条、第百三十六条第二項及び第百三十九条において同じ。）の負担金をもつて充てる。

一 短期給付に要する費用 掛金百分の五十、地方公共団体の負担金百分の五十

二 長期給付に要する費用（次号に掲げるものを除く。）掛金百分の四十五、地方公共団体の負担金百分の五十五

三 公務による廃疾年金又は第九十三条第一項第一号若しくは第四号の規定による遺族年金に要する費用 地方公共団体の負担金百分の百

四 福祉事業に要する費用 掛金百分の五十、地方公共団体の負担金百分の五十

五 組合の事務（福祉事業に係る事務を除く。）に要する費用 地方公共団体の負担金百分の百

第百九条 組合がこの法律に基づき給付の支給に必要があるとき認め、その支給に係る者につき診断を受けるべきことを求めた場合において、正当な理由がなくこれ

第百九条 組合がこの法律に基づき給付の支給に必要があるとき認め、その支給に係る者につき診断を受けるべきことを求めた場合において、正当な理由がなくこれ

第百九条 組合がこの法律に基づき給付の支給に必要があるとき認め、その支給に係る者につき診断を受けるべきことを求めた場合において、正当な理由がなくこれ

第百九条 組合がこの法律に基づき給付の支給に必要があるとき認め、その支給に係る者につき診断を受けるべきことを求めた場合において、正当な理由がなくこれ

第百九条 組合がこの法律に基づき給付の支給に必要があるとき認め、その支給に係る者につき診断を受けるべきことを求めた場合において、正当な理由がなくこれ

第百九条 組合がこの法律に基づき給付の支給に必要があるとき認め、その支給に係る者につき診断を受けるべきことを求めた場合において、正当な理由がなくこれ

(掛金)

第百十四条 掛金は、組合員の資格を取得した日の属する月からその資格を喪失した日の前日の属する月までの各月につき、徴収するものとする。この場合において、組合員の資格を喪失した日の前日の属する月に更に組合員の資格を取得したときは、当該資格の取得によるその月の掛金は、徴収しない。

2 掛金は、主務省令で定めるところにより、組合員の給料を標準として算定するものとし、その給料と掛金との割合は、組合の定款(市町村職員共済組合及び都市職員共済組合の長期給付に係る組合員の給料と掛金との割合について、連合会の定款)で定める。

3 組合員のうち給料の額が十一万円をこえる者は、前項の規定の適用については、その額が十一万円であるものとみなす。

(掛金等の給付からの控除)

第百十五条 組合員の給付支給機関は、毎月、給料その他の給付を支給する際組合員の給付から掛金に相当する金額を控除して、これを組合員に代わつて組合に払い込まなければならない。

2 組合員(組合員であつた者を含む。以下この条において同じ。)の給付支給機関は、組合員が組合に対して支払うべき掛金以外の金額又は前項の規定により控除して払い込まれなかつた掛金の金額があるときは、給料その他の給付(地方自治法第二百四十二条第二項に規定する退職手当又はこれに相当する手当を含む。以下この条において

同じ。)を支給する際、組合員の給料その他の給付からこれらの金額に相当する金額を控除して、これを組合員に代わつて組合に払い込まなければならない。

3 組合員は、給料その他の給付の全部又は一部の支給を受けないことにより、前二項の規定による掛金に相当する金額の全部又は一部の控除及び払込みが行なわれないときは、政令で定めるところにより、その控除が行なわれるべき毎月の末日までに、その払い込まれるべき掛金に相当する金額を組合に払い込まなければならない。

(負担金)

第百十六条 地方公共団体の機関又は職員団体は、それぞれ第百十三条の規定により地方公共団体又は職員団体が負担すべき金額を、毎月、組合に払い込まなければならない。

2 前項の規定による負担金の支払については、概算払をすることができ、この場合においては、当該事業年度末において、精算するものとする。

第七章 審査請求

(審査請求)

第百十七条 組合員の資格若しくは給付に関する決定、掛金の徴収又は通算年金通則法第七条第一項の規定による確認に不服がある者は、文書又は口頭で、地方公務員共済組合審査会(以下「審査会」という。)に行政不服審査法(昭和三十七年法律第 号)による審査請求をすることができ、

2 前項の審査請求は、同項に規定する決定、徴収又は確認があつたことを知つた日から六十日以内にしなければならない。ただし、正当な理由により、この期間内に審査請求をすることができなかったことを説明したときは、この限りでない。

3 審査請求は、時効の中断に関し、裁判上の請求とみなす。

(審査会の設置及び組織)

第百十八条 地方職員共済組合等、都職員共済組合等及び連合会に、それぞれ審査会を置く。

2 審査会は、委員六人をもつて組織する。

3 委員は、組合員を代表する者、地方公共団体を代表する者及び公益を代表する者それぞれ二人とし、地方職員共済組合等及び都職員共済組合等に置かれる審査会にあつては組合の理事長が、連合会に置かれる審査会にあつては連合会の理事長が、それぞれ委嘱する。

4 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができ、

6 審査会に会長を置く。会長は、審査会において、公益を代表する委員のうちから選挙する。

7 会長は、会務を総理する。会長に事故があるときは、又は会長が欠けたときは、会長以外の公益を代表する委員がその職務を行なう。

(議事)

第百十九条 審査会は、組合員を代表する委員、地方公共団体を代表する委員及び公益を代表する委員各一人以上が出席しなければ、会議を開き、及び議決することができない。

2 審査会の議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

(組合に対する通知等)

第百二十条 審査会は、審査請求を受理したときは、当該審査請求に係る組合にこれを通知し、かつ、利害関係人に対し参加人として当該審査請求に参加することを求めなければならない。

(政令への委任)

第百二十一条 この章及び行政不服審査法に定めるもののほか、審査会の委員及び同法第二十七条の規定により事実を陳述させ、又は鑑定を求めた参考人の旅費その他の手当の支給その他審査会及び審査請求の手續に関し必要な事項は、政令で定める。

第八章 地方公務員共済組合 審査会

(地方公務員共済組合審査会)

第百二十二条 この法律に基づく組合に関する制度及びその行なう給付その他の事業の運営に関する重要事項について、自治大臣の諮問に応じて調査審議するため、自治省の附屬機関として、地方公務員共済組合審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、組合に関する施策及び組合の運営に関する事項につ

て、自治大臣に建議することができる。

(委員)

第百二十三条 審査会は、委員十二人以内で組織する。

2 委員は、学識経験がある者、関係行政機関の職員、地方公共団体の職員及び組合員のうちから自治大臣が任命し、その任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができ、

4 委員は、非常勤とする。

(会長)

第百二十四条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。会長に事故があるときは、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行なう。

(政令への委任)

第百二十五条 前三条に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第九章 雑則

(時効)

第百二十六条 この法律(第百五十一条第一項の地方議会議員共済会に関する部分を除く。以下この章において同じ。)に基づく給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から、短期給付については二年間、長期給付については五年間行なわれないときは、時効によつて消滅する。

2 掛金を徴収し、又はその還付を受ける権利は、二年間行なわれないときは、時効によつて消滅する。

3 時効期間の満了前六月以内において、次に掲げる者の生死又は所在が不明であるためにその者に係る遺族給付の請求をすることができない場合には、その請求をすることができるとなつた日から六月以内は、当該権利の消滅時効は、完成しないものとする。

一 組合員又は組合員であつた者でその者が死亡した場合に遺族給付を受けるべき者があるもの
二 遺族給付を受ける権利を有する者のうち先順位者又は同順位者

(期間計算の特例)

第百二十七条 この法律の規定により給付の請求又は給付を受ける権利に係る申出若しくは届出に係る期間を計算する場合において、その請求、申出又は届出が書面の郵送により行なわれたものであるときは、郵送に要した日数は、その期間に算入しない。

(戸籍書類の無料証明)

第百二十八条 市町村長（特別区の区長を含むものとし、指定都市にあつては、区長）は、組合又はこの法律に基づく給付を受ける権利を有する者に対して、当該市町村の条例で定めるところにより、組合員、組合員であつた者又はこの法律に基づく給付を受ける権利を有する者の戸籍に関し、無料で証明を行ふことができる。

(端数の処理)

第百二十九条 年金である給付を受ける権利を決定する場合において、その給付の額に一円未満の端数を生じたときは、これを一円に切り上げるものとする。

2 前項に定めるもののほか、この法律による給付及び掛金に係る端数計算については、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和二十五年法律第六十一号）第二条の規定を準用する。

(主務大臣の権限)

第百三十条 組合（連合会を含む。以下この条において同じ。）の業務の執行は、主務大臣が監督する。

2 組合は、主務省令で定めるところにより、毎月末日現在におけるその事業についての報告書を主務大臣に提出しなければならない。

3 主務大臣は、前項の規定による報告書の提出を受けたときは、遅滞なく、これを自治大臣に通知しなければならない。

4 主務大臣は、毎年少なくとも一回、当該職員に組合の業務及び財産の状況を監査させるものとする。

5 主務大臣は、この法律の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、組合に対してその業務に関し、監督上必要な命令をすることができる。

第百三十一条 主務大臣は、組合の療養に関する短期給付についての費用の負担又は支払の適正化を図るため必要があると認めるときは、医師、歯科医師、薬剤師若しくは手当を行なつた者若しくはこれらの者を使用する者に対し、その行なつた診療、薬剤の支給若しくは手当に関し、報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示を求め、若しくは当該職員をして質問させ、又は当該給付に係る療養を行なつた保険医療機関若しくは保険薬局から報告若しくは資料の提出を求め、当該保険医療機関若しくは保険薬局の開設者若しくは管理者、保険医、保険薬剤師その他の従業者に対し出頭を求め、若しくは当該職員をして関係者に対し質問し、若しくは当該保険医療機関若しくは保険薬局につき設備若しくは診療録その他その業務に関する帳簿書類を検査させることができる。

これらの者を使用する者に対し、その行なつた診療、薬剤の支給若しくは手当に関し、報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示を求め、若しくは当該職員をして質問させ、又は当該給付に係る療養を行なつた保険医療機関若しくは保険薬局から報告若しくは資料の提出を求め、当該保険医療機関若しくは保険薬局の開設者若しくは管理者、保険医、保険薬剤師その他の従業者に対し出頭を求め、若しくは当該職員をして関係者に対し質問し、若しくは当該保険医療機関若しくは保険薬局につき設備若しくは診療録その他その業務に関する帳簿書類を検査させることができる。

2 当該職員は、前項の規定により質問又は検査をする場合には、その身分を示す証票を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第百三十二条 この法律における主務大臣及び主務省令は、地方職員共済組合、都職員共済組合等、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合並びに連合会については自治大臣及び自治省令、公立学校共済組合については文部大臣及び文部省令、警察共済組合については内閣総理大臣及び総理府令とする。

2 主務大臣は、主務省令を定めるときは、あらかじめ、自治大臣に協議しなければならない。

3 自治大臣は、政令で定めるところにより、第百三十条第一項及び第四項並びに前条第一項に規定する権限に關する事務の一部を、都道府県知事をして行なわせることができる。

4 この法律に規定する警察共済組合に係る内閣総理大臣の権限は、警察庁長官が補佐する。

第百三十三条 組合は、総理府令・文部省令・厚生省令・自治省令で定めるところにより、この法律に定める医療に関する事項その他この法律の規定による給付に関する事項について、厚生大臣に報告しなければならない。

第百三十四条 地方公共団体は、政令で定めるところにより、組合員の異動、給付等に関し、組合に報告し、又は文書を提示し、その他組合の業務の執行に必要な事務を行なうものとする。

第百三十五条 船員保険の被保険者（以下この章において「船員」という。）である組合員（以下「船員組合員」という。）の船員組合員としての資格の得喪及び期間の計算については、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の定めるところによる。

第百三十六条 船員組合員又はその被扶養者が病氣にかかり、又は負傷した場合における療養に関しては、第五十六条から第六十一条までの規定にかかわらず、船員保険

法第二十八条から第二十九条ノ三まで、第三十一条及び第三十一条ノ二の規定による。

2 前項の場合において、船員保険法第二十九条ノ三の規定の例により地方公共団体が交付し、又は負担すべき金額の支払の事務は、組合が行なうものとする。

（船員組合員の療養以外の給付の特例）
第百三十七条 船員組合員又は船員組合員であつた組合員が退職し、又は死亡した場合における退職給付又は遺族給付は、次に掲げるもののうちその者が選択するいずれか一の給付とする。

一 組合員として受けるべき退職給付又は遺族給付（組合員でない船員であつた期間がある場合には、これらの給付並びにその期間に対する船員保険法第三章第五節及び第七節から第九節までに規定する給付（葬祭料を除く。））

二 その者が組合員とならなかつたものとした場合に船員として受けるべき船員保険法の給付で前号に規定するもの（船員でない組合員であつた期間がある場合には、当該給付及びその期間に対する組合員として受けるべき退職給付又は遺族給付）

2 前条及び前項に定めるもののほか、船員組合員若しくは船員組合員であつた者又はこれらの者の遺族に対する給付は、次に掲げるもののうちこれらの者が選択するいずれか一の給付とする。

一 組合員若しくは組合員であつた者又はこれらの者の遺族として受けるべき給付

二 その者が組合員とならなかつたものとした場合に組合員若しくは船員であつた者又はこれらの者の遺族として受けるべき船員保険法に規定する給付(失業に關する給付を除く。)

3 船員組合員若しくは船員組合員であつた者又はこれらの者の遺族に對する給付のうち、公務による廃疾年金又は公務による遺族年金は、前二項の規定にかかわらず、前項第一号に掲げる給付とする。(厚生年金保険及び船員保険交渉法との関係)

第百三十八條 厚生年金保険及び船員保険交渉法(昭和二十九年法律第百十七号)第二条から第四条までの規定により厚生年金保険又は船員保険の老齢年金の受給資格期間を満たした者が船員組合員となつたときは、組合員でない船員であつた期間は、船員でなかつたものとみなして、前条の規定を適用する。

(船員組合員についての負担金の特例)

第百三十九條 地方公共団体は、船員組合員若しくは船員組合員であつた者又はこれらの者の遺族に對する船員保険法に規定する給付に要する費用(同法第二十九條ノ三の規定による船舶所有者が負担すべき費用を含む。)については、第百三十三條第二項の規定にかかわらず、同法第五十八條の規定による国庫の負担及び同法第六十條第一

項の規定による船舶所有者の負担と同一の割合によつて算定した金額を負担する。

(公庫等に転出した復職希望職員についての特例)

第百四十條 組合員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に應じ、引き続き公庫の予算及び決算に關する法律(昭和二十六年法律第九十九号)第一条に規定する公庫その他特別の法律により設立された法人でその業務が国又は地方公共団体の事務若しくは事業と密接な関連を有するものうち政令で定めるもの(以下「公庫等」という。)に使用される者(役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「公庫等職員」という。)となるために退職した場合において、その者が、その公庫等職員となつた日から六十日以内に、政令で定めるところにより、その引き続き公庫等職員としての在職期間を、これに引き続き再び組合員の資格を取得したとき(以下「復職したとき」という。)の第四十條の規定による組合員期間の計算上組合員期間とみなされることを希望する旨をその組合に申し出たときは、当該退職(以下「転出」という。)に係る長期給付は、その申出をした者(以下「復職希望職員」という。)が引き続き公庫等職員として在職する間、その支払を差し止める。

2 復職希望職員が引き続き公庫等職員として在職し、引き続き復職したときは、長期給付に關する規定(第六章の規定を除く。)の適用については、その者は、転出の時に退職しなかつたものとみなし、当該公庫等職員であつた期間引き継ぎ組合員であつたものとみなす。ただし、当該公庫等職員であつた期間内に発した疾病又は負傷に係る廃疾給付については、この限りでない。

3 前項の場合において、第四十四條第二項の規定の適用については、同項中「給料は」とあるのは、「給料(組合の運営規則で定める仮定給料を含む。以下この項において同じ。)は」とする。

4 復職希望職員及び公庫等については、当該復職希望職員の転出の時にさかのほつて、第六章(第百三十三條第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる費用に係る部分を除く。)の規定を適用する。この場合において、第百三十三條第二項各号列記以外の部分中「地方公共団体(市町村立学校職員給与負担法第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条、第百三十六條第一項、第百三十四條、第百三十六條第二項及び第百三十九條において同じ。)の負担金」とあるのは「公庫等の負担金」と、同項第二号中「地方公共団体の負担金」とあるのは「公庫等の負担金」と、第百三十四條第二項中「給料」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定給料」と、第百三十六條第一項中「地方公共団体の機関又は職員団体」とあるのは「公庫等」と読み替へるものとする。

5 復職希望職員が引き続き公庫等職員として在職しなかつたとき(引き続き復職したときを除く。)は、その組合は、政令で定めるところにより、当該復職希望職員及び公庫等に対し、これらの者が、負担した掛金又は負担金を返還しなければならない。

(組合役職員等の取扱ひ)

第百四十一條 組合の役員及び組合に使用され、組合から給与を受け、これらの者が常時勤務に服することを要しないもの及び臨時に使用されるものを除く。)で主務省令で定めるもの(以下「組合役職員」という。)は、当該組合を組織する職員とみなして、この法律の規定(役員については、長期給付に關する規定を除く。)を適用する。この場合においては、第四章中「公務」とあるのは「業務」と、同章及び第六章中「給料」とあるのは「運営規則で定める仮定給料」と、第百三十三條第二項中「地方公共団体(市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条、第百三十六條第一項、第百三十四條、第百三十六條第二項及び第百三十九條において同じ。)の負担金」とあり、「地方公共団体の負担金」とあるのは「組合の負担金」とする。

2 連合会の役員及び連合会に使用され、連合会から給与を受ける者(これらの者が常時勤務に服することを要しないもの及び臨時に使用されるものを除く。)で主務省令で定めるもの(以下「連合会役職員」という。)は、自治大臣が指定する組合を組織する職員とみなして、この法律の規定(役員については、長期給付に關する規定を除く。)を適用する。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

3 長期給付に關する規定の適用を受ける組合役職員又は連合会役職員である組合員がその適用を受けない組合役職員又は連合会役職員である組合員となつたときは、長期給付に關する規定の適用については、そのなつた日の前日に退職したものとみなす。

(国の職員の取扱ひ)

第百四十二條 常時勤務に服することを要する国家公務員(国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第七十九條又は第八十二條に規定する休職又は停職の処分を受けた者、法令の規定により職務に専念する義務を免除された者及び常時勤務に服することを要しない国家公務員のうちその勤務形態が常時勤務に服することを要する国家公務員に準ずる者で政令で定めるものを含むものとし、国から給与を受けない者で政令で定めるもの以外のものを含まないものとする。)で次に掲げるもの(以下「国の職員」という。)は、職員とみなしてこの法律の規定を適用する。この場合においては、国の職員は、次の各号の区分に應じ、当該各号に掲げる組合の組合員となるものとする。

一 地方自治法附則第八条に規定する都道府県の職員
二 警察庁の所属職員及び警察法(昭和二十九年法律第六十二号)第五
十六条第一項に規定する地方警察官
三 奄美群島復興特別措置法(昭和二十九年法律第八十九号)第十条第
一項に規定する鹿児島県の職員
四 奄美群島の復興に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律(昭和二
十八年法律第二百六十七号)第四条の規定に基づき鹿児島県の機関が行政
府の職員の引継の暫定措置等に関する政令(昭和二十八年政令第四百一
号)第四条第一項に規定する鹿児島県の職員
国の職員についてこの法律を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定の中欄に
掲げる字句は、それぞれ当該下欄に掲げる字句とする。

第二十条第一項第五号	給料 地方公務員法第二十五 条第二項第一号に規定する給 料表に掲げる給料で月額をも つて支給されるもの又はこれ に相当する給与で政令で定め るものをいう。	俸給 一般職の職員の給与に 関する法律(昭和二十五年法 律第九十五号)の適用を受け る職員については、同法第五 条第一項に規定する俸給と し、その他の職員について は、これに準ずる給与で政令 で定めるものをいう。
第四十四条(見出しを含む。)	給料 給料日額 給料年額	俸給 俸給日額 俸給年額
第六十三条第一項及び第三項 第六十五条第一項 第七十一条(見出しを含む。) 第七十二条 第七十三条 第七十八条第三項第二号 第八十二条第三項第二号 第八十八条第四項及び第五項 第九十二条第一項 第一百四十二条第二項及び第三項 第一百五十五条第一項及び第三項 第六十八條第一項及び第二項 第六十九條第一項 第七十條 第八十三條第二項第一号 第九十八條第二項	給料 俸給	俸給
	給料日額	俸給日額
	俸給日額	

第七十八条第二項及び第三項 第一号 第八十条 第八十一条第四項 第八十七条第一項及び第二項 第九十条第四項から第六項ま で 第九十三条第一項及び第二項	給料年額 俸給年額	労働基準法(昭和二十二年法 律第四十九号)第七十五条の 規定による療養補償若しくは これに相当する補償又は労働 者災害補償保険法(昭和二十 二年法律第五十号)第十二条 第一項第一号に規定する療養 補償若しくは同条第三項に 規定する療養の給付	公務傷病がなおつた時又は労 働基準法第八十一条の規定に よる打切補償若しくはこれに 相当する補償を受けた時	公務傷病がなおつた時	労働基準法第七十七条の規定 による障害補償若しくはこれ に相当する補償又は労働者災 害補償保険法第十二条第一項 第三号の規定による障害補償 費	労働基準法第七十九条の規定 による遺族補償若しくはこれ に相当する補償又は労働者災 害補償保険法第十二条第一項 第四号に規定する遺族補償 費	俸給年額 俸給日額 俸給年額	俸給 俸給日額 俸給年額
第九十一条	給料 俸給	労働基準法第七十七条の規定 による障害補償若しくはこれ に相当する補償又は労働者災 害補償保険法第十二条第一項 第三号の規定による障害補償 費	労働基準法第七十九条の規定 による遺族補償若しくはこれ に相当する補償又は労働者災 害補償保険法第十二条第一項 第四号に規定する遺族補償 費	俸給 俸給日額 俸給年額	俸給 俸給日額 俸給年額	俸給 俸給日額 俸給年額	俸給 俸給日額 俸給年額	俸給 俸給日額 俸給年額
第九十七条	給料 俸給	労働基準法第七十九条の規定 による遺族補償若しくはこれ に相当する補償又は労働者災 害補償保険法第十二条第一項 第四号に規定する遺族補償 費	労働基準法第七十九条の規定 による遺族補償若しくはこれ に相当する補償又は労働者災 害補償保険法第十二条第一項 第四号に規定する遺族補償 費	俸給 俸給日額 俸給年額	俸給 俸給日額 俸給年額	俸給 俸給日額 俸給年額	俸給 俸給日額 俸給年額	俸給 俸給日額 俸給年額

給料年額	俸給年額
第百十一條 地方公務員法第二十九條	國家公務員法第八十二條
組合員の掛金及び地方公共団体(市町村立学校職員給与負担法第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条、第百十六條第一項、第百三十四條、第百三十六條第二項及び第百三十九條において同じ。)の負担金	
第百十三條第二項各号例記以外の部分	組合員の掛金及び国の負担金
第百十三條第二項各号	地方公共団体の負担金
地方公務員法第五十二條の職員団体(教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二十五條の六の職員団体を含む。)又は地方公営企業労働関係	國の負担金

第百十三條第四項	係法(昭和二十七年法律第十八條の職員団体(以下「職員団体」といふ。))の事務にもつて第四項において準用する場合を含む。)の労働組合(以下「職員団体」と総稱する。)の事務にもつて準用する職員である組合員をいう。)である組合員
第百十五條第二項	給料その他の給与(地方自治法第二十四條第二項に規定する退職手当又はこれに相当する手当を含む。)
第百十三條第三項 第百十六條第一項 第百三十四條(見出しを含む。) 第百三十六條第二項 第百三十九條	地方公共団体
國	俸給その他の給与(國家公務員等退職手当法(昭和二十八年法律第八十二號)に基づく退職手当又はこれに相当する手当を含む。)

3 地方職員共済組合及び警察共済組合は、当該組合の国の職員である組合員に係る第二十四條の規定による責任準備金のうち、当該組合が当該国の職員である組合員に対し厚生年金保険法の規定による保険給付を行なうものとした場合に必要となるべき積立金に相当する金額として政令で定める金額を、政令で定めるところにより、資金運用部に預託して運用しなければならない。	5 国の機関は、地方職員共済組合及び警察共済組合の運営に必要な範囲内において、その管理に係る土地建物その他の施設を無償で当該組合の利用に供することができる。
4 国の機関は、地方職員共済組合及び警察共済組合の運営に必要な範囲内において、その所属職員その他に使用される者をして当該組合の業務に従事させることができる。	2 組合員(組合員であつた者を含む。次項において同じ。)が国の組合の組合員となつたときは、当該組合の組合員に係る國家公務員共済組合を他の組合と、当該国の組合の組合員を他の組合の組合員と、それぞれみなして、第三十九條第三項及び第四十一條の規定を適用する。
3 前二項に定めるもののほか、組合員が国の組合の組合員となつた場合におけるこの法律の規定の適用については、政令で定める。	2 前項に定めるもののほか、国の組合の組合員であつた組合員に対するこの法律の規定の適用については、政令で定める。
3 前二項に定めるもののほか、組合員が国の組合の組合員となつた場合におけるこの法律の規定の適用については、政令で定める。	2 前項に定めるもののほか、国の組合の組合員であつた組合員に対するこの法律の規定の適用については、政令で定める。
第百四十三條 組合員が退職し、引き続き國家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八號)第三條に規定する國家公務員共済組合(以下「国の組合」といふ。)の組合員のうち、同法の長期給付に関する規定の適用を受ける者となつたときは、長期給付に関する規定の適用については、その退職はなかつたものとみなす。	第百四十四條 国の組合の組合員であつた組合員に対するこの法律(第六章を除く。)の規定の適用については、その者の当該国の組合の組合員であつた同組合員であつたものと、國家公務員共済組合法の規定による給付はこの法律中の相
第百四十四條 国の組合の組合員であつた組合員に対するこの法律(第六章を除く。)の規定の適用については、その者の当該国の組合の組合員であつた同組合員であつたものと、國家公務員共済組合法の規定による給付はこの法律中の相	第百四十五條 この法律の規定による短期給付及び長期給付の制度は、一般職に属する職員について、地方公務員法第四十三條に規定する共済制度とする。
第百四十六條 第三條から第百四十四條までの規定の実施のための手	第百四十七條 第百三十九條第二項又は第四項の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は監査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。
第百四十八條 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした組合役職員、連合会役職員その他組合又は連合会の事務を行なう者は、三万円以下の過料に処する。	一 この法律(第十一章を除く。)により主務大臣の認可又は承認
第百四十九條 罰則	第十條 罰則

を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第五十七条、第十七条第二項、第二十一条第二項又は第二十二條第三項（これらの規定は第三十八條第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三 第二十五条第一項前段（第三十八條第一項において準用する場合を含む。）又は第三十六條第四項の規定に違反して、組合若しくは連合会の業務上の余裕金又は連合会の積立金を運用したとき。

四 第三十條第五項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

五 この法律に規定する業務以外の業務を行つたとき。

第四百九條 連合会の役員が第二十九條の規定による政令に違反して登記をすることを怠つたときは、三万円以下の過料に処する。

第五百十條 医師、歯科医師、薬剤師若しくは手当を行つた者又はこれらの者を使用する者が第三十一條第一項の規定による報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示を命ぜられて正当な理由がなくこれに従わず、又は同項の規定による質問に対して正当な理由がなく答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、一万円以下の過料に処する。

第十一章 地方議会議員の年金制度

（地方議会議員共済会）

第五百一十一條 次の各号に掲げる地方公共団体の議会の議員（以下「地方議会議員」という。）の区分に従い、当該各号に掲げる地方議会議員をもつて組織する当該各号に掲げる地方議会議員共済会（以下「共済会」という。）を設ける。

一 都道府県の議会の議員
都道府県議会議員共済会

二 市（特別区を含む。）以下の市（特別区を含む。）以下の市議会の議員
市議会議員共済会

三 町村の議会の議員
町村議会議員共済会

2 共済会は、法人とする。

3 共済会は主たる事務所を東京都に置く。

（定款）
第五百一十二條 共済会は、定款をもつて次に掲げる事項を定めなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所の所在地

四 代議員会に関する事項

五 役員に関する事項

六 年金の給付に関する事項

七 掛金に関する事項

八 資産の管理その他財務に関する事項

九 その他組織及び業務に関する重要事項

2 定款の変更は、自治大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（登記）

第五百一十三條 共済会は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（民法の準用）
第五百一十四條 民法第四十四條、第五十條及び第五十四條の規定は、共済会について準用する。

（代議員会）
第五百一十五條 共済会に、代議員会を置く。

2 次に掲げる事項は、代議員会の議決を経なければならない。

一 定款の変更

二 事業計画書の作成及び定款で定める重要な変更並びに決算報告の認定

三 訴訟の提起及び和解

四 その他共済会の業務に関する重要事項で定款で定めるもの

（役員）
第五百一十六條 共済会に、役員として、会長一人、副会長一人、理事十人以内及び監事二人以内を置く。

2 会長は、共済会を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐して共済会の業務を執行し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員ときはその職務を行なう。

4 理事は、会長の定めるところにより、会長及び副会長を補佐して共済会の業務を掌理し、会長及び

副会長に事故があるときはその職務を代理し、会長及び副会長が欠員のときはその職務を行なう。

5 監事は、共済会の業務を監査する。

6 共済会と会長、副会長又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が共済会を代表する。

（余裕金の運用）
第五百一十七條 共済会の業務上の余裕金は、自治省令で定めるところにより、安全かつ効率的な方法により運用しなければならない。

（共済年金の種類）
第五百一十八條 共済会の給する年金（以下「共済年金」という。）は、退職年金、公務傷病年金及び遺族年金とする。

（在職期間の合算）
第五百一十九條 共済年金の基礎となるべき在職期間の計算については、都道府県、市又は町村の議会の区分ごとに、地方議会議員が退職した後それぞれ議会の議員として再就職したときは、前後の在職期間は、合算するものとする。

2 市町村の廃置分合若しくは境界変更により町村が市となり若しくは市が町村となつた場合又は町村を市とし若しくは市を町村とする処分があつた場合において、これらの場合における地方議会議員としての在職期間は、合算する。この場合において、共済会は、合算されるべき在職期間に係る共済年金の支給に要する費用を移換しなければならない。

（併給の禁止）

第六十條 一の共済会が給する共済年金については、退職年金と公務傷病年金とは、併給しないものとする。

（退職年金）
第六十一條 退職年金は、地方議会議員が在職十二年以上で退職したときに、その者に給するものとする。

2 退職年金の年額は、在職期間十二年以上十二年未満につき、退職当時の標準報酬月額（第六十六條に規定する標準報酬月額に十二を乗じて得た額をいう。以下同じ。）の百五十分の五十に相当する金額とし、十二年以上一年を増すごとに、その一年につき、退職当時の標準報酬年額の百五十分の一に相当する金額を加算した金額とする。

3 在職期間五十年をこえる者に給すべき退職年金の年額は、在職期間五十年として計算する。

（公務傷病年金）
第六十二條 公務傷病年金は、地方議会議員が、当該共済会を組織する地方議会議員である間における公務に基づく傷病により不具廃疾となり退職したときに、その者に給するものとする。退職後三年以内に、当該共済会を組織する地方議会議員であつた間における公務に基づく傷病により不具廃疾となつたときも、同様とする。

2 公務傷病年金の年額は、在職期間十二年未満の者にあつては前条の規定により在職期間十二年の者に給すべき退職年金の年額に、在

昭和三十一年四月二十三日 参議院會議録第十八号(その二) 地方公務員共済組合法案

職期間十二年以上の者にあつては、その者が同条の規定により退職年金を受けるものとした場合における当該退職年金の年額に、それぞれ当該不具廃疾の程度に応じた金額を加算した金額とする。

3 前項の不具廃疾の程度は、恩給法(大正十二年法律第四十八号)別表第一号表ノ二の定めるところによるものとし、同項の加算額は、同法別表第二号表の定める金額によるものとする。

4 公務に基づく傷病により不具廃疾となつた場合において、その者に重大な過失があつたときは、前三項の規定による公務傷病年金は、給しない。

5 公務傷病年金の決定をするに当たつて、将来不具廃疾が回復し、又はその程度が低下することがあるべきことが認められるときは、五年間公務傷病年金を給する。

6 事項の期間満了の六月前までに傷病が回復しない者は、定款で定めるところにより、再審査を請求することができ、再審査の結果公務傷病年金を給すべきものであるときは、これに相当の公務傷病年金を給する。

(遺族年金)

第百六十三条 遺族年金は、地方議会議員が死亡し、その死亡を退職とみなすときはこれに退職年金又は公務傷病年金を給すべきときに、その者の遺族に給するものとする。退職年金又は公務傷病年金を受ける者が死亡したときも同様とする。

2 前項の遺族年金の年額は、これを受ける者の人員にかかわらず、次の各号に掲げる金額の二分の一に相当する金額とする。

一 地方議会議員が公務に基づく傷病によらないで死亡した場合(第三号に規定する場合を除く。)においては、これに給すべき退職年金の年額

二 退職年金を受ける者が公務に基づく傷病によらないで死亡した場合(前号に規定する場合を除く。)においては、当該退職年金の年額

三 公務傷病年金を受ける者が公務に基づく傷病によらないで死亡した場合においては、在職期間十二年未満の者にあつては第百六十一條の規定により在職期間十二年の者に給すべき退職年金の年額に、在職期間十二年以上の者にあつては、その者が同条の規定により退職年金を受けるものとした場合における当該退職年金の年額に、それぞれ百分の百二十八を乗じて得た金額

四 地方議会議員又は退職年金若しくは公務傷病年金を受ける者が公務に基づく傷病により死亡した場合においては、在職期間十二年未満の者にあつては第百六十一條の規定により在職期間十二年の者に給すべき退職年金の年額に、在職期間十二年以上の者にあつては、その者が同条の規定により退職年金を受けるものとした場合における当該退職年金の年額に、それぞれ百分の百七十を乗じて得た金額

(退職年金等の停止)

第百六十四条 退職年金は、これを受ける者が年満五十五歳に達する月まで、その支給を停止する。

2 退職年金及び公務傷病年金は、これを受ける者が第百五十九條第一項に規定する再就職をしたときは、再就職の月の翌月から退職の月まで、その支給を停止する。ただし、再就職期間が一月未満であるときは、この限りでない。

(退職年金等の改定)

第百六十五条 第百五十九條第一項に規定する再就職その他の事由による退職年金及び公務傷病年金の改定については、定款で定める。

(掛金)

第百六十六條 地方議会議員は、定款で定めるところにより、共済年金の給付に要する費用に充てるため、共済会に、掛金を納めなければならない。

2 前項の掛金の額は、地方議会議員の報酬(地方自治法第二百三條に規定する報酬をいう。以下同じ。)の額(一の地方公共団体の議会の議員については、その報酬の額が職により異なるときは、その最も低い額をもつて当該地方公共団体の議会の議員の報酬の額とする。)に基つき定款で定める標準報酬月額額の百分の五に相当する金額とする。

3 地方議会議員の報酬の支給機関は、報酬を支給する際地方議会議員の報酬から前項に規定する掛金に相当する金額を控除して、これを地方議会議員に代わつて共済会に払い込まなければならない。

(地方公共団体の負担金)

第百六十七條 共済年金の給付に要する費用は、前条第一項に規定する掛金を充てるほか、地方公共団体が負担する。

2 前項の規定により地方公共団体が負担する負担金の率その他当該負担金について必要な事項は、自治省令で定める。

3 共済会の事務に要する費用は、地方公共団体が負担する。

4 前項の規定により地方公共団体が負担すべき金額は、毎年度、地方公共団体の予算をもつて定める。

(非課税)

第百六十八條 公務傷病年金及び遺族年金については、その支給を受ける金額を標準として、租税その他の公課を課することができない。

(時効)

第百六十九條 共済年金を受ける権利は、これを受けるべき事由が生じた日から七年間請求しなかつたときは、時効によつて消滅する。

六四四

おいて年満五十五歳未満であるときは、その時効については、前項の規定を適用する。

(監督)

第百七十條 共済会の業務の執行は、自治大臣が監督する。

2 共済会は、自治省令で定めるところにより、毎月末日現在におけるその事業についての報告書を自治大臣に提出しなければならない。

3 自治大臣は、毎年少くとも一回、当該職員に共済会の業務及び財産の状況を監査させるものとする。

(自治省令への委任)

第百七十一條 この章に定めるもののほか、この章の規定の施行に關し必要な事項は、自治省令で定める。

(罰則)

第百七十二條 第百七十條第二項又は第三項の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は監査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

第百七十三條 次の各号の一に該当する場合においては、その違反行為をした共済会の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

一 第百五十二條第二項の規定により自治大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。

二 第百五十三條第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第百五十七条の規定による自治省令に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和三十七年十月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第百三十二条第一項、第二項及び第四項、附則第三条第三項及び第四項、附則第五条第一項から第七項まで、附則第六条第一項から第七項まで、附則第七条、附則第八条、附則第九条第一項から第四項まで、附則第十条第二項、附則第二十九条、附則第三十三条並びに附則第四十二條の規定は、公布の日から施行する。

(法律の廃止)
第二条 次に掲げる法律は、廃止する。
一 町村職員恩給組合法（昭和二十七年法律第百十八号）
二 市町村職員共済組合法
三 地方議会議員互助年金法（昭和三十六年法律第百二十号）
(組合の存続)
第三条 この法律による改正前の国家公務員共済組合法第三條第二項第一号ニ及び同法附則第二十条第一項第二号の規定に基づく地方職員共済組合、同法附則第二十条第一項第三号の規定に基づく公立学校共済組合又は同法第三條第二項第一号イ及び同法附則第二十条第一項第一号の規定に基づく警察共済組合（以下この条、附則第十五条及び附則第十六条において「旧組合」という。）は、昭和三十七年

十月一日において、それぞれ第三条第一項第一号から第三号までに掲げる地方職員共済組合、公立学校共済組合又は警察共済組合となり、同一性をもつて存続するものとする。

2 旧組合の運営規則でこの法律の規定に抵触するものは、施行日からその効力を失うものとする。

3 自治大臣、文部大臣及び警察庁長官は、施行日の前日までに、それぞれ旧組合の運営審議会の議を経て、第五条の規定の例により、地方職員共済組合等の定款を定め、及び主務省令で定めるところにより施行日を含む事業年度のうち同日以後の期間に係る事業計画及び予算を作成し、並びに当該定款、事業計画及び予算につき主務大臣の認可を受けるものとする。

4 前項の主務大臣の定款の認可については、第五条第四項から第六項までの規定の例による。

5 地方職員共済組合等は、施行日に、第三項の規定により認可を受けた定款を公告しなければならぬ。

(町村職員恩給組合等の解散)
第四条 旧町村職員恩給組合法第二条の町村職員恩給組合（以下旧町村職員恩給組合という。）及び同法の規定に基づく町村職員恩給組合連合会（以下旧町村職員恩給組合連合会という。）並びに旧市町村職員共済組合（以下旧市町村職員共済組合という。）及び旧市町村職員共済組合連合会（以下旧市町村職員共済組合連合会という。）は、この法律の施行の時にあって、解散するものとする。

(都職員共済組合等の設立)
第五条 都職員共済組合設立委員又は指定都市職員共済組合設立委員（以下この条において「組合設立委員」という。）は、都知事又は指定都市の市長が都（特別区を含む。）以下この項及び第三項において同じ。）又は指定都市の職員のうちから指名する者十人以上及びこれと同数の、都又は指定都市の職員がその職員のうちから選挙する者とする。

2 都知事又は指定都市の市長は、昭和三十七年八月十一日までに、組合設立委員の指名をしなければならぬ。

3 都知事又は指定都市の市長は、昭和三十七年七月二十日までに、都又は指定都市の職員のうちから十人以上を、都職員共済組合設立委員選挙管理人又は指定都市職員共済組合設立委員選挙管理人（以下この条において「選挙管理人」という。）として指定しなければならぬ。

4 選挙管理人は、昭和三十七年八月十一日までに、組合設立委員の選挙を行わなければならない。

5 組合設立委員は、昭和三十七年八月二十七日までに、第五条第一項各号に掲げる事項及び同条第二項に定める事項について定款を定め、並びに主務省令で定めるところにより施行日を含む事業年度のうち同日以後の期間に係る事業計画及び予算を作成し、その定款、事業計画及び予算について自治大

臣の認可を申請しなければならない。

6 自治大臣は、前項に規定する認可をしたときは、直ちにその旨を告示するものとする。

7 組合設立委員は、前項の規定による告示があつたときは、昭和三十七年九月二十二日までに、第十三条第三項、第六項及び第七項の規定の例により理事長となるべき者、理事となるべき者及び監事となるべき者を選挙しなければならない。

8 都職員共済組合等は、第六項の規定による告示があつたときは、施行日に、成立する。この場合において、都職員共済組合等は、遅滞なく、その定款を公告しなければならない。

9 組合設立委員並びに第七項の理事長となるべき者、理事となるべき者及び監事となるべき者は、都職員共済組合等の成立の日において、都職員共済組合等の組合会の議員、理事長、理事及び監事となるものとする。

10 都職員共済組合等の設立に要する費用は、当該都職員共済組合等が負担するものとする。

(市町村職員共済組合の設立)
第六条 都道府県知事は、昭和三十七年七月二十日までに、市町村長及び市町村長以外の市町村の職員のうちからそれぞれ十人以上の同数の者を市町村職員共済組合設立委員選挙管理人（以下この条において「選挙管理人」という。）として指名しなければならない。

2 選挙管理人は、昭和三十七年八月十一日までに、市町村職員共済組合設立委員（以下この条において「組合設立委員」という。）の定数を二十人以上（政令で定める市町村職員共済組合に係るものにあつては、二十人をこえ三十人以上）において定めなければならない。

3 組合設立委員は、市町村長及び市町村長以外の市町村の職員がそれぞれのうちから同数を選挙するものとする。

4 選挙管理人は、昭和三十七年八月十一日までに、組合設立委員の選挙を行わなければならない。

5 組合設立委員は、昭和三十七年八月二十七日までに、第五条第一項各号に掲げる事項について定款を定め、並びに主務省令で定めるところにより施行日を含む事業年度のうち同日以後の期間に係る事業計画及び予算を作成し、その定款、事業計画及び予算について自治大

臣の認可を申請しなければならない。

6 自治大臣は、前項に規定する認可をしたときは、直ちにその旨を告示するものとする。

7 組合設立委員は、前項の規定による告示があつたときは、昭和三十七年九月二十二日までに、第十三条第四項、第六項及び第七項の規定の例により理事長となるべき者、理事となるべき者及び監事となるべき者を選挙しなければならない。

8 市町村職員共済組合は、第六項の規定による告示があつたときは、施行日に、成立する。この場

合において、市町村職員共済組合は、遅滞なく、その定款を公告しなくてはならない。

9 組合設立委員並びに第七項の理事長となるべき者、理事となるべき者及び監事となるべき者は、市町村職員共済組合の成立の日において、市町村職員共済組合の組合会の議員、理事長、理事及び監事となるものとする。

10 市町村職員共済組合の設立に要する費用は、当該市町村職員共済組合が負担するものとする。

(都市職員共済組合を設立する旨の申出)

第七條 第三條第二項の規定により都市職員共済組合を設けようとする一の市又は二以上の市の市長は、昭和三十七年七月十日までに、政令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に申し出なければならない。

(都市職員共済組合の設立)

第八條 都市職員共済組合の設立については、次の各号に定めるところによる。

一 当該設立される都市職員共済組合が一の市の職員をもつて組織される場合にあつては、附則第五條に規定する都職員共済組合等の設立の方法の例によるものとする。

二 当該設立される都市職員共済組合が二以上の市の職員をもつて組織される場合にあつては、当該二以上の市の長の協議により、附則第五條に規定する都職員共済組合等の設立の方法又は附則第六條に規定する市町村職員共済組合の設立の方法のいずれかの場合によるものとする。

員共済組合の設立の方法のいずれかの場合によるものとする。この場合において、附則第五條に規定する都職員共済組合等の設立の方法の例によるものは、当該二以上の市の数が当該方法の例により定めらるべき組合設立委員の定数の半数に満たない場合とし、附則第六條に規定する市町村職員共済組合の設立の方法によるものは、当該二以上の市の数が当該方法の例により定めらるべき組合設立委員の定数の半数以上である場合とする。

2 前項の場合において、附則第五條に規定する都職員共済組合等の設立の方法の例によるときは、当該二以上の市の市長が協議して定める市長が選挙管理入及び組合設立委員を指名するものとする。

(市町村職員共済組合連合会等の設立)

第九條 自治大臣は、昭和三十七年九月二十五日までに、市町村職員共済組合又は都市職員共済組合の理事長となるべき者の協議を招集しなければならない。

2 市町村職員共済組合又は都市職員共済組合の理事長となるべき者は、前項に規定する会議において、連合会の理事長となるべき者を互選し、並びに第二十八條第一項各号に掲げる事項について定款を定め、施行日を含む事業年度のうち同日以後の期間に係る事業計画及び予算を作成しなければならない。

3 前項の規定により連合会の理事長となるべき者として互選された

者は、昭和三十七年九月二十七日までに、前項の定款、事業計画及び予算について自治大臣の認可を申請しなければならない。

4 自治大臣は、前項に規定する認可をしたときは、直ちにその旨を告示するものとする。

5 連合会、前項の規定による告示があつたときは、施行日に、成立する。この場合において、連合会は、遅滞なく、その定款を公告しなければならない。

6 第二項の連合会の理事長となるべき者は、連合会の成立の日において、連合会の理事長となるものとする。

7 連合会の設立に要する費用は、当該連合会が負担するものとする。

(共済会の設立)

第十條 旧地方議會議員互助年金法第二條の規定により組織された都道府県議會議員互助会、市議會議員互助会又は町村議會議員互助会(以下「互助会」という)は、施行日において、それぞれ第五十一條の規定により設けられた都道府県議會議員共済会、市議會議員共済会又は町村議會議員共済会となり、同一性をもつて存続するものとする。

3 互助会の会長は、施行日の前日までに互助会の代議員会の議決を経て、第五十二條の規定の例により共済会の定款を定め、当該定款について自治大臣の認可を受けなければならない。

3 互助会の役員は、施行日において、それぞれ共済会の役員となるものとする。

(権利義務に關する経過措置)

第十一條 市町村職員共済組合又は市町村職員共済組合連合会は、この法律の施行に伴い解散する旧町村職員共済組合及び旧市町村職員共済組合連合会及び旧市町村職員共済組合連合会の権利義務をそれぞれ承継するものとする。

2 旧町村職員共済組合を組織していた市町村(以下この項において「恩給組合加入市町村」という)をもつて組織する地方自治法第二百八十四條に規定する一部事務組合で恩給組合加入市町村に係る次の各号に掲げる費用を市町村職員共済組合に払い込む事務を共同して行なうためのものが施行日に成立したときは、前項の規定にかかわらず、当該一部事務組合が当該旧町村職員共済組合の財産を承継するものとする。

一 施行日前に恩給組合加入市町村の職員であつた者で市町村職員共済組合の組合員となつたものについて生ずる追加費用

二 施行日前に恩給組合加入市町村の職員であつた者に係る旧町村職員共済組合の条例の規定による給付の支払に要する費用

3 前項の一部事務組合の財務に關する事項については、旧町村職員共済組合法第六條の二から第六條の六まで及び第九條の規定の例による。

4 第二項の承継及び同項の一部事務組合における資産の運用その他財務に關し必要な事項は、前項に定めるもののほか、政令で定める。

5 都職員共済組合、都市職員共済組合、指定都市職員共済組合又は市町村職員共済組合は、附則第二十九條第二項の規定により解散する健康保険組合の権利義務をそれぞれ承継するものとする。

(旧町村職員共済組合等の職員の身分取扱)

第十二條 地方職員共済組合等以外の組合及び連合会は、この法律の施行に伴い解散する旧町村職員共済組合、旧市町村職員共済組合、健康保険組合、旧町村職員共済組合連合会及び旧市町村職員共済組合連合会の職員がそれぞれ引き継ぎ組合及び連合会の職員としての身分を取得するように措置しなければならない。

(従前の給付等)

第十三條 この附則(附則第四十條の規定に基づく別に定める法律を含む)に別段の規定があるもののほか、施行日前に国家公務員共済組合法、旧市町村職員共済組合法、健康保険法、船員保険法、旧地方議會議員互助年金法(同法に基づき互助会の規約を含む)並びに旧町村職員共済組合の退職年金及び退職一時金に關する条例の規定に基づいてした給付、審査の請求その他の行為又は手続で施行日以後その法令上の効力が失われるものは、この法律中の相當する規

において、健康保険との関係の調整その他必要な経過措置は、政令で定める。

(組合員の資格の特例)

第三十一条 旧市町村職員共済組合法附則第二十二項後段又は附則第二十七項の規定により旧市町村職員共済組合の組合員となつた者で、施行日の前日まで引き続き旧市町村職員共済組合の組合員であり、この法律が施行されなければ引き続き旧市町村職員共済組合の組合員であるべきものは、第二十一条第一号の規定にかかわらず、施行日に、市町村職員共済組合の組合員となるものとする。

(短期給付に要する費用の負担割合の特例)

第三十二条 旧市町村職員共済組合又は附則第二十九条第二項の規定により解散する健康保険組合で、短期給付に相当する給付に要する費用のうち地方公共団体の負担する割合が旧市町村職員共済組合の組合員又は被保険者の負担する割合をこえていないものは、附則第十一條第一項又は第五項の規定により承継する組合は、第三十三条第二項第一号の規定にかかわらず、昭和四十八年三月三十一日までの間に限り、自治大臣の認可を受けて、政令で定めるところにより、従前の地方公共団体の負担する割合をこえない範囲において同号の地方公共団体の負担金の割合を定めることができる。

(長期給付に要する費用の算定の特例)

第三十三条 組合(連合会)を組織する組合にあつては、連合会。次項において同じ。の第百三十三条第一項第二号に規定する長期給付に要

する費用(以下この項において「長期給付に要する費用」という。)は、同項の規定にかかわらず、自治大臣が定める日までの間は、主務大臣の告示する費用をもつて長期給付に要する費用とする。

(福祉事業に要する費用の額の特例)

第三十四条 組合は、第百三十二条第二項の規定にかかわらず、当分の間、政令で定めるところにより、同項に規定する金額をこえる金額を福祉事業に要する費用に充てることができる。

(互助会に係る掛金に関する経過措置)

第三十五条 互助会の会員であつた期間を有する共済会を組織する地方議会議員で当該互助会の会員であつた期間に係る互助会の掛金の全部又は一部を互助会に納めていないものは、当該未納金に相当する金額に利息を付して、施行日(同日後共済会を組織する地方議会議員となつた者にあつては、そのなつた日。次項において同じ。)から三月以内に一時に又は分割して共済会に払い込まなければならぬ。

2 昭和三十六年七月一日から施行日の前日までの間における地方議会議員としての在職期間(互助会の会員であつた期間を除く。)を有する共済会を組織する地方議会議員は、当該在職期間を互助会の会員であつたものとみなして旧地方議会議員互助年金法第十二条の規定を適用して算定した互助会の掛金に相当する金額を、施行日から三月以内に一時に又は分割して共済会に払い込まなければならぬ。

3 第一項に規定する利息の計算については、政令で定める。

(市町村の廃置分合の場合の取扱ひ)

第三十六条 市町村の廃置分合に伴う組合の権利義務の承継その他この法律の適用に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(都市職員共済組合の長期給付に関する事務の承継)

第三十七条 都市職員共済組合を組織している市が市町村職員共済組合に加入することとなつたときにおける権利義務の承継その他この法律の適用に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(監督の経過措置)

第三十八条 主務大臣は、当分の間、大蔵大臣と協議して定めるところにより、第百三十三条第四項及び第百三十一條第一項に係る所掌事務で地方職員共済組合等に係るものを大蔵省の機関に委任することとができる。この場合において、当該事務に関しては、主務大臣及び大蔵大臣が当該機関を指揮監督する。

(従前の行為に対する罰則の適用)

第三十九条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(長期給付に関する経過措置)

第四十条 この附則に定めるもののほか、長期給付及び共済年金に関する規定の施行に関し必要な事項は、別に法律で定める。

(退職手当制度の整備)

第四十一条 この法律の施行に伴い、地方公共団体は、当該地方公共団体の職員の退職手当に関する制度を、国家公務員の退職手当に関する制度が国家公務員共済組合

法の改正に伴い改正された趣旨にならつて整備するように努めなければならない。

(政令への委任)

第四十二条 この法律に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(登録税法の一部改正)

第四十三条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「地方議会議員互助会」を「市町村職員共済組合連合会、都市職員共済組合連合会、地方議会議員共済会」に、「地方議会議員互助年金法」を「地方公務員共済組合法」に改め、同条第十八号中「同連合会」の下に、「地方公務員共済組合、市町村職員共済組合連合会、都市職員共済組合連合会、地方議会議員共済会」を加え、同条第二十二号ノ二の次に次の一号を加える。

二十二ノ三 地方公務員共済組合、市町村職員共済組合連合会又は都市職員共済組合連合会が地方公務員共済組合法第百十二条ノ事業ノ用ニ供スル建物又ハ土地ノ権利ノ取得又ハ所有権ノ保存ノ登記

(印紙税法の一部改正)

第四十四条 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五号第六号ノ十四を次のように改める。

六ノ十四 地方公務員共済組合ノ地方公務員共済組合法ニ基ク給付、同法第百二十二条第一項第二号ノ貸付並ニ同項第三号及第四号ノ事業、市町村

職員共済組合連合会又ハ都市職員共済組合連合会ノ同項第二号ノ貸付並ニ同項第三号及第四号ノ事業並ニ地方議会議員共済会ノ同法ニ基ク給付ニ関スル証書、帳簿

第五号第六号ノ十四を削る。

(健康保険法の一部改正)

第四十五条 健康保険法の一部を次のように改正する。

第四十三条ノ四第二項中「市町村職員共済組合法(昭和二十九年法律第二十四号)」を「地方公務員共済組合法(昭和二十七年法律第 号)」に改める。

(船員保険法の一部改正)

第四十六条 船員保険法の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「市町村職員共済組合法」を「地方公務員共済組合法」に改める。

(所得税法の一部改正)

第四十七条 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十二号中「市町村職員共済組合及び同連合会、町村職員共済組合連合会、地方議会議員互助会」を「地方公務員共済組合、市町村職員共済組合連合会、都市職員共済組合連合会、地方議会議員共済会」に改める。

第八条第八項第六号の三を次のように改める。

六の三 地方公務員共済組合法第百十四条又は同法第百六十六條の規定による掛金

第八条第八項第七号の三を削り、同項第七号の四を同項第七号の三に改める。

第九条第二項中「第七号の四」を削る。

2 前項の規定による改正後の所得税法第八條第八項の規定の適用については、前項の規定による改正前の所得税法第八條第八項第六号の三に規定する掛金及び市町村の職員が負担する費用は、地方公務員共済組合法第百十四條の規定による掛金とみなし、前項の規定による改正前の所得税法第八條第八項第七号の三に規定する掛金並びに地方公務員共済組合法附則第三十五條第一項に規定する未納金に相当する金額及び同条第二項に規定する掛金に相当する金額は、地方公務員共済組合法第百六十六條の規定による掛金とみなす。

(法人税法の一部改正)

第四十八條 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項第四号中「市町村職員共済組合及び同連合会、町村職員恩給組合連合会、地方議會議員互助会」を「地方公務員共済組合、市町村職員共済組合連合会、都市職員共済組合連合会、地方議會議員共済会」に改める。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正)

第四十九條 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第二十四條の二第五項第三号の二の次に次の一号を加える。

三の三 地方公務員共済組合法(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律の一部改正)

第五十條 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律(昭和二十二年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第二條第二号に次のように加える。

地方公務員共済組合法
(昭和三十一年法律第

五十一條 船員保険特別会計法(昭和二十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

第三條中「市町村職員共済組合法」を「地方公務員共済組合法」に改める。

(地方財政法の一部改正)

第五十二條 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第十條第一号の三を同条第一号の四とし、同条第一号の二を同条第一号の三とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

一の二 義務教育職員の共済組合の長期給付に要する経費

第三十四條第一項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 養護学校の小学部及び中学部における教育に従事する教職員の共済組合の長期給付に要する経費

(地方税法の一部改正)

第五十三條 地方税法(昭和二十五年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十五條第一項第二号中「市町村職員共済組合及び市町村職員共済組合連合会、町村職員恩給組合連合会」を「地方公務員共済組合、市町村職員共済組合連合会、都市職員共済組合連合会」に改める。

第七十二條の五第一項第四号中「市町村職員共済組合及び市町村職員共済組合連合会、町村職員恩給組合連合会、地方議會議員互助会」を「地方公務員共済組合、市町村職員共済組合連合会、都市職員共済組合連合会、地方議會議員互助会」に改める。

助会」を「地方公務員共済組合、市町村職員共済組合連合会、都市職員共済組合連合会、地方議會議員共済会」に改める。

第七十二條の十四第一項中「市町村職員共済組合法(昭和二十九年法律第二十四号)」を「地方公務員共済組合法(昭和三十一年法律第

五十一條)に、市町村職員共済組合法」を「地方公務員共済組合法」に改める。

第七十二條の十七第一項、第七十三條の四第一項第八号及び第七十三條の四第四号中「市町村職員共済組合法」を「地方公務員共済組合法」に改める。

第二百九十六條第一項第二号中「市町村職員共済組合及び市町村職員共済組合連合会、町村職員恩給組合連合会」を「地方公務員共済組合、市町村職員共済組合連合会、都市職員共済組合連合会」に改める。

第三百四十八條第二項第十一号の三中「市町村職員共済組合」を「地方公務員共済組合」に改め、同条第四項中「市町村職員共済組合」を「地方公務員共済組合、市町村職員共済組合連合会、都市職員共済組合連合会及び地方議會議員共済会」に改める。

第六百七十二條第四号中「市町村職員共済組合法」を「地方公務員共済組合法」に改める。

(地方公務員法の一部改正)

第五十四條 地方公務員法の一部を次のように改正する。

第四十三條及び第四十四條を次のように改める。

(共済制度)
第四十三條 職員の病氣、負傷、出産、休業、災害、退職、廃疾若しくは死亡又はその被扶養者の病氣、負傷、出産、死亡若し

くは災害に關して適切な給付を行なうための相互救済を目的とする共済制度が、実施されなければならない。

2 前項の共済制度には、職員が相当年限忠実に勤務して退職した場合又は公務に基づく病氣若しくは負傷により退職し、若しくは死亡した場合におけるその者又はその遺族に対する退職年金及び退職一時金に關する制度が含まれていなければならない。

3 前項の退職年金及び退職一時金に關する制度は、退職又は死亡の時の条件を考慮して、本人及びその遺族又は死亡の當時その者が直接扶養する者のその後における適當な生活の維持を図ることを目的とするものでなければならない。

4 第一項の共済制度については、国の制度との間に權衡を失しないように適當な考慮が払われなければならない。

5 第一項の共済制度は、健全な保険数理を基礎として定めなければならない。

6 第一項の共済制度は、法律によつてこれを定める。

(結核予防法の一部改正)

第五十五條 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第三十七條第一項中「市町村職員共済組合法(昭和二十九年法律第二十四号)」を「地方公務員共済組合法(昭和三十一年法律第

五十一條)に改める。

(土地収用法の一部改正)

第五十六條 土地収用法(昭和二十六年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

第三條第二十四号中「若しくは国家公務員共済組合若しくは共済組合連合会」を、国家公務員共済組合若しくは共済組合連合会若しくは地方公務員共済組合、市町村職員共済組合連合会若しくは都市職員共済組合連合会」に改める。

(自治省設置法の一部改正)

第五十七條 自治省設置法(昭和二十七年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項第十六号から第十

十六號の三までを次のように改める。

十六 地方職員共済組合、都職員共済組合、指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合、市町村職員共済組合連合会及び都市職員共済組合連合会を監督し、及びその定款の変更を認可すること。

第十條第八号から第九号の三までを次のように改める。

八 地方職員共済組合、都職員共済組合、指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び市町村職員共済組合連合会に關する事務を處理すること。

八の二 市町村職員共済組合連合会及び都市職員共済組合連合会に關する事務を處理すること。

八の三 地方公務員共済組合審議會に關する事務を處理すること。

九 地方議會議員共済会に關する事務を處理すること。

第二十三條の五の次に次の一条を加える。

(地方公務員共済組合審議会)
第二十三号の六、自治省に、地方
公務員共済組合審議会を置く。

2 地方公務員共済組合審議会の
所掌事務、組織、委員の任命そ
の他の事項については、地方公
務員共済組合法(昭和二十七年
法律第 号)の定めるところ
による。

(義務教育費国庫負担法の一部改
正)
第五十八条 義務教育費国庫負担法
の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。
四 地方公務員共済組合法(昭
和二十七年法律第 号)第
百三十三条第二項の規定によ
り公立の義務教育諸学校に係
る市町村立学校職員給与負担
法第一条に掲げる職員の長期
給付に要する費用について都
道府県が負担する経費
(日雇労働者健康保険法の一部改
正)
第五十九条 日雇労働者健康保険法
の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「市町村職員
共済組合法(昭和二十九年法律第
二百四号)」を「地方公務員共済組
合法(昭和二十七年法律第
号)」に改め、同条第二項から第四
項まで中「市町村職員共済組合法」を
「地方公務員共済組合法」に改める。
(厚生年金保険法の一部改正)
第六十条 厚生年金保険法の一部を
次のように改正する。

第十二条第一号ハを削る。
(厚生年金保険及び船舶員保険交
渉法の一部改正)
第六十一条 厚生年金保険及び船舶
員保険交渉法の一部を次のように改
正する。
第二条第一項第二号中「市町村
職員共済組合法(昭和二十九年法

律第二百四号)」を「地方公務員共
済組合法(昭和二十七年法律第
号)」に改める。
(警察法の一部改正)
第六十二条 警察法の一部を次のよ
うに改正する。

第三十七條第一項第一号中「国
家公務員共済組合員負担金」を「地
方公務員共済組合員負担金」に改める。
(公立養護学校整備特別措置法の
一部改正)
第六十三条 公立養護学校整備特別
措置法(昭和三十一年法律第五
十二号)の一部を次のように改正
する。
第五条に次の一号を加える。
三 地方公務員共済組合法(昭
和二十七年法律第 号)
第百三十三条第二項の規定によ
り公立の養護学校の小学部及
び中学部に係る市町村立学校
職員給与負担法第一条に掲げ
る教職員の長期給付に要する
費用について都道府県が負担
する経費
(租税特別措置法の一部改正)
第六十四条 租税特別措置法(昭和
三十二年法律第二十六号)の一部
を次のように改正する。

第二十六條第一項第一号中「市
町村職員共済組合法(昭和二十九
年法律第二百四号)」を「地方公務
員共済組合法(昭和二十七年法律
第 号)」に、「市町村職員共済
組合法」を「地方公務員共済組
合法」に改める。
(原子爆弾被害者の医療等に関す
る法律の一部改正)
第六十五条 原子爆弾被害者の医療
等に関する法律(昭和三十三年法
律第四十一号)の一部を次のよう
に改正する。
第十四条の二第二項中「市町村
職員共済組合法(昭和二十九年法

律第二百四号)」を「地方公務員
共済組合法(昭和二十七年法律
第 号)」に改める。
(国家公務員共済組合法の一部改
正)
第六十六条 国家公務員共済組合法
の一部を次のように改正する。

第三條第二項第一号イを削り、
同号ロ中「ハ」を「ロ」に改め、同号
ロを同号イとし、同号ハを同号ロ
とし、同号ニを削る。
第八條中「警察庁長官、及び
自治大臣を削る。
第百四十四條中「地方自治法」の下
に「昭和二十二年法律第六十七
号」を加える。
第百二十四條の二第一項中「国」
の下に「又は地方公共団体」を加
える。
第百二十六條の二を第百二十六
條の五とし、第百二十六條の次に
次の三條を加える。
(地方公務員共済組合法との関
係)
第百二十六條の二 組合員が退職
し、引き続き地方公務員共済組
合法(昭和二十七年法律第
号)第三條第一項に規定する地
方公務員共済組合(以下「地方の
組合」という。)の組合員のうち、
同法の長期給付に関する規定の
適用を受ける者となつたとき
は、長期給付に関する規定の適
用については、その退職は、な
かつたものとみなす。

2 組合員(組合員であつた者を
含む。次項において同じ。)が地
方の組合の組合員となつたとき
は、当該地方の組合を他の組合
と、当該地方の組合の組合員を
他の組合の組合員と、それぞれ
みなして、第三十七條第三項及
び第三十九條の規定を適用す
る。

3 前二項に定めるもののほか、
組合員が地方の組合の組合員と
なつた場合におけるこの法律の
適用について必要な事項は、政
令で定める。
第百二十六條の三 地方の組合の
組合員であつた組合員に対する
この法律(第六章を除く。)の規
定の適用については、その者の
当該地方の組合の組合員であつ
た間組合員であつたものと、地
方公務員共済組合法の規定によ
る給付はこの法律中の相当する
規定による給付とみなす。ただ
し、長期給付に関する規定の適
用については、地方公務員共済
組合法の長期給付に関する規定
の適用を受けた地方の組合の組
合員であつた間に限る。

2 前項に定めるもののほか、地
方の組合の組合員であつた組合
員に対するこの法律の適用につ
いて必要な事項は、政令で定め
る。
第百二十六條の四 地方自治法附
則第八條に規定する職員のうち
道路運送法(昭和二十六年法律
第百八十三号)及び道路運送車
両法(昭和二十六年法律第百八
十五号)の施行に関する事務に
従事するものは、運輸省の所属
の職員をもつて組織する組合の
組合員となるものとし、地方公
務員共済組合法第百四十二條の
規定は、適用しない。
附則第十三條の見出しを「(衛視
等に対する長期給付の特例)」に改
め、同条各号列記以外の部分中
「警察職員等」を「衛視等」に改め、
同条第一号を次のように改める。
一 削除
附則第十三條第四号を次のよう
に改める。
四 削除

附則第十三條の二から附則第十
三條の八まで中「警察職員等」を
「衛視等」に改め、附則第十三條の
八の次に次の一条を加える。
(警察職員であつた衛視等の取
扱い)
第十三條の九 地方公務員共済組
合法附則第十九條に規定する警
察職員(以下この条において「警
察職員」という。)であつた衛視
等に対する附則第十三條から前
条までの規定の適用については、
警察職員であつた間衛視等
であつたものと、同法附則第十
九條から附則第二十六條までの
規定による給付は附則第十三條
から前条までの規定による給付
とみなす。
附則第二十條を次のように改め
る。
第二十條 削除
(国民健康保険法の一部改正)
第六十七條 国民健康保険法(昭和
三十三年法律第九十二号)の一
部を次のように改正する。
第六條第三号中「市町村職員共
済組合法(昭和二十九年法律第
二百四号)」を「地方公務員共済組
合法(昭和二十七年法律第
号)」に改め、同条第四号中「市町
村職員共済組合法」を「地方公務
員共済組合法」に改める。
第五十六條第一項中「市町村職
員共済組合法」を「地方公務員共
済組合法」に改める。
(国民年金法の一部改正)
第六十八條 国民年金法(昭和三十
四年法律第四十一号)の一部を
次のように改正する。
第五條第一項各号列記以外の部
分中「及び条例」を削り、同項第五
号を次のように改める。
五 地方公務員共済組合法(昭
和二十七年法律第 号)

昭和三十七年四月二十三日 参議院會議録第十八号(その二) 地方公務員共済組合法案

六五二

第五條第一項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第十号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二項第一号の次に次の一号を加える。

一の二 地方公務員の退職年金に關する條例に基づく年金たる給付

第七條第二項第一号中「地方公務員の退職年金に關する條例の適用を受ける地方公務員」を削り、同号の次に次の一号を加える。

一の二 普通地方公共団体の議会の議員及び特別区の議会の議員

第八條中「厚生年金保險法附則第二十八條に規定する共済組合」の下に「及び地方公務員共済組合法第五十一條第一項に規定する地方議會議員共済会」を加える。

附則第六條第五項第二号中「第七條第二項第二号」を「第七條第二項第一号の二」に改める。

附則第六條の二中「同項第二号」を「同項第一号の二」に改める。

(國稅徵收法の一部改正)

第六十九條 國稅徵收法(昭和三十四年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第七十七條第二項第七号を次のように改める。

七 地方公務員共済組合法(昭和三十七年法律第 号)

(労働者災害補償保險法の一部を改正する法律の一部改正)

第七十條 労働者災害補償保險法の一部を改正する法律(昭和三十五年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

附則第十五條第二項中「國家公務員共済組合法(昭和三十三年法

律第二百二十八号)を「地方公務員共済組合法(昭和三十七年法律第 号)」に、「同法第八十六條」を「同法第九十一條」に改める。

(通算年金通則法の一部改正)

第七十一條 通算年金通則法の一部を次のように改正する。

第三條第五号を次のように改める。

五 地方公務員共済組合法(昭和三十七年法律第 号)

(第一章を除く。)

第四條第一項第五号を次のように改める。

五 地方公務員共済組合の組合員期間

第六條第二項中「市町村職員共済組合の組合員又はを削り、「若しくはを」又は」に改める。

附則第四條から附則第六條までを次のように改める。

(地方公務員等の取扱い)

第四條 昭和三十六年四月一日から昭和三十七年九月三十日まで、地方公務員共済組合法による廃止前の市町村職員共済組合法の適用を受けた者については、同法及び同法に定める年金制度は、第三條の規定にかかわらず、それぞれ同法に定める公的年金各法及び公的年金制度とし、通算対象期間その他この法律の適用については、なお従前の例による。

第五條 地方公務員共済組合法附則第七十一條の規定による改正前の附則第五條第二項又は附則第六條第一項の規定により公的

年金各法及び公的年金制度となされた退職年金条例及び当該条例に定める年金制度又は恩給法及び同法に定める年金制度は、第三條の規定にかかわらず、それぞれ同法に定める公的年金各法及び公的年金制度とし、通算対象期間その他この法律の適用については、なお従前の例による。

第六條 削除

(児童扶養手当法の一部改正)

第七十二條 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第三條第二項第七号中「市町村職員共済組合法(昭和二十九年法律第二百四号)」を「地方公務員共済組合法(昭和三十七年法律第 号)」に改める。

別表第一

損害の程度	月数
一 住居及び家財の全部が焼失し、又は滅失したとき。	三月
二 住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき。	
一 住居及び家財の二分の一以上が焼失し、又は滅失したとき。	二月
二 住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき。	
三 住居又は家財の全部が焼失し、又は滅失したとき。	一月
四 住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき。	
一 住居及び家財の三分の一以上が焼失し、又は滅失したとき。	〇・五月
二 住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき。	

別表第二

組合員期間	日数
一年以上二年未満	二〇日

一年以上三年未満	四五日
三年以上四年未満	七〇日
四年以上五年未満	九五日
五年以上六年未満	一二〇日
六年以上七年未満	一四五日
七年以上八年未満	一七〇日
八年以上九年未満	一九五日
九年以上一〇年未満	二二〇日
一〇年以上一一年未満	二四五日
一一年以上一二年未満	二七〇日
二年以上一三年未満	二九五日
一三年以上一四年未満	三二〇日

別表第三

退職の日における年齢

率

一四年以上一五年未満	三五〇日
一五年以上一六年未満	三八〇日
一六年以上一七年未満	四一〇日
一七年以上一八年未満	四四五日
一八年以上一九年未満	四八〇日
一九年以上二〇年未満	五一五日

別表第四

度

廃疾の状況

支給率
(公務上の廃疾)
(公務外の廃疾)

最低保障額

一八歳未満	〇・九一
一八歳以上二二歳未満	一・一三
二二歳以上二八歳未満	一・四八
二八歳以上三三歳未満	一・九四
三三歳以上三八歳未満	二・五三
三八歳以上四三歳未満	三・三一
四三歳以上四八歳未満	四・三二
四八歳以上五三歳未満	五・六五
五三歳以上五八歳未満	七・三八
五八歳以上六三歳未満	八・九二
六三歳以上六八歳未満	七・八一
六八歳以上七三歳未満	六・四四
七三歳以上	四・九七

- 一 両眼の視力が〇・〇二以下に減じたもの
- 二 両上肢の用を全く廃したもの
- 三 両下肢の用を全く廃したもの
- 四 両上肢を腕関節以上で失つたもの

昭和三十七年四月二十三日 参議院會議録第十八号(その二) 地方公務員共済組合法案

級										級									
一五 両下肢を足関節以上で失つたもの 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を残すもの										六 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を残すもの									
一四 精神に、労働することを不能ならしめる程度の障害を残すもの										七 精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を残すもの									
一三 傷病がなおらないで、身体の機能又は精神に、労働が高度の制限を受けるか、又は労働に高度の制限を加えることを必要とする程度の障害を有するもの										八 傷病がなおらないで、身体の機能又は精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護とを必要とする程度の障害を有するもの									
一二 両上肢のすべての指の用を廃したもの										二 両眼の視力が〇・〇四以下に減じたもの 一眼の視力が〇・〇二以下に減じ、かつ、他眼の視力が〇・〇六以下に減じたもの 両耳の聴力が、耳蝸に接して大声による話をしてもこれを解することができない程度に減じたもの									
一一 両下肢をリスフラン関節以上で失つたもの										三 咀嚼又は言語の機能を廃したもの 脊柱の機能に高度の障害を残すもの									
一〇 両下肢のすべての足ゆびを失つたもの										四 一上肢を腕関節以上で失つたもの 一上肢を足関節以上で失つたもの									
九 一上肢の用を全く廃したもの										五 一上肢の用を全く廃したもの 一上肢の用を全く廃したもの									
八 一上肢の用を全く廃したもの										六 一上肢の用を全く廃したもの 一上肢の用を全く廃したもの									
七 一上肢の用を全く廃したもの										七 一上肢の用を全く廃したもの 一上肢の用を全く廃したもの									
六 一上肢の用を全く廃したもの										八 一上肢の用を全く廃したもの 一上肢の用を全く廃したもの									
五 一上肢の用を全く廃したもの										九 一上肢の用を全く廃したもの 一上肢の用を全く廃したもの									
四 一上肢の用を全く廃したもの										一〇 一上肢の用を全く廃したもの 一上肢の用を全く廃したもの									
三 一上肢の用を全く廃したもの										一一 一上肢の用を全く廃したもの 一上肢の用を全く廃したもの									
二 一上肢の用を全く廃したもの										一二 一上肢の用を全く廃したもの 一上肢の用を全く廃したもの									
一 一上肢の用を全く廃したもの										一三 一上肢の用を全く廃したもの 一上肢の用を全く廃したもの									
〇・六										〇・八									
〇・四										〇・五									
三三、五二〇円										四七、五二〇円									

級		三	
一四	傷病がなおらないで、身体の機能又は精神若しくは神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するもの	一	両眼の視力が〇・一以下に減じたもの
一三	精神又は神経系統に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を有するもの	二	両耳の聴力が四〇センチメートル以上では通常の話を解することができない程度に減じたもの
一二	前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を有するもの	三	咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの
一一	下肢の三大関節のうち、一関節に著しい機能障害を残すもの	四	脊柱の機能に著しい障害を残すもの
一〇	下肢をリフスフラン関節以上で失つたもの	五	一上肢の三大関節のうち、二関節の用を廃したものの
九	一上肢をリフスフラン関節以上で失つたもの	六	一上肢の三大関節のうち、二関節の用を廃したものの
八	一上肢のおや指及びひとさし指を失つたもの又はおや指若しくはひとさし指をあわせ一上肢の三指以上を失つたもの	七	長管状骨に仮関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの
七	一上肢のおや指及びひとさし指を失つたもの又はおや指若しくはひとさし指をあわせ一上肢の三指以上を失つたもの	八	一上肢のおや指及びひとさし指を失つたもの又はおや指若しくはひとさし指をあわせ一上肢の三指以上を失つたもの
六	一上肢のおや指及びひとさし指を失つたもの又はおや指若しくはひとさし指をあわせ一上肢の三指以上を失つたもの	九	おや指及びひとさし指をあわせ一上肢の四指の用を廃したものの
五	一上肢のおや指及びひとさし指を失つたもの又はおや指若しくはひとさし指をあわせ一上肢の三指以上を失つたもの	一〇	一上肢をリフスフラン関節以上で失つたもの
四	一上肢のおや指及びひとさし指を失つたもの又はおや指若しくはひとさし指をあわせ一上肢の三指以上を失つたもの	一一	一上肢をリフスフラン関節以上で失つたもの
三	一上肢のおや指及びひとさし指を失つたもの又はおや指若しくはひとさし指をあわせ一上肢の三指以上を失つたもの	一二	一上肢をリフスフラン関節以上で失つたもの
二	一上肢のおや指及びひとさし指を失つたもの又はおや指若しくはひとさし指をあわせ一上肢の三指以上を失つたもの	一三	一上肢をリフスフラン関節以上で失つたもの
一	一上肢のおや指及びひとさし指を失つたもの又はおや指若しくはひとさし指をあわせ一上肢の三指以上を失つたもの	一四	一上肢をリフスフラン関節以上で失つたもの

備考

- 一 視力の測定は、万国式視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。
- 二 指を失つたものとは、おや指は指関節、その他の指は第一指関節以上を失つたものをいふ。
- 三 指の用を廃したものとは、指の末節の半分以上を失い、又は掌指関節若しくは第一関節（おや指にあつては指関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

別表第五

番号	廃 疾 の 状 態
一	両眼の視力が〇・六以下に減じたもの
二	一眼の視力が〇・一以下に減じたもの
三	両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの
四	両眼による視野が二分の一以上欠損したもの又は両眼の視野が一〇度以内のもの
五	両眼の調節機能及び幅輻機能に著しい障害を残すもの
六	一耳の聴力が、耳鼓に接しなければ大声による話を解することができない程度に減じたもの
七	咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの
八	鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの
九	脊柱の機能に障害を残すもの
一〇	一上肢の三大関節のうち、一関節に著しい機能障害を残すもの
一一	一上肢の三大関節のうち、一関節に著しい機能障害を残すもの
一二	一上肢を三センチメートル以上短縮したもの
一三	長管状骨に著しい転位変形を残すもの
一四	一上肢の二指以上を失つたもの
一五	一上肢のひとさし指を失つたもの
一六	一上肢の三指以上の用を廃したもの
一七	ひとさし指をあわせ一上肢の二指の用を廃したもの
一八	一上肢のおや指の用を廃したもの
一九	一上肢の第一趾又は他の四趾以上を失つたもの
二〇	一上肢の五趾の用を廃したもの
二一	前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
二二	精神又は神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの

備考 別表第四の備考一から五までに同じ。

- 四 足ゆびを失つたものとは、その全部を失つたものをいう。
- 五 足ゆびの用を廃したものとは、第一趾は末節の半分以上、その他のゆびは末関節以上を失つたもの又は趾趾関節若しくは第一趾趾関節（第一趾にあつては、足趾趾関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
- 六 この表の第一級の項第八号、第二級の項第一五号及び第三級の項第一四号に掲げる廃疾の程度は、厚生年金保険法別表第一の相当規定に基づいて厚生大臣が定めたものに限るものとする。

官報

号外 昭和三十七年四月二十三日

○第四十回 参議院會議録第十八号(その三)

〔本号(その一)参照〕

地方公務員共済組合法の長期給付
に関する施行法案
地方公務員共済組合法の長期給
付に関する施行法

目次

第一章 総則(第一条―第四条)

第二章 年金条例職員期間又は旧
長期組合員期間を有する
者に関する一般的経過措
置

第一節 更新組合員に関する一
般的経過措置(第五
条―第七条)

第二節 退職給付に関する経過
措置

第一款 退職年金の受給資格
に関する経過措置
(第八条―第十条)

第二款 退職年金の額に関す
る経過措置(第十一
条―第十六条)

第三款 退職年金の支給開始
年齢等に関する経過
措置(第十七条―第
十九条)

第四款 通算退職年金に関す
る経過措置(第二十
条―第二十一条)

第五款 退職一時金に関する
経過措置(第二十二
条―第二十四条)

第三節 廃疾給付に関する経過
措置

第一款 廃疾給付の受給資格
に関する経過措置
(第二十五条―第二
十六条)

第二款 廃疾給付の額に関す
る経過措置(第二十
七条―第三十三条)

第四節 遺族給付に関する経過
措置

第一款 遺族年金の受給資格
に関する経過措置
(第三十四条―第三
十七条)

第二款 遺族年金の額に関す
る経過措置(第三十
八条―第四十四条)

第三款 遺族一時金に関する
経過措置(第四十五
条―第四十六条)

第五節 特殊の期間又は資格を
有する組合員に関する
特例(第四十七条―第
五十四条)

第六節 再就職者に関する経過
措置(第五十五条―第
五十六条)

第三章 恩給公務員期間を有する
者に関する経過措置(第
五十七條―第五十八條)

第四章 国の旧長期組合員期間を
有する者に関する経過措
置(第五十九条―第六十
条)

第五章 国の長期組合員であつた
者に関する経過措置(第
六十一条―第六十三條)

第六章 厚生年金保険の被保険者
であつた更新組合員に関
する経過措置(第六十四
条)

第七章 特殊の組合員に関する経
過措置

第一節 都道府県知事又は市町
村長であつた更新組合
員等に関する経過措置

(第六十五条―第八十
六条)

第二節 警察職員に関する経過
措置(第八十七条―第
百六条)

第三節 消防職員であつた更新
組合員等に関する経過
措置(第九十七条―第百
二十一条)

第四節 船員組合員に関する経
過措置(第一百二十二条
―第二百三十三條)

第八章 未帰還更新組合員に関す
る経過措置(第二百二十四
条)

第九章 公庫公団等の役員に関
する経過措置(第二百二十
五条―第二百二十九條)

第十章 組合役職員及び連合会役
職員に関する経過措置
(第二百三十条)

第十一章 国の職員等であつた者
に関する経過措置(第
百三十一条―第三百三
十二条)

第十二章 雑則(第三百三十三條―
第三百三十九條)

第十三章 互助会の会員であつた
者に関する経過措置等
(第四百四十条―第四百
四十三條)

第十四章 他の法律の一部改正
(第四百四十四条―第百
五十三條)

第二章 総則

(趣旨)
第一条 この法律は、地方公務員
共済組合法(昭和三十七年法律
第 号)の長期給付及び共済年
金に関する規定の施行に伴う経過
措置等に関して必要な事項を定め
るものとする。

(定義)
第二条 この法律において、次の各
号に掲げる用語の意義は、それぞ
れ当該各号に定めるところによ
る。

一 新法 地方公務員共済組合法
をいう。
二 退職年金条例 恩給法(大正
十二年法律第四十八号)の規定
による恩給に相当する給付に関
する地方公共団体の条例(新法
の施行に伴い効力を失ふことと
なる当該条例が新法の施行後も
なお効力を有するものとした場
合における当該条例を含む)を
いう。

三 共済法 次に掲げる法律、条
例及び規程をいう。
イ 新法による廃止前の市町村
職員共済組合法(昭和二十九
年法律第二百四号。以下「旧
市町村共済法」という。)

ロ 旧市町村共済法附則第二十
一項後段に規定する長期給付
に相当する給付(以下この号

二十 条例在職年 退職料等の算定の基礎となる年月数をいう。

二十一 年金条例控除期間 年金

条例職員期間のうち、退職料等の額の算定において減額することとされている期間をいう。

二十二 旧長期組合員期間 旧長期組合員であつた期間(旧長期組合員であつた期間とみなされる期間を含む)をいう。

二十三 共済控除期間 旧長期組合員期間のうち、旧市町村共済法附則第三十一項に規定する控除期間及び共済条例に規定するこれに相当する期間をいう。

二十四 最短期間年限 退職料又は共済法の退職年金についての最短期間をいう。

二十五 基本率 退職料又は共済法の退職年金の年額を算定する場合において、給料年額に乘する率を基礎として、おける最短期間年限の年数の退職料若しくは共済法の退職年金に係る率又は月額を基礎として、おける最短期間年限の年数の退職料若しくは共済法の退職年金に係る月数を十二で除して得た数をいう。

二十六 加算率 退職料又は共済法の退職年金の年額を算定する場合において、最短期間年限をこえる一年につき、基本率に加

算される率又は加算される日数を三百六十で除して得た数をいう。

二十七 最短一時金年限 退職給付金若しくは退職年金条例の遺族一時金又は共済法の遺族一時金若しくは共済法の遺族一時金についての最短期間をいう。

二十八 退職当時の給料年額 退職料等の額の算定の基礎となる給料年額をいう。

二十九 退職年金条例の給料年額 組合員が退職したときの給料を基礎として、退職当時の給料年額の算定の例により算定した給料年額をいう。

三十 地方公共団体の長の退職年金条例の給料年額 知事等又は地方公共団体の長であつた者が次のイ、ロ又はハに掲げる場合に該当する場合におけるそれぞれイ、ロ又はハに掲げる額をいう。

イ 知事等であつた更新組合員が施行日以後地方公共団体の長となることなく退職した場合 知事等でなくなつた日に退職したものと同みなして、当該退職したものと同みなしたときの給料を基礎として、退職当時の給料年額の算定の例により算定した給料年額

ロ 知事等であつた更新組合員

が施行日以後地方公共団体の長となり、その後地方公共団体の長以外の組合員となり退職した場合 地方公共団体の長でなくなつた日に退職したものと同みなして、当該退職したものと同みなしたときの給料を基礎として、退職当時の給料年額の算定の例により算定した給料年額

ハ 知事等であつた更新組合員が施行日以後地方公共団体の長となり、その後地方公共団体の長以外の組合員となることなく退職した場合 当該退職したときの給料を基礎として、退職当時の給料年額の算定の例により算定した給料年額

三十一 消防職員の退職年金条例の給料年額 消防職員又は消防組合員であつた者が次のイ、ロ又はハに掲げる場合に該当する場合におけるそれぞれイ、ロ又はハに掲げる額をいう。

イ 消防職員であつた更新組合員が施行日以後消防組合員となることなく退職した場合 消防職員でなくなつた日に退職したものと同みなして、当該退職したものと同みなしたとき

の給料を基礎として、退職当時の給料年額の算定の例により算定した給料年額

ロ 消防職員であつた更新組合員が施行日以後消防組合員となり、その後消防組合員以外の場合 消防組合員でなくなつた日に退職したものと同みなして、当該退職したものと同みなしたときの給料を基礎として、退職当時の給料年額の算定の例により算定した給料年額

ハ 消防職員であつた更新組合員が施行日以後消防組合員となり、その後消防組合員以外の場合 当該退職したときの給料を基礎として、退職当時の給料年額の算定の例により算定した給料年額

三十二 共済法の給料年額 組合員が退職したときの給料を基礎として算定した旧市町村共済法第十七条第一項に規定する給付額の算定の基準となるべき給料額の十二倍に相当する金額又は組合員が退職したときの給料を基礎として算定した共済条例に規定する給付額の算定の基準となるべき給料の十二倍に相当する金額をいう。

三十三 新法の給料年額 新法第四十四条第二項の規定により算定した給料年額をいう。

三十四 消防組合員の給料年額 消防組合員であつた者が次のイ又はロに掲げる場合に該当する場合におけるそれぞれイ又はロに掲げる額をいう。

イ 消防組合員が消防組合員以外の場合 消防組合員でなくなつた日に退職したものと同みなして、当該退職したものと同みなしたときの給料を基礎として、新法第四十四条第二項の規定により算定した給料年額

ロ 消防組合員が退職した場合 消防組合員が退職したときの給料を基礎として、新法第四十四条第二項の規定により算定した給料年額

三十五 共済法の給料日額 組合員が退職したときの給料を基礎として算定した旧市町村共済法第十七条第一項に規定する給付額の算定の基準となるべき給料額の十分の一に相当する金額又は組合員が退職したときの給料を基礎として算定した共済条例に規定する給付額の算定の基準となるべき給料の十分の一に相当する金額をいう。

六五七

五十七 国の旧長期組合員期間

国の旧長期組合員であつた期間及び国の旧法又は他の法令の規定により国の旧法の退職給付、療養給付及び遺族給付の基礎となる組合員であつた期間とみなされた期間をいう。

2

前項第四号に掲げる地方公共団体の長の給料年額若しくは警察職員、第三十三号、第三十四号、第三十六号若しくは第三十七号に掲げる額を算定する場合においては、新法第四十四条第二項に規定する掛金の標準となつた給料には、施行日前の期間に係る給料は算入せず、また、同項の組合員期間の月数には、施行日前の期間は算入しない。

3

この法律において、年金条例職員、年金条例職員期間、旧長期組合員若しくは旧長期組合員期間(共済条例に係るものに限る)、最短期年金、基本率、加算率若しくは最短期年金とある場合は、又は退職年金条例若しくは共済条例の規定のうち、退職当時の給料年額の算定方法若しくは共済条例に規定する給付額の算定の基準となるべき給料を基礎とする給料年額若しくは給料日額の算定方法に関する規定、恩給法第五十八条ノ三第一項若しくは旧市町村共済法第四十一条第一項ただし書の規定に相当

する規定若しくは恩給法第六十条

第三項の規定に相当する規定を引用する場合においては、自治省令で定める場合を除き、昭和三十七年一月一日以後になされた退職年金条例又は共済条例の改正に係るものを含まないものとする。

(施行日前に給付事由が生じた給付の取扱ひ等)

第三條 施行日前に給付事由が生じた国の新法の規定による長期給付若しくは国の施行法第三條の規定による給付(新法附則第三條第一項に規定する旧組合に係るものに限る。)又は新法による廃止前の町村職員恩給組合法(昭和二十七年法律第百十八号)第二條の町村職員恩給組合の退職年金条例(以下「恩給組合条例」といふ。)の規定による退職料等若しくは旧市町村共済法の規定による共済法の退職年金等については、この法律に別段の規定があるもののほか、なお従前の例により地方職員共済組合、公立学校共済組合若しくは警察共済組合又は市町村職員共済組合が支給する。

2 新法が施行されなければ、次の各号に掲げる者に新法附則第三條

第一項に規定する旧組合又は旧町村職員恩給組合若しくは旧市町村職員共済組合が支給することとなる国の新法の規定による通算退職

年金、返還一時金若しくは死亡一時金又は恩給組合条例の規定による退職年金条例の通算退職年金、退職年金条例の返還一時金若しくは退職年金条例の死亡一時金若しくは旧市町村共済法の規定による通算退職年金、返還一時金若しくは死亡一時金は、この法律に別段の規定があるもののほか、国の新法、恩給組合条例又は旧市町村共済法の規定の例により地方職員共済組合、公立学校共済組合若しくは警察共済組合又は市町村共済組合が支給する。

一 国の新法第八十條第二項の退職一時金(通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第百八十二号。以下「法律第百八十二号」といふ。)附則第二十二條第二項の規定により当該退職一時金とみなされたものを含む。)を受けた新法附則第三條第一項に規定する旧組合の組合員であつた者(国の新法第八十條第一項ただし書の規定の適用を受けた者を含む。)

二 国の新法第八十條第二項の規定に相当する恩給組合条例の規定による退職給付金(法律第百八十二号附則第二十二條第二項の規定に相当する恩給組合条例の規定により当該退職給付金と

みなされたものを含む。)を受けた者(国の新法第八十條第一項ただし書の規定に相当する恩給組合条例の規定の適用を受けた者及び新法による改正前の通算年金通則法(昭和三十六年法律第百八十一号。以下「改正前の通則法」といふ。)附則第六條第五項の規定に基づく措置をした恩給組合条例の規定により当該退職給付金を受けたものとみなされた者を含む。)

三 旧市町村共済法第四十三條第二項の退職一時金(法律第百八十二号附則第二十八條第二項の規定により当該退職一時金とみなされたものを含む。)を受けた者(旧市町村共済法第四十三條第一項ただし書の規定の適用を受けた者を含む。)

3 前項各号に掲げる者が、組合員となり、新法及びこの法律の規定による退職年金又は療養年金を受ける権利を有することとなつたときは、その者は、国の新法の規定による退職年金若しくは療養年金、退職料若しくは公務員年金又は旧市町村共済法の退職年金若しくは旧市町村共済法の療養年金を受ける権利を有することとなつたものとみなして、同項の規定を適用する。

4 昭和三十一年度における旧令による共済組合等からの年金受給者

のための特別措置法等の規定による年金額の改定に関する法律(昭和三十一年法律第 号。以下この条において「年金額改定法」といふ。)

第三條第二項及び第四項並びに第五條の規定は、旧市町村共済法の規定による年金のうち、年金額改定法第三條第二項の規定の適用を受ける年金に相当するもの(昭和三十一年三月三十一日以前に給付事由が生じたものに限る。)(について準用する。この場合において、同條第二項各号列記以外の部分中「旧法」とあるのは「旧市町村職員共済組合法」と、「次の各号に掲げる俸給」とあるのは「次の各号に掲げる給料」と、「別表第一の仮定俸給」とあるのは「別表第一の仮定俸給の額」と、「退職当時の俸給」とあるのは「退職当時の給料の額」と、同條第一号中「給与に関する法令(以下「旧給与法令」といふ。)」とあるのは「給与に関する条例(以下「旧給与条例」といふ。)」と、「官職」とあるのは「職」と、「旧給与法令」とあるのは「旧給与法令」と、「官職」とあるのは「職」と、「俸給」とあるのは「給料」と、同條第二号中「旧法」とあるのは「旧市町村職員共済組合法」と、「旧給与法令」とあるのは「旧給与法令」と、「官職」とあるのは「職」と、「俸給」とあるのは「給料」と読み替へるものとする。

昭和三十七年四月二十三日 参議院會議録第十八号(その三) 地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法案

5 前項において準用する年金額改定法第三條第二項の規定による年金額の改定により増加する費用は、地方公共団体が負担する。

(組合員に対する退職年金条例等の適用)

第四條 組合員は、施行日以後において退職年金条例(恩給組合条例を除く。以下この条において同じ。)若しくは共済条例の適用を受ける者又は恩給公務員に該当する場合においても、当該条例又は恩給に関する法令の規定の適用については、この法律に別段の規定があるもののほか、組合員である間、当該条例の適用を受ける者又は恩給公務員として在職しないものとみなす。

2 次の各号に掲げる者が、組合員となり、新法及びこの法律の規定による退職年金又は廃疾年金を受ける権利を有することとなつたときは、退職年金条例又は共済条例のうち退職年金条例の返還一時金又は共済条例の返還一時金に関する規定の適用については、退職料若しくは公務傷病年金又は共済条例の退職年金若しくは共済条例の廃疾年金を受ける権利を有することとなつたものとみなす。

一 国の新法第八十條第二項の規定に相当する退職年金条例の規

定による退職給与金(法律第八十二号附則第二十二條第二項の規定に相当する退職年金条例の規定により当該退職給与金とみなされたものを含む。)を受け

た者(国の新法第八十條第一項ただし書の規定に相当する退職年金条例の規定の適用を受けた者及び改正前の通則法附則第六條第五項の規定に基づく措置をした退職年金条例(以下「通算年金制度」を指した退職年金条例」といふ。)の規定により当該退職給与金を受けたものとみなされた者を含む。)

二 国の新法第八十條第二項の規定に相当する共済条例の規定による共済条例の退職一時金(法律第八十二号附則第二十二條第二項の規定に相当する共済条例の規定により当該退職一時金とみなされたものを含む。)を受けた者(国の新法第八十條第一項ただし書の規定に相当する共済条例の規定の適用を受けた者及び改正前の通則法附則第六條第五項の規定に基づく措置をした共済条例(以下「通算年金制度」を指した共済条例」といふ。)の規定により当該退職一時金を受けたものとみなされた者を含む。)

第二章 年金条例職員期間又は旧長期組合員期間を有する者に関する

第一節 更新組合員に関する

一 一般的経過措置

(退職料等の受給権の取扱い)

第五條 更新組合員で施行日の前日に年金条例職員であつたものは、退職年金条例の規定の適用については、同日において退職したものとみなす。

2 更新組合員に係る退職料等を受ける権利は、施行日の前日において消滅するものとする。ただし、次に掲げる権利は、この限りでない。

一 増加退職料等、公務傷病賜金又は公務遺族年金を受ける権利(第五十一條第一項の規定により消滅したものとみなされた増加退職料等を受ける権利を除く。)

二 退職年金条例の通算退職年金又は退職年金条例の返還一時金

三 退職料を受ける権利(第一号に掲げるもの及び施行日の前日において恩給法第五十八條の規定に相当する退職年金条例の規定によりその支給を停止されていた退職料を受ける権利並びに前項の規定により退職したものと

みなされたことにより生ずる退職料を受ける権利を除く。)(当該退職料を受ける権利を有する者が施行日から六十日を経過する日以前に当該権利の裁定を行つた者に対してこれを消滅させる旨を申し出なかつたものに限り。)

3 更新組合員に係る増加退職料

(第五十一條第一項の規定により消滅したものとみなされた増加退職料を除く。)に併給される退職料で施行日の前日において恩給法第五十八條の規定に相当する退職年金条例の規定によりその支給を停止されているもの及び退職年金条例の通算退職年金は、その者が更新組合員である間、その支給を停止し、当該退職料は、その者が施行日以後の職員である期間内に増加退職料を受ける権利を有しないこととなつたときは、消滅する。

4 第二項第三号に規定する者が同号の申出の期限前に死亡した場合、同号の申出は、その遺族がすることが出来る。

5 第二項第三号の申出をしなかつた者又はその遺族に対して支給する長期給付については、同項第三号に規定する退職料の基礎となつた期間(退職料を受ける権利を有する者が年金条例職員となり、施

行日前に退職した場合において、退職料の改定が行われなかつたときにおけるその年金条例職員となつた日以後の年金条例職員期間を含む。)は、第七條第一項第一号の期間に該当しないものとみなす。

6 退職一時金の支給を受けた更新組合員であつた者が第二項第三号の規定による申出をしたことにより退職年金又は減額退職年金を受けるべきこととなつたときは、各支給期月においてその者に支給すべきこれらの年金の額から、当該一時金の額に達するまでの金額を順次に控除するものとする。

7 前項の規定は、第四項の規定による申出があつた場合について準用する。

8 第二項第三号又は第四項の規定による申出をした者は、当該申出に係る更新組合員又は更新組合員であつた者が施行日以後申出をした時までに支給を受けた退職料の額に相当する金額を申出の日から三十日以内に、当該更新組合員の属する組合又は当該更新組合員であつた者の属していた組合に納入しなければならない。

(共済法の退職年金等の受給権の取扱い)

第六條 更新組合員で施行日の前日に共済条例の適用を受けていたも

のは、共済条例の規定の適用については、同日において退職したものとみなす。ただし、当該退職したものとみなされたことによる共済条例の退職年金等は、支給しない。

2 更新組合員に係る共済法の退職年金を受ける権利は、施行日の前日において消滅するものとする。ただし、共済法の退職年金を受ける権利（施行日の前日において旧市町村共済法第四十二条第一項の規定又はこれに相当する共済条例の規定によりその支給を停止されていた共済法の退職年金を受ける権利を除く。）を有する者が施行日から六十日を経過する日以前に当該権利の決定を行なった者に対して当該退職年金を受ける旨を申し出た場合には、この限りでない。

3 前項ただし書の申出をした者に係る共済法の退職年金で施行日の前日において旧市町村共済法附則第十五項若しくは附則第十八項の規定又はこれらに相当する共済条例の規定によりその支給を停止されているものは、その者が更新組合員である間、その支給を停止する。

4 更新組合員に係る共済法の通算退職年金及び共済法の廃疾年金（第五十四条第一項の申出をした者に係る共済法の廃疾年金を除く。）は、その者が更新組合員である間、その支給を停止する。

くは、その者が更新組合員である間、その支給を停止する。

5 前条第四項の規定は、第二項ただし書の申出について準用する。

6 第二項ただし書の申出をした者又はその遺族に対して支給する長期給付については、同項ただし書に規定する共済法の退職年金の基礎となつた期間は、第七条第一項第二号の期間に該当しないものとする。

（組合員期間の計算の特例）

第七条 更新組合員の施行日前の次の期間は、組合員期間（新法第四十条第一項に規定する組合員期間をいう。）に算入する。

一 年金条例職員期間のうち次の期間を除いた期間。ただし、その期間のうち年金条例に規定する計算において加算又は減算することとされている年月数があるときはその年月数を加算又は減算し、換算することとされている年月数があるときはその年月数を換算した後の期間とする。

イ 条例に規定する計算において除算することとされている年金条例職員期間（法律第百五十五号附則第四十三条の規定に相当する退職年金条例の規定の適用を受ける者のその適用に係る期間を除く。）

ロ 増加退職料等を受ける権利を有する者の当該増加退職料の基礎となつた年金条例職員期間

ハ 更新組合員又は更新組合員であつた者の遺族が公務遺族年金を受ける権利を有する場合における当該更新組合員又は更新組合員であつた者の当該公務遺族年金の基礎となつた年金条例職員期間

ニ 法律第百五十五号附則第四十一条第一項又は第四十二条第一項第三号の規定に相当する退職年金条例の規定により退職料の基礎となるべき条例に規定する更新組合員の年金条例職員期間のうち、その加えられるべき期間を加えることなく新法第七十八条、次条、第九條又は第十條の規定に該当するに至つた場合におけるその加えられるべき期間又はその加えられるべき期間を加えることによりこれらの規定による退職年金の支給を受けることができる最短期間をこえることとなる場合におけるそのこえる期間

二 旧長期組合員期間

三 職員（国又は地方公共団体以外の法人に勤務する者で年金条例に規定する者）の施行法

例職員又は旧長期組合員に該当するものを含む。第十条において同じ。）であつた期間で施行日の前日まで引き続いて引かれているもの（年金条例職員期間、旧長期組合員期間（第六十四条第一項の規定により旧長期組合員期間とみなされた期間を含む）、恩給公務員である職員であつた期間、国の旧長期組合員である職員であつた期間及び国の長期組合員である職員であつた期間を除く。）

2

更新組合員に係る退職一時金又は遺族一時金の基礎となるべき組合員期間を計算する場合には、前項の規定にかかわらず、その者の施行日前の次の期間（退職一時金の場合にあつては第一号から第四号までの期間、遺族一時金の場合にあつては第五号から第八号までの期間に限る。）以外の期間は、新法第四十条第一項に規定する組合員期間に算入しない。

一 第五條第二項本文の規定を適用しないとしたならば更新組合員が受けるべきこととなる退職給付金の基礎となる条例に規定する年金条例職員期間で前項第一号の期間に該当するもの

二 退職給付金についての最短一時金年限未満の施行日まで引き続く年金条例職員期間（これに

合算されるべき年金条例職員期間を含む。）で前項第一号の期間に該当するもの

三 施行日の前日に旧長期組合員であつた更新組合員が、旧市町村共済法の規定の適用につき同日に退職したとしたならばその者が受けるべきこととなる旧市町村共済法の退職一時金又は前条第一項本文の規定により退職したものとみなされた場合に同項ただし書の規定を適用しないとしたならばその者が受けるべきこととなる共済法の退職一時金の基礎となる旧長期組合員期間

四 共済法の退職一時金についての最短一時金年限未満の施行日まで引き続く旧長期組合員期間（これに合算されるべき旧長期組合員期間を含む。）

五 施行日の前日に年金条例職員であつた更新組合員が同日に死亡したとしたならばその者の遺族が受けるべきこととなる退職年金条例の遺族一時金の基礎となる条例に規定する年金条例職員期間で前項第一号の期間に該当するもの

六 退職年金条例の遺族一時金についての最短一時金年限未満の施行日まで引き続く年金条例職員期間（これに合算されるべき

年金条例職員期間を含む。)で前

七 施行日の前日に旧長期組合員であつた更新組合員が同日に死亡したとすればその者の遺族が受けるべきこととなる共済法の遺族一時金の基礎となる旧長期組合員期間

八 共済法の遺族一時金についての最短一時金年限未満の施行日まで引き続く旧長期組合員期間(これに合算されるべき旧長期組合員期間を含む。)

3 第一項第二号の期間のうち、同項第一号本文の期間と重複する期間があるときは、その重複する期間を除いた期間を同項第二号の期間とする。

第二節 退職給付に関する経過措置
第一款 退職年金の受給資格に関する経過措置
(年金条例職員であつた更新組合員の特例)

第八條 組合員期間が二十年未満の更新組合員で施行日の前日に退職料の最短期間が十七年以下である退職年金条例の適用を受けていたものが退職した場合において、その者の当該退職年金条例による施行日前の条例在職年(その

者が更新組合員である間年金条例職員であつたものとみなした場合に当該退職年金条例の規定により年金条例職員期間に通算されるべきこととなる期間に係る条例在職年を含む。以下この条において「施行日直前の条例在職年」といふ。)の年月数と施行日以後の組合員期間の年月数とを合算した年月数が、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に掲げる年数以上であるときは、その者に退職年金を支給し、通算退職年金、退職一時金又は廃疾一時金は、支給しない。

- 一 施行日直前の条例在職年が十一年以上である者 十七年
 - 二 施行日直前の条例在職年が五年以上十一年未満である者 十八年
 - 三 施行日直前の条例在職年が五年未満である者 十九年
- 2 組合員期間が二十年未満の更新組合員で施行日の前日に退職年金条例の適用を受けていたものが退職し、前項の規定に該当しない場合において、その者の施行日直前の条例在職年の年月数に二十年をその者に係る退職年金条例の最短期間(年金年限)の年数で除して得た率を乗じて得た年月数(一月未満の端数があるときは、これを一月とする。)と施行日以後の組合員期間の年月数とを合算した年月数が二十年以上であるときは、その者に退職年金を支給し、通算退職年金、退職一時金又は廃疾一時金は、支給しない。

乗じて得た年月数(一月未満の端数があるときは、これを一月とする。)と施行日以後の組合員期間の年月数とを合算した年月数が二十年以上であるときは、その者に退職年金を支給し、通算退職年金、退職一時金又は廃疾一時金は、支給しない。

3 組合員期間が二十年未満の更新組合員で第五條第二項本文の規定を適用しないとしたならば退職料を受ける権利(同条第一項の規定により退職したものとみなされることにより生ずるものを除く。)を有することとなるものが退職したときは、その者に退職年金を支給し、通算退職年金、退職一時金又は廃疾一時金は、支給しない。

(共済法の適用を受けていた旧長期組合員であつた更新組合員の特例)

第九條 組合員期間が二十年未満の更新組合員で施行日の前日に共済法の附則第十六項の規定に相当する共済法の規定により引き続き共済法の退職年金等に関する規定の適用を受けていた者(以下この項及び第十二條第二項において「継続旧長期組合員」といふ。)を含む。が退職した場合において、その

の者の旧長期組合員期間(継続旧長期組合員であつた期間を含む。)の年月数に二十年をその者に係る共済法の最短期間(年金年限)の年数で除して得た率を乗じて得た年月数(一月未満の端数があるときは、これを一月とする。)と施行日以後の組合員期間の年月数とを合算した年月数が二十年以上であるときは、その者に退職年金を支給し、通算退職年金、退職一時金又は廃疾一時金は、支給しない。

2 組合員期間が二十年未満の更新組合員で、第六條第二項本文の規定を適用しないとしたならば共済法の退職年金を受ける権利を有することとなるものが退職したときは、その者に退職年金を支給し、通算退職年金、退職一時金又は廃疾一時金は、支給しない。

(特殊の期間の通算)

第十條 新法第七十八條又は前二條の規定に該当しない更新組合員が退職した場合において、組合員期間に次の期間を算入するものとしたならば、その期間が二十年以上となるときは、その者に退職年金を支給し、通算退職年金、退職一時金又は廃疾一時金は、支給しない。

一 職員であつた期間のうち、年金条例職員期間、旧長期組合員期間(第六十四條第一項の規定により旧長期組合員期間とみな

された期間を含む。)、恩給公務員である職員であつた期間、国の旧長期組合員である職員であつた期間、国の長期組合員である職員であつた期間及び第七條第一項第三号の期間を除いた期間

二 旧国民医療法(昭和十七年法律第七十号)に規定する日本医療団に勤務していた者で日本医療団の業務の地方公共団体への引継ぎに伴い、引き続き職員となつたものの日本医療団に勤務していた期間のうち年金条例職員期間を除いた期間

三 法律第五十五号附則第四十二條第一項に規定する外国政府職員に係る外国政府に昭和二十八年八月八日まで引き続き勤務していた者でその後職員となつたものの当該外国政府に勤務していた期間のうち年金条例職員期間及び恩給公務員期間を除いた期間

第二款 退職年金の額に関する経過措置
(更新組合員の一般的特例)

第十一條 更新組合員に対する新法第七十八條又は前三條の規定による退職年金の額は、次の各号に掲げる期間に応じ当該各号に掲げる金額の合算額とする。

一 第七條第一項第一號の期間

退職料の最短期間までの年数については一年につき退職年金条例の給料年額に退職料の基本率を当該最短期間の数で除して得た率（以下この条において「退職料の一年当たりの基本率」という。）を乗じて得た額、当該最短期間をこえる年数については一年につき退職年金条例の給料年額に退職料の加算率を乗じて得た額に相当する金額（その額が恩給法第六十条第三項の規定に相当する退職年金条例の規定により算定した金額をこえるときは、当該金額）

一 第七条第一項第二号の期間（共済控除期間を除く。）前号の期間と合算して共済法の退職年金の最短期間にするまでの年数については一年につき共済法の給料年額に共済法の退職年金の基本率を当該最短期間の数で除して得た率（以下この条において「共済法の退職年金の一年当たりの基本率」という。）を乗じて得た額、当該最短期間をこえる年数については一年につき共済法の給料年額に共済法の退職年金の加算率を乗じて得た額に相当する金額

三 共済控除期間 前二号の期間

と合算して共済法の退職年金の最短年金年限に達するまでの年数については一年につき共済法の給料年額に共済法の退職年金の一年当たりの基本率に一から基本控除率（共済控除期間を有する者の共済法の退職年金の額を計算する場合において旧市町村共済法附則第三十一項の規定又はこれに相当する共済条例の規定により当該期間のうち共済法の退職年金の最短年金年限に達するまでの年数一年につき共済法の退職年金の額から控除すべきこととされている金額の、当該共済法の退職年金の基礎となるべき給料年額に共済法の退職年金の一年当たりの基本率を乗じて得た額に対する割合をいう。第六項及び第七項において同じ。）を控除した数を乗じた数を乗じて得た額、当該最短年金年限をこえる年数については一年につき共済法の給料年額に共済法の退職年金の加算率に一から加算控除率（共済控除期間を有する者の共済法の退職年金の額を計算する場合において旧市町村共済法附則第三十一項の規定又はこれに相当する共済条例の規定により当該期間のうち共済法の退職年金の最短年金年限

四 第七條第一項第三號の期間

をこえる年数一年につき共済法の退職年金の額から控除すべきこととされている金額の、当該共済法の退職年金の基礎となるべき給料年額に共済法の退職年金の加算率を乗じて得た額に對する割合をいう。第六項及び第七項並びに第二十七条第一項第三号及び第六項において同じ。）を控除した数を乗じた数を乗じて得た額に相當する金額

3 第一項第一号の期間のうち、に年

一年につき新法の給料年額の百分の二、二十年をこえる年数については一年につき新法の給料年額の百分の一・五に相当する金額

前項の場合において、同項第一号から第四号までの期間（同項第一号の期間のうち恩給法第六十条第三項の規定に相当する退職年金条例の規定に規定する年数をこえる期間を除く。）に一年未満の端数があるときは、これを切り捨て、前項第五号の期間に加算するものとする。

ては、同条の規定により算定し

第三 第一項第一号の期間のうちに年金条例控除期間を有する更新組合員に対する同号の規定の適用につ

項第二号の規定により算定した金

いては、同号の規定により算定した金額に減額支給率（年金条例控除期間を有しないものとして第一

多依控險其間以爲一立耶生合多

項第一号の規定により算定した金額（以下この項において「第一項第一号の金額」という。）から年金

により算定した金額）を空余した

条例除除期間について退職年金条
例の規定により控除すべきことと
なる金額（率をもつて控除すべき
こととされている場合は、その率

じ。)を乗じて得た額に相当する金

により算定した金額を控除した金額を第二項第一号の金額で除して得た率をいう。次項において同

4 第一項第一号の期間のうちに連

隠料の最短期間、退隠料の一年当たりの基本率、退隠料の加算率又は退職年金条例の給料年額の算定方法を異にする退職年金条例に係る年金条例職員期間（施行日の前日に年金条例職員であつた更新組合員が、更新組合員である間年金条例職員であつたものとみなした場合に退職年金条例の規定により年金条例職員期間に通算されるべきこととなる期間を含む。以下この項及び第二十七条第四項において同じ。）を二以上有する更新組合員に対する同号の規定の適用については、それぞれの退隠料の最短期間、退隠料の一年当たりの基本率又は退隠料の加算率をもつて算定した金額（これらの年金条例職員期間のうちに年金条例控除期間を有する場合においては、当該金額に当該年金条例控除期間に係る減額支給率を乗じて得た金額とし、以下この項において「一の退職年金条例による算定額」という。）のそれぞれの退職年金条例の給料年額に対する率（以下この項において「一の退職年金条例による支給率」という。）に、それぞれ

の年金条例職員期間（第十七条第二項において「一の退職年金条例に係る年金条例職員期間」という。）の年数の数を乗じて得た率

を合算し、当該合算した率をそれぞれの年金条例職員期間の年数を合算した年数の数で除し、当該除して得た率(第七項において「第一項第一号の期間の平均支給率」という。)を一の退職年金条例による支給率に当該それぞれの年金条例職員期間の年数の数に乗じて得た数によつてあん分し、当該あん分して得た率をそれぞれの退職年金条例に係る退職年金条例の給料年額に乗じて得た額(第十七条第二項において「一の退職年金条例による支給額」という。)の合算額に相当する額をもつて、同号の金額とする。この場合において、同号かつこの規定は、一の退職年金条例による算定額について適用するものとする。

5 第一項第二号の期間のうちに共済法の退職年金の最短期間、共済法の退職年金の一年当たりの基本率、共済法の退職年金の加算率又は共済法の給料年額の算定方法を異にする共済法に係る旧長期組合員期間を二以上有する更新組合員に対する同号の規定の適用については、それぞれの共済法の退職年金の最短期間、共済法の退職年金の一年当たりの基本率又は共済法の退職年金の加算率をもつて算定した金額のそれぞれの共済法の給料年額に対する率(以下

この項において「一の共済法による支給率」という。)に、それぞれの旧長期組合員期間(第十八条第二項において「一の共済法に係る共済法除期間以外の旧長期組合員期間」という。)の年数の数に乗じて得た率を合算し、当該合算した率をそれぞれの旧長期組合員期間の年数を合算した年数の数で除し、当該除して得た率(第七項において「第一項第二号の期間の平均支給率」という。)を一の共済法による支給率に当該それぞれの旧長期組合員期間の年数の数に乗じて得た額(第十八条第二項において「一の共済法による共済法除期間以外の旧長期組合員期間に係る支給額」という。)の合算額に相当する額をもつて、同号の金額とする。

6 第一項第三号の期間のうちに共済法の退職年金の最短期間、基本控除率、加算控除率又は共済法の給料年額の算定方法を異にする共済法に係る共済法除期間を二以上有する更新組合員に対する同号の規定の適用については、それぞれの共済法の退職年金の最短期間、基本控除率又は加算控除率をもつて算定した金額のそれぞれ

の共済法の給料年額に対する率(以下この項において「一の共済法による支給率」という。)に、それぞれの共済法除期間(第十八条第二項において「一の共済法に係る共済法除期間」という。)の年数の数に乗じて得た率を合算し、当該合算した率をそれぞれの共済法除期間の年数を合算した年数の数で除し、当該除して得た率(次項において「第一項第三号の期間の平均支給率」という。)を一の共済法による支給率に当該それぞれの共済法除期間の年数の数に乗じて得た数によつてあん分し、当該あん分して得た率をそれぞれの共済法に係る共済法の給料年額に乗じて得た額(第十八条第二項において「一の共済法による共済法除期間に係る支給額」という。)の合算額に相当する額をもつて、同号の金額とする。

7 更新組合員で、その者に係る第一項各号に掲げる期間に応じ当該各号の規定により算定した金額を当該金額の算定の基礎となつた退職年金条例の給料年額、共済法の給料年額若しくは新法の給料年額で除して得た率(第四項、第五項又は前項の規定の適用を受けた者にあつては、それぞれ第一項第一号の期間の平均支給率、第一項第二号の期間の平均支給率又は第一

項第三号の期間の平均支給率とし、以下この項及び次項においてそれぞれ「支給率」という。)又は支給率を合算した率が百分の四十をこえることとなるものについての第一項第二号から第五号までの期間に対する同項の規定の適用については、次の各号に定めるところによる。この場合において、第九項及び次条の規定の適用は、ないものとする。

一 第一項第一号の期間の支給率が百分の四十をこえる場合にあつては、同項第二号から第五号までの期間については、これらの期間に係る年数一年につき共済法の給料年額又は新法の給料年額に乘すべき率を共済法の退職年金の加算率、共済法の退職年金の加算率に一から加算控除率を控除した数に乗じた数、百分の四十の一・一又は百分の一・五として、それぞれ当該各号の金額を算定するものとする。

二 第一項第一号の期間がない場合における同項第二号の期間の支給率が百分の四十をこえるときにあつては、同項第三号から第五号までの期間については、これらの期間に係る年数一年につき共済法の給料年額又は新法の給料年額に乘すべき率を共済法の退職年金の加算率に一から加算控除率を控除した数に乗じた数、百分の一・一又は

百分の四十の一・一又は百分の一・五として、それぞれ当該各号の金額を算定するものとする。

三 第一項第一号の期間の支給率と同項第二号の期間の支給率とを合算して百分の四十をこえる場合(前二号に掲げる場合を除く。)にあつては、第二号の期間のうちその期間に應ずる支給率と第一項第一号の期間の支給率とを合算して百分の四十に達するまでの期間(その期間が第一項第二号の期間に係る共済法の最短期間をこえる場合にあつては当該最短期間までの期間又は同項第一号の期間と合算して二十年に達するまでの期間に限る。)については、当該期間に係る年数一年につき共済法の給料年額に乘すべき率を共済法の退職年金の一年当たりの基本率として、当該期間以外の同項第二号の期間並びに同項第三号から第五号までの期間については、これらの期間に係る年数一年につき共済法の給料年額又は新法の給料年額に乘すべき率を共済法の退職年金の加算率、共済法の退職年金の加算率に一から加算控除率を控除した数に乗じた数、百分の一・一又は

百分の一・五として、それぞれ当該各号の金額を算定するものとする。

四 第一項第一号の期間の支給率、同項第二号の期間の支給率及び同項第三号の期間の支給率を合算して百分の四十をこえる場合にあつては、同号の期間のうちその期間に応ずる支給率と同項第一号の期間の支給率及び同項第二号の期間の支給率を合算した率と合算して百分の四十に達するまでの期間(その期間が第一項第三号の期間に係る共済法の最短期間をこえる場合にあつては当該最短期間をこえる場合)の期間又は同項第一号の期間及び同項第二号の期間と合算して二十年に達するまでの期間に限る。)については、当該期間に係る年数一年につき共済法の給料年額に乘すべき率を共済法の退職年金の一年当たりの基本率にから基本控除率を控除した数(これを「**基本控除率**」)として、当該期間以外の同項第三号の期間並びに同項第四号の期間及び同項第五号の期間については、これらの期間に係る年数一年につき共済法の給料年額又は新法の給料年額に乘すべき率を共済法の退職年金の加算率にから加算控除率を控除した数(これを「**加算控除率**」)として、百分の一・五又は百分の一・一又は百分の一・五として、それぞれ当該各号の金額を算定するものとする。

五 第一項第一号の期間の支給率、同項第二号の期間の支給率、同項第三号の期間の支給率及び同項第四号の期間の支給率を合算して百分の四十をこえる場合にあつては、同号の期間のうちその期間に応ずる支給率と同項第一号の期間の支給率、同項第二号の期間の支給率及び同項第三号の期間の支給率を合算した率と合算して百分の四十に達するまでの期間(その期間が同項第一号の期間、同項第二号の期間及び同項第三号の期間の期間と合算して二十年に達するまでの期間に限る。)については、当該期間に係る年数一年につき共済法の給料年額に乘すべき率を百分の一・一として、当該期間以外の同項第四号の期間及び同項第五号の期間については、これらの期間に係る年数一年につき共済法の給料年額又は新法の給料年額に乘すべき率を百分の一・五として、それぞれ当該各号の金額を算定するものとする。

六 第一項第一号の期間の支給率、同項第二号の期間の支給率、同項第三号の期間の支給率、同項第四号の期間の支給率及び同項第五号の期間の支給率を合算して百分の四十をこえる場合にあつては、同号の期間のうちその期間に応ずる支給率と同項第一号の期間の支給率、同項第二号の期間の支給率及び同項第三号の期間の支給率を合算した率と合算して百分の四十に達するまでの期間(その期間が同項第一号の期間、同項第二号の期間及び同項第三号の期間の期間と合算して二十年に達するまでの期間に限る。)については、当該期間に係る年数一年につき共済法の給料年額に乘すべき率を百分の一・一として、当該期間以外の同項第四号の期間及び同項第五号の期間については、これらの期間に係る年数一年につき共済法の給料年額又は新法の給料年額に乘すべき率を百分の一・五として、それぞれ当該各号の金額を算定するものとする。

率、同項第四号の期間の支給率及び同項第五号の期間の支給率を合算して百分の四十をこえる場合にあつては、同号の期間のうちその期間に応ずる支給率と同項第一号の期間の支給率、同項第二号の期間の支給率、同項第三号の期間の支給率及び同項第四号の期間の支給率を合算した率と合算して百分の四十に達するまでの期間(その期間が同項第一号の期間、同項第二号の期間、同項第三号の期間及び同項第四号の期間の期間と合算して二十年に達するまでの期間に限る。)については、当該期間に係る年数一年につき新法の給料年額に乘すべき率を百分の一・五として、それぞれ金額を算定するものとする。

八 第五項の規定を適用して第一項第二号の期間に係る金額の算定を行なう場合において、同項第一号の期間の支給率又は同号の期間の支給率と同項第二号の期間の支給率を合算した率が百分の四十をこえることとなるときは、前項第一号又は第二号及び第三号において規定する率により、第六項の規定を適用して第一項第三号の期間に係る金額の算定を行なう場合において、同項第一号の期間の支給率と同項第二号の期間の支給率を合算した率又は同項第一号の期間の支給率、同項第二号の期間の支給率及び同項第三号の期間の支給率を合算した率が百分の四十をこえることとなるときは、前項第二号及び第三号において規定する率によるものとする。

規定する率により、第六項の規定を適用して第一項第三号の期間に係る金額の算定を行なう場合において、同項第一号の期間の支給率と同項第二号の期間の支給率を合算した率又は同項第一号の期間の支給率、同項第二号の期間の支給率及び同項第三号の期間の支給率を合算した率が百分の四十をこえることとなるときは、前項第二号及び第三号において規定する率によるものとする。

九 第一項第一号の期間のうち法律第五十五号附則第七條第一項又は同法による改正前の恩給法第六十條第三項の規定に相当する退職年金条の規定その他退職年金条の規定により加給すべきこととされている期間があるときは、同号の金額は、同号の規定により算定した金額に、当該期間について当該退職年金条の規定により加給することとなる金額に相当する金額を加えた金額とする。(退職給与金、共済法の退職一時金又は共済法の廃疾一時金の支給を受けた更新組合員の特例)第十二条 第一号に掲げる者に対する前条第一項の規定の適用については、同項第一号の金額は、第一号に掲げる金額とし、第二号又は第三号に掲げる者に対する同項の規定の適用については、同項第二

号又は第三号の金額は、第二号又は第三号に掲げる金額とする。

一 退職給与金(当該退職給与金の基礎となつた年金条規職員期間が第七條第一項第一号の期間に該当するものに限る。)の支給を受けた年金条規職員(国の新法第八十條第一項ただし書の規定に相当する退職年金条規の規定の適用を受けた者を含む。)であつた更新組合員 施行日の前日に年金条規職員であつた更新組合員にあつては、第四條第一項及び第五條第一項の規定を適用しないものとし、かつ、その者が受けた退職給与金及び当該退職給与金の額(国の新法第八十條の規定に相当する退職年金条規の規定の適用を受けた者にあつては、同条第二項第一号の規定に相当する退職年金条規の規定に相当する金額。以下この号において同じ。)を当該施行日の前日に適用を受けていた退職年金条規に係る退職給与金及び当該退職給与金の額とみなし、施行日の前日に年金条規職員以外の職員であつた更新組合員にあつては、更新組合員である間、施行日以後の組合員期間の直前のその者が受けた退職給与金の基礎となつた年金条規職員期間に係る年金条規職員であるものとみなす。

昭和三十一年四月二十三日 参議院會議録第十八号(その三) 地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法案

六六六

なし、かつ、その者が受けた退職給付金及び当該退職給付金の額を当該年金条例職員期間に係る退職年金条例の規定による退職給付金及び当該退職給付金の額とみなし、それぞれ当該退職年金条例の規定により控除又はは減額すべきこととなる金額(当該退職年金条例において恩給法第六十四条ノ二の規定に相当する規定が設けられていないときは、当該退職年金条例において同法同条の規定と同一の規定が設けられているものとみなした場合に控除又は減額すべきこととなる金額に相当する金額)を前条第一項第一号並びに同条第三項、第四項及び第九項の規定により算定した金額から控除した金額

二 共済法の退職一時金(当該共済法の退職一時金の基礎となつた旧長期組合員期間が第七条第一項第二号の期間に該当するものに限り、次項において同じ)の支給を受けた旧長期組合員(旧市町村共済法第四十三条第一項ただし書の規定又は国の新法第八十条第一項ただし書の規定に相当する共済条例の規定の適用を受けた者を含む。次項において同じ)であつた更新組合員 施行日の前日に旧市町村共

済法の適用を受けていた更新組合員にあつては、施行日以後においても引き続き旧市町村共済法の適用を受けていたものとし、かつ、その者が受けた共済法の退職一時金及び当該共済法の退職一時金の額(旧市町村共済法第四十三条第二項の規定又は国の新法第八十条の規定に相当する共済条例の規定の適用を受けた者にあつては、旧市町村共済法第四十三条第二項第一号の額又は国の新法第八十条第二項第一号の規定に相当する共済条例の規定に掲げる金額。以下この号において同じ)を当該施行日の前日に適用を受けていた旧市町村共済法に係る共済法の退職一時金及び当該旧市町村共済法に係る共済法の退職一時金の額とみなし、施行日の前日に共済条例の適用を受けていた更新組合員にあつては、第四條第一項及び第六條第一項の規定を適用しないものとし、かつ、その者が受けた共済法の退職一時金及び当該共済法の退職一時金の額を当該施行日の前日に適用を受けていた共済条例に係る共済法の退職一時金及び当該共済法の退職一時金の額とみなし、施行日の前日に旧長期組合員以外の職員であつた更新組合員にあつては、更新組合

員である間、施行日以後の組合員期間の直前のその者が受けた共済法の退職一時金の基礎となつた旧長期組合員期間に係る旧長期組合員であるものとみなし、かつ、その者が受けた共済法の退職一時金及び当該共済法の退職一時金の額を当該旧長期組合員期間に係る共済法の規定に相当する共済条例の規定に相当する金額(当該共済法のうち共済法第四十一条第四項の規定に相当する規定が設けられていないときは、当該共済法において同法同条の規定と同一の規定が設けられているものとみなした場合に控除又は減額すべきこととなる金額に相当する金額)を前条第一項第二号及び第三号並びに同条第五項から第八項までの規定により算定した金額から控除した金額

を受けた旧長期組合員であつた更新組合員 施行日の前日に旧市町村共済法の適用を受けていた更新組合員にあつては、施行日以後においても引き続き旧市町村共済法の適用を受けていたものとし、かつ、その者が受けた共済法の退職一時金及び当該共済法の退職一時金の額を当該施行日の前日に適用を受けていた旧市町村共済法に係る共済法の退職一時金とみなし、施行日の前日に共済条例の適用を受けていた更新組合員にあつては、第四條第一項及び第六條第一項の規定を適用しないものとし、かつ、その者が受けた共済法の退職一時金を当該施行日の前日に適用を受けていた共済条例に係る共済法の退職一時金とみなし、施行日の前日に旧長期組合員以外の職員であつた更新組合員にあつては、更新組合員である間、施行日以後の組合員期間の直前のその者が受けた共済法の退職一時金の基礎となつた旧長期組合員期間に係る旧長期組合員であるものとみなし、かつ、その者が受けた共済法の退職一時金を当該旧長期組合員期間に係る共済法の規定に相当する共済条例の規定に相当する金額(当該共済法のうち共済法第四十一条第四項の規定に相当する規定が設けられていないときは、当該共済法において同法同条の規定と同一の規定が設けられているものとみなした場合に控除又は減額すべきこととなる金額に相当する金額)を前条第一項第二号及び第三号並びに同条第五項から第八項までの規定により算定した金額から控除した金額

2 共済法の退職一時金の支給を受けた旧長期組合員であつた更新組合員で、当該共済法の退職一時金の基礎となつた旧長期組合員期間のうちに旧市町村共済法附則第十六項の規定により引き続き共済法の退職年金等に関する規定の適用を受けていた者であつた期間又は継続旧長期組合員であつた期間があるものについて前項第二号の規定を適用する場合においては、同条中「金額(当該共済法のうち共済法第四十一条第四項の規定に相当する規定が設けられていないときは、当該共済法において同法同条の規定と同一の規定が設けられているものとみなした場合に控除又は減額すべきこととなる金額に相当する金額)」とあるのは、「金額(当該共済法のうち共済法

例において旧市町村共済法第四十

一条第四項の規定に相当する規定が設けられていないときは、当該共済条例において同法同条同項の規定と同一の規定が設けられて

るものとみなした場合に控除又は減額すべきこととなる金額に相当する金額)に前条第一項第二号の期間と同項第三号の期間とを合算した期間の年月数を当該共済法の退職一時金の基礎となつた期間の年月数で除して得た率を乗じて得た金額とする。

(特例による退職年金の額の最高限及び最低保障)

第十三条 前二条の規定により算定した金額が新法の給料年額の百分の七十に相当する金額(前条第一項各号に掲げる者については、当該各号において控除すべきこととされている金額を控除した金額。以下この項において同じ。)をこえるときは、当該金額(第十一条第一項第一号から第四号までに掲げる期間に係る前二条の規定により算定した金額の合算額が新法の給料年額の百分の七十に相当する金額をこえるときは、当該合算額)を前二条の退職年金の額とする。

2 前二条の規定により算定した金額が三万五千五百二十円(前条第一項各号に掲げる者については、

当該各号において控除すべきこととされている金額を控除した金額)より少ないときは、当該金額を前二条の退職年金の額とする。

(特例による退職年金の額の特例)

第十四条 第十一条及び第十二条の規定により算定した退職年金の額で前条第一項の規定に該当しないものが、施行日の前日にその更新組合員が受ける権利を有していた退職料又は共済法の退職年金の額(その者が第五条第一項の規定により退職したものとみなされることにより旧市町村共済法第四十二条第三項の規定に相当する退職年金条例の規定の適用を受けることとなるとき、又は旧市町村共済法の規定の適用につき同日に退職したものとみなした場合に同法第四十二条第三項の規定の適用を受け、若しくは第六条第一項本文の規定により退職したものとみなされることにより同法同条同項の規定に相当する共済法の規定の適用を受けることとなるときは、これらの規定によりその改定を行なつた場合の額とし、二以上のこれらの額の給付を受ける権利を同時に有していた者については、これらの額の合算額とする。以下この項において「退職料等の額」という。に施行日以後の組合員期間の

年数一年につき新法の給料年額の百分の一・五に相当する額を加えた額より少ないときは、当該退職料等の額が前条第一項に規定する金額より少ない場合に限り、同項に規定する金額に達するまで、当該退職料等の額に施行日以後の組合員期間の年数一年につき新法の給料年額の百分の一・五に相当する額を加えた額を前三条の退職年金の額とし、前三条の規定により算定した退職年金の額が退職料等の額より少ないときは、当該退職料等の額を前三条の退職年金の額とする。

2 前項に規定する施行日の前日においてその更新組合員が受ける権利を有していた退職料又は共済法の退職年金には、その者が退職年金条例又は共済法の規定の適用につき同日において退職したものとみなした場合に受ける権利を有することとなる退職料又は共済法の退職年金を含むものとする。

(退職料又は共済法の退職年金を受けた期間を有する更新組合員に関する経過措置)

第十五条 退職料(増加退職料と併給される退職料及び第五条第二項第三号の申出をしなかつた場合における退職料を除く。以下この条において同じ。)又は共済法の退職年金(第六条第二項ただし書の申

出をした場合における共済法の退職年金を除く。以下この条において同じ。)を受けていた第七條第一項第一号の期間又は同項第二号の期間を有する更新組合員であつた者に退職年金を支給するときは、

当該第七條第一項第一号の期間又は同項第二号の期間(退職料を受けていた同号の期間を除く。)に係る退職料又は共済法の退職年金の額(すでに控除を受けた額があるときは、その額を控除した額とし、第三十二條及び第四十三條において「退職料等受給額」という。)に相当する額に達するまで、支給時に際し、その支給時に係る支給額の二分の一に相当する額を控除する。

(特例による退職年金からの控除)

第十六条 第七條第一項第一号の期間又は同項第二号の期間で退職年金条例又は共済法の規定により退職料等又は共済法の退職年金等の支給時に際しその支給額から退職年金条例又は共済法に定める金額を控除すべきこととされているものを有する更新組合員であつた者に退職年金を支給するときは、当該額(すでに控除を受けた額があるときは、その額を控除した額とし、第三十三條及び第四十四條第二項において「控除額相当額」という。)に達するまで、支給

時に際し、その支給時に係る支給額の二分の一に相当する額を控除する。

第三款 退職年金の支給開始年齢等に関する経過措置

第十七条 次の各号に掲げる退職年金の当該各号に掲げる金額については、新法第七十九條第二項の規定にかかわらず、当該金額のうち、当該金額を退職料の額とみなした場合に恩給法第五十八條ノ三第一項の規定に相当する退職年金条例の規定により停止することとなる金額に相当する金額の支給を停止する。

一 第七條第一項第一号の期間に該当する期間が退職料の最短期間である年数の十七分の五に相当する年月数以上である更新組合員に対する退職年金(次号に掲げるものを除く。)

第二 第十四條の規定の適用によりその額を定められた退職年金同条第一項に規定する退職料等の額(同項に規定する退職料に係るものに限り。第三項において同じ。)に相当する金額

2 第十一条第四項の規定の適用を受けた者に対する前項の規定の適用

六六七

六六八

2 施行日において、旧市町村共済法の退職年金を受ける権利を有する者で第三条第一項の規定により従前の例による年齢満五十歳に達しないことを理由とする支給停止をされるべきものが現に新法別表第四の上欄に掲げる程度の廢疾の狀態にあるときは、同日以後その狀態にある間、当該停止は、行なわれない。

第四款 通算退職年金に
関する経過措置

給額に相当する金額とする。

(廃疾の状態にある者の特例)

第十九条 第十七条第一項各号又は前条第一項各号に掲げる退職年金を受ける権利を有する者で第十七条第一項又は前条第一項の規定に該当するものが新法別表第四の上欄に掲げる程度の廃疾の状態にあるときは、その状態にある間、これらの規定による停止は、行なわれない。

大正五年四月一日以前に生まれ

生まれた者	大正六年四月一日から大正七年 生まれた者	大正七年四月一日から大正八年 生まれた者	大正八年四月一日から大正九年 生まれた者
-------	-------------------------	-------------------------	-------------------------

大正五年四月一日以前に生まれた者	十年
大正五年四月二日から大正六年四月一日までの間に生まれた者	十一年
大正六年四月二日から大正七年四月一日までの間に生まれた者	十二年
大正七年四月二日から大正八年四月一日までの間に生まれた者	十三年
大正八年四月二日から大正九年四月一日までの間に生まれた者	十四年

大正九年四月二日から大正十年四月一日までの間に生まれた者	十五年
大正十年四月二日から大正十一年四月一日までの間に生まれた者	十六年
大正十一年四月二日から大正十二年四月一日までの間に生まれた者	十七年
大正十二年四月二日から大正十三年四月一日までの間に生まれた者	十八年
大正十三年四月二日から大正十四年四月一日までの間に生まれた者	十九年
大正十四年四月二日から大正十五年四月一日までの間に生まれた者	二十年
大正十五年四月二日から昭和二年四月一日までの間に生まれた者	二十一年
昭和二年四月二日から昭和三年四月一日までの間に生まれた者	二十二年
昭和三年四月二日から昭和四年四月一日までの間に生まれた者	二十三年
昭和四年四月二日から昭和五年四月一日までの間に生まれた者	二十四年

2 通算年金通則法第六條第二項本文に規定する期間以上である一の通算対象期間が昭和三十六年四月一日の前後にまたがる場合において、前項の規定により当該通算対象期間のうちの日以後の部分と他の通算対象期間とを合算するとき、は、当該通算対象期間のうちの日以後の部分と同条第二項本文に規定する期間に満たない場合においても、これを算入するものとする。

3 第一項の表（大正十四年四月二日以後に生まれた者に係る部分を除く。）の上欄に掲げる者である組

合員で、昭和三十六年四月一日以後の組合員期間がそれぞれ同表の下欄に掲げる期間以上であるものは、新法第八十二條の規定の適用については、同条第二項第二号に該当するものとみなす。

第二十一条 更新組合員に対する前条第三項の規定の適用については、その者の次の各号に掲げる期間（一月未満の端数があるときは、これを一月とする。）は、同項に規定する昭和三十六年四月一日以後の組合員期間に算入する。

一 通算年金制度を措置した退職年金条例に係る第七條第二項第一号又は第二号の期間のうち昭和三十六年四月一日以後の期間の年数に、二十年を当該退職年金条例の退職金の最短期間年限の年数で除して得た率を乗じて得た年数

二 通算年金制度を措置した共済条例に係る第七條第二項第三号又は第四号の期間のうち昭和三十六年四月一日以後の期間の年数に、二十年を当該共済条例の退職年金の最短期間年限の年数で除して得た率を乗じて得た年数

第五款 退職一時金に關する経過措置

（更新組合員の受給資格の特例）

第二十二條 第七條第二項第一号の期間を有する更新組合員が退職した場合においては、その者の組合員期間が一年未満であるときも、退職一時金を支給する。

2 第七條第二項第三号の期間を有する更新組合員が退職した場合においては、その者の組合員期間が一年未満であるときも、退職一時金を支給する。

第二十三條 更新組合員に対する新法第八十三條又は前条の規定による退職一時金の額の算定の基礎となる新法第八十三條第二（退職給与金又は共済法の退職一時金の額）

なる新法第八十三條第二項第一号に掲げる金額は、次の各号の期間に応じ当該各号に掲げる金額の合算額とする。

一 第七條第二項第一号又は第二号の期間 当該期間につき退職年金条例の給料年額を基礎として、退職給与金の額（通算年金制度を措置した退職年金条例にあつては、国の新法第八十條第二項第一号の規定に相当する当該退職年金条例の規定に掲げる金額。次項において同じ。）の算定の例により算定した金額

二 第七條第二項第三号又は第四号の期間 当該期間につき共済法の給料日額を基礎として、旧市町村共済法第四十三條第二項第一号に掲げる金額又は共済条例の退職一時金の額（通算年金制度を措置した共済条例にあつては、国の新法第八十條第二項第一号の規定に相当する当該共済条例の規定に掲げる金額。次項において同じ。）の算定の例により算定した金額

三 施行日以後の組合員期間 新法の給料日額に、当該期間と第一号又は前号のいずれかに規定する期間とを合算した期間に対応する新法別表第二（退職給与金又は共済法の退職一時金の額）

2 前項の場合において、同項第一号又は第二号の期間につき退職年金条例又は共済法の規定により退職給与金の額又は旧市町村共済法第四十三條第二項第一号に掲げる金額若しくは共済条例の退職一時金の額から控除又は減額すべきこととされている金額があるときは、前項の規定により算定した金額から当該控除又は減額すべきこととされている金額に相当する金額を控除した金額を新法第八十三條第二項第一号に掲げる金額とする。

第二十四條 次の表の上欄に掲げる者である更新組合員で明治四十四年四月一日以前に生まれたもの又は当該更新組合員でそれぞれ同表下欄に掲げる者に該当するものについて新法第八十三條第一項及び

昭和三十一年四月二十三日 参議院會議録第十八号(その三) 地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法案

第二項の規定を適用する場合において、その者が、退職の日から六十日以内に、退職一時金の額の計算上同条第二項第二号に掲げる金額の控除を受けたいことを希望する。

る旨を組合に申し出たときは、同条第一項及び第二項の規定にかかわらず、その者の退職一時金については、同条第三項の規定を適用する。

通算年金制度を措置した退職年金条例の当該措置に関する規定の施行の前日から施行日の前日まで引き続き当該退職年金条例に係る年金条例職員(当該年金条例職員として、の年金条例職員期間を適用することとされている通算年金制度を措置した退職年金条例に係る年金条例職員を含む。)であつた者

施行日の前日に、通算年金制度を措置した退職年金条例以外の退職年金条例に係る年金条例職員であつた者

昭和三十一年十一月一日前日から施行日の前日まで引き続き旧市町村共済法に係る旧長期組合員であつた者

通算年金制度を措置した共済条例の当該措置に関する規定の施行の前日から施行日の前日まで引き続き当該共済条例に係る旧長期組合員(当該旧長期組合員であつた期間を適用することとされている通算年金制度を措置した共済条例に係る旧長期組合員を含む。)であつた者

施行日の前日に、通算年金制度を措置した共済条例以外の共済条例に係る旧長期組合員であつた者

第三節 庶務給付に関する経過措置
第一款 庶務給付の受給資格に関する経過措置
(公務による庶務年金に関する規定の適用)
第二十五条 新法第四章第三節第三款中公務による庶務年金に関する部分の規定は、組合員が施行日以

後公務により病気にかかり、又は負傷し、当該公務傷病により庶務となつた場合について適用する。
(公務によらない庶務給付に関する特例)

第二十六条 第七條第一項各号に掲げる期間で施行日まで引き続いて適用するものは、新法第八十六条第一項第二号の規定の適用については、組合員であつた期間とする。

2 施行日の前日に旧長期組合員であつた更新組合員が旧長期組合員であつた期間内に公務によらないで病気にかかり、又は負傷し、施行日以後その傷病のため退職した場合において、新法の規定により庶務給付を受けることができることを除き、その者が更新組合員である間、旧長期組合員であるものとみなして共済法を適用するとし

たならば、共済法の庶務年金又は共済法の庶務一時金を受ける権利を有することとなるときは、その者にそれぞれ庶務年金又は庶務一時金を支給する。
第二款 庶務給付の額に関する経過措置
(組合員期間二十年をこえる更新組合員の特例)
第二十七条 更新組合員に対する新法第八十六条の規定による庶務年金の額のうち二十年をこえる組合員期間について加算する金額は、

新法第八十七条第一項及び第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間に応じ当該各号に掲げる金額の合算額とする。
一 第七條第一項第一号の期間で二十年をこえるもののそのこえる期間 その年数一年につき退職年金条例の給料年額に退職料の加算率を乗じて得た額に相当する金額

二 第七條第一項第二号の期間(共済控除期間を除く。)で同項第一号の期間と合算して二十年をこえるもののそのこえる期間 その年数一年につき共済法の給料年額に共済法の退職年金の加算率を乗じて得た額に相当する金額

三 共済控除期間で第七條第一項第一号の期間及び同項第二号の期間(共済控除期間を除く。)と合算して二十年をこえるもののそのこえる期間 その年数一年につき共済法の給料年額に共済法の退職年金の加算率にから加算控除率を控除した数を乗じた数を乗じて得た金額に相当する金額

四 第七條第一項第三号の期間で同項第一号の期間及び同項第二号の期間と合算して二十年をこえるもののそのこえる期間 その年数一年につき新法の給料年額の百分の一・五に相当する金額
第十一條第二項の規定は、前項各号の期間について準用する。

3 第十一條第三項の規定は、第七條第一項第一号の期間のうち年金条例控除期間を有する組合員に対する第一項第一号の規定の適用について準用する。
4 第七條第一項第一号の期間のうち退職料の加算率又は退職年金条例の給料年額の算定方法を異にする退職年金条例に係る年金条例職員期間を二以上有する更新組合員に対する第一項第一号の規定の適用については、同号中「退職年金条例の給料年額に退職料の加算率を乗じて得た額」とあるのは、「それぞれの退職料の加算率に、それぞれの年金条例職員期間の年数の数を乗じて得た率をそれぞれ年金条例職員期間に係る退職年金条例の給料年額に乘じ、当該乗じて得た額を合算し、当該合算した額をそれぞれの年金条例職員期間の年数を合算した年数の数で除して得た額」とする。

5 第七条第一項第二号の期間のう

ちに共済法の退職年金の加算率又は共済法の給料年額の算定方法を異にする共済法に係る旧長期組合員期間を二以上有する更新組合員に對する第一項第二号の規定の適用については、同号中「共済法の給料年額に共済法の退職年金の加算率を乗じて得た額」とあるのは、「それぞれの共済法の退職年金の加算率に、それぞれの旧長期組合員期間の年数の数を乗じて得た率をそれぞれ旧長期組合員期間に乘じ、当該乗じて得た額を合算し、当該合算した額をそれぞれの旧長期組合員期間の年数を合算した年数の数で除して得た額」とする。

6 第七条第一項第二号の期間のう

ちに加算除率又は共済法の給料年額の算定方法を異にする共済法に係る旧長期組合員期間を二以上有する更新組合員に對する第一項第三号の規定の適用については、同号中「共済法の給料年額に共済法の退職年金の加算率に一から加算除率を乗じた額」とあるのは、「それぞれの共済法の退職年金の加算率に一から加算除率を乗じて得た率に、それぞれの共済除期間の年数の数を乗じて得た率をそれぞれの旧

7 退職料が増加退職料に併給され

る場合と併給されない場合において退職料の加算率が異なる場合又は共済法例の廃疾年金の算定において二十年をこえる旧長期組合員期間について加算することとされている率と共済法例の退職年金の加算率とが異なる場合の前六項の規定の適用については、これらの規定に準じて政令で定める。

第二十八條 第十二條第一項各号に掲げる者に廃疾年金の給付事由が生じた場合には、当該各号において控除すべきこととされている金額を新法第八十七條第一項又は第二項及び前条の規定により算定した金額から控除した金額を、当該廃疾年金の額とする。

2 前項の場合において、公務による廃疾年金と公務によらない廃疾年金とが併給される場合は、同項の控除は、公務によらない廃疾年金から行ない、なお残額がある場

合に、公務による廃疾年金から行ないものとする。

(公務による廃疾年金の特例)

第二十九條 新法第八十七條及び前二条の規定により算定した公務による廃疾年金の額が廃疾の程度に応じ別表第二に定める金額(第十二條第一項各号に掲げる者に係る廃疾年金については、当該各号において控除すべきこととされている金額を控除した金額)より少ないときは、当分の間、当該金額をその廃疾年金の額とする。

第三十條 施行日の前日に旧長期組合員(旧長期組合員であつた者で引き続き旧市町村共済法附則第十四項又はこれに相当する共済法例の規定に規定する者となり、同日まで引き続きこれらの者であるもの(以下この項において「準旧長期組合員」という。)を含む。)であつた更新組合員が、同日まで引き続き旧長期組合員であつた期間内(準旧長期組合員については、その者の旧長期組合員であつた期間内)に公務によらないで病氣にかかり、又は負傷し、施行日以後にその傷病のため退職し、新法第八十六條第一項第二号の規定の適用を受ける場合において、新法第八十七條並びに第二十七條及び第二十

八条の規定により算定した廃疾年金の額が、その者が更新組合員である間、旧長期組合員であるものとみなして共済法を適用するとし、たならば受けることができる共済法の廃疾年金の額に相当する金額より少ないときは、当該金額をその廃疾年金の額とする。

2 第二十六條第二項の規定による

廃疾年金又は廃疾一時金の額は、同項の規定に該当する者が更新組合員であつた間、旧長期組合員であるものとみなして共済法を適用するとし、たならば受けることができる共済法の廃疾年金又は共済法の廃疾一時金の額に相当する金額とする。

(廃疾年金の額の改定等の特例)

第三十一條 第六條第四項の規定により共済法の廃疾年金の支給を停止された更新組合員が退職した場合に、当該廃疾年金を新法の規定による廃疾年金とみなして、新法第八十九條及び第九十條第二項から第六項までの規定を適用する。

(退職料又は共済法の退職年金を受けた期間を有する更新組合員に關する経過措置)

第三十二條 第十五條に規定する更新組合員であつた者に廃疾年金を支給するときは、退職料等受給額(同条の規定によりすでに控除さ

れた額があるときは、その額を控除した額)に相当する額に達するまで、支給時に際し、その支給時に係る支給額の二分の一に相当する額を控除する。

(更新組合員に係る廃疾年金からの控除)

第三十三條 第十六條に規定する更新組合員であつた者に廃疾年金を支給するときは、控除額相当額(同条の規定によりすでに控除された額があるときは、その額を控除した額)に相当する額に達するまで、支給時に際し、その支給時に係る支給額の二分の一に相当する額を控除する。

第四節 遺族給付に關する経過措置

第一款 遺族年金の受給資格に關する経過措置

(公務傷病による死亡者に係る遺族年金の規定の適用)

第三十四條 新法第四章第三節第四款中第九十三條第一項第一号の規定による遺族年金に關する部分の規定は、組合員が施行日以後公務により病氣にかかり、又は負傷し、当該公務傷病により死亡した場合について適用する。

(遺族年金の受給資格に係る組合員期間)

昭和三十七年四月二十三日 参議院會議録第十八号(その三) 地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法案

六七二

第三十五条 新法第九十三条第一項

第三号の規定による遺族年金(公務による廃疾年金を受ける権利を有する者に係る遺族年金を除く)を受ける権利に係る組合員期間は、施行日まで引き続く組合員期間及び施行日以後の組合員期間に限るものとする。

(特例による退職年金の受給権者に係る特例)

第三十六条 次の各号の一に該当する

場合には、当該各号に規定する者の遺族(新法第二条第一項第三号に規定する遺族をいう。以下同じ。)に、遺族年金を支給し、遺族一時金は、支給しない。この場合においては、新法第九十三条第一項第三号の規定は、適用しない。

一 組合員期間が二十年未満である者で第八条から第十条までの規定による退職年金を受ける権利を有するものが公務傷病により死亡したとき。

二 組合員期間が二十年未満である更新組合員が公務傷病により死亡した場合において、その死亡を退職とみなしたならば第八条から第十条までの規定により退職年金を受ける権利を有することとなるとき。

(遺族年金の失権に関する経過措置)

第三十七条 旧市町村共済法の遺族

年金を受ける権利を有する者が養子縁組をした場合には、当該遺族年金の失権については、新法第九十六條第三号の規定を適用する。

第二款 遺族年金の額に

関する経過措置

(組合員期間二十年をこえる者に係る特例)

第三十八条 更新組合員に係る新法

第九十三条第一項第一号の規定による遺族年金の額のうち二十年をこえる組合員期間について加算する金額は、同号の規定にかかわらず、第二十七条第一項各号の期間に応じ当該各号に掲げる金額の合算額とする。

2 第二十七条第二項から第六項までの規定は、前項の二十年をこえる組合員期間につき加算する金額の算定について準用する。

3 退職料の加算率と公務遺族年金

の算定において二十年をこえる条例在職年について加算することとされている率とが異なる場合又は共済条例の退職年金の加算率と公務による共済条例の遺族年金の算定において二十年をこえる旧長期組合員期間について加算することとされている率とが異なる場合の前二項の規定の適用については、これらの規定に準じて政令で定める。

(組合員期間十年以上二十年未満の者に係る特例)

第三十九条 更新組合員に係る新法

第九十三条第一項第三号の規定による遺族年金の額は、第十一条から第十四条までの規定により算定した金額の百分の五十に相当する金額とする。

(特例による退職年金の受給権者に係る特例)

第四十条 第三十六条各号の規定に

よる遺族年金の額は、当該各号に規定する退職年金の額の百分の五十に相当する金額とする。

(公務傷病による死亡者に係る遺族年金の額の最低保障)

第四十一条 新法第九十三条第一項

第一号又は第三十八条の規定による遺族年金の額が三万五千円(当該遺族年金を受ける遺族につきその者の収入により生計を維持する遺族で遺族年金の支給を受けるべき要件に該当するものがあるときは、その一人につき四千八百円を加算した金額とし、第十二条第一項各号に掲げる者に係る遺族年金については、当該各号において控除すべきこととされている金額を控除した金額とする。)より少ないときは、当分の間、その額を当該遺族年金の額とする。

(特例による遺族年金の額の最低保障)

第四十二条 第三十九条又は第四十

条の規定により算定した遺族年金の額が二万一千三百六十円(第十二条第一項各号に掲げる者に係る遺族年金については、当該各号において控除すべきこととされている金額の百分の五十に相当する金額を控除した金額)より少ないときは、その額を第三十九条又は第四十条の遺族年金の額とする。

(退職料又は共済法の退職年金を受けた期間を有する更新組合員であつた者に関する経過措置)

第四十三条 第十五条に規定する更

新組合員又は当該更新組合員であつた者が死亡したことにより遺族年金を支給するときは、退職料等受給額(同条又は第三十二条の規定によりすでに控除された額があるときは、その額を控除した額)の二分の一に相当する額に達するまで、支給時に際し、その支給時に係る支給額の二分の一に相当する額を控除する。

(更新組合員に係る遺族年金からの控除)

第四十四条 第七条第一項第一号又

は第二号の期間で退職年金条例又は共済条例の規定により退職年金条例の遺族年金又は共済条例の遺族年金の支給時に際しその支給額から退職年金条例又は共済条例に定める金額を控除すべきこととさ

れているものを有する更新組合員が死亡した場合において遺族年金を支給するときは、当該額に達するまで、支給時に際し、その支給時に係る支給額の二分の一に相当する額を控除する。

2 第十六条又は第三十三条の規定

によりその支給額から控除すべきこととされている退職年金又は廃疾年金を受ける権利を有する者が死亡した場合において遺族年金を支給するときは、控除額相当額からこれらの規定によりすでに控除された額に相当する額を控除した額の二分の一に相当する額に達するまで、支給時に際し、その支給時に係る支給額の二分の一に相当する額を控除する。

第三款 遺族一時金に関

する経過措置

(更新組合員に係る受給資格の特例)

第四十五条 第七条第二項第五号の

期間を有する更新組合員が死亡した場合においては、その者の組合員期間が一年未満であるときも、その者の遺族に遺族一時金を支給する。

2 第七条第二項第七号の期間を有

する更新組合員が死亡した場合においては、その者の組合員期間が一年未満であるときも、その者の遺族に遺族一時金を支給する。

(更新組合員に係る額の特例)

第四十六條 更新組合員が死亡した場合におけるその遺族に対する新法第九十八條又は前条の規定による遺族一時金の額は、次の各号の期間に応じ当該各号に掲げる金額の合算額とする。

一 第七條第二項第五号又は第六号の期間 当該期間につき退職年金条列の給料年額を基礎として、退職年金条列の遺族一時金の額の算定の例により算定した金額

二 第七條第二項第七号又は第八号の期間 当該期間につき共済法の給料日額を基礎として、共済法の遺族一時金の額の算定の例により算定した金額

三 施行日以後の組合員期間 新法の給料日額に、当該期間と第一号又は前号のいずれかに規定する期間とを合算した期間に対応する新法別表第二(退職年金条列の遺族一時金又は共済法の遺族一時金の額について一年未満の条列在職年又は旧長期組合員期間ごとにその額を算定することとされている退職年金条列又は共済法に係る第一号又は前号に規定する期間を有する者にあつては、別表第一。以下この号において同じ。)に定める日数から前二号の第七條第二項第五号又は第七号の期間に対応する

新法別表第二に定めるそれぞれの日数を控除した日数を乗じて得た金額

2 前項の場合において、同項第一号又は第二号の期間につき退職年金条列又は共済法の規定により退職年金条列の遺族一時金の額又は共済法の遺族一時金の額から控除又は減額すべきこととされている金額があるときは、同項の規定により算定した金額から当該控除又は減額すべきこととされている金額に相当する金額を控除した金額を新法第九十八條又は前条の規定による遺族一時金の額とする。

第五節 特殊の期間又は資格を有する組合員に關する特例

(重複期間に対する一時金)

第四十七條 第一号に掲げる旧長期組合員期間又は第二号に掲げる旧長期組合員であつた期間で第七條第一項第一号本文の期間に該するもの(以下この項、次項及び第三項において「重複期間」といふ。)については、当該各号に定めるところにより、一時金を支給する。

一 施行日前に共済法の退職年金を受ける権利を有する更新組合員の当該退職年金の基礎となつてゐる旧長期組合員期間 重複期間を共済法の退職一時金の額の算定の基礎となるべき旧長期組合員期間とみなして、当該退

職年金の額の算定の基礎となつてゐる給料を基礎として、共済法の退職一時金の額の算定の例により算定した金額を、施行日から六十日を経過した日において、その者又はその遺族に支給する。

二 施行日の前日まで引き続き旧長期組合員であつた更新組合員(前号に規定する更新組合員を除く。)の当該旧長期組合員であつた期間 重複期間を共済法の退職一時金の額の算定の基礎となるべき旧長期組合員期間とみなして、施行日の前日の給料を基礎として、共済法の退職一時金の額の算定の例により算定した金額を、施行日において、その者に支給する。

2 前項の一時金の額が、共済法の退職年金等の給付に要する費用に充てるものとして重複期間について同項各号に規定する更新組合員が負担した各年度ごとの掛金額に、それぞれこれに対する翌年度の四月一日から当該一時金を支給する日の属する月の前月の末日までの期間に応ずる利子に相当する金額を加えた額より少ないときは、同項の規定にかかわらず、当該額をその一時金の額とする。

3 前項に規定する利子は、複利計算の方法によるものとし、その利率は、年四分五厘とする。

4 前三項の規定は、第六條第二項ただし書の規定により共済法の退職年金を受ける旨を申し出た者には、適用しない。

(準年金条列職員期間を有する者の特例)

第四十八條 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第八十七号)による改正前の恩給法第十九條第二項に規定する準文官又は準教育職員であつた期間の取扱いに相当する取扱いをした第七條第一項第一号の期間(以下この条において「準年金条列職員期間」といふ。)を有する更新組合員が退職し、又は死亡した場合におけるその者に係る長期給付は、その者又はその者の遺族のうち先順位者の選択により、当該準年金条列職員期間を年金条列職員期間でないものとみなした場合に支給すべきこととなる給付とすることができ

(退職後に増加退職料等を受けることとなつた者の特例)

第四十九條 更新組合員であつた者が退職した後に増加退職料等を受ける権利を有する者となつたときは、当該更新組合員であつた者は、新法及びこの法律の長期給付に關する規定(新法第八十二條、第八十四條、第八十五條及び第九十九條並びに第二十條及び第二十一條の規定を除く。第三項、次条第一項、第五十二條第一項、第五十

三條第一項及び第六十三條第三項において同じ。)の適用については、退職の時に於いて増加退職料等を受ける権利を有する者であつたものとみなす。

2 前項の規定に該当することとなつた更新組合員であつた者がその該当することとなつた時までに支給を受けた退職年金、減額退職年金又は退職一時金は、返還することを要しないものとし、また、その者が同項及び第七條第一項第一号ロの規定の適用により受けるべきこととなつた退職年金若しくは減額退職年金でその時までに支給すべきもの又は退職一時金は、支給しないものとする。ただし、退職年金又は減額退職年金の支給を受けていた更新組合員であつた者がこれらの規定の適用により新法第八十三條の規定の適用を受けることとなつた場合において、その者がその時までに支給を受けた退職年金又は減額退職年金の総額が同条第二項第一号に掲げる金額より少ないときは、その差額に相当する金額を一時金として支給する。

3 更新組合員であつた者が退職した後に死亡した場合において、その者の遺族が公務遺族年金を受ける権利を有する者となつたときは、当該更新組合員であつた者は、新法及びこの法律の長期給付に關する規定の適用については、

退職した後に増加退職料等を受ける権利を有する者となつたものとみなす。

(退職後に増加退職料等を受けなくなつた者の特例)

第五十条 増加退職料等を受ける権利を有する更新組合員であつた者が退職した後に当該増加退職料等を受ける権利を有しない者となつたときは、当該更新組合員であつた者は、新法及びこの法律の長期給付に関する規定の適用については、退職の時に増加退職料等を受ける権利を有しない者であつたものとみなす。

2 前項の規定に該当することとなつた更新組合員であつた者がその該当することとなつた時点で支給を受ける退職年金、減額退職年金又は退職一時金は、返還することを要しないものとし、また、その者が同項の規定の適用により受けるべきこととなつた退職年金若しくは減額退職年金でその時までに支給すべきもの又は退職一時金は、支給しないものとする。ただし、その者の退職一時金の額の算定の基礎となつた新法第八十三条第二項第一号に掲げる金額が前項の規定の適用により受けるべきこととなる退職一時金の額の算定の基礎となる同号に掲げる金額より少ないときは、その差額に相当する金額を一時金として支給する。

3 第五十条第六項の規定は、退職一時金の支給を受けた更新組合員であつた者が第一項の規定の適用により退職年金又は減額退職年金を

受けるべきこととなつた場合について準用する。

4 第一項の規定に該当することとなつた更新組合員であつた者に対する第四十七条第一項第一号及び第二号の規定の適用については、これらの規定中「施行日から六十日を経過した日において」とあり又は「施行日において」とあるのは「増加退職料等を受ける権利を有しない者となつた日において」と、同項第二号中「施行日の前日の給料とあるのは、増加退職料等を受ける権利を有しない者であつたものとみなされた日の前日の給料」とする。

(増加退職料等の受給権の放棄)

第五十一条 更新組合員又は更新組合員であつた者が増加退職料等を受ける権利を有するものが、施行日(同日以後に増加退職料等を受ける権利を有することとなつた場合にあつては、当該権利を有することとなつた日)から六十日を経過する日以前に、当該増加退職料等を受けない旨を当該権利の規定を行なつた者に対して申し出たときは、当該権利は、施行日の前日(施行日以後に増加退職料等を受ける権利を有することとなつた場合にあつては、当該権利を有することとなつた日)において消滅したものとみなす。

2 第五十条第四項の規定は、第一項の申出について準用する。

3 第五十条第六項の規定は第一項又は前項において準用する同条第四項の申出があつた場合について、同条第八項の規定は第一項又は前

項において準用する同条第四項の申出をした者について準用する。

(退職後に共済法の廃疾年金を受けることとなつた者の特例)

第五十二条 更新組合員であつた者が退職した後に共済法の廃疾年金を受ける権利(その者が施行日の前日に当該権利を有していたとしてならば旧市町村共済法第四十六条の二第一項若しくは附則第十八項の規定又はこれらに相当する共済条例の規定によりその支給を停止されるべきこととなる共済法の廃疾年金を受ける権利を除く)を有することとなつたものが、当該権利を有することとなつた日から六十日以内に当該共済法の廃疾年金の基礎となつた期間につき第七

条第一項の規定の適用を受けない旨を組合に対して申し出たときは、当該更新組合員であつた者又はその遺族に対する新法及びこの法律の長期給付に関する規定の適用については、当該共済法の廃疾年金の基礎となつた期間は、第七條第一項第二号の期間に該当しなかつたものとみなす。

2 第四十九条第二項の規定は、前項の規定に該当することとなつた更新組合員であつた者について準用する。この場合において、同条第二項中「同項及び第七條第一項第一号ロ」とあるのは、「第五十二条第一項」と読み替へるものとする。

3 更新組合員であつた者が退職した後に共済法の廃疾年金を受ける権利を有することとなつたものに係る当該共済法の廃疾年金(第一

項の申出をした者の当該申出に係る共済法の廃疾年金を除く)は、新法の規定による廃疾年金とみなす。

(退職後に共済法の廃疾年金を受けなくなつた者の特例)

第五十三条 共済法の廃疾年金(次の申出によりその支給を停止されないものに限り)を受ける権利を有する更新組合員であつた者が退職した後に共済法の廃疾年金を受けるべき廃疾の状態に該当しなかつたため共済法の廃疾年金を受ける権利を有しない者となつたときは、当該更新組合員であつた者は、新法及びこの法律の長期給付に関する規定の適用については、退職の時に共済法の廃疾年金を受ける権利を有しない者であつたものとみなす。この場合においては、当該更新組合員であつた者には、旧市町村共済法第四十六條第三項若しくは第四項の規定又はこれらに相当する共済条例の規定は、適用しないものとする。

2 第五十条第六項の規定は退職一時金の支給を受けた更新組合員であつた者が前項の規定の適用により退職年金又は減額退職年金を受けるべきこととなつた場合について、第五十条第二項の規定は第一項の規定に該当することとなつた更新組合員であつた者について準用する。この場合において、第五十条第二項中「前項」とあり、又は「同項」とあるのは、「第五十三条第一項」と読み替へるものとする。

(共済法の廃疾年金の受給の申出)

第五十四条 更新組合員で共済法の廃疾年金を受ける権利(施行日の前日において旧市町村共済法第四十六條の二第一項若しくは附則第十八項の規定又はこれらに相当する共済条例の規定によりその支給を停止されていた共済法の廃疾年金を受ける権利を除く。以下この項において同じ)を有するものが、施行日(同日以後に共済法の廃疾年金を受ける権利を有することとなつた場合にあつては、当該権利を有することとなつた日)から六十日を経過する日以前に当該共済法の廃疾年金の支給を停止させない旨をその決定を行なつた者に対して申し出たときは、当該共済法の廃疾年金は、その者が更新組合員である間、その支給を停止しない。

2 第六條第六項の規定は、前項の申出があつた場合について準用する。

第六節 再就職者に関する経過措置

(年金条例職員又は旧長期組合員であつた者等が施行日以後に組合員となつた場合の取扱い)

第五十五条 第五條第二項(第三号を除く)及び第三項、第六條第二項本文及び第四項、第七條第一項、第二項各号列記以外の部分及び第三項、第八條第三項、第九條第二項、第十條(この項第一号に掲げる者に限り)、第十一條から第十九條まで、第二十六條第一項、第二十七條から第二十九條まで、第三十一條から第三十三條まで、第

三十六条、第三十八条から第四十条まで、第四十七条(この項第二号に掲げる者に限る。)並びに第四十八条から前条までの規定は、次に掲げる者について準用する。
一 更新組合員であつた者で再び組合員となつたもの

二 年金条例職員期間又は旧長期組合員期間を有する者で施行日以後に組合員となつたもの
(更新組合員及び前号に掲げる者を除く。)

2 前項の場合において、第五十二条第二項(第三号を除く。)、第六条第二項本文、第十九条第二項、第四十七条第一項、第五十条第四項、第五十一条第一項並びに前条第一項中「施行日」とあるのは「第五十五条第一項各号に掲げる組合員となつた日」と、第五十二条第三項中「退職料で施行日の前日において恩給法第五十八条の規定に相当する退職年金条例の規定によりその支給を停止されているもの」とあるのは「退職料」と、「施行日以後」とあるのは「第五十五条第一項各号に掲げる組合員となつた日以後」と、第七條第一項各号列記以外の部分中「施行日前の次の期間」とあるのは「第五十五条第一項各号に掲げる組合員となつた日以前の次の期間(当該組合員となつた日の属する月を除く。)」と、第七條第二項各号列記以外の部分中「施行日前の次の期間(退職一時金の場合にあつては第一号から第四号までの期間、遺族一時金の場合にあつては第五号から第八号までの期間に限る。以外の期間)」とあるのは「第五

十五条第一項各号に掲げる組合員となつた日以前の期間」と読み替え、前項第二号に掲げる者については、更に、第十二条第一項第一号中「施行日の前日に年金条例職員以外の職員であつた更新組合員にあつては、更新組合員である間」とあり、又は同項第二号及び第三号中「施行日の前日に旧長期組合員以外の職員であつた更新組合員にあつては、更新組合員である間」とあるのは「第五十五条第一項第二号に掲げる組合員にあつては、施行日から退職の日まで」と、第十四条中「施行日」とあるのは「第五十五条第一項第二号に掲げる組合員となつた日」と読み替へるものとする。

3 年金条例職員であつた者で施行日以後に組合員となつたものについて、第四條第一項及び第五條の規定を適用しないものとした場合に退職年金条例の規定により条例に退職年の年数に算入されるべき期間があるときは、第七條第一項第一号(第一項において準用する場合を含む。)(又は第八條第一項若しくは第二項の規定の適用については、その者は、当該期間年金条例職員として在職したものとみなす。
(再就職者に係る退職年金等の額に関する特例)

第五十六条 更新組合員であつた者で退職一時金の額の算定につき第二十三條の規定の適用を受け、その後再び組合員となつたものに対する前条第一項において準用する第十一條第一項の規定の適用につ

いては、同項第一号若しくは同項第二号、第三号若しくは第四号又は同項第五号の金額は、これらの規定により算定した金額からそれぞれ第一号若しくは第二号又は第三号に掲げる金額を控除した金額とする。

一 第二十三條第一項第一号に掲げる金額の十五分の一(施行日の前日において、退職給付金を受けた者の退職料の額からの控除につき恩給法第六十四條ノ二本文に規定する率と異なる率を定める退職年金条例の適用を受けていた者にあつては、当該率)に相当する金額
二 第二十三條第一項第二号に掲げる金額を第十二條第一項第二号に規定する其済法の退職一時金の額と、その者を同号に掲げる更新組合員と、それぞれみなした場合に同号の規定により控除すべきこととなる金額
三 第二十三條第一項第三号の期間の年数一年につき、新法の給料年額の百分の一・四に相当する金額

2 新法第八十三條の規定による退職一時金又は新法第九十二條の規定による廃疾一時金の支給を受けた者(新法第八十三條第一項ただし書の規定の適用を受けた者を含む。)(その後再び組合員となつたもの(前項の規定の適用を受ける者を除く。))に対する前条第一項において準用する第十一條第一項の規定の適用については、同項第五号の金額は、同号の規定により算定した金額から新法第七十八條第

三項第一号又は第二号に掲げる金額(その額が第十一條第一項第五号の規定により算定した金額をこえるときは、当該金額)を控除した金額とする。

3 前二項に規定する者について、前条第一項の規定により第十三條第一項若しくは第二項、第二十八條、第二十九條、第四十一條又は第四十二條の規定を準用する場合に、これらの規定中「前条第一項各号に掲げる者」とあり、又は「第十二條第一項各号に掲げる者」とあるのは「第五十六条第一項又は第二項に規定する者」と、「当該各号」とあるのは「これらの規定」と読み替へるものとする。

第三章 恩給公務員期間を有する者に関する経過措置

(恩給公務員である職員であつた更新組合員の取扱い)

第五十七条 恩給公務員である職員であつた更新組合員に対する長期給付については、その者が恩給公務員である職員であつた間、年金条例職員として在職していたものと、その者の恩給公務員期間は年金条例職員期間と、恩給に関する法令の規定はこれに相当する退職年金条例の規定と、当該恩給に関する法令の規定による恩給はこれに相当する退職料等とみなして、この法律中年金条例職員であつた更新組合員に関する規定(これに係る新法の規定を含む。)を適用する。

2 前項に規定する更新組合員について、第七條第一項の規定を適用

する場合において、同項第一号ただし書中「加算又は減算すること」とされている年月数とあるのは、「加算又は減算すること」とされている年月数(法律第二百五十五号附則第二十四條第二項又は第三項に規定する加算年のうちこれらの規定により恩給の基礎に算入しないこととされている年月数以外の年月数及び同条第四項に規定する加算年の年月数を除く。)」とする。

3 第一項に規定する更新組合員に係る第十一條第一項第一号の期間のうち次の各号に掲げる期間があるときは、同項第一号の金額は、同号の規定により算定した金額に、それぞれ次の各号に掲げる金額を加えた金額とする。

一 法律第五百五十五号附則第七條第一項(同法による改正前の恩給法第六十三條第五項において準用する同法第六十條第三項に係る部分を除く。)(又は同法による改正前の恩給法第六十條第三項の規定に該当する実動職在職年(当該実動職在職年の年数(その年数が四十年をこえるときは、四十年。次号において同じ。))から十七年を控除した残りの実動職在職年について、恩給法の給料年額(組合員が退職した時の給料を基礎として、恩給法に規定する退職当時の俸給年額の算定の例により算定した給料年額をいう。次号において同じ。))にこれらの規定による割合を乗じて得た金額

二 法律第五十五号附則第三十

九条、同法による改正前の恩給法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第八十七号)附則第十項、同法による改正前の恩給法第六十二条第三項若しくは第四項又は同条第六項若しくは同法第六十四条第三項において準用する同法第六十条第三項の規定に該当する勤続在職年当該勤続在職年の年数から普通恩給についての所要最長在職年の年数を控除した残りの勤続在職年について、恩給法の給料年額にこれらの規定による割合を乗じて得た金額

4 第一項に規定する更新組合員で、第五條第二項本文の規定を適用しないとしたならば警察監獄職員の普通恩給又は旧軍人等の普通恩給を受ける権利を有することとなるものの第八條第三項の規定により受ける権利を有することとなる退職年金の額は、当該警察監獄職員の普通恩給又は旧軍人等の普通恩給の額に相当する金額とする。

5 第五條第二項本文の規定を適用しないとしたならば警察監獄職員の普通恩給又は旧軍人等の普通恩給を受ける権利を有することとなる更新組合員で、新法第七十八條第一項又は第八條(第三項を除く)若しくは第十條の規定と第八條第三項の規定とに同時に該当するものに対しては、これらの規定による退職年金の額が異なるときは、いずれか多い額の退職年金のみを支給し、これらの規定による

退職年金の額が同じときは、新法第七十八條第一項又は第八條(第三項を除く)若しくは第十條の規定による退職年金のうちいずれか一を支給する。

6 第四項の規定により警察監獄職員の普通恩給又は旧軍人等の普通恩給の額に相当する額をもつてその額とされた退職年金は、新法第七十九條第二項の規定にかかわらず、四十五歳に達するまではその全額、五十歳に達するまではその百分の五十に相当する金額、五十五歳に達するまではその百分の三十に相当する金額の支給を停止する。

7 第四項の規定により警察監獄職員の普通恩給又は旧軍人等の普通恩給の額に相当する額をもつてその額とされた退職年金の額は、十一万円以上である場合において、これを受ける権利を有する者の各年(その者が退職した日の属する年を除く)における当該退職年金以外の所得金額が五十五万円をこえるときは、その年の翌年六月から翌翌年五月までの分として支給すべき当該退職年金の額を普通恩給の年額とみなしたならば、恩給法第五十八條ノ四第一項の規定により支給を停止すべきこととなる金額に相当する金額の支給を停止する。

8 昭和三十三年十月一日前に給付事由が生じた普通恩給につき第五條第二項本文の規定の適用を受けた第一項に規定する更新組合員について第十七條第三項又は前項の規定を適用する場合に、これら

の規定中「恩給法」とあるのは、「恩給法の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第二十四号)による改正前の恩給法」とする。

9 恩給公務員である職員であつた更新組合員に係る恩給公務員期間のうち公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第三十四号)附則第五條第一項の規定により同法第十五條に規定する組合員期間に算入された期間は、第七條第一項第一号の期間に該当しないものとみなす。

(再就職者の取扱ひ)
第五十八條 前条の規定は、恩給公務員である職員であつた者で組合員となつたもの(恩給公務員である職員であつた更新組合員を除く)について準用する。この場合において、同条第一項中「更新組合員に関する規定」とあるのは、「第五十五條第一項の規定の適用を受ける組合員に関する規定」と、同条第五項中「第八條(第三項を除く)若しくは第十條の規定と第八條第三項」とあるのは、「第五十五條第一項において準用する第十條の規定と第八條第三項」と読み替へるものとする。

第四章 国の旧長期組合員期間を有する者に関する経過措置
(国の旧長期組合員である職員であつた更新組合員の取扱ひ)
第五十九條 国の旧長期組合員である職員であつた更新組合員に対する長期給付については、その者が国の旧長期組合員である職員であつた間、旧市町村職員共済組合の

組合員として在職したものと、その者の国の旧長期組合員期間は旧市町村共済法に係る旧長期組合員期間と、国の旧法等の規定はこれに相当する旧市町村共済法の規定と、当該国の旧法等の規定による退職給付、廃疾給付及び遺族給付はこれらに相当する旧市町村共済法の規定による共済法の退職年金等とみなして、この法律中旧市町村職員共済組合に係る旧長期組合員であつた更新組合員に関する規定(これに係る新法の規定を含む)を適用する。

2 次の各号に掲げる者に対する第十二條の規定の適用については、第一号に掲げる者に係る同条第一項第二号に掲げる金額又は第二号に掲げる者に係る同条第一項第三号に掲げる金額は、それぞれ第一号又は第二号に掲げる金額とする。

一 国の旧法第四十一條の規定により退職一時金の支給を受けた更新組合員 第十一條第一項第二号及び第三号並びに同条第五項から第八項までの規定により算定した金額から、国の旧法の規定による退職一時金の基礎となつた期間(第十一條第一項第二号及び第三号の期間に限る。)の年数のうち同項第一号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき共済法の給料年額の百分の〇・七五、二十年をこえる年数については一年につき共済法の給料年額の百分の〇・五に相当する金額を控除した金額

二 国の旧法第四十五條の規定により廃疾一時金の支給を受けた後その給付事由が生じた月の翌月から四月以内に再び国の旧法の組合員となつた更新組合員 第十一條第一項第二号及び第三号並びに同条第五項から第八項までの規定により算定した金額から、国の旧法の規定による廃疾一時金の給付事由が生じた月の翌月から再び国の旧法の組合員となつた月までの月数を四で除して得た月数(一月未満の端数があるときは、これを切り上げた月数)を十月から控除した月数を国の旧法第十九條の規定の例により算定した給料に乘じて得た額の十五分の一に相当する金額を控除した金額

3 新法第八十八條第一項及び第二項の規定は、この法律の施行の際新法附則第三條に規定する旧組合員に係る国の旧法第四十二條の規定による廃疾年金を受ける権利を有する者について適用する。この場合において、新法第八十八條第一項中「別表第四」とあるのは、「国の旧法別表第二」とする。

4 国の旧長期組合員である職員であつた更新組合員に係る国の旧長期組合員期間のうち公共企業体職員等共済組合法附則第五條第一項の規定により同法第十五條に規定する組合員期間に算入された期間に該当しないものとみなす。

(再就職者の取扱ひ)
第六十條 前条の規定は、国の旧長期組合員である職員であつた者で

組合員となつたもの（国の旧長期組合員である職員であつた更新組合員を除く。）について準用する。この場合において、同条第一項中「更新組合員に関する規定」とあるのは、「第五十五条第一項の適用を受ける組合員に関する規定」と読み替へるものとする。

第五章 国の長期組合員であつた者に関する経過措置

第六十一条 国の長期組合員である職員であつた組合員の取扱ひ

第六十一条 国の長期組合員である職員であつた組合員に対する長期給付については、その者が国の長期組合員である職員であつた間、組合員であつたものと、国の新法及び国の施行法の規定による給付は新法及びこの法律中のこれらの規定に相当する規定による給付とみなして、新法及びこの法律の規定を適用する。この場合において、第二十五条、第三十四条及び第三十五条中「施行日」とあるのは、「国の長期組合員となつた日」とする。

（国の更新組合員である職員であつた組合員の取扱ひ）

第六十二条 国の更新組合員（国の施行法第四十一条第一項各号に掲げる者を含む。）である職員であつた組合員に対する長期給付については、前条に規定するもののほか、その者が国の更新組合員である職員であつた間、更新組合員であつたものと、その者が国の旧法の規定による退職年金を受ける権利につき国の施行法の規定によつてした申

出はこの法律中の相当する規定によつてした申出と、国の施行法の規定によつて消滅した恩給、退職料又は国の旧法の規定による退職年金はこの法律中の相当する規定によつて消滅したものとみなして、この法律の規定を適用する。この場合において、第二条第二項、第七条第一項第三号、第十一条第一項第五号、第十二条第一項第一号並びに第二十七条第一項第五号中「施行日」とあるのは「国の更新組合員となつた日（国の施行法第四十一条第一項第二号に掲げる者にあつては、同号に掲げる者となつた日）」と、第五条第三項中「恩給法第五十八条の規定に相当する退職年金条項」とあるのは「一の施行法第五十五条第三項（国の施行法第四十一条第一項又は第四十二条第一項において準用する場合を含む。）と、第六条第三項中「旧市町村共済法附則第十五項若しくは附則第十八項の規定又はこれらに相当する共済条項」とあるのは「一の施行法第六十二条第二項（国の施行法第四十一条第一項又は第四十二条第一項において準用する場合を含む。）と読み替え、施行日の前日に国の更新組合員（国の施行法第四十一条第一項各号に掲げる者を含む。）であつた更新組合員については、更に、第七条第二項、第八条第一項、第十四条、第二十三条第一項第三号及び第四十六條第一項第三号中「施行日」とあるのは「国の更新組合員となつた日（国の施行法第四十一条第一項各号に掲げる者にあつては、当該各号に掲

げる者となつた日）」と、第二十六条及び第三十条第一項中「施行日」とあるのは「一の更新組合員となつた日」とする。

（国の長期組合員である職員であつた更新組合員等の取扱ひ）

第六十三条 国の長期組合員である職員であつた更新組合員に係る国の新法の規定による退職年金又は減額退職年金（施行日の前日において、国の新法第七十七条第一項（国の新法第七十九条第三項において準用する場合を含む。）の規定によりその支給を停止されていた退職年金又は減額退職年金を除く。）は、当該更新組合員が施行日から六十日を経過する日以前に当該退職年金又は減額退職年金の支給を停止させない旨をその決定を行なつた者に対して申し出たときは、新法第七十九条第一項（新法第八十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、その者が更新組合員である間、その支給を停止しない。

第五項 第五項第四項の規定は、前項の申出について準用する。

3 第一項又は前項において準用する第五項第四項の申出をした者に対する新法及びこの法律の長期給付に関する規定の適用については、当該申出に係る退職年金又は減額退職年金の基礎となつた期間は、第七条第一項各号の期間及び組合員であつた期間に該当しないものとする。

4 国の長期組合員である職員であつた更新組合員に係る国の新法の規定による廃疾年金（施行日の前

日において、国の新法第八十五条の規定によりその支給を停止されていた廃疾年金を除く。）は、当該更新組合員が施行日（同日以後に国の新法の規定による廃疾年金を受ける権利を有することとなつた場合にあつては、当該権利を有することとなつた日）から六十日を経過する日以前に当該廃疾年金の支給を停止させない旨をその決定を行なつた者に対して申し出たときは、新法第九十条第一項の規定にかかわらず、その者が更新組合員である間、その支給を停止しない。

5 第三項の規定は、前項の申出があつた場合について準用する。

6 第十五条若しくは第三十二条又は第四十三条の規定は、次の各号に掲げる者又はその遺族に退職年金若しくは廃疾年金又は遺族年金を支給する場合について準用する。

一 国の新法の規定による退職年金又は減額退職年金（第一項又は第二項において準用する第五項第四項の申出をした場合における国の新法の規定による退職年金又は減額退職年金を除く。）を受けていた第七條第一項第一号の期間又は同項第二号の期間（次条第一項第二号の期間とみなされた期間を除く。）を有する国の長期組合員である職員であつた者

二 退職料（第五條第二項第三号の申出をしなかつた場合における退職料を除く。）を受けていた

日のにおいて、国の新法第八十五条の規定によりその支給を停止されていた廃疾年金を除く。）は、当該更新組合員が施行日（同日以後に国の新法の規定による廃疾年金を受ける権利を有することとなつた場合にあつては、当該権利を有することとなつた日）から六十日を経過する日以前に当該廃疾年金の支給を停止させない旨をその決定を行なつた者に対して申し出たときは、新法第九十条第一項の規定にかかわらず、その者が更新組合員である間、その支給を停止しない。

5 第三項の規定は、前項の申出があつた場合について準用する。

6 第十五条若しくは第三十二条又は第四十三条の規定は、次の各号に掲げる者又はその遺族に退職年金若しくは廃疾年金又は遺族年金を支給する場合について準用する。

一 国の新法の規定による退職年金又は減額退職年金（第一項又は第二項において準用する第五項第四項の申出をした場合における国の新法の規定による退職年金又は減額退職年金を除く。）を受けていた第七條第一項第一号の期間又は同項第二号の期間（次条第一項第二号の期間とみなされた期間を除く。）を有する国の長期組合員である職員であつた者

二 退職料（第五條第二項第三号の申出をしなかつた場合における退職料を除く。）を受けていた

三 昭和三十九年十月三十一日までに退職する男子

四 昭和三十九年十月三十一日までに退職する女子

五 国の施行法第五十一条の二第一項又は第三項の規定による申出をした国の長期組合員である職員であつた更新組合員に対する新法及

昭和三十九年四月二十三日 参議院會議録第十八号（その三） 地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法案

六七七

六七七

六七七

六七七

この法律の長期給付に関する規定の適用については、国の施行法第五十一条の二第一項又は第三項の規定による長期給付に関する規定の適用があつた日以後の年金条例職員期間は、第七條第一項第一号の期間に該当しないものとす。

9 前項の規定の適用を受けた更新組合員の同項の規定により第七條第一項第一号の期間に該当しないものとされた期間のうち政令で定めるものについては、政令で定めるところにより、その者又はその遺族に、一時金を支給する。

第六章 厚生年金保険の被保険者であつた更新組合員の取扱い
第七條 厚生年金保険の被保険者であつた更新組合員に關する経過措置

(厚生年金保険の被保険者であつた更新組合員の取扱い)
第六十四條 施行日の前日に厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)による厚生年金保険(以下「厚生年金保険」という。)の被保険者であつた更新組合員(当該更新組合員であつた者で再び組合員となつたものを含む。以下この条において同じ。)の当該被保険者であつた期間(その期間の計算については、同法の規定による被保険者期間の計算の例による。第百三十三條第二項及び第百三十八條において同じ。)は、この法律の規定(これに係る新法の規定を含む。)の適用については、当該被保険者であつた期間のうち職員であつた期間は旧市町村共済法の旧長期組合員期間(旧市町村共済法附則第三十

一項に規定する控除期間(以下この項において「控除期間」という。)を除く。)で第七條第二項第三号若しくは第四号又は第七号若しくは第八号の期間に該当するものであつたものとみなし、当該被保険者であつた期間のうち職員でなかつた期間は控除期間で同項第三号若しくは第四号又は第七号若しくは第八号の期間に該当するものであつたものとみなす。

2 前項に規定する更新組合員の厚生年金保険の被保険者であつた期間のうち職員であつた期間に係る旧市町村共済法の退職年金の基本率は三十分の八と、旧市町村共済法の退職年金の加算率は二百二十五分の二とし、当該期間に対する第二十三條又は第四十六條の規定の適用については、第二十三條第一項第二号及び第四十六條第一項第二号中「算定の例により算定した金額」とあるのは、「算定の例により算定した金額の百分の八十に相当する金額」とする。

3 第一項に規定する更新組合員の同項の規定により旧市町村共済法の旧長期組合員期間とみなされた期間は、施行日以後においては、厚生年金保険の被保険者でなかつたものとみなす。

第七章 特殊の組合員に關する経過措置
第一節 都道府県知事又は市町村長であつた更新組合員等に関する経過措置
(都道府県知事又は市町村長であつた者の取扱い)

第六十五條 都道府県知事又は市町村長であつた更新組合員に對し新法の長期給付に關する規定及びこの法律の規定を適用する場合の特例については、次条から第八十五條までに定めるところによる。

村長であつた更新組合員に對し新法の長期給付に關する規定及びこの法律の規定を適用する場合の特例については、次条から第八十五條までに定めるところによる。

第六十六條 更新組合員の第七條第一項第一号の期間のうち、同号中「年金条例職員期間のうち」とあるのは、「知事等としての退職料等の基礎となるべき期間のうち」として同法の規定を適用して算定した期間は、地方公共団体の長であつた期間に算入する。

2 施行日以後の地方公共団体の長であつた期間を有しない知事等であつた更新組合員の知事等としての退職料等の基礎となるべき期間で前項の規定により地方公共団体の長であつた期間に算入される期間に相当するものは、地方公共団体の長であつた期間とみなして、この節の規定を適用する。

3 第七條第一項第一号の期間のうち、都道府県知事又は市町村長としての年金条例職員期間(昭和二十一年十月五日以後におけるこれらの者となつた日以後の期間に限る。)を有する更新組合員が当該年金条例職員期間(第一項の規定により地方公共団体の長であつた期間に算入され、又は前項の規定により地方公共団体の長であつた期間とみなされた期間を除く。以下この項及び次項において同じ。)の月数(一月未満の端数があるときは、これを一月とする。)一月につき施行日(同日に地方公共団体の

長でない更新組合員にあつては、当該年金条例職員期間の最終日)の属する月におけるその者の給料(十一万円をこえる場合は、十一万円とする。)の百分の〇・五に相当する金額を、政令で定めるところにより、組合に納付したときは、当該年金条例職員期間は、知事等としての退職料等の基礎となるべき期間とみなして、前二項の規定を適用する。

4 前項の年金条例職員期間についてこの節の規定を適用する場合においては、当該年金条例職員期間に係る退職年金条例の規定のうち、退職料の最短期間年限に係るものは十二年であつたものと、退職料の基本率に係るものは百五十分の五十であつたものと、退職料の加算率に係るものは百五十分の一であつたものと、その他の退職料等に関する取扱いに係るものは都道府県知事にあつては当該都道府県の退職年金条例に、市町村長にあつては当該市町村を包括する都道府県の旧町村職員恩給組合の退職年金条例に規定する取扱いと同一であつたものと、それぞれみなす。

(地方公共団体の長の退職年金の受給資格に關する特例)
第六十七條 地方公共団体の長であつた期間が十二年未満の知事等であつた更新組合員で施行日の前日に退職年金条例の適用を受けていたものが退職した場合において、その者の施行日直前の条例在職年(第八條第一項に規定する施行日直前の条例在職年をいう。)のうち

前条の規定により地方公共団体の長であつた期間に算入され、又は地方公共団体の長であつた期間とみなされた期間に係る条例在職年の月数に、十二年をその者に係る知事等としての退職料の最短期間年限の年数で除して得た率を乗じて得た年数(一月未満の端数があるときは、これを一月とする。)と施行日以後の地方公共団体の長であつた期間の年数とを合算した年数が十二年以上であるときは、その者に退職年金を支給し、通算退職年金、退職一時金又は廃疾一時金は、支給しない。

2 地方公共団体の長であつた期間が十二年未満の知事等であつた更新組合員で第五條第二項本文の規定を適用しないとしたならば知事等としての退職料を受ける権利(同条第一項の規定により退職したものとみなされることにより生ずるものを除く。)を有することとなるものが退職したときは、その者に退職年金を支給し、通算退職年金、退職一時金又は廃疾一時金は、支給しない。

3 次の各号に掲げる規定に同時に該当する者に対しては、これらの規定による退職年金の額が異なるときは、いずれか多い額の退職年金のみを支給し、これらの規定による退職年金の額が同じときは、第一号に掲げる規定による退職年金のみを支給する。

一 新法第七十八條第一項又は第八條若しくは第十條の規定
二 第一項又は前項の規定

4 前項の規定を適用する場合においては、新法第七十八条第一項又は第八十条若しくは第十條の規定による退職年金の額は、知事等であつた更新組合員が当該知事等として在職していた地方公共団体における知事等、警察条例職員及び消防職員以外の年金条例職員に適用されていた退職年金条例の規定が、当該更新組合員の当該知事等であつた間、その者に適用されていたものとみなして算定するものとする。

(地方公共団体の長の退職年金の額に関する特例)

第六十八条 知事等であつた更新組合員に対する新法第二百二条又は前条第一項若しくは第二項の規定による退職年金(以下この節において「地方公共団体の長の退職年金」という。)の額は、次の各号に掲げる期間に応じ当該各号に掲げる金額の合算額とする。

一 第七條第一項第一号の期間のうち、第六十六條の規定により地方公共団体の長であつた期間に算入され、又は地方公共団体の長であつた期間とみなされた期間 知事等としての退職料の最短期間(知事等としての年数に就いては一年につき地方公共団体の長の退職年金条例の給料年額に知事等としての退職料の基本率を当該最短期間の年数で除して得た率を乗じて得た額、当該最短期間の年数をこえる年数については一年につき地方公共団体の長の退職年金条例の給料年額に

知事等としての退職料の加算率を乗じて得た額に相当する金額

(その額が恩給法第六十條第三項の規定に相当する退職年金条例の規定により算定した金額をこえるときは、当該金額)

二 施行日以後の地方公共団体の長であつた期間 前号の期間と合算して十二年に達するまでの年数については一年につき地方公共団体の長の給料年額の百分の二・九、十二年をこえる年数については一年につき地方公共団体の長の給料年額の百分の一・五に相当する金額

2 知事等であつた更新組合員に係る前項各号の期間の計算及び地方公共団体の長の退職年金の額の算定については、第十一條第二項から第四項まで、第七條第一号及び第六号並びに第九項の規定の例による。

(退職給付金の支給を受けた更新組合員に係る地方公共団体の長の退職年金の額に関する特例)

第六十九條 退職給付金の支給を受けた更新組合員に係る地方公共団体の長の退職年金の額の算定については、第十二條の規定の例による。

(地方公共団体の長の退職年金の額の最高限及び最低保障)

第七十條 前二條の規定により算定した地方公共団体の長の退職年金の額の最高限及び最低保障については、第十三條の規定の例による。

(地方公共団体の長の退職年金の額の特例)

第七十一條 前三條の規定により算定した地方公共団体の長の退職年金の額の特例については、第十四條の規定の例による。

(地方公共団体の長の退職年金からの控除)

第七十二條 退職料を受けていた期間を有する更新組合員であつた者等に係る地方公共団体の長の退職年金からの控除については、第十五條及び第十六條の規定の例による。

(地方公共団体の長の退職年金の支給開始年齢等に関する特例)

第七十三條 次の各号に掲げる退職年金の当該各号に掲げる金額については、新法第七十九條第二項の規定にかかわらず、当該金額のうち、当該金額を知事等としての退職料の額とみなした場合に恩給法第五十八條ノ三第一項の規定に相当する退職年金条例の規定により停止することとなる金額に相当する金額の支給を停止する。

一 第六十八條第一項第一号の期間が知事等としての退職料の最短期間(知事等としての年数に就いては一年につき地方公共団体の長の退職年金の額の算定に相当する年数以上である更新組合員に対する退職年金(次号に掲げるものを除く。)同項第一号の金額

二 第七十一條の規定により第十四條の規定の例により算定した地方公共団体の長の退職年金の額の算定額とする。

一 第七條第一項第一号の期間で、同条第二項第一号及び第二

おける知事等としての退職料の額に相当する金額

2 第十七條第二項から第四項まで及び第十九條第一項の規定は、更新組合員に係る地方公共団体の長の退職年金の支給の停止について準用する。

(地方公共団体の長の減額退職年金の額に関する特例)

第七十四條 新法第一百四條第一項の規定は、第六十七條第一項又は第二項の規定による退職年金に基づき減額退職年金を受け得る権利を有する者が地方公共団体の長以外の組合員となり、再び退職した場合について、新法第一百四條第三項の規定は、この法律の規定による退職年金に基づく減額退職年金(第六十七條第一項又は第二項の規定による退職年金に基づくものを除く。)を受け得る権利を有する者が地方公共団体の長となり、再び退職した場合について準用する。

2 新法第一百四條第二項の規定は、第六十七條第一項又は第二項の規定による退職年金に基づく減額退職年金を受け得る権利を有する者が地方公共団体の長以外の組合員となり、再び退職した場合について、新法第一百四條第三項の規定は、この法律の規定による退職年金に基づく減額退職年金(第六十七條第一項又は第二項の規定による退職年金に基づくものを除く。)を受け得る権利を有する者が地方公共団体の長となり、再び退職した場合について準用する。

一 第七條第一項第一号の期間で、同条第二項第一号及び第二

第七十五條 知事等であつた更新組合員に対する新法第八十三條又は第二十二條第一項の規定による退職一時金に係る新法第八十三條第二項第一号に掲げる金額は、次の各号の期間に応じ当該各号に掲げる金額の合算額とする。

一 第七條第一項第一号の期間で、同条第二項第一号及び第二

号中「退職給付金」とあるのは「知事等としての退職給付金」と、「年金条例職員期間」とあるのは「知事等としての退職料等の基礎となるべき期間」としてこれらの規定を適用した場合に退職一時金の基礎となるべき組合員期間に算入すべきこととなるもの、当該期間につき地方公共団体の長の退職年金条例の給料年額を基礎として、知事等としての退職給付金の額(通算年金制度を措置した退職年金条例にあつては、国の新法第八十條第二項第一号の規定に相当する当該退職年金条例の規定に掲げる金額。以下この条において同じ。)の算定の例により算定した金額

二 第七條第二項第一号又は第二号の期間(前号に掲げる期間を除く。)当該期間につき退職年金条例の給料年額を基礎として、退職給付金の額の算定の例により算定した金額

三 施行日以後の組合員期間 新法の給料日額に、当該期間と前二号に規定する期間とを合算した期間に対応する新法別表第二(退職給付金又は知事等としての退職給付金の額に就いて一年未満の条例在職年ごとにその額を算定することとされている退職年金条例に係る前二号の期間を有する者にあつては、別表第一。以下この号において同じ。)に定める日数から前二号の期間に対応する新法別表第二に定め

る日数を控除した日数を乗じて得た金額

2 第二十三条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

(地方公共団体の長であつた期間十二年をこえる者の廃疾年金の額に関する特例)

第七十六条 新法第七十六条第一項の規定を適用しないとしたならば

地方公共団体の長の退職年金を受ける権利を有することとなる更新組合員に対する新法第八十六条の規定による廃疾年金の額のうち十二年をこえる地方公共団体の長であつた期間について加算する金額は、新法第八十七条第一項及び第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間に応じ当該各号に掲げる金額の合算額とする。

一 第七十七条第一項第一号の期間のうち第六十六条の規定により地方公共団体の長であつた期間に算入され、又は地方公共団体の長であつた期間とみなされた期間で十二年をこえるもののそのこえる期間

その年数一年につき地方公共団体の長の退職年金条の給料年額に知事等としての退職料の加算率を乗じて得た額に相当する金額

二 施行日以後の地方公共団体の長であつた期間で第六十六条の規定により地方公共団体の長であつた期間に算入され、又は地方公共団体の長であつた期間とみなされた期間と合算して十二年をこえるもののそのこえる期間

共団体の長の給料年額の百分の一・五に相当する金額

2 前項各号の期間の計算及び同項に規定する廃疾年金の額のうち十二年をこえる地方公共団体の長であつた期間について加算する金額の算定については、第二十七条第二項から第四項まで及び第七項の規定の例による。

第七十七条 前条第一項に規定する更新組合員で第十二条第一項第一号に掲げるものに廃疾年金の給付事由が生じた場合には、同号において控除すべきこととされている金額に相当する金額を新法第八十七条第一項又は第二項及び前条の規定により算定した金額から控除した金額を、当該廃疾年金の額とする。

2 第二十八条第二項の規定は、前項の控除について準用する。

第七十八条 新法第八十七条及び前二条の規定により算定した公務員による廃疾年金の額が廃疾の程度に応じ別表第二に定める金額(第十二条第一項第一号に掲げる者に係る廃疾年金については、同号において控除すべきこととされている金額を控除した金額)より少ないときは、当分の間、当該金額をその廃疾年金の額とする。

第七十九条 前三条の規定により算定した金額が、新法第六十六条第一項及び前三条の規定を適用しないものとして算定した廃疾年金の額より少ないときは、当該金額を廃疾年金の額とする。

2 第六十七条第四項の規定は、前項の場合において、新法第六十六条

第一項及び前三条の規定を適用しないものとして算定するときにについて準用する。

第八十条 第七十二条に規定する更新組合員であつた者等に係る廃疾年金からの控除については、第三十二条及び第三十三条の規定の例による。

(地方公共団体の長の遺族年金の受給資格に関する特例)

第八十一条 次の各号の一に該当する場合においては、当該各号に規定する者の遺族に、遺族年金を支給し、遺族一時金は、支給しない。この場合においては、新法第九十三条第一項第三号の規定は適用しない。

一 地方公共団体の長であつた期間が十二年未満である者で第六十七条第一項又は第二項の規定による退職年金を受ける権利を有するものが公務員に就任し、死亡したとき。

二 地方公共団体の長であつた期間が十二年未満である者が公務員に就任し、その死亡を退職とみなしたならば第六十七条第一項は第二項の規定により退職年金を受ける権利を有することとなる。

(地方公共団体の長の遺族年金の額に関する経過措置)

3 前二項の規定により算定した遺族年金の額が、前条の規定を適用しないものとして算定した遺族年金の額より少ないときは、当該金額を遺族年金の額とする。

4 第六十七条第四項の規定は、前項の場合において、前条の規定を適用しないものとして算定するときにについて準用する。

(地方公共団体の長の公務員による遺族年金に関する経過措置)

第八十三条 更新組合員である地方公共団体の長に係る新法第七十七条第一項の規定により適用することとされた新法第九十三条第一項第一号の規定による遺族年金の額のうち十二年をこえる地方公共団体の長であつた期間について加算する金額は、同号の規定にかかわらず、第七十六条第一項各号の期間に応じ当該各号に掲げる金額の合算額とする。

2 第四十一条の規定は、新法第七十七条第一項の規定により適用することとされた新法第九十三条第一項第一号又は前項の規定による遺族年金の額について準用する。

(更新組合員に係る遺族年金からの控除)

第八十四条 第七十二条に規定する更新組合員であつた者等が死亡したことにより支給される遺族年金からの控除については、第四十三条及び第四十四条の規定の例による。

(知事等であつた更新組合員に係る遺族一時金の額の特例)

遺族に対する新法第九十八条又は第四十五条第一項の規定による遺族一時金の額は、次の各号の期間に応じ当該各号に掲げる金額の合算額とする。

一 第七十七条第一項第一号の期間で、同条第二項第五号及び第六号中「退職年金条の遺族一時金」とあるのは「知事等としての退職年金条の遺族一時金」とある。

「知事等としての退職料等の基礎となるべき期間」としてこれらの規定を適用した場合に遺族一時金の基礎となるべき組合員期間に算入すべきこととなるもの

当該期間につき地方公共団体の長の退職年金条の給料年額を基礎として、知事等としての退職年金条の遺族一時金の額の算定の例により算定した金額

二 第七十七条第二項第五号又は第六号の期間(前号に掲げる期間を除く)当該期間につき退職年金条の給料年額を基礎として、退職年金条の遺族一時金の額の算定の例により算定した金額

三 施行日以後の組合員期間 新法の給料日額に、当該期間と前二号に規定する期間とを合算した期間に対応する新法別表第二(退職年金条の遺族一時金又は知事等としての退職年金条の遺族一時金の額)について一年未満の条例在職年ごとにその額を算定することとされている退職年金条例に係る前二号の期間を有する者にあつては、別表第

一。以下この号において同じ。）に定める日数から前二号の期間に対応する新法別表第二に定める日数を控除した日数を乗じて得た金額

2 第四十六條第二項の規定は、前項の場合について準用する。

(再就職者の取扱ひ)

第八十六條 第六十六條から前条までの規定は、都道府県知事又は市町村長であつた者で組合員となつたもの（都道府県知事又は市町村長であつた更新組合員を除く。）について準用する。この場合において、第六十六條第三項中「施行日」とあるのは「第八十六條に規定する組合員となつた日」と、第六十七條第三項第一号及び第四項中「第八十五條第一項において準用する第八十五條第十條」とあるのは「第八十六條に規定する組合員となつた日」と、第六十七條第三項第二号中「第一項又は前項」とあるのは「第八十六條において準用する第六十七條第二項」と読み替へるものとする。

第二節 警察職員に関する経過措置

(警察職員の取扱ひ)

第八十七條 恩給公務員である職員又は警察条例職員であつた更新組合員のうち警察職員に対し新法の長期給付に関する規定及びこの法律の規定を適用する場合の特例については、次条から第五十五條までに定めるところによる。

(警察職員であつた期間の計算の特例)

第八十八條 恩給公務員である職員であつた更新組合員の第七條第一

項第一号の期間のうち、同号中「年金条例職員期間のうち」とあるのは「警察監獄職員の恩給の基礎となるべき期間のうち」として同号及び第五十七條第二項の規定を適用して算定した期間は、警察職員であつた期間に算入する。

2 警察条例職員であつた更新組合員の第七條第一項第一号の期間のうち、同号中「年金条例職員期間のうち」とあるのは「警察条例職員としての年金条例職員期間（警察法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第二百三十三号）附則第四項の規定の適用を受けた者の市町村警察の職員として在職した期間及び警察法（昭和二十九年法律第六十二号）附則第二十四項の規定の適用を受けた者の自治体警察の職員として在職した期間を除く。）のうち」として同号の規定を適用して算定した期間は、警察職員であつた期間に算入する。

3 警察条例職員であつた更新組合員に対する長期給付については、その者が警察条例職員であつた間、警察監獄職員として在職していたものと、その者の警察条例職員であつた期間は警察監獄職員であつた期間と、当該警察条例職員であつた期間に係る退職年金条例の規定はこれに相当する恩給法の規定と、当該退職年金条例の規定による退職料等はこれに相当する恩給とみなして、次条から第五十五條までの規定を適用する。

(警察職員の退職年金の受給資格に関する特例)

第八十九條 警察職員であつた期間が十五年未満の恩給公務員である職員であつた更新組合員で施行日の前日に恩給公務員である職員であつたものが退職した場合において、その者の施行日前の警察在職年の年数と施行日以後の警察職員であつた期間の年数とを合算した年数が次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に掲げる年数以上であるときは、その者に退職年金を支給し、通算退職年金、退職一時金又は廃疾一時金は、支給しない。

一 施行日前の警察在職年が八年以上である者 十二年

二 施行日前の警察在職年が四年以上八年未満である者 十三年

三 施行日前の警察在職年が四年未満である者 十四年

2 新法第七十八條第一項又は第八條若しくは第十條の規定と前項の規定と同時に該当する者に対しては、これらの規定による退職年金の額が異なるときは、いずれが多い額の退職年金のみを支給し、これらの規定による退職年金の額が同じときは、新法第七十八條第一項又は第八條若しくは第十條の規定による退職年金のみを支給する。

3 前項の規定を適用する場合においては、新法第七十八條第一項又は第八條若しくは第十條の規定による退職年金の額は、警察監獄職員である職員であつた更新組合員については、その者が警察監獄職員であつた間、その者が警察監獄職員であつた期間に算入される期間 十二年までの年数に

員であつた間、その者に恩給法第二十条に規定する文官に適用されていた恩給法の規定が適用されていたものとみなし、警察条例職員であつた更新組合員については、その者が当該警察条例職員として在職していた地方公共団体における知事等、警察条例職員及び消防職員以外の年金条例職員に適用されていた退職年金条例の規定が、当該更新組合員の当該警察条例職員であつた間、その者に適用されていたものとみなして算定するものとする。

(警察職員の退職年金の額に関する特例)

第九十條 恩給公務員である職員であつた更新組合員に対する新法附則第二十條第一項又は前条第一項の規定による退職年金（以下この節において「警察職員の退職年金」という。）の額は、次の各号に掲げる期間に応じ当該各号に掲げる金額の合算額とする。

一 第七條第一項第一号の期間のうち、第八十八條の規定により警察職員であつた期間に算入される期間 十二年までの年数に

ついては一年につき警察職員の恩給法の給料年額の三十六分の一、十二年をこえる年数については一年につき警察職員の恩給法の給料年額の百五十分の一に相当する金額（その額が警察職員の恩給法の給料年額の百分の五十二に相当する金額をこえるときは、当該金額）

二 施行日以後の警察職員であつた期間 前号の期間と合算して

十五年に達するまでの年数にについては一年につき警察職員の給料年額の三百分の七、十五年をこえる年数については一年につき警察職員の給料年額の百分の一・五（二十五分をこえる三十年に達するまでの期間については、百分の一）に相当する金額

2 前項第一号の期間のうち次の各号に掲げる期間があるときは、同項第一号の金額は、同号の規定により算定した金額に、それぞれ次の各号に掲げる金額を加えた金額とする。

一 法律第五十五号附則第七條第一項（同法による改正前の恩給法第六十三條第五項において準用する同法第六十條第三項に係る部分に限る。）又は同法第六十三條第五項において準用する同法第六十條第三項の規定に該当する実動職在職年 当該実動職在職年の年数（その年数が四十年をこえるときは、四十年。次号において同じ。）から十七年を

控除した残りの実動職在職年について、警察職員の恩給法の給料年額にこれらの規定による割合を乗じて得た金額

二 法律第五十五号附則第七條第二項又は同法による改正前の恩給法第六十三條第三項の規定に該当する動職在職年 当該動職在職年の年数から普通恩給に

ついての所要最短在職年の年数を控除した残りの動職在職年について、警察職員の恩給法の給料年額にこれらの規定による割合を乗じて得た金額

3 第一項の場合において、同項第一号の期間(四十年をこえる期間を除く。)に一年未満の端数があるときは、これを切り捨て、同項第二号の期間に加算するものとする。

(一時恩給の支給を受けた更新組合員に係る警察職員の退職年金の額に関する特例)

第九十一条 一時恩給の支給を受けた更新組合員に係る警察職員の退職年金の額の算定については、第十二条の規定の例による。

(警察職員の退職年金の額の最高限及び最低保障)

第九十二条 前二条の規定により算定した警察職員の退職年金の額の最高限及び最低保障については、第十三条の規定の例による。

(警察職員の退職年金の額の特例)

第九十三条 第九十条及び第九十一条の規定により算定した退職年金の額で前条の規定によりその例によることとされた第十三条第一項の規定に該当しないものが、施行日の前日にその更新組合員が受ける権利を有していた警察監獄職員の普通恩給の額に施行日以後の警察職員であつた期間の年数一年につき警察職員の給料年額の百分の一・五(その更新組合員が受ける権利を有していた警察監獄職員の普通恩給の基礎となつた期間の年数(当該期間以外の施行日前の警察監獄職員であつた期間があるときは、その期間の年数を含む。))と合算して二十五年をこえ三十年に達するまでの期間については、百分の一。以下この項において同

じ。)に相当する額を加えた額より少ないときは、当該警察監獄職員の普通恩給の額が前条の規定によりその例によることとされた第十三条第一項に規定する金額より少ない場合に限り、同項に規定する金額に達するまで、当該警察監獄職員の普通恩給の額に施行日以後の警察職員であつた期間の年数一年につき警察職員の給料年額の百分の一・五に相当する額を加えた額を前二条の規定により算定した退職年金の額が当該警察監獄職員の普通恩給の額より少ないときは、当該警察監獄職員の普通恩給の額を前三条の退職年金の額とする。

2 第十四条第二項の規定は、前項に規定する施行日の前日においてその更新組合員が受ける権利を有していた警察監獄職員の普通恩給について準用する。

(警察職員の退職年金からの控除)

第九十四条 退職料を受けていた期間を有する更新組合員に係る警察職員の退職年金からの控除については、第十五条の規定の例による。

(警察職員の退職年金の支給開始年齢等に関する特例)

第九十五条 次の各号に掲げる退職年金の当該各号に掲げる金額については、新法第七十九条第二項の規定にかかわらず、四十五歳に達するまではその全額、五十歳に達するまではその百分の五十に相当する金額、五十五歳に達するまではその百分の三十に相当する金額の支給を停止する。

一 第九十条第一項第一号の期間が四年以上である更新組合員に対する退職年金(次号に掲げるものを除く。)同項第一号の金額

に基づく減額退職年金を受ける権利を有する者が警察職員以外の組合員となり、再び退職した場合について、新法第四十条第三項の規定は、この法律の規定による退職年金に基づく減額退職年金(第八十九条の規定による退職年金に基づくものを除く。)を受ける権利を有する者が警察職員となり、再び退職した場合について準用する。

2 前項各号に掲げる退職年金の当該各号に掲げる金額が十一万円以上である場合において、これを受ける権利を有する者の各年(その者が退職した日の属する年を除く。)における当該退職年金以外の所得金額が五十万円をこえるときは、その年の翌年六月から翌翌年五月までの分として支給すべき当該退職年金の額を普通恩給の年額とみなしたならば恩給法第五十八条ノ四第一項の規定により支給を停止すべきこととなる金額に相当する金額の支給を停止する。

第九十七条 新法第七十六条第一項の規定を適用しないとしたならば警察職員の退職年金を受ける権利を有することとなる更新組合員に対する新法第八十六条の規定による廃疾年金の額のうち十五年をこえる警察職員であつた期間について加算する金額は、新法第八十七条第一項及び第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間に応じ当該各号に掲げる金額の合算額とする。

3 第一項各号に掲げる退職年金を受ける権利を有する者で同項の規定に該当するものが新法別表第四の上欄に掲げる程度の廃疾の状態にあるときは、その状態にある間、同項の規定による停止は、行なわれない。

一 第七条第一項第一号の期間のうち第八十八条の規定により警察職員であつた期間に算入された期間で十五年をこえるもののそのこえる期間 その年数一年につき警察職員の恩給法の給料年額の百五十百分の一に相当する金額

2 新法第四十条第二項の規定は、第八十九条の規定による退職年金

二 施行日以後の警察職員であつた期間で第八十八条の規定により警察職員であつた期間に算入された期間と合算して十五年をこえるもののそのこえる期間 その年数一年につき警察職員の

第九十六条 新法附則第二十二條第一項の規定は、第八十九条第一項の規定による退職年金に基づく減額退職年金の額について準用する。

二 施行日以後の警察職員であつた期間で第八十八条の規定により警察職員であつた期間に算入された期間と合算して十五年をこえるもののそのこえる期間 その年数一年につき警察職員の

第九十六条 新法附則第二十二條第一項の規定は、第八十九条第一項の規定による退職年金に基づく減額退職年金の額について準用する。

二 施行日以後の警察職員であつた期間で第八十八条の規定により警察職員であつた期間に算入された期間と合算して十五年をこえるもののそのこえる期間 その年数一年につき警察職員の

第九十六条 新法附則第二十二條第一項の規定は、第八十九条第一項の規定による退職年金に基づく減額退職年金の額について準用する。

二 施行日以後の警察職員であつた期間で第八十八条の規定により警察職員であつた期間に算入された期間と合算して十五年をこえるもののそのこえる期間 その年数一年につき警察職員の

第九十六条 新法附則第二十二條第一項の規定は、第八十九条第一項の規定による退職年金に基づく減額退職年金の額について準用する。

二 施行日以後の警察職員であつた期間で第八十八条の規定により警察職員であつた期間に算入された期間と合算して十五年をこえるもののそのこえる期間 その年数一年につき警察職員の

第九十六条 新法附則第二十二條第一項の規定は、第八十九条第一項の規定による退職年金に基づく減額退職年金の額について準用する。

二 施行日以後の警察職員であつた期間で第八十八条の規定により警察職員であつた期間に算入された期間と合算して十五年をこえるもののそのこえる期間 その年数一年につき警察職員の

給料年額の百分の一・五(公務による廃疾年金にあつては、十五年をこえ二十年に達するまでの期間については百分の〇・五、二十五年をこえ三十年に達するまでの期間については百分の一とし、公務によらない廃疾年金にあつては、二十五年をこえ三十年に達するまでの期間については百分の一とする。)に相当する金額

2 前項の場合において、同項第一号の期間に一年未満の端数があるときは、これを切り捨て、同項第二号の期間に加算するものとする。

第九十八条 前条第一項に規定する更新組合員で第十二条第一項第一号に掲げるものに廃疾年金の給付事由が生じた場合には、同号において控除すべきこととされている金額に相当する金額を新法第八十七条第一項又は第二項及び前条の規定により算定した金額から控除した金額を、当該廃疾年金の額とする。

2 第二十八条第二項の規定は、前項の控除について準用する。

第九十九条 新法第八十七条及び前二条の規定により算定した公務による廃疾年金の額が廃疾の程度に応じ別表第二に定める金額(第十二条第一項第一号に掲げる者に係る廃疾年金については、同号において控除すべきこととされている金額を控除した金額)より少ないときは、当分の間、当該金額をその廃疾年金の額とする。

第九十九条 新法第八十七条及び前二条の規定により算定した公務による廃疾年金の額が廃疾の程度に応じ別表第二に定める金額(第十二条第一項第一号に掲げる者に係る廃疾年金については、同号において控除すべきこととされている金額を控除した金額)より少ないときは、当分の間、当該金額をその廃疾年金の額とする。

第九十九条 新法第八十七条及び前二条の規定により算定した公務による廃疾年金の額が廃疾の程度に応じ別表第二に定める金額(第十二条第一項第一号に掲げる者に係る廃疾年金については、同号において控除すべきこととされている金額を控除した金額)より少ないときは、当分の間、当該金額をその廃疾年金の額とする。

第九十九条 新法第八十七条及び前二条の規定により算定した公務による廃疾年金の額が廃疾の程度に応じ別表第二に定める金額(第十二条第一項第一号に掲げる者に係る廃疾年金については、同号において控除すべきこととされている金額を控除した金額)より少ないときは、当分の間、当該金額をその廃疾年金の額とする。

第九十九条 新法第八十七条及び前二条の規定により算定した公務による廃疾年金の額が廃疾の程度に応じ別表第二に定める金額(第十二条第一項第一号に掲げる者に係る廃疾年金については、同号において控除すべきこととされている金額を控除した金額)より少ないときは、当分の間、当該金額をその廃疾年金の額とする。

第百条 前三条の規定により算定し

た金額が、新法附則第二十四条第一項及び前三条の規定を適用しないものとして算定した廃疾年金の額より少ないときは、当該金額を廃疾年金の額とする。

2 第八十九条第三項の規定は、前項の場合において、新法附則第二十四条第一項及び前三条の規定を適用しないものとして算定するにきについて準用する。

第一百一条 第九十四条に規定する更新組合員であつた者等に係る廃疾年金からの控除については、第三十二条及び第三十三条の規定の例による。

（警察職員の遺族年金の受給資格に關する特例）

第二百二条 次の各号の一に該当する場合には、当該各号に規定する者の遺族に、遺族年金を支給し、遺

族一時金は、支給しない。この場合においては、新法第九十三条第一項第三号の規定は、適用しない。

警察職員であつた期間が十五年未満である者で第八十九条第一項の規定による退職年金を受ける権利を有するものが公務傷病によらないで死亡したとき。

二 警察職員であつた期間が十五年未満である者が公務傷病によらないで死亡した場合において、その死亡を追職とみなした

なれば第百六十条第一項の規定により退職年金を受ける権利を有することとなるとき。

(警察職員の遺族年金の額に関する経過措置)

第百三条 前条各号の規定による遺族年金の額は、当該各号に規定する退職年金の額の百分の五十に相当する金額とする。

2 第四十二条の規定は、前項の遺族年金の額について準用する。

3 前二項の規定により算定した遺族年金の額が、前条の規定を適用しないものとして算定した遺族年

金の額より少ないときは、当該金額を遺族年金の額とする。

4 第八十九条第三項の規定は、前項の場合において、前条の規定を適用しないものとして算定すると

きについて準用する。
(警察職員の公務による遺族年金に關する経過措置)
第百四条 更新組合員である警察職員に係る新法附則第二十五条第一

項の規定により適用することとされた新法第九十三条第一項第一号の規定による遺族年金の額のうち十五年をこえる警察職員であつた期間について加算する金額は、同

号の規定にかかわらず、第九十七
条第一項各号の期間に応じ当該各
号に掲げる金額の合算額とする。

2 第四十一条の規定は、新法附則
第二十五条第一項の規定により適

用することとされた新法第九十三
条第一項第一号又は前項の規定に
よる遺族年金の額について準用す
る。

（更新組合員に係る遺族年金から

の控除)
 第二百五条 第九十四条に規定する更新組合員であつた者等が死亡した

ことにより支給される遺族年金からの控除については、第四十三条及び第四十四条の規定の例による。

(再就職者の取扱い)
第百六条 第八十八条から前条まで

の規定は、警察監獄職員又は警察
 条例職員であつた者で組合員とな
 つたもの（警察監獄職員である職
 員又は警察条例職員であつた更
 新組合員を除く。）について準用す

る。この場合において、第九十三
条第一項中「施行日の前日」とある
のは、「第百六条に規定する組合員
となつた日の前日」と、「施行日以
後」とあるのは、「第百六条に規定す

る組合員となつた日以後」と一年数（当該期間以外の施行日前の警察職員であつた期間があるときは、その期間の年数を含む。）とあるのは「年数」と読み替えるものとす

第三節 消防職員であつた
更新組合員等に關
する経過措置
(消防職員であつた者の取扱ひ)

第百七条 消防職員であつた更新組合員に対し新法の長期給付に關する規定及びこの法律の規定を適用する場合の特例については、次条から第百二十条までに定めるとこ

るによる。

第百八条 消防職員であつた更新組合員に対する新法の退職年金、減額退職年金及び遺族年金に関する規定の適用については、これらの

規定中「組合員」とあるのは「消防組合員」と、「組合員期間」とある

のは、「消防組合員であつた期間」とする。

（消防組合員であつた期間の計算の特例）

のうち、同号中「年金条例職員期間のうち」とあるのは、「第百十条第一項に規定する消防職員としての年金条例職員期間のうち」として同号の規定を適用して算定した期間」とある。

間は、消防組合員であつた期間に算入する。

2 施行日以後の消防組合員であつた期間を有しない消防職員であつた更新組合員の消防職員であつた期間を有しない期間を算入する。

期間で前項の規定により消防組合員であつた期間に算入される期間に相当するものは、消防組合員であつた期間とみなして、この節の規定を適用する。

3 恩給公務員である職員であつた更新組合員の第七条第一項第一号の期間のうち、同号中「年金条例職員期間のうち」とあるのは「消防公務員に係る警察監獄職員の恩給

の基礎となるべき期間の算入として同号及び第五十七条第二項の規定を適用して算定した期間は、消防組合員であつた期間に算入する。

4 第二項の規定は、施行日以後の消防組合員であつた期間を有しない消防公務員であつた更新組合員の消防公務員であつた期間で前項の規定により消防組合員であつた

期間に算入される期間に相当するものについて準用する。

5 消防公務員であつた更新組合員
に対する長期給付については、そ

の者が消防公務員であつた間、消防職員として在職していたもの、と、その者の消防公務員であつた期間は消防職員であつた期間と、

當該消防公務員であつた期間に係る恩給法の規定はこれに相当する恩給法の規定はこれに相当する退職年金条例の規定と、當該恩給法の規定による恩給はこれに相当する退職料等とみなして、次条か

る。

(消防職員であつた更新組合員の退職年金の受給資格の特例)

第一百十條 消防組合員であつた期間

更新組合員で施行日の前日に退職年金条例の適用を受けていたものが退職した場合において、その者の施行日前の年金条例職員期間

（その者が更新組合員である期間）金条例職員であつたものとみなした場合に退職年金条例の規定により年金条例職員期間に通算されるべきこととなる期間を含む。）のり

を消防職員として年金条例職員期間(その者が消防組合員である間消防職員であつたものとみなした場合に退職年金条例の規定により当該消防職員としての年金条例職員期間と通算されるべきこと)

職員の期間に算入されるべきである。なる消防職員としての年金条例職員の期間又は消防職員としての年金条例職員の期間以外の年金条例職員の期間(退職年金条例の規定により当該期間を換算して消防職員として

の年金条例職員期間に通算される
こととなる消防職員としての年金

条例職員期間以外の年金条例職員期間については、当該換算した期間とする。)を含む。)に係る条例在職年の年数に、二十年をその者に係る消防職員としての退職年金条例の最短期間年限の年数で除して得た率を乗じて得た年数(一月未満の端数があるときは、これを一月とする。)と施行日以後の消防組合員であつた期間の年数とを合算して二十年以上であるときは、その者に退職年金を支給し、通算退職年金、退職一時金又は廃疾一時金は、支給しない。

2 消防組合員であつた期間が二十年未満の消防職員であつた更新組合員で第五項第二項本文の規定を適用しないとしたならば消防職員としての退職料を受ける権利(同条第一項の規定により退職したものとみなされることにより生ずるものを除く。)を有することとなるものが退職したときは、その者に退職年金を支給し、通算退職年金、退職一時金又は廃疾一時金は、支給しない。

3 次の各号に掲げる規定に同時に該当する者に対しては、これらの規定による退職年金の額が異なるときは、いずれか多い額の退職年金のみを支給し、これらの規定による退職年金の額が同じときは、第一号に掲げる規定による退職年金のみを支給する。

一 新法第七十八條第一項又は第八條若しくは第十條の規定
二 第八條の規定により適用することとされた新法第七十八條

第一項又はこの条第一項若しくは前項の規定

4 前項の規定を適用する場合においては、新法第七十八條第一項又は第八條若しくは第十條の規定による退職年金の額は、消防職員であつた更新組合員については、その者が当該消防職員として在職していた地方公共団体における知事等、警察条例職員及び消防職員以外の年金条例職員に適用されていた退職年金条例の規定が、当該更新組合員の当該消防職員であつた間、その者に適用されていたものとみなし、消防公務員であつた更新組合員については、その者が消防公務員であつた間、その者に恩給法第二十條に規定する文官に適用されていた恩給法規定が適用されていたものとみなして算定するものとする。

(消防組合員の退職年金の額に関する特例)

第百十一條 消防職員であつた更新組合員に対する第八條の規定により適用することとされた新法第七十八條第一項又は前条第一項若しくは第二項の規定による退職年金(以下この節において「消防組合員の退職年金」という。)の額は、次の各号に掲げる期間に応じ当該各号に掲げる金額の合算額とする。

一 第七條第一項第一号の期間のうち、第九條の規定により消防組合員であつた期間に算入され、又は消防組合員であつた期間とみなされた期間 消防職員

としての退職料の最短期間年限までの年数については一年につき消防職員の退職年金条例の給料年額に消防職員としての退職料の基本率を当該最短期間年限の年数で除して得た率を乗じて得た額、当該最短期間年限をこえる年数については一年につき消防職員の退職年金条例の給料年額に消防職員としての退職料の加算率を乗じて得た額に相当する金額(その額が恩給法第六十條第三項の規定に相当する退職年金条例の規定により算定した金額をこえるときは、当該金額)をこえるときは、当該金額

(消防組合員の退職年金の額の最高限及び最低保障)
第百十三條 前二條の規定により算定した消防組合員の退職年金の額の最高限及び最低保障については、第十三條の規定の例による。
(消防組合員の退職年金の額の特例)
第百十四條 前三條の規定により算定した消防組合員の退職年金の額の特例については、第十四條の規定の例による。

二 第百十四條の規定により第十四條の規定の例によりその額を定められた退職年金 第百十四條の規定の例により第十四條の規定の例によることとされた場合における消防職員としての退職料の額に相当する金額
2 第十七條第二項から第四項まで及び第十九條第一項の規定は、更新組合員に係る消防組合員の退職年金の支給の停止について準用する。
(消防職員であつた更新組合員に係る減額退職年金の額に関する特例)
第百十七條 消防組合員の退職年金に基づく減額退職年金については新法第八十一條第四項の規定を適用する場合においては、同項中「給料年額」とあるのは、「消防組合員の給料年額」とする。

二 施行日以後の消防組合員であつた期間 前号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき消防組合員の給料年額の百分の二、二十年をこえる年数については一年につき消防組合員の給料年額の百分の一・五に相当する金額

第百十五條 退職料を受けていた期間を有する更新組合員であつた者等に係る消防組合員の退職年金からの控除については、第十五條及び第十六條の規定の例による。
(消防組合員の退職年金の支給開始年齢等に関する特例)
第百十六條 次の各号に掲げる退職年金の当該各号に掲げる金額については、新法第七十九條第二項の規定にかかわらず、当該金額のうち、当該金額を消防職員としての退職料の額とみなした場合に恩給法第五十八條ノ三第一項の規定に相当する退職年金条例の規定により停止することとなる金額に相当する金額の支給を停止する。

2 新法第百四條第二項の規定は、消防組合員の退職年金に基づく減額退職年金を受ける権利を有する者が消防組合員以外の組合員となり、再び退職した場合について、新法第百四條第三項の規定は、この法律の規定による退職年金に基づく減額退職年金(消防組合員の退職年金に基づくものを除く。)を受ける権利を有する者が消防組合員となり、再び退職した場合について準用する。

2 消防職員であつた更新組合員に係る前項各号の期間の計算及び消防組合員の退職年金の額の算定については、第十一條第二項から第四項まで、第七項第一号及び第六号並びに第九項の規定の例による。

(退職給付金の支給を受けた更新組合員に係る消防組合員の退職年金の額に関する特例)
第百十二條 退職給付金の支給を受けた更新組合員に係る消防組合員の退職年金の額の算定については、第十二條の規定の例による。

一 第百十一條第一項第一号の期間がその期間に係る退職料の最短期間年限の年数の十二分の四に相当する年数以上である更新組合員に対する退職年金(次号に掲げるものを除く。) 同項第一号の金額

一 第七條第一項第一号の期間のうち、第九條の規定により消防組合員であつた期間に算入され、又は消防組合員であつた期間とみなされた期間 消防職員

(消防組合員の遺族年金の受給資格に関する特例)
第百十八條 次の各号の一に該当する場合には、当該各号に規定する者の遺族に、遺族年金を支給し、遺族一時金は、支給しない。この

一 第七條第一項第一号の期間のうち、第九條の規定により消防組合員であつた期間に算入され、又は消防組合員であつた期間とみなされた期間 消防職員

(消防組合員の遺族年金の受給資格に関する特例)
第百十八條 次の各号の一に該当する場合には、当該各号に規定する者の遺族に、遺族年金を支給し、遺族一時金は、支給しない。この

(消防組合員の遺族年金の受給資格に関する特例)
第百十八條 次の各号の一に該当する場合には、当該各号に規定する者の遺族に、遺族年金を支給し、遺族一時金は、支給しない。この

場合においては、新法第九十三条第一項第三号の規定は、適用しない。

一 消防組合員であつた期間が二十年未満である者が公務傷病による第一項又は第二項の規定による退職年金を受ける権利を有するものが公務傷病によらないで死亡したとき。

二 消防組合員であつた期間が二十年未満である者が公務傷病によらないで死亡した場合において、その死亡を退職とみなしたならば第九十条第一項又は第二項の規定による退職年金を受ける権利を有することとなること。

(消防組合員の遺族年金の額に関する経過措置)

第九十条 前条各号の規定による遺族年金の額は、当該各号に規定する退職年金の額の百分の五十に相当する金額とする。

二 第四十二条の規定は、前項の遺族年金の額について準用する。

三 前二項の規定により算定した遺族年金の額が、前条の規定を適用しないものとして算定した遺族年金の額より少ないときは、当該金額を遺族年金の額とする。

四 第九十条第四項の規定は、前項の場合において、前条の規定を適用しないものとして算定するときについて準用する。

(更新組合員に係る遺族年金からの控除)

第九十二条 第九十五条に規定する更新組合員であつた者が死亡したことに支給される遺族年金

からの控除については、第四十二条及び第四十四条の規定の例による。

(再就職者の取扱い)

第二百一十一条 第九十条から前条までの規定は、消防職員又は消防公務員であつた者が組合員となつたものの(消防職員又は消防公務員であつた更新組合員を除く。)について準用する。この場合において、第九十条第三項中「第八号若しくは第十号」とあるのは「第五十五号第一項において準用する第八号若しくは第十号」と、「この条第一項若しくは前項」とあるのは「第九十条第二項」と読み替へるものとする。

第四節 船員組合員に関する経過措置

(旧市町村共済法の船員組合員であつた者の取扱い)

第二百二十二条 船員保険の被保険者である旧市町村共済法の船員組合員(以下この条及び次条において「旧市町村共済法の船員組合員」という。)であつた組合員に対する新法第九十七号及び第九十八号の規定の適用については、その者が旧市町村共済法の船員組合員であつた間、船員組合員(新法第九十五号に規定する船員組合員をいう。)であつたものとみなす。

(旧市町村共済法の船員組合員であつた者の長期給付の特例)

(当該更新組合員であつた者が再び組合員となつたものを含む。)に係る新法第九十七号第一項第一号に掲げる組合員として受けるべき退職給付若しくは遺族給付又は同条第二項第一号に掲げる給付のうち廃業給付(施行日前の公務によらない病気又は負傷に係るものに限り。)については、その者の第七号第一項第二号の期間は、その者が更新組合員である間、旧市町村共済法の適用を受ける者であつたものとみなして旧市町村共済法第九十条及び第九十二条の規定の例により計算するものとする。

第八章 未帰還更新組合員に関する経過措置

(未帰還更新組合員に関する特例)

第二百二十四条 未帰還者留家族等援護法(昭和二十八年法律第六十一号)第二号第一項に規定する未帰還者等新法の施行の際恩給法の適用を受けるもの又は旧市町村共済法の適用を受けるものは、新法第二号第一項第一号の規定にかかわらず、職員とみなして、新法及びこの法律の規定を適用する。

二 前項の規定の適用を受ける更新組合員(以下「未帰還更新組合員」という。)で施行日前に法律第九十五号附則第三十条第一項第一号又は第二号の規定により退職したものとみなされ、普通恩給を給されたものについては、その者の妻、未成年の子、父母又は祖父母で内地に居住しているものに対し、これらの者の申請により、施行日の属する月から当該未帰還更新組合員が帰国した日(海外にある間に

死亡した場合には、死亡の判明した日。以下この条において同じ。)の属する月まで、当該未帰還更新組合員が同項の規定により受けることができたる普通恩給の年額に相当する金額の年金を支給する。

三 施行日に法律第九十五号附則第三十条第一項に規定する未帰還公務員である未帰還更新組合員(前項の規定の適用を受ける者を除く。)が同日以後も当該未帰還公務員であるものとした場合に同条第一項第二号の規定により退職したものとみなされ、普通恩給を給されるべき者であるときは、その者の妻、未成年の子、父母又は祖父母で内地に居住しているものに対し、これらの者の申請により、その退職とみなされる日の属する月の翌月から当該未帰還更新組合員が帰国した日の属する月まで、当該普通恩給の年額に相当する金額の年金を支給する。

四 前二項の規定による年金を受けべき者の順位は、妻、未成年の子、父母、祖父母の順序とする。この場合においては、新法第四十五号第二項の規定を準用する。

五 第二項又は第三項に規定する未帰還更新組合員については、その者に係る前項に規定する者のうちの先順位者が施行日から六十日を経過する日以前にこの項の規定の適用を受ける旨を申し出た場合には、施行日から当該未帰還更新組合員が帰国した日まで、新法及びこの法律の長期給付に関する規定並びに第四号第一項の規定の適用がないものとして取り扱うことが

できる。この場合においては、第二項及び第三項の規定は、適用しない。

六 前項の申出がなかつた未帰還更新組合員については、第五号第二項第三号の規定は、適用しない。

七 未帰還更新組合員が施行日前に旧市町村共済法の退職年金を受ける権利を有する者又はその施行日の前日まで引き続き旧長期組合員期間が二十年以上である当該権利を有しない者であるときは、その者の未帰還者留家族等援護法第四号に規定する留家族(次項において「留家族」という。)で留家族手当の支給を受けることができ、その者の申請により、施行日の属する月から当該未帰還更新組合員が帰国した日の属する月まで年金を支給する。

八 未帰還更新組合員(施行日前に旧市町村共済法の退職年金を受ける権利を有する者を除く。)の施行日の前日まで引き続き旧長期組合員期間が二十年未満である場合において、当該期間と施行日以後の組合員期間とを合算した期間が二十年に達したときは、その者の留家族で留家族手当の支給を受けることができるものに対し、その二十年に達した日の属する月の翌月から当該未帰還更新組合員が帰国した日の属する月まで年金を支給する。

九 前二項の規定による年金の額は、前二項の未帰還更新組合員につき政令で定める仮定給料の四月分に相当する金額とする。

10 第二項又は第三項の規定による年金は、未帰還更新組合員が四十五歳に達するまではその全額、五十歳に達するまではその百分の五十に相当する金額、五十五歳に達するまではその百分の三十に相当する金額の支給を停止し、第七項又は第八項の規定による年金は、未帰還更新組合員が五十歳に達するまでは、その支給を停止する。

11 同一の未帰還更新組合員について第二項又は第三項の規定による年金及び第七項又は第八項の規定による年金の支給を受けることとなつた者に対しては、その受けることとなつた時から第二項又は第三項の規定による年金は、支給しない。この場合において、第七項又は第八項の規定により支給すべき年金の額が第二項又は第三項及び前項の規定によりその年において支給すべき年金の額より少ないときは、その額を第七項又は第八項の規定による年金の額とする。

12 未帰還更新組合員に対する新法の規定の適用については、その者に係る未帰還者留守家族等援護法第五條第一項又は同法附則第九項若しくは第十項の規定による留守家族手当若しくは特別手当(以下「手当等」という。)をもつてその者の収入とみなし、その者の昭和二十八年七月三十一日における給料

の額をもつてその者の給料の額とみなす。

13 手当等の支給機関(二以上の機関が手当等を支給する場合)には、当該機関のうち自治大臣が定めるもの(以下「手当等支給機関」という。)は、手当等を支給する際、掛金に相当する金額を控除して、これを組合員に代わつてその所属する組合に払い込まなければならない。この場合においては、新法第百十五條第三項の規定を準用する。

14 前各項に規定するもののほか、未帰還更新組合員に対する新法及びこの法律の長期給付に関する規定の適用について必要な事項は、政令で定める。

15 未帰還者留守家族等援護法第二條第一項に規定する未帰還者で新法の施行の際退職年金条例又は共済条例の適用を受けていたものの取扱ひについては、前各項の規定の例による。

第九章 公庫公団等の役員に
関する経過措置

第二百二十五條 施行日に現に住宅金融公庫に在職する者(同公庫に在職することとなつた日の前日において職員であつた者に限る。)で住宅金融公庫法の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第二十五号)附則第二項の規定により恩給法の規定が準用されているものは、恩給に関する法令の規定の適用については、第六項の規定の適用がある場合を除き、施行日の前日において退職したものとし、みなす。

2 前項の規定に該当する者(以下「公庫職員」という。)が、施行日から六十日以内に、政令で定めるところにより、その者の施行日以後の引き続き公庫職員としての在職期間を、これに引き続き再び組合員の資格を取得したとき(以下「復帰したとき」という。)の新法第四十條の規定による組合員期間の計算上組合員期間とみなされることを希望する旨を組合に申し出たときは、その者に係る恩給(次に掲げるものを除く。)は、その申出をした者(以下この条において「復帰希望職員」という。)が引き続き公庫職員として在職する間、その支払を差し止める。

一 その者が恩給に関する法令の規定により遺族として受ける恩給

二 その者が施行日前に支払を受けるべきであつた恩給で同日前にその支払を受けなかつたもの

三 増加恩給、傷病年金及び傷病賜金

3 復帰希望職員が引き続き公庫職員として在職し、引き続き復帰したときは、新法及びこの法律の長期給付に関する規定(新法第六章の規定を除く。)の適用については、その者は、施行日以後の公庫職員であつた間、引き続き組合員であつたものとみなす。

4 前項の規定の適用を受けた者に係る恩給(第二項各号に掲げるものを除く。)を受ける権利は、施行日の前日に消滅したものとし、みなす。ただし、増加恩給と併給される普通恩給を受ける権利は、同日

からその者が復帰した日の前日まで停止したものとす。

5 新法第百四十條第二項ただし書及び第三項から第五項までの規定は、復帰希望職員について準用する。この場合において、同条第四項中「当該復帰希望職員の転出の時」とあるのは、「施行日」と読み替へるものとする。

6 第一項に規定する者のうち、施行日の前日において退職したものとみなした場合に普通恩給を受ける権利を有しないこととなる者は、恩給に関する法令の規定の適用については、その者の引き続き公庫職員としての在職期間中普通恩給についての最短期間中に達する日において退職したものとし、その者については、前四項の規定を準用する。この場合において、前四項中「施行日」とあるのは、「普通恩給についての最短期間中に達する日」と読み替へるものとする。

第二百二十六條 施行日に現に住宅金融公庫に在職する者(同公庫に在職することとなつた日の前日において職員であつた者に限る。)でその者が引き続き住宅金融公庫に在職する間に限りその者を年金条例職員として勤続するものとみなし、退職年金条例の規定が準用されているものの新法及びこの法律の長期給付に関する規定の適用については、前条の規定の例による。

(公団等の職員に関する経過措置)
第二百二十七條 施行日に現に日本住宅公団、愛知用水公団、農地開発

機械公団、日本道路公団、森林開発公団、原子燃料公社、公営企業金融公庫、労働福祉事業団、中小企業信用保険公庫、首都高速道路公団、雇用促進事業団又は阪神高速道路公団(以下この項及び第百三十六條第三項において「公団等」という。)に在職する者(公団等に在職することとなつた日の前日において職員であつた者に限る。)で、引き続き公団等に在職し、更に引き続き恩給公務員である職員又は年金条例職員となつたものとした場合に、次に掲げる法律の規定又はこれに相当する退職年金条例の規定により当該公団等の職員としての在職を恩給公務員若しくは年金条例職員として勤務するものとみなされ、又は当該公団等の職員としての在職年数を恩給公務員である職員の在職年の年数若しくは年金条例職員の在職年の年数に算入されることとなるもの(以下「公団等職員」という。)

が、施行日から六十日以内に、政令で定めるところにより、その者の施行日以後の引き続き公団等職員としての在職期間を、これに引き続き復帰したときの新法第四十條の規定による組合員期間の計算上組合員期間とみなされることを希望しない旨を組合に申し出たときは、第五十五條第三項の規定は、その者については適用しない。

一 日本住宅公団法(昭和三十年法律第五十三号)第五十九條第一項、第三項及び第四項並びに恩給法の一部を改正する法律

保險者であつた期間以外の期間

昭和三十三年四月二十三日 参議院會議録第十八号(その三) 地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法案

は、第十条第一号の期間に該当するものとする。

3 前二項に規定するもののほか、組合役職員又は連合会役職員である組合員に対する新法及びこの法律の長期給付に関する規定の適用について必要な事項は、政令で定める。

第十一章 国の職員等であつた者に關する経過措置

(国の職員等であつた組合員の取扱ひ)

第百三十一条 国の職員又は国の職員とみなされる者(職員である者を除く。以下この条において「国の職員等」といふ。)であつた組合員は、この法律(第九章及び次項を除く。)の規定の適用については、国の職員等であつた間、職員であつたものとみなす。

2 国の更新組合員である国の職員等であつた組合員に第十条(第十五条第一項において準用する場合を含む。)の規定を適用する場合においては、その者の次の期間に、第十条各号に掲げる期間に該当するものとする。

一 旧国民医療法に規定する日本医療団に勤務していた者で日本医療団の業務の政府への引継ぎに伴ひ、引き続き国の職員等となつたものの日本医療団に勤務していた期間のうち恩給公務員期間を除いた期間

二 法律第五十五号附則第四十二条第一項に規定する外国政府職員に係る外国政府に昭和二十八年八月八日まで引き続き勤務し

ていた者でその後国の職員等となつたものの当該外国政府に勤務していた期間のうち年金条例職員期間及び恩給公務員期間を除いた期間

三 地方鉄道会社(公共企業体職員等共済組合法附則第十一条第三項に規定する地方鉄道会社をいう。)に勤務していた者で当該会社所属の鉄道の買収に際して国に引き継がれ、その後国の更新組合員となるまで引き続き国の職員等であるものの当該会社に勤務していた期間で買収の時まで引き続きしているものうち恩給公務員期間を除いた期間

四 国際電気通信株式会社、日本電信電話工事株式会社又は日本電信設備株式会社に勤務していた者でこれらの会社の買収に際して国に引き継がれ、その後国の更新組合員となつた日まで引き続き国の職員等であるもののこれらの会社に勤務していた期間で買収の時まで引き続きしているものうち恩給公務員期間を除いた期間

3 前二項に規定するもののほか、国の職員等であつた組合員に対する新法及びこの法律の長期給付に関する規定の適用について必要な事項は、政令で定める。

(警察職員等であつた組合員の取扱ひ)

第百三十二条 新法による改正前の国の新法附則第十三条に規定する警察職員等である国の職員等であつた組合員に対する長期給付については、その者が警察職員等であつた間、警察職員であつたものと、国の新法及び国の施行法の規定による給付は新法及びこの法律中のこれらの規定に相当する規定による給付とみなして、新法及びこの法律の規定を適用する。

つた間、警察職員であつたものと、国の新法及び国の施行法の規定による給付は新法及びこの法律中のこれらの規定に相当する規定による給付とみなして、新法及びこの法律の規定を適用する。

第十二章 雑則

(期間計算の方法)

第百三十三条 この法律に基づく給付を受ける権利の基礎となる期間の計算は、この法律に別段の規定があるもののほか、その初日の属する月から起算し、その最終日の属する月をもつて終わるものとし、二以上の期間を合算する場合において、前の期間の最終日と後の期間の初日とが同一の月に属するときは、後の期間は、その初日の属する月の翌月から起算するものとする。

2 新法第二百二十七条の規定は、この法律に定める権利に関する申出の期間を計算する場合について準用する。

(この法律に基づく給付の取扱ひ)

第百三十四条 この法律に別段の規定があるもののほか、次の各号に掲げる給付は、それぞれ当該各号に掲げる新法の規定による給付とみなす。

一 この法律の規定による退職年金、退職一時金、廃疾年金、廃疾一時金、遺族年金又は遺族一時金、それぞ新法の規定による退職年金、退職一時金、廃疾年金、廃疾一時金、遺族年金又は遺族一時金

二 第四十七条第一項、第四十九条第二項(第五十二条第二項に

おいて準用する場合を含む。)、第五十条第二項(第五十三条第二項において準用する場合を含む。)、又は第六十三条第九項の規定による一時金、新法の規定による退職一時金(第四十七条第一項第一号又は第六十三条第九項の規定により遺族に支給される一時金にあつては、新法の規定による遺族一時金)

三 第百二十四条第二項、第三項、第七項又は第八項の規定による年金、新法の規定による遺族年金

(債務の保証)

第百三十五条 更新組合員又は施行日以後に組合員となつた者が国民金融公庫に担保に供していた退職料等若しくは恩給又は共済法の退職年金若しくは国の旧法の退職年金が第五十五条第二項本文又は第六十五条第二項本文(これらの規定を第五十五条第一項において準用する場合を含む。)の規定により消滅したときは、組合は、当該退職料等若しくは恩給又は共済法の退職年金若しくは国の旧法の退職年金につき民法(明治二十九年法律第八十九号)の保証債務と同一の債務を負う。

(経過措置に伴う費用の負担)

第百三十六条 第二章から第九章まで及び第十一章の規定により職員(新法第四十二条第一項に規定する国の職員を含む。)である組合員について生ずる組合の追加費用は、第三項の規定により同項に規定する法人が負担すべき金額を除

き、政令で定めるところにより、国又は地方公共団体が負担する。

2 第二章から第七章まで及び第十章の規定により組合役職員又は連合会役職員である組合員について生ずる組合の追加費用は、政令で定めるところにより、組合又は連合会が負担する。

3 公団等その他政令で定める法人は、政令で定めるところにより、第七條(第五十五条第一項において準用する場合を含む。及び第九章の規定によりこれらの法人に勤務していた期間を組合員期間に算入される者に係る長期給付で当該勤務していた期間に係るものの支払に充てる金額を負担し、これを組合員に払い込むものとする。

(資金の運用の特例)

第百三十七条 地方職員共済組合又は警察共済組合が新法第四十二条第三項の規定により資金運用部に預託して運用しなければならぬ金額は、当分の間、同項の規定にかかわらず、同項に規定する金額に達するまで、施行日以後における責任準備金の増加額のうち政令で定める割合に相当する金額とする。

六八八

から当該被保険者であつた者が属する組合に交付するものとする。

(政令への委任)

第百三十九条 この法律に規定するもののほか、新法及びこの法律の長期給付に関する規定の施行に關して必要な事項は、政令で定め

第十三章 互助会の会員であつた者に関する経過措置等

(定義)

第百四十条 この章において「旧互助年金法」とは、新法による廃止前の地方議会議員互助年金法(昭和三十六年法律第二十号)をいい、「互助会」とは、旧互助年金法第二条第二項に規定する地方議会議員互助会をいい、「共済会」とは、新法第百五十一条第一項に規定する地方議会議員共済会をい

る。

(互助会の会員であつた者の取扱)

第百四十一条 互助会の会員であつた共済会の会員は、それぞれ都道府県議会議員互助会、市議会議員互助会又は町村議会議員互助会の会員であつた間、都道府県議会議員共済会、市議会議員共済会又は町村議会議員共済会の会員であつたものと、その者のこれらの互助会の会員であつた期間はこれらの当該共済会の会員である期間と、旧互助年金法の規定(互助会が支給する年金に係る部分に限る。)はこれに相当する新法の規定と、互助会が支給する年金はこれに相当する共済年金と、それぞれみなす。

2 施行日の前日までの間における地方公共団体の議会の議員としての在職期間(昭和二十二年四月三十日以降の地方議会議員の在職期間に限る。)

互助会の会員でなかつた期間については、都道府県の議会の議員としての在職期間は都道府県議会議員互助会の会員であつた期間と、市の議会の議員としての在職期間は市議会議員互助会の会員であつた期間と、町村の議会の議員としての在職期間は町村議会議員互助会の会員であつた期間とみなして、前項の規定を適用する。ただし、新法附則第三十五条第二項の規定により共済会に払い込まなければならぬ金額を払い込まなかつた者の昭和三十六年七月一日以降の当該期間については、この限りでない。

3 施行日以前において、市町村の廃置分合若しくは境界変更により町村が市となり若しくは市が町村となつた場合又は町村を市とし若しくは市を町村とする処分があつた場合の共済年金の基礎となるべき施行日前の地方議会議員の在職期間と施行日以後の地方議会議員の在職期間との合算については、新法第百五十九条第二項の規定の例による。

(共済年金からの控除)

第百四十二条 昭和二十二年四月三十日から昭和三十六年六月三十日までの間における地方議会議員としての在職期間を有する共済会の会員又はその遺族に共済年金を支給するときは、当該在職期間につき旧互助年金法附則第三項の規定により減額すべきこととされている額を、同項及びこれに基づく互助会の規約の規定の例により控除するものとする。

(旧互助年金法の規定による互助年金の取扱)

第百四十三条 施行日前に給付事由が生じた旧互助年金法の規定による互助年金については、なお従前の例により、共済会が支給する。

第十四章 他法律の一部改正

(厚生保険特別会計法の一部改正)

第百四十四条 厚生保険特別会計法(昭和十九年法律第十号)の一部を次のように改正する。

第二十三条中「市町村職員共済組合法(昭和二十九年法律第二百四号)附則第三十五項」を「地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十七年法律第百三十八号)」に改める。

(地方自治法の一部改正)

第百四十五条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

附則第七条の次に次の一条を加える。

(給付の特例)

第七条の二 地方公共団体は、地方公務員共済組合法(昭和三十七年法律第百三十八号)の施行日の前日、当該地方公共団体の退職年金及び退職一時金に関する条例の適用を受けていた職員が引き続き当該地方公共団体の職員として在職して退職し、その者が同法及び地方公務員共

済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十七年法律第百三十八号)の規定による退職年金を受けることとなるときにおいて、当該退職年金の額が、同法第五

条第一項の規定を適用しないものとした場合において、その者が受けることとなる当該地方公共団体の退職年金及び退職一時金に関する条例(同法第二条第三項の規定の適用があるものと

する。)に規定する年金である給付の額(その額が地方公務員共済組合法第四十四条第二項に規定する給料年額の百分の八十に相当する金額をこえるときは、当該金額とする。)より少ないときは、第二百四十四条の二の規定にかかわらず、その者に対し、条例で定めるところにより、その差額の範囲内の金額の給付をすることができ

る。

(地方財政法の一部改正)

第百四十六条 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第十条第一号の二及び第三十四条第一項第五号中「長期給付に要する経費」の下に「(共済組合の長期給付に要する追加費用に係る経費を含む。)」を加える。

(義務教育費国庫負担法の一部改正)

第百四十七条 義務教育費国庫負担法(昭和二十七年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

2 国は、地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十七年法律第百三十八号)第百三十六条第一項の規定により

都道府県が負担する公立の義務教育諸学校に係る市町村立学校職員給与負担法第一条に掲げる職員についての経費を第二条の規定の例により負担するものとする。

(未帰還者留守家族等援護法の一部改正)

第百四十八条 未帰還者留守家族等援護法の一部を次のように改正する。

第十四条中「又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第二百四十九号)第四十九条」の下に「地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十七年法律第百三十八号)第二百四十四条」を加える。

附則第四十九項中「国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第四十九号」の下に「地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第二百四十四条」を加える。

(国民金融公庫が行う恩給担保金に關する法律の一部改正)

第百四十九条 国民金融公庫が行う恩給担保金に關する法律(昭和二十九年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

昭和三十七年四月二十三日 参議院會議録第十八号(その三) 地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法案

務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十七年法律

第三号)第三号(施行日前に給付事由が生じた給付の取扱い等)及び第二百二十四条(未帰還更新組合員に関する特例)に改める。

(公立養護学校整備特別措置法の一部改正)

第五十号 公立養護学校整備特別措置法(昭和三十一年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

附則第七項を附則第八項とし、附則第六項を附則第七項とし、附則第五項の次に次の一項を加える。

6 国は、地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十一年法律第三号)第百三十六條第一項の規定により都道府県が負担する公立の養護学校の小学部及び中学部に係る市町村立学校職員給与負担法第一条に掲げる教職員についての経費を第五條の規定の例により負担するものとする。

(国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正)

第五十一條 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部を次のように改正する。

目次中「第二節 警察職員等に関する経過措置」を「第二節 衛視等に関する経過措置」に、「第九章 特殊の組合員に関する経過措置(第四十九條―第五十一條の三)」を「第九章 特殊の組合員に関する経過措置(第四十九條・第九條の二 地方の長期組合員であつた者に関する経過措置)」と改める。

五十條(第五十一條―第五十一條の三)に改める。

第二章第一項第三号中「警察職員等、警察職員等の俸給年額又は地方職員等、衛視等、衛視等の俸給年額又は警察職員等」を「新法附則第二條第一項を「新法附則第十三條の九」に、同項第十七号の二中「警察職員等」を「衛視等」に改める。

第八章第二節の節名中「警察職員等」を「衛視等」に改める。

第四十三條から第四十八條の二まで(見出しを含む)中「警察職員等」を「衛視等」に改める。

第五十一條から第五十一條の三までを削り、第九章の次に次の一章を加える。

第九章の二 地方の長期組合員であつた者に関する経過措置等

(地方の長期組合員である職員であつた組合員の取扱い)

第五十一條 地方の長期組合員(新法第百二十六條の二第一項に規定する地方の組合の組合員のうち地方公務員共済組合法(昭和三十一年法律第三号)以下「地方の新法」という)の長期給付に関する規定の適用を受ける者をいう。以下同じ。である職員であつた長期組合員に対しては、その者が地方の長期組合員であつた間、長期組合員であつたものと、地方の新法及び地方公務員共済組合法の長期給付に関する

る施行法(昭和三十一年法律第三号)以下「地方の施行法」という)の規定による給付は新法及びこの法律中のこれらの規定に相当する規定による給付とみなして、新法及びこの法律の規定を適用する。

2 地方の長期組合員である職員であつた長期組合員(地方の長期組合員となる前に長期組合員であつた者を除く)についてこの法律の規定を適用する場合において、第二十二條、第二十七條及び第二十八條中「施行日」とあるのは、「地方の長期組合員となつた日」とする。

3 地方の施行法第五十五條第一項第二号に掲げる者である職員であつた長期組合員に対する長期給付については、前二項に規定するもののほか、その者が同号に掲げる者であつた間、第四十一條第一項第二号に掲げる長期組合員であつたものと、その者に係る恩給又は旧法の規定による退職年金で地方の施行法による法律中の相当する規定によつて消滅したものとみなして、この法律の規定を適用する。この場合において、第七條第一項各号列記以外の部分中「施行日前の次の期間」とあるのは「地方の施行法第五十五條第一項第二号に掲げる者となつた日」の次の期間(同日の属する月を除く)とし、第二條第二項及び第十三條第三項中「施行日」とあるのは「地方の施行法第五十五條第一

項第二号に掲げる者となつた日(同号に掲げる者となる前に第四十一條第一項第二号に掲げる者であつたものにあつては、同号に掲げる者となつた日)とする。

4 前三項に規定するもののほか、地方の長期組合員である職員であつた長期組合員に対する長期給付に関する規定の適用に關して必要な事項は、政令で定める。

(地方の職員等であつた組合員の取扱い)

第五十一條の二 地方の職員(常時勤務に服することを要する地方公務員(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一號)第二十七條第二項に規定する休職の処分を受けた者、同法第二十九條第一項に規定する停職の処分を受けた者、法律又は条例の規定により職務に専念する義務を免除された者及び常時勤務に服することを要しない地方公務員のうちその勤務形態が常時勤務に服することを要する地方公務員に準ずる者で政令で定めるものを含むものとする)をいう。以下同じ。又は地方の職員とみなされる者(職員である者を除く)以下「地方の職員等」という)であつた長期組合員は、地方の職員等であつた間、職員であつたものとみなして、この法律(第三項を除く)の規定を適用する。この場合においては、退職年金条例(恩給に相当する給

付に関する地方公共団体の条例をいう。以下同じ)の適用を受ける者又は地方の新法による廃止前の市町村職員共済組合法(昭和二十九年法律第二百四号)以下「旧市町村職員共済組合法」という)の退職給付、廃疾給付及び遺族給付に関する規定の適用を受ける者若しくは共済条

例(同法附則第二十一項後段に規定する長期給付に相当する給付に關する地方公共団体の条例(退職年金条例を除く)及び当該給付を行ふことを目的とする団体の当該給付に關する規程をいう。以下同じ)の適用を受ける者であつた地方の職員等は、これらの者であつた間、恩給公務員又は旧長期組合員として在職したものと、当該退職年金条例又は旧市町村職員共済組合法若しくは共済条

例又は旧市町村職員共済組合法若しくは共済条

例又は旧市町村職員共済組合法若しくは共済条

例又は旧市町村職員共済組合法若しくは共済条

例又は旧市町村職員共済組合法若しくは共済条

例又は旧市町村職員共済組合法若しくは共済条

例又は旧市町村職員共済組合法若しくは共済条

例又は旧市町村職員共済組合法若しくは共済条

付に關する地方公共団体の条例をいう。以下同じ)の適用を受ける者又は地方の新法による廃止前の市町村職員共済組合法(昭和二十九年法律第二百四号)以下「旧市町村職員共済組合法」という)の退職給付、廃疾給付及び遺族給付に関する規定の適用を受ける者若しくは共済条

例(同法附則第二十一項後段に規定する長期給付に相当する給付に關する地方公共団体の条例(退職年金条例を除く)及び当該給付を行ふことを目的とする団体の当該給付に關する規程をいう。以下同じ)の適用を受ける者であつた地方の職員等は、これらの者であつた間、恩給公務員又は旧長期組合員として在職したものと、当該退職年金条例又は旧市町村職員共済組合法若しくは共済条

例又は旧市町村職員共済組合法若しくは共済条

例又は旧市町村職員共済組合法若しくは共済条

例又は旧市町村職員共済組合法若しくは共済条

例又は旧市町村職員共済組合法若しくは共済条

例又は旧市町村職員共済組合法若しくは共済条

例又は旧市町村職員共済組合法若しくは共済条

しくは旧法の規定による退職年金又は退職年金条例、旧市町村職員共済組合法若しくは共済条例の規定による給付を受ける権利につき地方の施行法の規定によつてした申出はこの法律中の相当する規定によつてした申出と、地方の施行法の規定によつて消滅した恩給若しくは旧法の規定による退職年金又は退職年金条例、旧市町村職員共済組合法若しくは共済条例の規定による給付はこの法律中の相当する規定によつて消滅したものとみなして、この法律の規定を適用する。この場合において、第二十条第一項第七号中「この法律の施行の日」とあるのは「地方の更新組合員となつた日（地方の更新組合員となる前に更新組合員であつた者にあつては、施行日）」とする。

8 地方の職員等であつた長期組合員に対する第七条第一項第五号又は第九条第一号の規定の適用については、その者の地方の職員等であつた期間には、国又は地方公共団体以外の法人に勤務する者で、退職年金条例の適用を受ける者又は旧市町村職員共済組合法の退職給付、廃疾給付及び遺族給付に関する規定の適用を受ける者若しくは共済条例の適用を受ける者に該当するものであつた期間（退職年金条例又は旧市町村職員共済組合法若しくは共済条例の規定による給付の基礎となる期間を除く。）を含むものとする。

4 地方の更新組合員である地方の職員等であつた長期組合員に第九条（第四十一條第一項又は第四十二條第一項）において準用する場合を含む。）の規定を適用する場合においては、その者の次の期間は、第九条各号に掲げる期間に該当するものとする。

一 旧国民医療法に規定する日本医療団に勤務していた者で日本医療団の業務の地方公共団体への引継ぎに伴い、引き続いて地方の職員等となつたものの日本医療団に勤務していた期間のうち年金条例職員期間（退職年金条例の適用を受ける者として在職した期間（当該期間とみなされる期間、当該期間に連算される期間及び当該退職年金条例の規定による給付の算定の基礎となる年月数の計算上当該期間に加えられる期間を含む。）をいう。以下同じ。）を除いた期間

二 法律第五十五号附則第四十二條第一項に規定する外国政府職員に係る外国政府に昭和二十年八月八日まで引き続き勤務していた者でその後地方の職員等となつたものの当該外国政府に勤務していた期間のうち恩給公務員期間及び年金条例職員期間を除いた期間

5 地方の職員等であつた長期組合員で第一号に掲げる給付を受けた第七條第一項第一号の期間

若しくは施行日以後の組合員期間（恩給公務員に該当する者であつた期間に限る。）又は第二号に掲げる給付を受けた同項第一号から第四号までの期間若しくは同日以後の組合員期間を有するものに退職年金又は廃疾年金を支給するときは、その受けたこれらの給付の額（すでに控除を受けた額があるときは、その額を控除した額とし、次項において「普通恩給等受給額」という。）に相当する額に達するまで、支給時に際し、その支給時に係る支給額の二分の一に相当する額を控除する。

一 普通恩給増加恩給と併給される普通恩給を除く。）又はこれに相当する退職年金条例の給付（これらの給付を受ける権利につき第五條第二項ただし書の申出をしなかつた者の当該申出をしなかつた給付を除く。）

二 旧法の退職年金又はこれに相当する旧市町村職員共済組合法若しくは共済条例の給付（これらの給付を受ける権利につき第六條第一項ただし書の申出をした者の当該申出をした給付を除く。）

6 前項に規定する長期組合員又は当該長期組合員であつた者が死亡したことに伴ひ遺族年金を支給するときは、普通恩給等受給額（前項の規定によりすでに控除された額があるときは、その額を控除した額の二分の一に相当する額に達するまで、支給時に際し、その支給時に係る支給額の二分の一に相当する額を控除する。）

7 地方の更新組合員（地方の施行法第五十五條第一項第二号に掲げる者を含む。）である地方の職員等であつた長期組合員に対してこの法律の規定を適用する場合においては、その者の第七條第一項第一号の期間に係る退職年金条例の規定又は同項第二号から第四号までの期間に係る共済条例の規定がそれぞれ第一号又は第二号に掲げる基準に従つて定められていないものであるときは、その者又はその者の遺族に対する長期給付の支給については、第一項及び第三章から第七章までの規定にかかわらず、地方の施行法（第十四條、第七十一條、第九十三條及び第九十四條を除く。）の規定の例による。

一 普通恩給に相当する退職年金条例の給付についての最短期間が十七年であり、かつ、その給付の年額が、在職期間が十七年の場合においては退職当時の給料年額の百五十分の五十に相当する金額であり、在職期間が十七年をこえる場合においては当該金額にそのこえる年数一年につき当該給料年額の百五十分の一に相当する金額を加えた金額であること。

二 旧法の退職年金に相当する共済条例の給付についての最短期間が二十年であり、かつ、その給付の年額が、在職期間が二十年の場合においては当該金額にそのこえる年数一年につき当該給料年額の百五十分の一に相当する金額を加えた金額であること。

8 地方の更新組合員である地方の職員等であつた長期組合員の地方の施行法第六十四條第一項に規定する厚生年金保険の被保険者であつた期間の取扱いは、例による。

9 前八項に規定するもののほか、地方の職員等であつた長期組合員に対する長期給付に関する規定の適用に關して必要な事項は、政令で定める。（警察職員であつた長期組合員の取扱ひ）

第五十一條の三 警察職員であつた長期組合員に対する長期給付については、その者が警察職員であつた間、監視等であつたものと、地方の新法及び地方の施行法の規定による給付は新法及びこの法律中の相当する規定による給付とみなして、新法及びこの法律の規定を適用する。

2 地方の更新組合員（地方の施行法第五十五條第一項の規定の適用を受ける者を含む。）である警察職員であつた監視等に対する第八章第二節の規定の適用については、第四十四條第一項中

別表第二

一〇年六月以上一一年未満	二五七日
一一年以上一二年六月未満	二七〇日
一二年六月以上一二年未満	二八二日
一二年以上一二年六月未満	二九五目
一二年六月以上一三年未満	三〇七日
一三年以上一三年六月未満	三二〇日
一三年六月以上一四年未満	三三三目
一四年以上一四年六月未満	三五〇日
一四年六月以上一五年未満	三六五日
一五年以上一五年六月未満	三八〇日
一五年六月以上一六年未満	三九五目
一六年以上一六年六月未満	四一〇日
一六年六月以上一七年未満	四二七日
一七年以上一七年六月未満	四四五日
一七年六月以上一八年未満	四六二日
一八年以上一八年六月未満	四八〇日
一八年六月以上一九年未満	四九七日
一九年以上一九年六月未満	五一五日
一九年六月以上二〇年未満	五三二日

療疾の程度	金 額
一 級	二二五、〇〇〇円
二 級	一三三、〇〇〇円
三 級	七八、〇〇〇円

備考

一 療疾の程度は、新法別表第四の上欄に掲げる療疾の程度による。

二 療疾の程度が一級に該当する者については、この表の一級の金額に二万四千円を加算する。

三 第二十九条に規定する療疾年金を受ける者（以下「受給権者」という。）に被扶養者があつた場合には、その一人につき四千八百円を加算する。

四 前号において「被扶養者」とは、次に掲げる者で受給権者の退職の当時から引き続き主としてその者の収入により生計を維持するものをいう。

イ 受給権者の妻である配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

ロ 受給権者の子及び孫（十八歳未満でまだ配偶者がない者又は受給権者の退職の当時から引き続き新法別表第四の上欄に掲げる程度の療疾の状態にある者に限る。）

ハ 受給権者の夫である配偶者、父母及び祖父母（五十五歳以上である者又は受給権者の退職の当時から引き続き新法別表第四の上欄に掲げる程度の療疾の状態にある者に限る。）

五 受給権者の退職後生まれた子でその生まれた当時から引き続き主として受給権者の収入により生計を維持し、かつ、前号ロの要件を満たすものがあるときは、第三号の被扶養者とする。

六 前号の規定による被扶養者については、第三号の金額は、二千四百円とする。ただし、そのうちの一人については、第四号の子がない場合に限る、四千八百円とする。

昭和三十七年四月二十三日 参議院會議録第十八号(その三) 地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法案

六九四

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一部 十五円
(但し良質紙は二十円)
(送料別)
発行所 東京都新宿区市谷本町一五
大蔵省印刷局
電話九段御堂一五(官報課)